

令和4年3月定例会

委員会会議録

〔 総務文教常任委員会  
建設環境常任委員会  
健康福祉常任委員会 〕

行田市議会

## 令和4年3月行田市議会定例会委員会会議録目次

### ◎総務文教常任委員会（3月4日）

付託案件	1
出席委員（7名）	2
欠席委員（0名）	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開 会（午前 9時30分）	3
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議案第26号について	3
議案第26号の質疑	5
議案第26号の討論、採決	9
議案第27号について	9
議案第27号の質疑	10
議案第27号の討論、採決	12
休 憩（午前10時00分）	12
<hr/>	
再 開（午前10時01分）	12
議案第28号について	12
議案第28号の質疑	14
議案第28号の討論、採決	16
休 憩（午前10時13分）	16
<hr/>	
再 開（午前10時24分）	16
議案第29号について	17
議案第29号の質疑	18
議案第29号の討論、採決	19
議案第30号について	19

議案第30号の質疑	20
議案第30号の討論、採決	23
休憩（午前10時46分）	23
<hr/>	
再開（午前10時48分）	23
議案第6号について	23
休憩（午前11時45分）	39
<hr/>	
再開（午後0時58分）	39
議案第6号の質疑	39
散会の宣告	67
散会（午後2時35分）	67



◎総務文教常任委員会（3月7日）

付託案件	69
出席委員（7名）	70
欠席委員（0名）	70
説明のため出席した者	70
事務局職員出席者	71
開議（午前9時30分）	72
開議の宣告	72
議案第6号について	72
休憩（午前10時14分）	85
<hr/>	
再開（午前10時29分）	85
議案第6号の質疑	85
休憩（午前11時44分）	107
<hr/>	

再 開（午前 11時51分）	107
議案第6号について	108
休 憩（午後 0時04分）	111

---

再 開（午後 1時02分）	111
議案第6号について続行	111
議案第6号の質疑	119
休 憩（午後 2時09分）	129

---

再 開（午後 2時22分）	129
議案第6号について	129
議案第6号の質疑	131
休 憩（午後 2時34分）	133

---

再 開（午後 2時36分）	133
議案第6号について	133
議案第6号の質疑	135
休 憩（午後 2時56分）	139

---

再 開（午後 2時58分）	139
議案第6号について	139
議案第6号の質疑	141
休 憩（午後 3時15分）	144

---

再 開（午後 3時15分）	144
発言の申出	144
議案第6号の討論、採決	145
閉会の宣告	146
閉 会（午後 3時19分）	146
署名委員	147

## ◎建設環境常任委員会（２月２８日）

付託案件	149
出席委員（６名）	150
欠席委員（０名）	150
説明のため出席した者	150
事務局職員出席者	150
開会（午前 ９時２９分）	151
開会の宣告	151
現地視察について	151
休憩（午前 ９時３１分）	151
<hr/>	
再開（午前１０時３７分）	151
開議の宣告	152
議案第３３号について	152
議案第３３号の質疑	153
議案第３３号の討論、採決	162
休憩（午前１１時０９分）	162
<hr/>	
再開（午前１１時１２分）	162
議案第６号について	162
議案第６号の質疑	169
休憩（午後 ０時０８分）	177
<hr/>	
再開（午後 １時１０分）	177
発言の申出	177
議案第６号及び議案第１１号について	179
議案第６号及び議案第１１号の質疑	184

議案第 1 1 号の討論、採決	1 9 0
休 憩 (午後 1 時 5 6 分)	1 9 0
<hr/>	
再 開 (午後 2 時 0 6 分)	1 9 0
議案第 6 号及び議案第 1 2 号について	1 9 0
議案第 6 号及び議案第 1 2 号の質疑	1 9 5
議案第 1 2 号の討論、採決	2 0 2
休 憩 (午後 2 時 5 2 分)	2 0 3
<hr/>	
再 開 (午後 3 時 0 3 分)	2 0 3
議案第 6 号について	2 0 3
議案第 6 号の質疑	2 0 8
散会の宣告	2 2 1
散 会 (午後 4 時 1 7 分)	2 2 1

---

※

---

◎建設環境常任委員会 (3月1日)

付託案件	2 2 3
出席委員 (6名)	2 2 4
欠席委員 (0名)	2 2 4
説明のため出席した者	2 2 4
事務局職員出席者	2 2 4
開 議 (午前 9 時 3 0 分)	2 2 5
開議の宣告	2 2 5
議案第 1 5 号について	2 2 6
議案第 1 5 号の質疑	2 2 7
議案第 1 5 号の討論、採決	2 2 8
休 憩 (午前 9 時 4 0 分)	2 2 8

---

再 開（午前 9時41分）	2 2 8
議案第16号について	2 2 8
議案第16号の質疑	2 2 9
議案第16号の討論、採決	2 3 3
休 憩（午前 9時56分）	2 3 3
<hr/>	
再 開（午前10時08分）	2 3 3
議案第6号について	2 3 3
休 憩（午前11時11分）	2 4 9
<hr/>	
再 開（午前11時19分）	2 4 9
議案第6号の質疑	2 4 9
休 憩（午後 0時18分）	2 6 6
<hr/>	
再 開（午後 1時19分）	2 6 6
発言の申出	2 6 6
議案第8号について	2 6 8
議案第8号の質疑	2 7 0
議案第8号の討論、採決	2 7 1
休 憩（午後 1時36分）	2 7 1
<hr/>	
再 開（午後 1時39分）	2 7 1
議案第17号について	2 7 2
議案第17号の質疑	2 7 3
議案第17号の討論、採決	2 7 3
休 憩（午後 1時45分）	2 7 4
<hr/>	
再 開（午後 1時46分）	2 7 4
議案第6号について	2 7 4
休 憩（午後 2時37分）	2 8 8

---

再 開（午後 2時49分）	288
議案第6号の質疑	288
議請第6号の討論	309
議請第6号の採決	310
閉会の宣告	311
閉 会（午後 4時00分）	311
署名委員	313



◎健康福祉常任委員会（3月2日）

付託案件	315
出席委員（7名）	317
欠席委員（0名）	317
説明のため出席した者	317
事務局職員出席者	317
開 会（午前 9時29分）	318
開会の宣告	318
開議の宣告	319
議案第31号について	319
議案第31号の質疑	320
議案第31号の討論、採決	324
議案第32号について	324
議案第32号の質疑	325
議案第32号の討論、採決	327
議案第6号について	327
休 憩（午前10時22分）	332

---

再 開（午前10時32分）	332
---------------	-----

議案第 6 号の質疑	3 3 2
休 憩 (午前 1 1 時 1 2 分)	3 4 2
<hr/>	
再 開 (午前 1 1 時 1 9 分)	3 4 2
議案第 1 8 号について	3 4 3
議案第 1 8 号の質疑	3 4 4
議案第 1 8 号の討論、採決	3 4 7
休 憩 (午前 1 1 時 3 7 分)	3 4 7
<hr/>	
再 開 (午前 1 1 時 4 1 分)	3 4 7
議案第 1 9 号について	3 4 7
議案第 1 9 号の質疑	3 4 8
議案第 1 9 号の討論、採決	3 4 9
休 憩 (午前 1 1 時 5 1 分)	3 5 0
<hr/>	
再 開 (午後 0 時 5 8 分)	3 5 0
議案第 2 0 号について	3 5 0
議案第 2 0 号の質疑	3 5 1
議案第 2 0 号の討論、採決	3 5 2
議案第 2 1 号について	3 5 2
議案第 2 1 号の質疑	3 5 3
議案第 2 1 号の討論、採決	3 5 5
議案第 2 2 号について	3 5 5
議案第 2 2 号の質疑	3 5 6
議案第 2 2 号の討論、採決	3 6 0
議案第 2 3 号について	3 6 0
議案第 2 3 号の質疑	3 6 1
議案第 2 3 号の討論、採決	3 6 3
議案第 2 4 号について	3 6 4
議案第 2 4 号の質疑	3 6 5

議案第 24 号の討論、採決	365
休 憩 (午後 1時57分)	366
<hr/>	
再 開 (午後 2時04分)	366
議案第 7 号について	366
議案第 7 号の質疑	370
議案第 7 号の討論	375
議案第 7 号の採決	376
休 憩 (午後 2時46分)	376
<hr/>	
再 開 (午後 2時54分)	376
議案第 10 号について	376
議案第 10 号の質疑	378
議案第 10 号の討論	380
議案第 10 号の採決	381
休 憩 (午後 3時14分)	381
<hr/>	
再 開 (午後 3時17分)	381
議案第 9 号について	381
議案第 9 号の質疑	387
議案第 9 号の討論	397
議案第 9 号の採決	397
散会の宣告	398
散 会 (午後 4時31分)	398

※

◎健康福祉常任委員会 (3月3日)

付託案件	399
出席委員 (7名)	400

欠席委員（0名）	4 0 0
説明のため出席した者	4 0 0
事務局職員出席者	4 0 0
開 議（午前 9時30分）	4 0 1
開議の宣告	4 0 1
発言の申出	4 0 1
議案第6号について	4 0 2
休 憩（午前10時31分）	4 1 6
<hr/>	
再 開（午前10時39分）	4 1 6
議案第6号について続行	4 1 6
休 憩（午前11時24分）	4 2 5
<hr/>	
再 開（午前11時30分）	4 2 5
発言の申出	4 2 5
議案第6号の質疑	4 2 6
休 憩（午前11時54分）	4 3 3
<hr/>	
再 開（午後 0時58分）	4 3 3
議案第6号の質疑続行	4 3 3
休 憩（午後 1時58分）	4 4 9
<hr/>	
再 開（午後 2時08分）	4 4 9
議案第6号の質疑続行	4 4 9
議案第6号の討論	4 6 1
議案第6号の採決	4 6 2
閉会の宣告	4 6 2
閉 会（午後 2時59分）	4 6 2
署名委員	4 6 3



総務文教常任委員会

3月4日（金曜日）

令和4年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年3月4日（金曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件 議案第 6号 令和4年度行田市一般会計予算  
議案第26号 行田市立学校施設の利用に関する条例  
議案第27号 行田市公立学校設置条例の一部を改正する条例  
議案第28号 行田市立教育支援センター条例  
議案第29号 行田市教育文化センター条例の一部を改正する条例  
議案第30号 行田市公民館条例の一部を改正する条例
- 審査日程 **【教育委員会】**  
議案第26号 行田市立学校施設の利用に関する条例  
議案第27号 行田市公立学校設置条例の一部を改正する条例  
議案第28号 行田市立教育支援センター条例  
議案第29号 行田市教育文化センター条例の一部を改正する条例  
議案第30号 行田市公民館条例の一部を改正する条例  
議案第 6号 令和4年度行田市一般会計予算

○出席委員（7名）

委員長	江川直一	委員	3番	斉藤博美	委員
副委員長	細谷美恵子	委員	4番	香川宏行	委員
1番	高澤克芳	委員	5番	加藤誠一	委員
2番	福島ともお	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

吉田悦生	学校教育部長
安藤秀一	学校教育部次長兼 学校教育課長
長島浩司	教育総務課長
小林誠	学校給食センター 所長
田口範幸	教育研修センター 所長（会） 教育長兼
齋藤操	生涯学習部長 事務取扱
野口啓司	生涯学習 スポーツ課長
中島洋一	文化財保護課長 教育文化センター 所長兼
新井大	中央公民館長
柿沼誠	図書館長
鈴木紀三雄	郷土博物館長

---

○事務局職員出席者

書記 中村和則

午前 9時 30分 開会

△開会の宣告

○委員長 ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

今回当委員会に付託されました案件は、議案6件であります。

審査については、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、教育委員会所管の議案について審査を行います。

初めに、吉田学校教育部長にご挨拶をお願いいたします。

○学校教育部長 改めましておはようございます。

委員の皆様には、教育行政の推進につきまして、日頃より格別なるご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、例年、委員の皆様には、小・中学校の卒業式にご臨席を賜っておりますが、本年も昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、卒業式を縮小して実施することとなりました。3年続けての縮小実施ということで、大変残念に思っております。委員の皆様には、どうかご理解を賜りたいと存じます。

本日は、議案第26号 行田市立学校施設の利用に関する条例、議案第27号 行田市公立学校設置条例の一部を改正する条例及び議案第28号 行田市立教育支援センター条例についてご審議を賜りたいと存じます。説明につきましては、所管する課長及び所長から申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

---

△議案第26号について

○委員長 初めに、議案第26号 行田市立学校施設の利用に関する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

長島教育総務課長、お願いします。

○教育総務課長 それでは、議案第26号について説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

議案書の131ページをお願いします。

本案は、学校再編成により行田市公立学校設置条例が改正され、これに伴い、関連する学校名称が列記されている行田市教育委員会の管理する建物使用条例を改正するものでございます。

また、当該条例には行田市立教育研修センターが所管する下忍分室屋内運動場の使用料について規定しておりましたが、行田市立教育研修センター設置条例の改正に併せ下忍分室屋内運動場の使用料規定を定めるため、当該条例の規定から除くこととしました。

これにより、当該条例について小・中学校の施設に限定されたため、条例の名称を行田市立学校施設の利用に関する条例に改めるとともに、改正内容が広範囲に及ぶことから、条例の全部を改正しようとするものでございます。

それでは、各条項について説明申し上げますので、132ページをお願いします。

第1条は、条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、利用できる学校施設について、134ページの別表のとおり、屋内運動場、柔道場、剣道場及び校庭の4区分と規定するものでございます。

お戻りいただきまして、第3条は、利用の許可等について規定するものでございます。

第4条は、学校施設の利用の制限について規定するものでございます。

第5条は、学校施設利用権の譲渡等の禁止事項について規定するものでございます。

133ページをお願いします。

第6条は、利用者の遵守事項等について規定するものでございます。

第7条は、利用の許可に付した条件の変更等について規定するものでございます。

第8条ないし第10条は、使用料の納付、減免及び還付について規定するものでございます。

第11条は、学校施設利用後の原状回復等について規定するものでございます。

134ページをお願いします。

第12条は、利用者に対し賠償責任を求めることについて規定するものでございます。

第13条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定めることを規定するものでございます。

また、別表については、学校施設の利用可能な時間及び1時間当たりの使用料について規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日について令和4年4月1日とするものでございま

す。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第26号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

福島委員。

○2番 福島委員 それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

まず1点目が、第9条のところの「市長は、必要があると認めるときは」とございますが、具体的にどういふときなのかというところを教えていただけたらと思います。

もう1点が、134ページの別表の使用料の設定、あと時間設定等、理由があればお聞かせいただけたらと思います。

以上の2点です。よろしくお願ひいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。

長島教育総務課長。

○教育総務課長 まず、第9条でございます、市長が必要と認めるときは使用料の減免、免除ができるという規定でございますが、これにつきましては、学校施設の利用について、公益性が認められるような場合につきましては、減免や免除をするということを考えております。

続きまして、別表の単価の設定ということでよろしいでしょうか。これまで、学校施設の利用時間については、従前の条例では、午前、午後、昼間1日、夜間、昼夜1日の5つに区分しておりました。これで使用料を定めておりましたが、利用者の方にとりましてより分かりやすい使用料とするために、1つの施設を1時間単位ということで単価設定を設けたものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。ほかに。

香川委員。

○4番 香川委員 この中には利用の申込期限が明記されていないが、その辺についてはいかがでしょうか。

それともう1点、開放委員会がそれぞれありますけれども、それとの兼ね合いはどのようになっているのでしょうか。

以上です。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○教育総務課長 まず、期限につきましては、この後、規則を制定して、その中で定めていきたいと思っております。

もう一点は、学校の開放委員会、従前利用いただいている団体の関係でございますけれども、これは変わりなく、開放委員会の中でご利用いただくということで考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 1点目の、この条例が可決された後に改めて規則を設ける。それは大体いつ頃の予定で考えていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 現在、案を作成しているところでございますけれども、3月中には規則を制定する形で考えております。

以上でございます。

○委員長 そのほか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 今の関連ですけれども、開放委員会ということでしたけれども、今まで、地域のスポーツ団体とか体協は無料で借りてきていたのかと思いますけれども、開放委員会というのがあるので、そちらの基準というのがあると思うんです。その辺の基準は全く変更がないのかということです。校庭は、前は料金の設定がなかったかと思います。ここで料金の設定が新たに出てきていますので、その辺がどうなっているのかお聞きしたいのと、これの各学校の窓口、借りる場合はどこが窓口を請け負うのか。各学校なのか、それとも教育委員会なのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 まず、学校開放の件でございますけれども、これまで、学校教育や部活動に支障のない範囲でございますけれども、身近なスポーツ・レクリエーション活動の場として、地域の方にお貸しをしているという状況でございます。これにつきましては、引き続き実施をして、変更する予定はございません。

次の校庭の単価が新たに設定されたという点でございますけれども、これまで、校庭をこのような形で使用いただけるということは規定を設けておりませんでした。ですので、先ほ

ど申しあげました公益性とかがない方が校庭を使用したいという場合に、こちらの単価で使用いただくということで、新たに設定をしたところでございます。

最後の申請の窓口でございますけれども、これも、先ほど申しあげました、今後規則を制定する中で、分かりやすいように設定をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○**委員長** 確認ですけれども、例えば、地域の体育祭をやる体協は無料だということでもいいでしょうか。

○**教育総務課長** 地域の活動につきましては、先ほどの開放委員会がございまして、地域でご利用いただく場合には、今までどおりと変わりなく、料金を徴収する予定はございません。今後制定する規則の中で定めてまいりたいと思います。

○**委員長** 斉藤委員。

○**3番 斉藤委員** 今まで無料で使っていた地域の団体はそのまま無料ということで、大変よかったですけれども、そうすると、新たに地域で団体が出てきた場合などが出てくると思うんです。そういうときに、今まで無料だったわけですが、金額を設定する中で、お金を取る団体、取らない団体というところの基準をきちんとつくってもらわないと公平性の観点から問題が起こるかと思っておりますので、その辺きちんとしていただきたい。

それと、新たに校庭の使用料が発生したわけですが、グリーンアリーナなどは、自由広場、第2自由広場、多目的広場が今は無料なんです。グリーンアリーナも、体育館とか柔道場、剣道場はお金を取ると同じような感じなんですけれども、アリーナとの兼ね合いです。アリーナは、今はグラウンドは無料開放しているというところで、こちらは金額が発生するということですが、その辺は、同じ教育委員会の中でどうなんでしょうか。お伺いします。

○**委員長** 答弁をお願いします。

○**教育総務課長** まず、学校開放と、新たな団体が出てきたときに、その辺の基準をしっかりとしてほしいということでございますけれども、学校開放の基準の中でしっかりとお示しできるように調整を図ってまいります。

また、2点目の総合公園の自由広場などを無料で貸している、一方で学校のほうに設定があるというところでございますけれども、総合公園につきましては、基本的に指定管理ということで、財団のほうに管理をお願いしているところがございます。利用に当たりまして、今回の学校につきましては、目的が学校施設ということで、その目的以外の方が利用するに

当たりまして、受益者負担を求めるということで設定させていただいたものでございます。具体的な想定を申し上げますと、例えば、学校でフィルムコミッションなどで撮影をするような場合などにつきましては、料金を徴収して利用いただくというようなことを考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。そのほか。

副委員長。

○副委員長 学校施設の区分というのが第2条にありますけれども、教室は入らないのでしょうか。この間から、災害時の避難場所として学校施設、体育館も含めて、教室も開放するということが実際にもう行っているようですけれども、この条例にはその部分がないかと思うのですが、災害時の利用についてどうするのか、そして、原状回復というのが第11条でうたわれていますけれども、学校施設を利用して台風で避難のときとか、原状回復について、災害時の扱いというのが出てきていないので、1点目は、教室というのが学校施設の中に入っていないのか、そして、災害時の学校開放についてどこの条文に出てきているのか、この2点について伺いたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 まず、教室の貸出しについてでございますけれども、学校施設というところもでございますので、学校内のセキュリティー、個人情報等もたくさんございますので、その関係で、教室については、貸出しの予定は基本的にはしておりません。

ただ、災害時の貸出しにつきましてはですが、災害時の場合は、ちょっとそれとは違いました、学校につきましては、避難所ともなっておりますので、セキュリティーとかを少し超えた部分で、そこはご利用いただけるように考えております。また、ご利用いただいた後につきましては、災害時ということもございますので、使用した人が、一義的にはもちろん整理をしていただきますけれども、全部元に戻して原状復帰をしていただくということは想定しておりません。

以上でございます。

○副委員長 1点目は、学校施設の中に教室は入らないということによろしいですね。今の私の質疑は、学校施設の区分に教室は入りませんかというのが1点目と、台風時の教室開放、体育館開放というのは既に行っているのですけれども、学校施設利用に関する条例のどこに災害時のものが出てくるのかと思ひまして、その2点について伺っております。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 教室の貸出しにつきましては規定をしてございませんので、教室はこの条例の中では貸し出す予定はございません。

また、災害時につきましては利用できるということにつきましては、改めて規定はございませんが、災害時につきましては、市全体の公共施設、避難所となっているところもございまして、その中で開放していきますので、この条例の中ではうたっておりません。

以上でございます。

○委員長 そのほかございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第26号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第26号 行田市立学校施設の利用に関する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第26号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### △議案第27号について

○委員長 次に、議案第27号 行田市公立学校設置条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

長島教育総務課長、お願いいたします。

○教育総務課長 議案第27号について説明申し上げますので、議案書の135ページをお願いします。

本案は、行田市公立学校適正規模・適正配置の基本方針及び再編成計画に基づき、令和5年4月に太田西小学校及び太田東小学校の2校を再編成し、新たに太田小学校を設置するた

め、条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明申し上げますので、条例案新旧対照表の39ページをお願いします。

別表（1）小学校の中の行田市立太田西小学校及び行田市立太田東小学校の行を削除し、同表の一番下に、新たに設置する学校として、名称は行田市立太田小学校とし、学校の位置は、現在の太田西小学校の位置である行田市大字小針3521番地と定めるものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、136ページをお願いします。

附則でございますが、施行期日を令和5年4月1日とするものでございます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第27号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

福島委員。

○2番 福島委員 それでは、質疑をさせていただきたいと思います。

まず、太田地区の住民、もしくは保護者の方についての説明に関しての現在の進捗及び今後の予定を聞かせていただけたらと思います。

もう1点は、太田東小学校区の子どもたちは、主にスクールバスで通うということによろしいのか。

その2点です。よろしくをお願いします。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○教育総務課長 太田地区の方々への説明でございますけれども、令和3年1月に、まず、太田地区で複式学級解消のための説明会を開催いたしました。また、その後、令和3年7月に、太田地区全世帯を対象に地域協議会、これも説明会に相当しますが、これを開催し、9月には、学校再編成準備委員会という、再編成についての決定事項がたくさんございますので、こちらを決めていただく委員会を編成させていただきました。そして、今、両校の関係者の方たちと意見を交わしながら、太田小学校という名称につきましても議論をいただいて、そこで案を出していただいて決定したところでございます。今後につきましても、学校の校章、校歌、体操服の問題とかいろいろありますので、そちらなどの議論を進めていきたいと思っております。

次に、スクールバスにつきましては、今までの学校再編成の原則を生かしながら、基本としましては、太田東小学校の子どもたちの新たな学校への通学支援として、スクールバスの運行を考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 保護者を含め当事者・関係者が納得、合意しているかというのが一番大事かと思います。私も、特に大きな反対という声は聞いていないのですけれども、この再編に関して、地元の関係者、保護者の方から説明会の中でどんな意見があったのかお伺いしたいと思います。それは少数意見も含めてお願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 地元太田地区の方からの意見でございますけれども、まず、多くの友達とつき合いができる環境を子どもたちにつくってあげたいという意見を多く頂いております。また、太田西小学校と太田東小学校の統合を早期に実現してほしいという前向きな意見なども頂いております。

細かいところで申し上げますと、例えば、令和5年と言わずに一刻も早く統合してほしいとか、複式学級にしてほしくない、また、自治会や関係団体と連携をとりながらやってほしい、太田地区という中でやってほしいということだと思っております。また、子どもたちの不安や保護者の負担を考慮してほしいというご意見も頂いております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、反対のような意見というのは全くなかったのですか、少しはあったのですか。今言っているのは、みんな早くやってほしいという意見だったと思えますけれども、どうですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 反対といいますか、不安のような意見で申し上げますと、今回、太田西小学校の校舎を利用して学校の再編成を行うということになっておりますけれども、太田東小学校のほうが駐車場が取りやすいとか、そういうことで、太田東小学校を使ってはどうかみたいなこともございました。校庭なども、水はけがそちらのほうが良いというような意見がございました。一方で、太田西小学校のほうが児童数が多く、また学校も大きいので、そちら

を利用してという意見、そのようなそごの意見がございました。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

△議案第27号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第27号 行田市公立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第27号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 00分 休憩

---

午前 10時 01分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第28号について

○委員長 次に、議案第28号 行田市立教育支援センター条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

教育研修センター田口所長、お願いいたします。

○教育研修センター所長 議案第28号 行田市立教育支援センター条例について説明を申し上げますので、恐れ入りますが、137ページをお願いいたします。

本案は、令和4年4月に行田市立教育研修センターが行田市立教育支援センターに組織改

正することに伴い、条例の名称を行田市立教育支援センター条例に改めるとともに、所管する業務のほか、教育研修センター下忍分室の利用について改めて規定する必要が生じたことから、行田市立教育研修センター設置条例の全部を改正しようとするものでございます。

それでは、各条項について説明申し上げますので、138ページをお願いいたします。

第1条及び第2条は、名称が変更となる教育支援センターの設置及び位置について規定するものでございます。

第3条は、教育支援センターの業務について規定するものでございます。

第4条は、配置する職員について規定するものでございます。

第5条は、教育支援センターが管理する下忍分室屋内運動場の利用申込みについて規定するものでございます。

下忍分室の屋内運動場につきましては、これまで行田市教育委員会の管理する建物使用条例に規定されておりましたが、今回の改正に伴い、本条例に規定することといたしました。

第6条は、屋内運動場の利用許可等について規定するものでございます。

139ページをお願いします。

第7条は、屋内運動場の利用の制限について規定するものでございます。

第8条及び第9条は、屋内運動場の使用料の納付及び還付についてそれぞれ規定するものでございます。

第10条は、屋内運動場利用者の遵守事項等を規定するものでございます。

第11条は、屋内運動場の利用権の譲渡等の禁止について規定するものでございます。

第12条は、管理上必要と認められるときにおける屋内運動場の利用条件の変更、利用の停止及び許可の取消しについて規定するものでございます。

140ページをお願いします。

第13条は、屋内運動場利用後の原状回復について規定するものでございます。

第14条は、屋内運動場利用者が施設や設備、物品を損傷した場合における損害賠償について規定するものでございます。

第15条は、本条例の施行に関し、必要な事項を教育委員会規則で定める旨を規定するものでございます。

また、別表につきましては、利用可能な時間及び1時間当たりの使用料について規定するものでございます。

最後に、附則でございますが、施行期日について令和4年4月1日とするものでございま

す。

以上で議案第28号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第28号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 第2条と第4条に関わってくるのですが、第2条では、教育支援センター、佐間ですね、それから下忍分室ということで、第4条の職員の中に所長その他必要な職員を置くところなのですが、場所は2箇所ありますけれども、所長は1人、要するに、2箇所で1人という理解でよろしいのかということと、その他必要な職員を置くというのは、その年度によって変わってくる場合もあるかと思うんですが、その判断というのは所長の判断で行うということによろしいのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

田口所長。

○教育研修センター所長 所長につきましては、場所は2つですが1人ということでございます。その他必要な職員については、規則で規定をしていくということで考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 そうすると、先ほどと一緒に、規則はこれからつくるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育研修センター所長 今検討しております。これからつくるということでございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 それは、やはり3月中にということによろしいでしょうか。分かりました。

○委員長 よろしいですね。ほかに。

加藤委員。

○5番 加藤委員 下忍分室屋内運動場が規定されていますけれども、校庭の貸出しというのはないのですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育研修センター所長 下忍分室に校庭がないものですから、下忍分室は元の下忍小学校ですが、校庭部分は給食センターになっております。

○5番 加藤委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。そのほか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 まず、名称の変更についてお伺いしたいのですけれども、私も前から研修センターということで、市民から見たときにちょっと違和感を感じていた部分もあるんです。138ページに業務の内容が書いてありますけれども、保護者の方が教育相談に乗ってもらったりということを使っていてと思うんです。この名称を変える理由ですけれども、この業務の内容が書いてありますけれども、支援センターとしての比重が重くなるから変えるのか、それとも、業務は全く今までのままだけれども、分かりやすくするというで名称を変えようとしているのか、お伺いしたいと思います。

それと、教育支援センター下忍分室の体育館の使用料の定めが出てきていますけれども、これは、先ほどの条例も関連していますけれども、地元のスポーツ団体、そういった方には今までどおり無料で貸していただけるのですか。その辺を確認させてください。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育研修センター所長 まず、1点目の支援センターの名称変更で、中身はどうかということだと思うんですが、年々増加している教育相談、就学相談などにきめ細やかに対応していくためには、教育研修センターで持っている業務、それから、現在学校教育課で持っている業務、この中の特に相談業務については、支援センターを重点にするということで集約してまいります。逆に、研修センターで行っていた研修業務の部分について、研修センターに残すものもございしますが、学校教育課に移管して、学校教育課が中心となってやっていくということで、内容についても変更を検討しているところでございます。

2点目は、スポーツ団体ということですが、下忍地区につきましては、下忍小学校がございしますので、学校開放という組織は研修センターのほうにはございません。ただ、名称は変更になりますが、現在5団体使っております。そこにつきましては、現状と同じ形でお貸しする方向で考えております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 ちょっと分からなかったのですが、では、無料で地元のスポーツ団体が使っているということはもともとなかったということですか。そこだけ分からなかったのをお願いいたします。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育研修センター所長 そのとおりでございます。ただ、社会教育団体については無料ということで、これは下忍分室も一緒でございますので、無料の団体がほとんどでございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございますか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第28号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第28号 行田市立教育支援センター条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 13分 休憩

---

午前 10時 24分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

齋藤教育長にご挨拶をお願いいたします。

○教育長 本日は議案第29号 行田市教育文化センター条例の一部を改正する条例及び議案第30号 行田市公民館条例の一部を改正する条例についてご審議を賜りたいと存じます。

説明につきましては、中央公民館長から申し上げますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

---

△議案第29号について

○委員長 議案第29号 行田市教育文化センター条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

教育文化センター新井所長お願いいたします。

○教育文化センター所長 それでは、議案第29号について細部説明を申し上げますので、議案書の141ページをお願いいたします。

初めに、議案第29号 行田市教育文化センター条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案は、令和4年4月1日からの組織改正に伴いまして、行田市立教育研修センターが行田市立教育支援センターに名称が変更となるため、条例の一部を改正するとともに、用語の整備及び条の並び替えを行うものであります。

改正内容につきましてご説明申し上げますので、新旧対照表の40ページをお願いいたします。

まず、第2条でございますけれども、第5号を「行田市立教育支援センター条例に定める教育支援センター」に改めるものでございます。

次に、用語の整備としまして、第4条第2号中「1月3日」を「同月3日」に、「12月31日」を「同月31日」に改めまして、第10条第1項第1号及び同項第3号並びに同条第2項中「の規定による」を「に規定する」に改めるものでございます。

41ページ、42ページをお願いいたします。

ここからは条の並び替え及び用語の整備についてでございますけれども、第11条を第14条とし、前条を第10条に改めまして、第12条を第15条とし、「理由」を「事由」に改めるものでございます。

続きまして、第13条を第16条に、第14条を第11条に、第15条を第12条に、第16条を第13条とし、「理由」を「事由」に改めるものでございます。

最後に、用語の整備としまして、別表「第14条関係」を「第11条関係」に改めるものでござ

ざいます。

43ページをお願いいたします。

同表備考中、4の「次項に規定する」を改めまして「5の」に、8の「前項」及び「同項」を「7」に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、143ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行日を令和4年4月1日とするものでございます。

以上で議案第29号の説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第29号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 確認させてください。

先ほど、田口所長から、議案第28号の中で、教育研修センターを教育支援センターに変えるということで、今度は支援センターの部分を重点にしてやっていくということで、私としてはいいかなと。今まで、研修センターというのが違和感があったので、市民目線でいいかなと思いますけれども、議案第29号というのは、先ほど議案第28号でも賛成しましたけれども、支援センターということで、教育文化センターの中に支援センターがあるので、教育文化センター条例の中の研修センターと出てくる名称を変えるということの条例でよろしいですか。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○教育文化センター所長 組織改正に伴いまして、教育文化センターに配置しています教育研修センターの名称が変更になることから、条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

そのほかよろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第29号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第29号 行田市教育文化センター条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

#### △議案第30号について

○委員長 次に、議案第30号 行田市公民館条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

新井中央公民館長、お願いいたします。

○中央公民館長 それでは、議案第30号についてご説明申し上げますので、144ページをお願いいたします。

本案の条文におきまして館長の身分、任期を規定しているところでございますが、中央公民館長につきまして、現行においてそごが生じているため、職員を規定する条例の一部を改正するとともに、用語の整備及び条の並び替えを行うものでございます。

改正の内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の44ページをお願いいたします。

まず、用語の整備としまして、第1条「公民館」を「、公民館」に改め、また、第3条以下、本則中の「委員会」を「教育委員会」に改めるものでございます。

次に、4条でございます。現行におきましてそごが生じている部分でございまして、第2項中、「館長」の次に「(行田市中央公民館長を除く。次項において同じ)」を加え、条文を改めるものでございます。

次に、第5条でございます。第1項第1号中「毎週の」を削りまして、同項第3号を「1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで」に改めるものでございます。

45ページをお願いいたします。

第9条第2項中「前項の」を「前項に規定する」に改めるものでございます。

46ページをお願いいたします。

条の並び替え及び用語の整備についてでございますが、「第10条」を「第13条」とし、「第11条」を「第14条」とし、併せて「理由」を「事由」に改め、「第12条」を「第10条」とし、「第13条」を「第11条」とし、併せて「委員会」を「市長」に改めるものでございます。

次に、第14条でございますが、「第12条」とし、見出しを「使用料の還付」に改め、「委員会」を「市長」に改め、同条ただし書き中「還付する」を「その全部又は一部を還付することができる」と改めるものでございます。

47ページをお願いいたします。

最後に、用語の整備としまして、別表第2、「第12条関係」を「第10条関係」に改めまして、同条備考中「第2項又は前項」を「2又は4」に改め、同表第3、「12条関係」を「第10条関係」に改め、同表備考中「前項」及び「同項」をそれぞれ「4」に改めるものでございます。

議案書に戻りまして、146ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行日を公布の日とするものでございます。

以上で議案第30号の細部説明とさせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第30号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 新旧対照表の第4条で行田市中央公民館長を除くということなんですけれども、改正前は館長というだけであつたんですが、随分長い間、中央公民館長は市職員の課長が今まで行かれていましたよね。ということは、これは、どちらかというに見逃していたということなのでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○中央公民館長 令和2年から、地域公民館長は全て会計年度任用職員になったのですが、現在、中央公民館長については市の職員が着任しておるということです。このようなことから第4条を改正するもので、本来であれば、その時点でできればよかったです、今回改正するものでございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 ということは、やはり、見逃していたということかなと思うんですが、結構です。分かりました。

○委員長 加藤委員。

○5番 加藤委員 関連してですけれども、現行の規定で中央公民館長の身分だけが誤っていたということで、直しているということだと思っただけですけれども、どういう方がいらっしゃっても適応できるような条文というか、そういうような書き方もあるのかと思ったりもするんです。その辺の検討はなかったのですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○中央公民館長 現状では市の職員が着任されておりますけれども、今後、市の職員が出なくても対応できるような検討は、今回出しておらなかったのですけれども、そういった場面になることも考えられますので、そういったことも考えながら対応していきたいと思っております。

○委員長 加藤委員。

○5番 加藤委員 万が一、今後、中央公民館長が会計年度任用職員の方になるというケースでは、またこの条例を変えるということですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○中央公民館長 会計年度任用職員になった場合には、こちらの条例の改正が必要になってくるといふふうに考えております。

○委員長 よろしいですか。

そのほかに質疑はありませんか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 この条例を見たときに、そごが生じているためと先ほど説明もありましたけれども、なぜ今頃になったのかなということです。会計年度任用職員の変更があったときに一緒にやればよかったのではないかというのが1点。

それと、今、教育文化センター所長と中央公民館長というのは1人が兼ねていらっしゃるのかと思いますけれども、市政が始まってずっとそれで来ているのか。今回、ここは公民館長の規定だけですけれども、それはたまたま1人でずっときてしまっているのか、今後分けるということも想定しているのか、その2点についてお伺いいたします。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○中央公民館長 タイミング的には、もっと早くやるべきところではございました。今後にお

いても、市の職員ではない者が着任した場合、それに応じた改正は当然必要になってくると  
思われます。

以上です。

○委員長 あと、教育文化センター所長と中央公民館長が兼ねているという件については。

○中央公民館長 センターができたのが平成15年ですけれども、その時点から、センター所長  
と中央公民館長は兼ねている状態でございます。

○委員長 よろしいですか。

副委員長。

○副委員長 本会議のときにも質疑したのですけれども、今なぜということはほかの委員から  
も出ましたけれども、中央公民館長というのは、市の職員が定位置になっていまして、それ  
以外は会計年度任用職員、その前も職員ではなかったわけですよ。この組織というのが、  
中央公民館長がピラミッドのトップにあって、その下に各公民館長という形になっていると  
思います。

そこで伺いたいのですけれども、中央公民館長が今後会計年度任用職員になる可能性を今  
ご答弁いただいたりしたのですけれども、今、職員がずっとやっていらっしゃるということ  
から鑑みて、過去に、ある公民館に中央公民館長が出向きまして、ある公民館の施設の整備  
を行ったようなことがあるというふうに聞いています。具体的には、桜ヶ丘公民館に公民館  
長がいらっしゃらなかったときに、中央公民館長が出向いて、そちらのほうでお困り事を解  
決したというふうに伺っています。そういう、ほかの公民館全体を束ねるような仕事が中央  
公民館長に課されていて、であるから、ほかの公民館長と違って職員が行っていると。今後、  
会計年度任用職員になって、ほかの公民館長と同じような立ち位置になるようなことがある  
ようなことを今おっしゃいましたけれども、職務としてどういう立ち位置にあるのか、ほか  
の公民館を束ねるような、ほかの公民館で何か仕事で困ったときに、出向いてそれを解決す  
るような職務が中央公民館長に与えられているのか、その点について伺いたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○中央公民館長 管理規則の事務分掌の中にそういったことがあることから、もしトラブルが  
あった際には、中央公民館長が兼ねて指揮監督するような方向で考えております。

○副委員長 そうしますと、ほかの公民館長と事務の範囲が違うということではよろしいですか。  
同列にならないということで、将来的には会計年度任用職員も考えられると今おっしゃいま  
したけれども、どうなんですか。やはり違うんだと。今、課長級が行っているという話です

けれども、事務分掌もほかの公民館長と違うということによろしいですか。

○中央公民館長 事務分掌ですけれども、中央公民館長の事務と地域公民館の事務は別の規則で定められていますので、別なものとして認識しております。

○副委員長 もう一回確認しますけれども、中央公民館長は、ほかの全体の公民館のお困り事とかについても出向いて解決するという、そこまでの事務が課されているということで理解してよろしいでしょうか。

○中央公民館長 そのとおりでございます。

○委員長 そのほかございませんか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第30号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第30号 行田市公民館条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第30号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 46分 休憩

---

午前 10時 48分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第6号について

○委員長 次に、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

順次説明をお願いいたします。

○**教育総務課長** それでは、10款教育費につきましては歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の208ページをお願いします。

10款教育費、1項1目教育委員会費は、教育委員会の運営に係る経費でございます。

左ページに戻りまして、2目事務局費のうち、右ページ説明欄の◎事務局費は、教育長のほか、学校教育部職員の人件費などの経常経費で、おおむね前年度と同様の計上でございます。

211ページをお願いします。

18節の下から3行目、学校開校・閉校記念事業補助金490万円は、令和5年4月に開校を予定している太田小学校並びに令和4年度をもって閉校となる予定の太田西小学校及び太田東小学校において、それぞれ記念事業を実施するための費用として、1校当たり、開校は130万円、閉校は180万円を計上するものでございます。

○**学校教育課長** 次の◎小中学校指導費の主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、主に学力向上支援教員に対する報酬で、算数・数学、国語、外国語の授業における複数指導や補修学習指導を実施し学力の定着を図ることを目的に、各学校の実態に応じ、学力向上支援教員を配置するものでございます。このほか、学校図書活動推進教員等の報酬を含んでございます。

7節の委員謝金は、いじめ問題対策連絡協議会や学力・体力向上推進委員会等の委員に対するもので、その下の謝金は、部活動外部指導者への謝金や、中学校3年生を対象に補修を行う行田版フォローアップ教室の指導者等に対する謝金でございます。

10節の消耗品費は、児童・生徒を対象としたいじめ対策関連事業である学校生活についての調査、hyper-QUを実施するための費用などでございます。その下の印刷製本費は、新入生用のいじめ対策啓発用クリアファイルや、体力向上推進委員会だよりなどの費用でございます。

12節の3行目、ICT支援員派遣委託料は、学校における効果的なICTの活用について総合的に支援するため、専門性を有する支援員の配置を委託するものでございます。

213ページをお願いいたします。

18節の5行目、学校応援団推進事業補助金は、学校の活性化を図るため各小・中学校の学校応援団活動に対して補助金を交付するものでございます。

次の◎特別支援教育推進費（学校教育課）の主なものを申し上げますと、1節の3行目、

会計年度任用職員報酬は、特別な支援が必要な児童・生徒の支援のために配置するきらきらサポーター32人分の報酬でございます。

○**教育研修センター所長** 次の◎特別支援教育推進費（教育支援センター）ですが、7節の謝金は、発達に課題のある幼児・児童に対して公認心理士と療育指導員が早期療育ステップ教室を行うための謝金等でございます。

○**学校教育課長** 次の◎人権教育指導費は、学校における人権教育に要する費用で、前年とほぼ同様の計上でございます。

次の◎ホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費の主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、小・中学校の外国語教育充実のために任用する外国語指導助手（ALT）13人分の人件費でございます。

7節の謝金は、英語検定試験の受検対策講座の講師及び検定試験の準会場試験官への謝金でございます。

215ページをお願いいたします。

12節の外国語指導助手付帯業務委託料は、外国語指導助手の研修等の付帯業務を委託するものでございます。

18節の検定料補助金は、補助対象を中学校3年生のみとしていたものを中学校全学年に、また、1級から3級までとしていたものを4級までにそれぞれ拡大するもので、英語検定を受検する中学生の学びを支援することを目的とするものでございます。

○**教育研修センター所長** 次に、左側ページに戻りまして、3目教育支援センター費でございますが、右ページ、説明欄の◎教育支援センター管理運営費の主なものを申し上げます。

1節の会計年度任用職員報酬は、センター所長や適応指導教室の指導員等の報酬でございます。

10節の電気料から上下水道料までは、下忍分室に加えて旧星宮小学校の維持管理に係る費用を見込んだものでございます。

12節の調査測量設計委託料は、センター移転に係る旧星宮小学校整備工事事業のためのものでございます。

その下の遊具点検作業委託料から浄化槽維持管理委託料までは、10節と同様に、下忍分室に加えて星宮小学校跡地の維持管理に係る費用を見込んだものでございます。

○**教育総務課長** 216ページをお願いします。

2項小学校費、1目学校管理費のうち、右ページ説明欄の◎小学校管理運営費（教育総務

課)は、市内13小学校の管理運営費で、前年度と比較して265万4,000円の減額でございます。

減額の主な要因でございますが、令和3年度をもって用務代行員による学校管理方法を廃止したことにより7節の報償費が減額となったことや、学校再編成に伴い、令和3年度まで16校であった小学校が3校減り13校となったことから、10節需用費、11節役務費、12節委託料などの学校管理関係費用の減額を見込んだものでございます。

そのほか、学校再編成に併せて令和4年度からスクールバスを運行することに伴い、新たに1節の会計年度任用職員報酬、4節の会計年度任用職共済組合負担金、会計年度任用職社会保険料、労働保険料、8節の費用弁償、12節の1行目、スクールバス運行业務委託料、さらに、219ページでございますが、13節の2行目、スクールバス位置情報システム利用料、その3行下のAED借上料、17節の1行目、庁用器具費を新たに計上したものでございます。

そのほかの科目につきましては、おおむね例年どおりの計上でございます。

次の◎校舎維持管理費は、小学校の修繕や施設設備に係る管理経費で、前年度と比較して177万5,000円の減額でございます。

減額の主な要因でございますが、小学校の数が令和4年度から13校に削減されることに伴う維持管理費用の減少によるものでございます。

左ページに戻りまして、2目教育振興費のうち、右ページ説明欄の◎教育振興助成費(教育総務課)の主なものを申し上げますと、13節の2行目、OA機器借上料は、令和2年度に整備した児童1人1台のタブレット端末等の借上料でございます。

その下、自動車借上料は、学校再編成対象校での交流事業のためのバス借上料でございます。

221ページをお願いします。

19節の学用品費等補助金以下につきましては、要保護・準要保護世帯及び特別支援学級に在籍する児童に対する就学援助費でございます。

○**学校教育課長** 次の◎教育振興助成費(学校教育課)についてでございますが、13節の1行目、著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作権の利用に関わる著作権使用料で、その下のOAシステム利用料は、算数と外国語の2教科の指導者用デジタル教科書及びフィルタリングソフトの使用料、19節林間学校費補助金は、要保護・準要保護児童に対する補助金でございます。

○**教育総務課長** 左ページに戻りまして、3目学校建設費は、校舎等の新設改良工事等に係る経費を計上したもので、右ページ、14節小学校工事請負費は、一般工事として、避難器具の

更新工事のほか、東小学校及び北小学校の給食用エレベーター改修工事並びに西小学校を含む5校で実施する高圧受変電設備改修工事に係るものでございます。

また左ページに戻りまして、3項中学校費、1目学校管理費のうち、右ページ説明欄の◎中学校管理運営費（教育総務課）は、市内8中学校の管理運営費でございまして、前年度と比較して415万4,000円の減額でございます。

減額の主な要因でございますが、令和3年度をもって用務代行員を廃止したことによる7節2行目の謝金の減額や、10節の電気料やガス料について前年度の実績により減額計上したことでございます。

また、主な内容を申し上げますと、7節の委員謝金は、学校運営協議会委員への謝金、次の謝金は、研究発表での外部講師への謝金でございます。

223ページをお願いいたします。

13節2行目のOA機器借上料は、教職員の校務用パソコンやプリンターの借上料でございます。

その他の科目につきましては、おおむね前年度と同様の計上でございます。

次の◎校舎維持管理費は、小学校同様に、例年実施している修繕や点検業務で、内容につきましては、ほぼ前年同様でございます。

○**学校教育課長** 次の◎中学校管理運営費（学校教育課）でございまして、主な内容を申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、いじめ・不登校対策事業の一環として各中学校に2名ずつ配置するさわやか相談員に対する報酬でございます。

○**教育総務課長** 224ページをお願いします。

2目教育振興費のうち、右ページ説明欄の◎教育振興助成費（教育総務課）は、前年度と比較して3,643万9,000円の減額でございます。

減額の主な要因としましては、13節2行目のOA機器借上料について、一部の機器のリース期間が満了したこと、また、19節扶助費において、中学校における給食費無償化の実施に伴い給食費補助金の計上を行っていないことなどでございます。

○**学校教育課長** 次の◎教育振興助成費（学校教育課）の主なものを申し上げますと、10節消耗品費は、学力向上支援の一環として中学校3年生向けワーク教材を購入するもの、13節著作権使用料は、インターネットを活用した授業における著作物利用に関わる著作権使用料、次のOAシステム利用料は、数学と外国語の2教科の指導者用デジタル教科書及びフィルタリングソフトの使用料、19節林間学校費補助金は、要保護・準要保護生徒に対する補助金で

ございます。

○教育総務課長 左ページに戻りまして、3目学校建設費は、校舎等の新設改良工事等に係る経費を計上したもので、右ページ、14節中学校工事請負費は、行田中学校の防火シャッター更新工事などを予定するものでございます。

○生涯学習スポーツ課長 続きまして、224ページをお願いいたします。

4項社会教育費、1目社会教育総務費の今年度予算額は3億3,505万4,000円で、前年度に比べ1億7,210万2,000円の減額でございます。その主な理由としましては、産業文化会館の空調設備改修工事が完了したこと、管理棟の非常用電源設備改修工事に対する埼玉県への負担金がなくなったことが大きな要因でございます。

右ページ説明欄の◎社会教育一般管理費は、主に、生涯学習部職員の人件費などの経常経費でございます。なお、これまで社会教育一般管理費に計上しておりました生涯学習スポーツ課に関する事業等の項目につきましては、令和4年度より、新設した生涯学習スポーツ関係経費や青少年教育費、生涯学習推進費に分けたことによりまして、ここの部分では前年度に比べて2,987万7,000円の減額でございます。

次の◎生涯学習スポーツ課関係経費の主な内容でございますが、生涯学習スポーツ課としての関係経費で、その内訳は、報酬といたしまして、社会教育委員12人分の日額報酬と会計年度任用職員4人分の報酬及び会計年度任用職員の職員手当等や共済費でございます。

227ページをお願いいたします。

8節の費用弁償は、会計年度任用職員の交通費でございます。

10節のうち、電気料、修繕料、上下水道料、11節の電話料、手数料、水質検査手数料、12節の各種委託料、13節の2行目、AED借上料は、北河原小学校及び須加小学校の跡地について、今後の施設利用が決定するまでの期間、暫定的に生涯学習施設として管理するための維持管理に係る費用を見込んだものでございます。

次の◎文化財保護課関係経費から一番下の◎博物館関係経費までは、職員の時間外勤務手当等をそれぞれ計上したものでございます。

229ページをお願いいたします。

説明欄の◎青少年教育費でございますが、前年度と比較して305万8,000円の増額でございます。その主な要因としましては、先ほど申し上げました事業費の振り分けによるものでございます。

主な内訳は、放課後子ども教室をはじめとして、少年の主張大会などの事業費を計上した

もので、18節は、ぎょうだこどもまつり補助金や青少年育成事業、子ども会育成事業の交付金でございます。

次の◎生涯学習推進費の主なものについてでございますが、18節の行田市民大学活動支援事業補助金など4事業及び2団体に対する補助金または交付金でございます。

次の◎はにわの館管理費の主な内容についてでございますが、このたび導入いたします施設予約システムに関する保守点検委託料及び公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料でございます。

次の◎産業文化会館管理費でございますが、前年度と比較して1億6,388万8,000円の減額でございます。減額の主な要因につきましては、最初にも申し上げましたが、産業文化会館の空調設備改修工事が完了したこと、管理棟の非常用電源設備改修工事に対する埼玉県への負担金がなくなったことによるものでございます。

主な内訳についてでございますが、施設を適正に保ち、利用者が安心して利用できるよう、施設の緊急修繕等に関わる費用、あとは、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料で、事業用器具費は、電波法改正によりまして無線設備規則の改正に伴うワイヤレス送受信機の交換に係る費用でございます。

#### ○文化財保護課長 230ページをお願いいたします。

2目文化財保護費は、市内の埋蔵文化財、指定文化財の調査、保存、管理、活用を図るために必要な経費を計上したもので、前年度と比較して4,718万5,000円の増額となっております。増額の主な要因としましては、企業等から受託して実施する発掘調査が前年度と比べて大きく増加するものと見込んだことによるものでございます。

主な内容を申し上げますと、1節の3行目、会計年度任用職員報酬及び8節の1行目、費用弁償は、市内の遺跡発掘調査や出土遺物整理を実施するための会計年度任用職員の人件費でございます。

10節の3行目、印刷製本費は、発掘調査報告書などの印刷費でございます。その下の電気料は、行田市埋蔵文化財センターや旧忍町信用組合店舗等に関わるものでございます。

11節の1行目、出役料は、道路等で発掘調査を行う際の交通誘導警備員などに関わるものでございます。3行下の運搬料は、埋蔵文化財センターの一部を星宮小学校跡地に移転することに伴う発掘出土遺物等の運搬料でございます。

12節の1行目、文化財調査委託料は、市内の文化財や歴史的建造物の調査並びに埋蔵文化財出土遺物の整理や保存処理などの委託に係る費用でございます。その下の発掘調査委託料

は、発掘調査レーザー測量、発掘調査基準点測量の委託に係る費用でございます。

233ページをお願いいたします。

13節の3行目、器具・機材借上料は、遺跡の発掘調査で使用する油圧ショベルなどの借上料に関する費用でございます。

18節の一番下、伝統芸能保存継承事業補助金は、ささら獅子舞やその他の民俗芸能保存団体に対し運営費や機材の修理等に対して補助するものでございます。

○生涯学習スポーツ課長 232ページをお願いいたします。

3目人権教育推進費でございますが、主な内容についてでございますが、人権同和教育に関する啓発や同和对策集会所の維持管理、事業に対する費用で、1節の報酬につきましては、同和对策集会所運営委員32人分の報酬と、会計年度任用職員であります集会所指導員2人分の報酬で、7節の謝金は、同和对策集会所4箇所の管理人に対する謝金及び人権教育講座、集会所事業に関わる講師謝金でございます。

14節工事請負費は、須加集会所の遊具のうち、遊具点検において安全性に指摘があり、老朽化しております鉄棒について、撤去を行うことを予定しているものでございます。

18節負担金補助及び交付金ですが、その主なものといたしまして、235ページをお願いいたします。

18節の2行目、行田市人権教育推進協議会への交付金でございます。

○中央公民館長 左ページへ戻りまして、4目教育文化センター費は、教育文化センターの施設の維持及び管理運営に係る費用を計上したものでございます。前年度と比べまして321万2,000円の増額計上でございます。増額の主な理由でございますが、外壁全面打診調査及び図書館屋根防水工事の実施によるものでございます。

右ページ説明欄の主なものといたしましては、10節は電気料、ガス料などの光熱水費のほか、修繕料等経常的な経費でございます。

12節OAシステム保守点検委託料でございますが、教育文化センターの施設予約システムの運用保守費でございます。

その下の施設管理委託料は、教育文化センターの施設管理をはじめ、舞台運営業務、緑地管理に要する費用でございます。

2行下の清掃委託料は、文化ホールをはじめ、中央公民館、図書館、教育支援センターの日常及び定期清掃に係るものでございます。

3行下の特殊建築物定期報告委託料でございますけれども、毎年実施の建築設備定期検査

及び防火設備定期検査や、隔年実施しております特殊建物定期調査のほか、建築物外壁全面打診調査を実施する経費でございます。

237ページをお願いいたします。

14節建物修繕工事請負費は、教育文化センター図書館部分の雨漏りを改修するため、防水工事を実施する経費でございます。

次に、5目公民館費は、前年度と比べ931万7,000円の減額計上でございます。

右ページ説明欄の◎中央公民館管理運営費は、中央公民館の管理運営に必要な経費でございまして、前年度に比べ41万6,000円の増額計上でございます。増額の主な理由でございますが、無線設備規則の改正に伴い旧規格のマイク等が使用できなくなることから、買換えに要する予算を計上したことによるものでございます。

主なものとしたしまして、1節の3行目、会計年度任用職員報酬は、中央公民館に勤務する会計年度任用職員5人分の報酬でございます。

12節OAシステム保守点検委託料は、中央公民館分の施設予約システムの運用保守費でございます。

13節OA機器借上料でございますけれども、パソコン研修室のパソコン借上げ及び複写機等の借上げに係る経費を計上したものでございます。

17節庁用器具費でございますが、無線設備規則の改正に伴い利用することができなくなるワイヤレスマイク等を買換えるものでございます。

次の◎地域公民館管理運営費でございます。各地域公民館の管理運営に必要な経費でございまして、前年度と比べ967万8,000円の減額でございます。主なものとしたしまして、1節会計年度任用職員報酬は、地域公民館16館の館長、生涯学習推進員、主事及び協力員の報酬でございます。

239ページをお願いいたします。

11節の4行目、運搬料は、受変電設備の工事の際発生しますトランスやコンデンサー等の処分に係る運搬料であり、12節の2行目、産業廃棄物処理委託料と併せて実施するものでございます。

12節OAシステム保守点検委託料は、地域公民館分の施設予約システムの運用保守費でございます。

その他の各種委託料につきましては、地域公民館16館に係る清掃等の施設管理のための委託料をはじめ、各種点検業務に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

17節庁用器具費は、無線設備規則の改正に伴う旧規格マイクの買換えに要する経費でございます。

次の◎中央公民館振興事業費は、中央公民館の主催事業を実施するための経費でございます。主なものといたしましては、7節の2行目、謝金は、主催事業の講師等の謝金でございます。実用講座、将棋大会などの講師等に支払う謝金の計上でございます。

241ページをお願いいたします。

◎地域公民館振興事業費は、各地域公民館で事業を実施するための経費でございます。主なものといたしまして、7節謝金は、主に、地域公民館16館の講座開設などに伴う講師謝金でございます。

次の◎施設維持補修費でございますが、各地域公民館の施設設備の修繕料でございます。前年度と同額の計上でございます。

○図書館長 左ページに戻りまして、6目図書館費5,644万2,000円は、図書館管理運営に係る経費を計上したものであります。

右ページ説明欄◎図書館管理運営費の主なものを申し上げますと、1節の3行目、会計年度任用職員報酬から4節の3行目、労働保険料まで及び8節の1行目、費用弁償は、窓口業務や学校図書館整備業務及び事務業務を行う会計年度任用職員に係る経費を計上したものでございます。

10節消耗品費は、ブックスタートの書籍及び関連用品購入費のほか、雑誌、新聞、官報などの購入経費でございます。

12節OA機器保守点検委託料は、図書館情報システム保守点検委託料でございます。

その下のデータ作成委託料は、購入した図書等の書誌データの作成委託料でございます。

13節OAシステム利用料は、図書館情報システム等の利用料及び電子図書館クラウド利用料でございます。

その下の電子書籍利用料は、新たに電子書籍200タイトルを整備するための利用料でございます。

243ページをお願いいたします。

右ページ1行目、OA機器借上料は、図書館情報システム機器一式、コピー機及びファクスのリース料でございます。

17節図書費は、図書資料の購入費でございます。

左ページに戻りまして、7目視聴覚ライブラリー費は、前年度に比べ16万6,000円の減額計

上でございます。減額要因としましては、映像ホールプロジェクターの賃貸借契約が終了したことでございます。

右ページ説明欄◎視聴覚ライブラリー運営費の主なものを申し上げますと、17節DVD等購入費は、教育・生涯学習用のDVD等の購入費でございます。

○郷土博物館長 左ページに戻りまして、8目博物館費は、前年度と比べ205万2,000円の増額となっております。主な理由としましては、特別収蔵庫空調機更新工事の実施によるものでございます。

243ページ、説明欄の◎博物館管理運営費のうち主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、受付、展示解説員6人と事務補助員1人の報酬でございます。

10節の3行目、印刷製本費は、入館券や事務用封筒などの印刷に係る費用でございます。

12節は、警備委託料や清掃委託料、防災機器の点検委託料など、施設の維持管理に必要な委託料を計上したものでございます。

245ページをお願いいたします。

14節の設備改修工事請負費は、特別収蔵庫空調機更新工事に係る費用でございます。

次の◎博物館振興事業費は、博物館の展示事業や普及事業などに係るものでございます。

主なものを申し上げますと、1節の会計年度任用職員報酬は、博物館収蔵資料の整理や保存、活用などに係る1人分の報酬でございます。

10節の印刷製本費は、テーマ展及び企画展の図録やポスター、チラシなどに係る印刷経費を計上したものでございます。

11節の郵便料、運搬料は、事務書類などのほか、テーマ展及び企画展のポスターやリーフレットなどの郵送費でございます。

12節の資料運搬委託料は、テーマ展及び企画展に係る展示資料の運搬費用でございます。

14節の展示工事請負費は、テーマ展及び企画展並びに常設展示室などの展示ボードやパネル製作などに係る経費を計上したものでございます。

17節の3行目、資料購入費は、展示資料を購入するための費用でございます。

○生涯学習スポーツ課長 続きまして、246ページをお願いいたします。

5項保健体育費、1目保健体育総務費でございますが、右ページ説明欄の◎スポーツ振興費の主な内容についてご説明申し上げます。

1節の委員報酬は、スポーツ推進員34人、スポーツ推進審議会委員12人分の報酬でございます。

2節の一般職給から4節の一般職共済組合負担金までは、スポーツ振興担当職員4人分の人件費でございます。

7節の3行目、褒賞品費は、市民体育祭や駅伝競走大会など各種スポーツ大会に参加した方への参加賞や記念品代でございます。

12節の1行目、スポーツ教室開設委託料は、15地区の体育協会と委託契約を締結し、地区単位で各種スポーツ教室やアウトドアスポーツ教室を実施していただくものでございます。

13節の自動車借上料は、生涯スポーツの推進を目的として実施しているウォーキング事業に必要となる大型バス2台分の借上料でございます。

18節の4行目、市体育協会補助金は、前年度と同額計上でございます。

○**学校教育課長** 次の◎学校保健費（学校教育課）の主なものを申し上げますと、1節の報酬は、内科、眼科、耳鼻科及び歯科の学校医並びに薬剤師の報酬でございます。

249ページをお願いします。

7節の2行目、学校医謝金は、児童・生徒の健康診断に関わる学校医への謝金でございます。

11節の2行目、手数料は、児童・生徒、教職員の定期健康診断に関わる手数料や学校環境衛生に関わる各種検査手数料でございます。

18節の日本スポーツ振興センター共済掛金は、学校の管理下で発生した事故における治療費等の保険給付に関わる共済掛金でございます。

○**教育総務課長** 次の◎学校保健費（教育総務課）の18節少年スポーツ振興事業交付金は、中学校8校の運動部活動の振興に対する交付金でございます。

○**生涯学習スポーツ課長** 続きまして、248ページをお願いいたします。

2目体育施設費でございますが、これは体育施設の管理運営のための費用で、前年度と比較して1億6,374万3,000円の増額でございます。その増額の主な要因といたしまして、総合体育館空調設備改修工事及び事業用器具費において移動式バスケットゴールの更新をすることによるものでございます。

主な内容についてでございますが、10節修繕料は、体育施設を安心・安全に利用していただくため、施設の計画的、あるいは突発的な修繕などに要する費用を計上したものでございます。

11節の1行目、運搬料と12節2行目、産業廃棄物処理委託料は、市民プールで保管しておりますPCB汚染物を処分するために必要な経費として計上したものでございます。

その3行下の保険料は、体育施設利用者に係る損害保険料掛金でございます。

12節の1行目、OAシステム保守点検委託料は、このたび稼働いたします体育施設で使用する施設予約システム運用に係る費用を計上したものでございます。

その下の体育施設指定管理料は、指定管理者であります公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団への指定管理料でございます。

13節の1行目、器具・機材借上料は、市民プール両替機、総合体育館トレーニング室のトレーニング機器、富士見公園野球場スポーツトラクターのリース料として、その下の土地借上料は、下須戸運動場の土地借上料でございます。

14節の1行目、設備改修工事請負費は、総合体育館のロビー等の空調設備改修工事に伴う費用でございます。

17節の1行目、事業用器具費は、総合体育館メインアリーナの移動式バスケットゴールを更新するもので、その下の車両購入費は、総合公園で使用している作業用トラックの入替えに伴う費用でございます。

#### ○学校給食センター所長 続きまして、250ページをお願いいたします。

3目学校給食センター費でございますが、本年度予算額は6億4,628万8,000円で、前年度と比較し1,161万8,000円の減額となっております。減額の主な要因は、星宮小、北河原小、須加小学校の再編成に伴う学校給食委託料の減額でございます。

右ページ説明欄の◎学校給食センター管理運営費の主なものを申し上げますと、12節の1行目、学校給食委託料は、調理等業務の委託料で、平成30年度から令和4年度まで5年間の契約を締結してございます。

なお、10節需用費から12節委託料までにつきましては、学校給食センターの運営、維持管理に係る費用でございます。

253ページをお願いいたします。

14節の設備改修工事請負費は、全自動煮炊き釜及び自動食器等洗浄機の老朽化が著しいため、更新するものでございます。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

#### ○教育総務課長 続きまして、歳入予算について説明申し上げますので、予算に関する説明書の34ページをお願いします。

13款使用料及び手数料の、ページ一番下の1項6目教育使用料、1節小学校使用料及び2節中学校使用料の施設使用料は、科目存置でございます。

その下、3節社会教育使用料は、次のページにわたりますが、説明欄記載の施設及び設備に係る使用料及び入館料を見込み、計上したものでございます。

40ページをお願いします。

14款国庫支出金の2項6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金及び2節中学校費補助金の右ページ説明欄、学用品費等補助金は、要保護の児童・生徒に対する就学援助費の2分の1の補助を、その下の特別支援教育就学奨励費補助金及び理科教育等設備整備費補助金は、歳出計上額のおおむね2分の1の補助をそれぞれ見込むものであります。

次の3節社会教育費補助金の右ページ説明欄、埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、個人住宅の発掘調査や遺跡出土品等の整理、保存に係るもので、事業の2分の1の補助を見込むものでございます。

その下の文化財保存活用地域計画策定費補助金は、計画策定に係るもので、補助対象事業費の全額について補助を見込むものでございます。

次に、4節保健体育費補助金の右ページ説明欄、児童生徒医療費補助金は、要保護の児童・生徒に対するもので、補助対象経費の2分の1の補助を見込むものでございます。

46ページをお願いします。

15款県支出金の2項7目教育費県補助金、1節教育総務費補助金の右ページ説明欄、学校応援団推進事業補助金は、補助対象経費の3分の2の補助を見込むものでございます。

次に、2節中学校費補助金、右ページ説明欄、いじめ・不登校対策充実事業補助金は、中学校に配置するさわやか相談員の雇用に対する補助金でございます。

次に、3節社会教育費補助金の右ページ説明欄、1行目の埋蔵文化財緊急発掘調査費補助金は、発掘調査や出土品等の整理作業等に係るもので、事業費の4分の1の補助を見込むものでございます。

その下の地域教育力活性化事業費補助金は、放課後子ども教室事業に係るもので、事業費の3分の2の補助を見込むものでございます。

48ページをお願いします。

16款財産収入の1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入の右ページ説明欄、下から6行目の建物貸付収入（教育総務課）は、小・中学校の屋上に設置された太陽光発電事業に係る貸付収入で、小学校13校及び中学校8校に係るものでございます。

次の建物貸付収入（教育支援センター）は、星宮小学校跡地の屋上に設置された太陽光発電事業に係る貸付収入でございます。

次の建物貸付収入（生涯学習スポーツ課）は、北河原小学校及び須加小学校の跡地に設置された太陽光発電事業に係る貸付収入でございます。

52ページをお願いします。

17款寄附金の1項3目教育費寄附金、教育振興費寄附金は、個人または法人からの寄附金について、これまでの実績を見込み、計上したものでございます。

54ページをお願いします。

18款繰入金の1項4目教育振興奨励基金繰入金は、歳出10款の事務局費に計上した教育振興奨励費補助金及び奨学資金給付金の財源として、事業費と同額について基金を取り崩すものでございます。

58ページをお願いします。

20款諸収入の3項2目入学準備金貸付金元金収入は、貸付けに対する返済金収入でございます。

次に、同じページ、4項1目雑入の1節学校給食費納付金は、中学生に係る給食費無償化及び児童・生徒数等の減少を踏まえ、前年度と比べて9,836万3,000円の減額計上でございます。

次に、3節負担金収入の右ページ説明欄1行目の日本スポーツ振興センター保護者掛金は、学校管理下における事故についての共済掛金に係る保護者の負担分でございます。

説明欄一番下の放課後子ども教室自己負担金は、放課後子ども教室に参加する児童の自己負担金でございます。

61ページをお願いします。

説明欄の一番上、地域社会学習用教材費負担金は、小学校3年生及び4年生の社会科のワークや作業帳の費用を保護者に負担していただくものでございます。

その下の中央公民館主催事業自己負担金は、大規模事業実施に係る参加者の自己負担金でございます。

次に、4節交付金及び助成金収入の右ページ説明欄2行目のスポーツ振興くじ助成金は、総合体育館メインアリーナの移動式バスケットゴール更新に係る助成金でございます。

次に、5節委託金収入の右ページ説明欄4行目の文化財発掘調査事務委託金は、企業などの事業用地開発に係る発掘調査費用について企業側の負担となることから、発掘調査や出土品整理に充てるための委託金を計上したものでございます。

次に、7節施設貸付収入の右ページ説明欄、下から6行目の地域公民館電気料、その2行

下の市民プール電気料、また2行下の総合体育館電気料、63ページに移りまして、説明欄2行目の教育文化センター電気料から3行下の学校給食センター電気料までは、それぞれ、施設に設置された自動販売機に係る電気料収入のほか、教育文化センター及び中央公民館事務室の使用料収入を見込むものでございます。

また、説明欄一番上の旧忍町信用組合店舗電気料は、旧忍町信用組合店舗の保存と活用を行っている団体からの電気料収入を見込むものでございます。

次に、9節用品等売払収入の右ページ説明欄3行目の資源ごみ売払収入（学校給食センター）は、食材の搬入により生じた段ボールのリサイクル収入でございます。

その下の使用廃油売払収入は、学校給食センターで調理に使用し、回収した廃油の売却収入でございます。

その下の電気売払収入（中央公民館）は、桜ヶ丘公民館に設置している太陽光発電による電気売払収入を見込み、計上したものでございます。

その4行下の図録等売払収入（郷土博物館）から市史編さん刊行物売払収入までは、それぞれの売払収入を見込み、計上したものでございます。

次に、15節雑入の右ページ説明欄1行目の事務手数料のうち、公民館など各施設におけるコピーサービスなどの手数料として71万1,000円を見込み、計上してございます。

65ページをお願いします。

説明欄の4行目、検定等事務手数料は、英語検定試験の準会場実施に伴う事務手数料収入でございます。

66ページをお願いします。

21款市債の1項8目教育債、1節小学校債の小学校設備改修事業債は、小学校2校の給食用エレベーター更新工事及び小学校5校の高圧受変電設備改修工事の財源として、次の2節保健体育費の右ページ説明欄1行目の学校給食センター設備改修事業債は、全自動煮炊き釜及び自動食器等洗浄機の更新工事の財源として、その下の総合体育館設備改修事業債は、総合体育館のロビー等の空調設備改修工事の財源として、それぞれ借入れを見込むものでございます。

以上で、教育委員会所管の歳入歳出予算について説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 45分 休憩

---

午後 0時 58分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑の前にページ数を言っていただくと非常にありがたいんですけども、お願いします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

福島委員。

○2番 福島委員 それでは、質疑の方をさせていただきたいと思います。

まず、学校給食費の件でございます。ページ数で言うと予算書の59ページになるかと思えます。また令和4年度の当初予算の概要で言えば25ページに当たる中学校給食費無償化事業、これについて質疑したいと思えます。

まず、こちらの事業に関して本会議でも質疑がございまして、その際聞いていましたところ、令和5年度以降は未定ということでご説明があったかと存じます。それなので、私としては、こちらに関してはあくまで子育て支援というよりも、新型コロナの感染症対応地方創生臨時交付金も活用してますから、どちらかというとな新型コロナ対策の一環のほうが強いんじゃないのかなというふうに思っております、それがゆえにしっかりと保護者の方を含め、市民の方には令和4年度は実施すると。けれども、令和5年度以降は未定ということをご丁寧に説明するべきなのではないかと思えますが、そういう考えでよろしいでしょうか。今考えているものとしては。そこをお聞かせください。

○委員長 まず1点でいいですか。

答弁をお願いします。

○学校給食センター所長 それでは、お答えいたします。

福島委員のお見込みのとおり、財源については新型コロナ地方創生臨時交付金を活用するといったような財源の目的からいいますと、令和4年度につきましては、コロナ対策で、困窮する世帯を救うといったような目的が1つございます。それと併せて、コロナが2カ年続いているという状況の中と、あと市の政策的な目的、この中で子育て支援といったものは、今回に限らず以前からも継続してやってきている政策的な目的というものもございます。目的は当然一部重複しているという考えではございます。

ただ、令和4年度につきましては、市の財源的な問題、要は恒久的な財源をどうするのかというのがかねてからの課題ではあるというところから、令和4年度につきましては、コロナ地方創生臨時交付金を活用しての無償化ということになります。令和5年度以降の対応につきましては、市の総合的な政策、こういったものを見直す中で、実際に実現をしていくのか、していかないのか、こういったものをさらに丁寧に説明をしていくべきというふうに思います。

以上です。

○委員長 福島委員。

○2番 福島委員 ご答弁ありがとうございます。

私が今、こちらを質疑している理由としては、保護者を含め市民の方が、今回これをやることによって、今後も恒久的にもう中学校給食費無償化はやるんだと、市長の公約でもあったし、一部でも市長は小・中学校と言っていましたけれども、まずは中学校の給食費無償化をこれからもやっていくというふうな前提で多分捉えてしまうと思うんですよ。

実際は、でも令和4年度はやるけれども、令和5年度以降は未定というところを丁寧にそこは説明しておかないと、令和5年度、その時点でまた財源がない。今回、新型コロナの交付金を使っているわけですから、一般財源で今回もやっているのであれば、来年度以降もああやっていくんだなというのがイメージできますけれども、現状ですとあくまでコロナ交付金の活用という意味で、そこは丁寧に説明をしていただきたいと思うのですが、そこら辺はそういう考えでよろしいですね。あくまで保護者を含め市民の方に、そこは丁寧に説明していくと。確認です。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校給食センター所長 福島委員お見込みのとおりでございます。丁寧な説明を心がけていきたいというふうに思っております。

○委員長 福島委員。

○2番 福島委員 ぜひそこは誤解のないように保護者の方、そして市民の方にも様々な周知方法があるかと存じますが、要望になってしまいますが、そこはお願いしたいと思えます。

続きまして、もう1点、211ページのほうになります。小中学校指導費のICT支援員派遣委託料1,430万円の件ですけれども、こちらの説明もあったかとは思いますが、もう少し具体的にこちらを教えていただけたらと存じます。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 お答えいたします。

I C T支援員派遣委託料につきましては、学校におけるI C T活用を総合的に支援する専門的知識を持ったスタッフ、I C T支援員を2名派遣するという目的で委託料を積算しております。内容的には、機器に関する技術的な支援、また学校に派遣した際には、タブレット端末等を使ったI C Tを活用した授業についての専門的なやり方等の提案等をしていただく、そういう内容を狙いとして委託のほうを進めているところでございます。

○委員長 福島委員。

○2番 福島委員 ご答弁ありがとうございます。分かりました。

以上です。

○委員長 そのほか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 今回の関連ですけれども、I C T支援派遣委託料ということで、これは令和3年度も1,800万円を組んでいたと思うんですね。今の説明を聞いてますと、技術的な支援だとか、専門的なやり方とかを提案してもらおうということだったと思いますけれども、行田市のI C T活用、教育委員会でやっている、子どもたちが今タブレット端末でやってますけれども、昨年9月でしたかね、2学期始まったときに、初めて使ったわけですね、タブレットを。そのとき私も自宅に中学生がいますので、どういうことをやるのかなということで非常に興味があって見たんですけれども、要は何が言いたいかといいますと、全生徒が帰宅後に1時間ぐらいでしたっけ、講義を受けるんですけれども、その講義の内容が先生が用意した、一切人物が映らないような、画面での説明をひたすら子どもたちが見ていて、しゃべってはいけないということだったんですね。それが終わって、いいですかということで、了解しましたということで、みんなパソコンを切ったという状況ですけれども、さいたま市は昨年2学期からオンライン授業が始まったんですよ。

要は先生が授業を行っているのを画面で映して、出席、欠席が選べました。学校に行かないという選択もできました。それで、家にいながら、出席している生徒と同じ授業を受けられたと。しかも手を挙げるという機能も使いながらやっていたわけなんですね。同じ先生たちが、さいたま市と行田市で何でこんなに差が出てしまうのかなと。

令和3年度も同じようにこのI C T支援派遣委託料というのを1,800万円も予算を組んでいたんですね。今年も組んでいますけれども、何ですかね。要は行田市がやっているのはオ

ンライン授業ではないですよ。しかも2学期、本当に1週間くらいしかやってませんよね。あれ以降全然タブレットを活用していないと思うんですね。

その辺をさいたま市のようにやるのかと思うわけですよ、一般の保護者も含めて。だから、それだけの差が出てしまうというのは、これだけの予算を組んでいてどうなのかなと、私は見ていると思いましたけれども、その辺どういうふうに令和4年度はやっていくんでしょうかね。その辺お伺いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 お答えいたします。

今、委員がおっしゃるように、昨年9月の段階では、正直申し上げまして、行田市の教員の活用スキルについても、まだ初歩的段階だったかとは思いますが。ただ、9月の1カ月間、各学校で午後1時間のオンライン学習を積み上げた結果といいますか、それをもって、10月、11月、2学期後半以降は、それぞれの授業においてタブレットの活用を進めた授業が見られたり、あるいはまた、オミクロン株の感染が広がって、残念ながら自宅からタブレットで授業に参加するお子さんたちも増えてきたんですけれども、その点につきましても、各学校の教室で児童・生徒が受けている様子をタブレットカメラを通して、自宅でも同じものが見られるようにしながら授業を受けるという、そういう実践は現在のところ進めております。各学校でも行っております。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 そうしますと、令和4年度は前進して、さいたま市のように本当にオンライン授業という形を目指すということでもよろしいですか。できれば参加型で手を挙げたりと、要は家にいながらにして同じような授業が受けられるというところがポイントかと思えますけれども、なるべくそういう努力をしていただきたいですね。出席、欠席が選べると、家においても欠席扱いとしないということでさいたま市もやりましたので、その辺先進事例をよく学んでいただきたいと。さいたま市に確認したら、何かソフトを使ってました。そういうのもどういうソフトを使っているのかも研究していただきたいと思えますけれども、どうですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 ありがとうございます。本市でも令和4年度、1年間積み上げてきた教員のスキルを活用しながら、基本は学びを止めないという方針で進めていきますが、自宅からでも授業に参加できる、そういう体制を構築していきたいと思えます。

○委員長 よろしいですか。

加藤委員。

○5番 加藤委員 給食費に関連してですけれども、今回いろんな財源の問題等あって、中学校のみ3学年無償化ということだと思わすけれども、給食費については、中学校、小学校、あるいは幼稚園まで、ここら辺の保護者負担を教育委員会としてどういうふうを考えているのか。結構小・中学校でやっているところだと、小学校6年間を無償化しているようなケースも結構多いんですけれども、今回、財源の問題だと言ってしまうとそうなんだけれども、中学3年間やっているんですけれども、全体として、教育委員会として、中学から幼稚園までの給食費の保護者負担の軽減というか、そういう面での考え方、認識を伺いたと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校給食センター所長 無償化につきましては、これはご承知のとおり公約という形でございます。ただ、給食センターといたしましては、まず給食センターの使命である、対象である学校給食法に基づく学校給食センターという位置づけでいえば、学校給食法の対象者はあくまでも児童、要は小学生児童、それと中学生の生徒、これが学校給食法が指しているところの対象者という形です。ですから、学校給食センターは学校給食法に基づく施設として建設されたという事実がございます。

センターといたしますと、まず無償化という公約の方向性ということであれば、小学校、中学校の無償化、その目的に沿いながら、必要な恒久的な財源の確保を市長部局と連携を取りながら、どのように生み出していくのかという観点で、まずは児童・生徒の無償化というところを目指していくという考えでございます。

それと、それ以外のお子様、要は小学生に上がる前のお子さんの給食費ということであれば、私たちが持っているセンターということであれば、あくまでも対象は先ほども言いました学校給食法というものにに基づき所管している部署でございますので、その点につきましては、他の部局の考え方に沿いながら、検討できるものについては検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

加藤委員。

○5番 加藤委員 そういう面では、今回中学校だけですけれども、気持ちというか、そうい

う意味では、当然小・中学校全体を無償化したいという気持ちがあるということですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校給食センター所長 これはもう市長の公約ですので、学校給食センターといたしましては、小学校、中学校についての無償化につきましては、その公約に沿う形で恒久財源が確保され次第、取り組んでいきたいというふうに思っています。

以上です。

○委員長 加藤委員。

○5番 加藤委員 市長の公約というところだけ明確にしておきたいと思いますが、福島委員からも出たんですけども、特に今回特別に国からの交付金に来て、中学校をやるんですよというあたりの理解ですね、その辺が周知されて、来年度以降、万が一誤解が生じないようにしていただければと思います。

以上です。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 給食が出ましたので、給食から行きたいと思います。

先ほど福島委員の質疑に対する答弁の中で、交付金の活用と、政策として子育て支援ということで、一部重複する部分があるということで、保護者の負担軽減ということだったんですが、そもそも交付金の活用と子育て支援を考えたときに、この中学校の給食費の無償化以外には考えられなかったのでしょうか。

これは本会議での質疑でも出たと思うんですが、なぜかという、確かに4月に入る1年生から3年生までの保護者にとっては、それはいいですよ、1年間。でも、令和5年度がどうなるかあやふやなのに、保護者に幾ら例えばこれは臨時交付金を活用したものですよと書いてあったとしても、説明したとしても、その次の令和5年度からの人たちにとって、また元に戻れば何だったのと、何でこんな政策にしたのというのが一般的にみんなそう思うと思うんですよ。

ですから、こうやって出てますけれども、これ以外のことって、さっき言った交付金の活用と子育て支援を考えたときに、ほかになかったんですか。給食費以外で。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育部長 全体的なことですので、私のほうから答弁させていただきます。

まず、交付金の活用の検討と給食費の無償化の検討というのは、別で行ってました。最初は給食費の無償化の検討については、結構早い段階から回数を重ねて、いろんなシミュレー

ションをしました。全ての小学校1年生から中学校3年生までを全部無償化するパターン、それから、今回のように中学校全部を無償化するパターン、あとは中学校の3年生だけ無償化にするとか、いろんなどのぐらいの経費がかかるかとか、いろんなシミュレーションもしました。

それとはまた別に、地方創生臨時交付金が大体行田市にはこのぐらいの金額が来るということが今度分かりまして、それはまた別に交付金の活用について検討をしておりました。その交付金の活用につきましては、全庁的にそれぞれの部署からいろんな提案が出されまして、それを最終的にどの事業で活用するかということを全庁的に考えた中で、最終的に教育委員会から出した給食費の無償化、この部分について、この予算の中で対応していこうということで、最終的に決まったものでございます。

市全体でいろんな提案がなされた中で、最終的にこの事業が選択されたということでございます。ほかにもいろんな子育て支援、いろんな事業はあると思いますけれども、今回教育委員会のほうからは、この給食費の無償化、特に中学校の1年生から3年生の無償化ということをご提案させていただいて、これが採択されたということでございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 確かに市長の公約の中の1つとして無償化というのはありましたよね。それで、議員の中から市長の公約が何もできてないと、給料の半減だけだと。それで、例として中学校だけでも無償化にしたらどうかというような意見を、あるいはチラシに載せている議員もおりました。そこへ持ってきて、令和4年度、来年4月選挙がありますので、我々議員もどうなるか分からないし、市長だってどうなるか分からない。そこで、最後の年にこれを持ってきたというのは、正直な話、納得ができないというのが我々の気持ちなんですよ。

ですから、もう中学生だけのピンポイントじゃなくて、子育て支援でいったら、それは幼児から幅広くいるわけですから、もっと違うものに、確かに福祉の分野とか、教育委員会の分野とか、いろいろあって、大変だとは思いますが、これだけの金額があるんだったら、もっと違うことに幅広い市民に行き届くようなものに使ったほうが、私は有意義だと今でも思っています。そういう議論というのはなされなかったんですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育部長 教育委員会といたしましては、このほかにも幾つかいろいろ交付金の活用の提案はさせていただきました。ただ、それが全て子育て支援につながるものでもございません。図書館の充実だとか、そういうようなものもございましたし、ただ、最終的に市全体で

この交付金を活用する中で、給食費の無償化、この部分が行田市として取り入れるということ  
とで決定したものでございます。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 幾ら聞いても苦しいと思うので、これについてはやめます。

次の質疑に行ってもよろしいですか。

まず、歳入の61ページの文化財発掘調査事務委託金、企業負担で5,800万円という金額と、  
それから歳出のほうで231ページの文化財保護費で、前年度に比べて4,718万5,000円の増とい  
うことで、冒頭の説明の中で、企業からの発掘の受託調査が増える、増加見込みということ  
だったんですけれども、ということは、これはもう既に場所も何もかも決まっているという  
ことでよろしいんでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○文化財保護課長お答えいたします。

基本的にはお話をいただいているところばかりでございます。具体的に申し上げますと、  
1つについては、行田市佐間にあります某民間企業さんが工場の建替えということを予定し  
ております。もう1箇所について、これは若干流動的な部分もありますが、小針の焼却場の  
建設予定地、それから下水道の事業、下水道は別会計になりますので、受託事業という扱い  
になるので、藤原町地区の下水道の発掘調査、それから、昨年やりました藤原町のある民間  
企業さんの出土品の整理、その4つが大きな事業として予定されております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 ということは、もっとも当てがないと、歳入にしたって、支出にしたって  
組めないですね。分かりました。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 211ページの奨学資金給付金792万円、その下ずっと行って、大学入学準備  
金貸付金90万円。

まず、奨学資金給付金というのは、高校生に月1万円の補助だったかと思います。市の事  
業。もう1つの大学入学準備金というのは、1人30万円、高校は20万円の入学準備金を貸し  
付けるという事業ですけれども、これは前回と金額が変わらないですけれども、コロナ禍に  
おいて困っている家庭があると思うんですね。それとあと、就学援助もそうですけれども、

どうですかね。コロナの状況で、こういったところは増えてくるのかなと私は予想していたんですけれども、あまり変わってないですよ。就学援助のほうもお答えいただきたいんですけれども、状況がどうなっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 まず、奨学資金給付金792万円についてでございますけれども、こちらは委員ご案内のように、1人毎月1万円ずつということで給付する事業でございますけれども、申請につきましては、現在のところ大きく変化はないというふうに認識しております。また、併せまして、先ほどご案内ありました入学準備金につきましても、実数で申しますと、今年度お話をいただいているのは2件ということで、大きな増加はないような状況でございますので、例年と同じような形で計上させていただいたところでございます。

それと、就学援助についてでございますけれども、同じように就学援助につきましても、大きな増加は今のところありません。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 何か私が聞くと、結構お困りのご家庭があるんですよ。ここが伸びてこないというのはどういうことなのかなと。周知はどうなってますかね。この奨学資金給付金というのは、中学校で就学援助を受けていた方が結構対象になるんじゃないかなと思いますし、対象者が見えてくる部分もありますし、新たな対象者というのもあると思うんですね。その辺の周知がきちっとうまくいっているのかというのが1点と。

それと、例えば林間学校費補助金、これは就学援助ですけれども、中学校のほうが270万円ぐらい減っているんですね。小学校のほうはほぼ前年度と同じぐらいだったと思うんですけれども、何で中学校だけ270万円減っているのかなと疑問ですけれども、その2点お伺いしたいと思います。周知方法と、林間学校が中学校だけが異常に減っている点について。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○教育総務課長 まず、周知方法につきましてはですが、奨学資金などの周知につきましては、ホームページ、市報はもちろんのこと、中学生の3年生の方には直接ご案内を渡しているという状況でございます。また、今まで給付をしていた方につきましては、そのまま継続に関してもご案内をしておりますが、状況的にはこういう状況となっております。

○学校教育課長 就学援助費につきましては、令和2年度に予定していた中学校1年生のスキー教室がコロナのために実施できず、翌年に延期というふうに学校が判断したことで、令和

3年度は中学校1年生のスキー林間と2年生のスキー林間の2学年分を予算として計上したので、金額が増えましたが、令和4年度はまた元に戻るということで、1学年分の金額になりますので、数字上では減額というふうになっております。

以上でございます。

○委員長 そのほかに。

加藤委員。

○5番 加藤委員 249ページですけれども、学校保健費の少年スポーツ振興事業交付金、これについて具体的に説明いただきたいのと、あとその下の施設管理運営費の中で、11節運搬料と12節産業廃棄物処理委託料というのが市民プールのPCB汚染の部分だと説明を聞きましてけれども、このPCBの処分というのはいつ頃までこういったことをやっていくのかなというのをお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 まず、249ページ、学校保健費、教育総務課のところがございます少年スポーツ振興事業交付金のことでよろしいでしょうか。こちらにつきましては、中学校8校の部活動を対象として、部活動の活動に対して交付しているものでございます。

○生涯学習スポーツ課長 先ほどお話がありました市民プールのPCBの関係でございますが、令和4年の運搬料と委託料で全て終了する予定でございます。

以上でございます。

○委員長 加藤委員。

○5番 加藤委員 PCBのほう、了解いたしました。

それと、スポーツ振興事業交付金については、部活ということで、これは例えば部活で全国大会に行ったり、本人も当然行きますし、付添いで教職員が行く場合もあると思うんですけども、そういった旅費なんかという感じですかね。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 ご案内いただいているとおり、部活動で校外で活動するよなときの旅費などに使っていただくように交付しているものでございます。

○委員長 よろしいですか。

○5番 加藤委員 分かりました。

○委員長 そのほか。

香川委員。

○4番 香川委員 211ページの学校開校・閉校記念事業補助金の開校は130万円、閉校に関しては1校180万円ずつということですが、まずこの積算根拠はどのようなものか。

それと、閉校する学校には、例えば図書とかいろんなものを含めてですけれども、備品等あると思うんですけれども、既にある統合するほうの学校に対して、そんなに図書だって持ってこれないですよ。ということは、加除するのか、あるいはまるっきりもう向こうへ置いておくのか、その辺のところをこれに関してはお願いしたいと思います。

もう1点いいですか。229ページの生涯学習推進費の一番下の大学等連携事業補助金の120万円なんですけど、毎年これは計上されているんですけれども、これの検証というか、お金を出しているわけですから、大学とどういった連携をし、それが市にとってどういうメリットがあるのかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 211ページ、学校開校・閉校記念事業補助金、こちらの算定の根拠というところでございますけれども、まず、令和3年度に取り組んでおります学校再編成につきまして、開校に当たりましては130万円、閉校に当たりましては180万円ということで交付をさせていただいたところでございまして、それにまずは倣い、新たに取り組む太田地区の小学校の開校・閉校に合わせまして130万円、180万円ということでございます。

内容といたしましては、実際実行委員会の中で用途については決めていただくということでお話をさせていただいておりますけれども、開校に当たりましては、新たな学校をつくるために必要となるもの、例えば校旗でありますとか、そういうふうに必要なものをこちらでご用意いただくと。閉校につきましては、本年度の実績を申し上げますと、記念誌、また閉校の記念式典、このようなところに費用を使っていただくような形でこちらとしても積算をした事業でございます。

以上でございます。

○委員長 大学連携のほうですね、お願いします。

○生涯学習スポーツ課長 大学連携事業に関しましては、令和3年度そして令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの関係で、ものづくり大学については受入れが難しいということで中止という形で、全てこの交付金に関しては返還をしているという状況でございます。令和元年度について行われた状況につきましては、そのときも若干のものはありますけれど

も、ただ、子どもたちが多く参加をしていただいているということと、高等教育の現場に子どもたちが行って指導を受けてくるということに対しては、非常に有意義なものということを考えておまして、今年度につきましてもこの金額を予算措置したものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

○教育総務課長 学校の備品につきましてですが、これまで学校として経営をしておりまして、新たに必要となる備品、両方に確かでございます。ですので、不足するようなものにつきましては、新たに開校となる学校へ移動もございしますが、全部が必要となるわけではございませんので、また、市内全域の学校の中で必要かどうかというところを見まして、さらにそれでも備品のほうが余りましたら、市役所全体でその辺を配分してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 ありがとうございます。その開校・閉校についてなんですが、130万円と180万円ということで、これオーバーした場合はどうするんでしょう。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 令和3年度の取組でお話をさせていただきますと、例えば閉校に当たりまして180万円を超えて事業を行いたいというところにつきましては、これまで地域の中で蓄積されていたものからその部分を充てているというところも伺っております。ただ、大きくその部分でなくて、端数と申し上げますか、その部分をそこに負担したというお話は聞いております。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 じゃ余った場合は返還でしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 補助金でございますので、補助金を使わなかった場合には、こちらへ戻入するというご案内しております。

○委員長 よろしいですか。そのほか。

副委員長。

○副委員長 関連なので、忘れないうちに伺います。

1点目の先ほどから出ている給食費の無償化ですけれども、これは中学校の無償化は今回ですが、この前小・中学校の無償化というのがありましたよね。そのときも同じ交付金を使って無償化したということで、市長の公約とはまた別ということであったと思いますが、そのときにはどのような広報をされたのかについて伺いたいと思います。

また、今回もそれと同じような広報なのかどうなのか。そのところを、広報というか、いわゆる保護者の方に、これはコロナの交付金を使って無償化したんですよというようなことをどのようにお知らせしたのか、前回のところを教えてくださいというふうに思います。また、今回はそれに準じるのかどうかについて伺いたいと思います。

それから、今の2点目で開校・閉校準備の積算根拠ですけれども、開校準備130万円の中で、80万円が校歌作成委託料というふうに伺っておりまして、そうしますと、残り50万円しか使えなくなるということで、開校する学校においては、少し厳しいというようなお話も伺っています。この校歌の80万円というその積算根拠、一律80万円というふうに伺っているんですけれども、それはなぜなのかということで伺いたいと思います。この2点についてお願いします。

○委員長 どうぞ。

○学校給食センター所長 給食費の無償化の関係でございます。昨年度の給食費無償化につきましては、まず経緯というところでございます。こちらにつきましては、ご承知のとおり6月定例会の最終日に議案として上程させていただき、全庁的な新型コロナウイルス感染症臨時交付金を活用した第2弾のコロナに負けない行田市版新型コロナウイルスパッケージということで、全庁的なパッケージ版ということで、まずは全庁的にその中の一環として給食費の無償化ということで周知をさせていただいたという経緯がございます。

保護者に対しましては、教育委員会を通じまして、6月、もう学校が始まっている段階でございましたので、急遽無償化になりましたという形で、教育委員会を通じまして保護者に対して、メールその他の媒体手段を使いまして周知のほうをさせていただいたという状況でございます。

○副委員長 質疑の内容が、保護者の方々に、これはコロナ交付金を使って無償化になりましたというようなお知らせを、どのような通知をされたかということの内容を伺っていますので、お願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 お答え申し上げます。

一昨年の無償化のときは、交付金のことまでは保護者の方にはご案内してなかったと思います。臨時休業明けということで、コロナ禍ということで、家計への負担を軽減させるということで、今年度に限りというようなニュアンスで、交付金を活用するところまでは、そのご案内の中には入れてなかったというふうに記憶しております。

○委員長 あと開校の校歌ですね。

○教育総務課長 校歌の作成につきまして、80万円かかったというところ、お話がございましたけれども、令和3年度に取り組んでおります学校再編成の中で、学校のほうで校歌の作成費ということで、80万円負担いただいたということを伺っております。

こちらにつきましては、まず開校を行う中で130万円の補助金をこちらに交付させていただきまして、その使途につきましては、学校と地域で編成する開校の準備委員会の中で使途を特定いただいております。その学校につきましては、校歌のほうへ80万円使う、そして校旗に幾らというふうな形で配分をした中で額が決定したものと伺っております。

○副委員長 そうしますと、この80万円の校歌の依頼費というか、それは各学校に委ねられているということですか。私は80万円は一律というように伺ったかと思うんですけども、それは各開校準備委員会をお願いする方を探し、そして偶然2つの学校が80万円ということですか。金額違うんですか、それとも。今回の学校も違うんですか。お願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○教育総務課長 校歌につきましては、学校と地域で進める準備委員会の中で決定をいただくということで、それは校歌の作成者をどなたにするか、その作成者によって委託料が変わっているというところがございます。具体的に申し上げますと、1つの学校は80万円、1つの学校は40万円でございます。

○委員長 ほかに。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 211ページですけれども、小中学校指導費の謝金143万円。これは前回、令和3年度予算を見ると320万円ぐらい組んでいたもので、これは何か内容が変わったんですかね。説明ですと、部活動外部指導だとか、あとフォローアップ事業という話もありましたけれども、その辺の内容がどうなんでしょうか。大分減ってますので、変わったのかな。どうなんでしょうかね。

それと、いじめ不登校対策事業、これというのはいじめの件数がどうなったのか。要はその人数の把握がどうなっているのか。この事業を行っていることによって、どれだけ効果が

出ているのかというところを知りたいので、把握している限りの件数とかをお伺いしたいと思います。2点。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず、謝金の143万円が大きく減少した件でございますが、フォローアップ教室指導者謝金、こちらは前年度積算の場合、全て土曜日、日曜日に実施するというので、教えていただく先生方に対する謝金を計上しておりましたが、夏休み等の平日、勤務時間内でフォローアップ教室をやっていただく場合には、その謝金が発生しないことから、その部分が大幅に減額をしているところでございます。

もう1つのいじめ問題対策連絡協議会の件ですが、いじめ関連の調査結果を申し上げますと、令和元年度から2年度にかけてのいじめの報告件数が、小学校で270件から222件ということでマイナス48件、中学校は55件から令和2年度56件ということでプラス1件、合計しますと、令和元年度の325件に対して令和2年度278件ということで47件の減となっております。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 その謝金の中で、部活動の外部指導ということがありましたね。この状況も教えていただきたいんですね。外部指導を行っているのがどのくらいあるのか、まず1点。

それと、フォローアップ事業が、要は先生の勤務時間内にやるようにしたので、謝金が少なくなったということですがけれども、要は夏休みということでしたけれども、それは先生の仕事量には影響ないのでしょうか。大丈夫なのでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず、部活動外部指導者の令和3年度の実績でございます。外部指導数は12名、バドミントン、野球、柔道の種目に2名と硬式テニス、ソフトテニス、剣道、卓球、陸上、吹奏楽に1名の外部指導者を依頼しているところでございます。そして、1人当たり3万円の謝金を15名計算ということで積算のほうをさせていただいております。

もう1つのフォローアップ教室のほうでございますが、これは教育委員会といたしましては、平日の勤務に負担にならないよう、土曜日、日曜日の実施を想定した予算の準備をしておりましたが、学校側のほうから平日開催を要望する声もありましたので、負担にならない

範囲で実施していただければということをお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 部活動の外部指導を行っている12名というのは、これは地域の方なんでしょうか。それとも専門的に教える資格を持っている方なのかお伺いしたいのと。

それと、今先生の負担のことで言わせていただくと、主に中学校の先生ですね、教職員の長時間過密労働と言われている中で、部活はかなり先生の負担になってくる部分が大いかなと思います。もちろんやりたい、顧問になりたいという先生もいらっしゃるかと思うんですけども、そういったことでいえば、外部指導というのをもうちょっと増やすということも必要じゃないかなと。

私は調べましたけれども、法令上の義務ではないんですね、部活というのは。部活というのは、生徒が入るのも別に強制ではないですよ。そういった部分で言うと、部活動はある程度切り離して考えないと、先生たちの負担は相当重いのかなと思いますけれども、この外部指導の方がどういう方なのか、地域の方なのか、専門的な方なのか分からないですけども、そういった方で頼めるようであれば、ここの部分を増やすという努力はしたほうがいいんじゃないかと思えますけれども、その辺どういうふうに考えてますか。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 部活動指導者につきましては、現在12名のうち、大方の方が地域の方にお世話になっております。そして、専門性に関わりましては、元教員で、その種目の部活動の顧問経験のある方にも現在お世話にもなっておりますので、募集方法等につきましては、特に一般の公募という形でのアナウンスはしておりませんが、その学校のほうで部活を外部指導という形でお手伝いしていただける方がいた場合には、教育委員会のほうにご紹介いただくことによって、外部指導者としての登録を進めているということで、学校のほうにはそういう方がいたらぜひ紹介をしてくださいというご案内はしているところでございます。

○委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 これは長年の、部活というのはなかなか難しいものがあって、一度外そうとしたりとかあったんですけども、なかなかうまくいかなくて、また先生がやるようになってしまったりとかあるんですけども、今も行田市教育委員会としては積極的にやるということではなくて、いた場合はという形だったと思うんですけども、全国的にそういう方

法なんです、先生たちの意見も私お伺いしたんですけれども、先生たちは負担がかなり重いですね。土、日も部活動の指導に行かなければいけないと。でも、給料には反映しないというところで、なるべく教育委員会のほうとしても、そういう地域の協力される方とか、積極的に探していただいて、地域との協力関係ということも深まりますし、なるべくそういう努力というものをしていただけましたら、先生たちも助かるんじゃないかと思っておりますけれども、それは要望とさせていただきたいと思っております。

○委員長 そのほか。

福島委員。

○2番 福島委員 それでは、質疑させていただきます。

当初予算の概要で言うと34ページになります。文化財保存活用地域計画作成事業、予算書で言うと231ページと233ページのほうにまたがってあるのかと思っております。

会計年度任用職員報酬248万4,000円、委員謝金30万7,000円、旅費32万1,000円、消耗品費11万7,000円ほかとなっております、こちらの当初予算の概要のほうですと、地域文化財の保存・活用について、官民間問わず地域ぐるみでの取組を進めるための総合的なアクションプランの作成を進めます。令和4年度は市内各地区でのワークショップなどを行いますとありますが、これは具体的にもう少し教えていただけますでしょうか。たしか令和3年度のときに旅費、京都に行くみたいな感じの答弁だったように記憶しているのですが、全般的なところを1つ教えていただけたらなと思っております。

そして、もう1点が、中学校の給食費の無償化の件で、予算書で言うと学校給食センター管理運営費で253ページの市外通学生徒給食費等補助金、こちらの制度設計といいますが、恐らく私立の中学校の方に対する補助金なのかと思っておりますが、こちら辺も詳細に教えていただけたらと思っております。

以上2点です。お願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○文化財保護課長 文化財保存活用地域計画についてお答えいたします。

この計画は、いわゆる例えば都市計画で言う都市計画マスタープランというのに当たる文化財のマスタープランに当たるものになります。行田市は歴史的、文化財的に見てどういう特徴があるか。特徴的なことというのはある程度分かっていますけれども、それをきちんと、文化財というのは、どちらかという保存が今まで1個1個の文化財を守っていくという形のやり方をやっていたんですけれども、それだと多くの文化財をなかなか体系立って守って

いくこともできないし、それをうまく観光とかまちづくりにも活用していけないということが文化庁のほうでも分かっている、それに基づいて文化財保護法も改正になって、これをつくるということになっているんですが、これは文化庁の主導で、市内の文化財をストーリー的にグルーピング化をして、それをどういうふうにもまちづくりだとか観光振興に活用していくかということをちゃんとこれで示しなさいということを言われているんですね。

それで、その際に必ずしも今指定になっているものだけではなくて、いろいろな地域に関わるものがあるので、そういうものをきちんと掘り起こして、それをきちんと体系立てて地域のまちづくりなり観光振興に生かしなさいと。

特に日本遺産もそうですけれども、観光は1つの物語があって、その物語をたどっていくことによって、人が流れていくとか、そういうことがあるので、文化庁のほうは文化財の観光活用だとか、地域づくりに活用しようということをすごく念頭に置いてつくれと言っている計画なので、そういったストーリーをつくって行って、それを地域の中で人を回す、あるいはそのストーリーを地域の人に知っていただくことによって、地域の人々の誇りを醸成していくとか、そういったことをやっていく。

それなので、ここの委員には、文化財の専門家だけではなくて、当然観光とかまちづくりの専門家の方にも入っていただいて、今までの単なる文化財保護ではなくて、そういった活用もきちんと見据えた計画を立てなさいということで、それをやっていくつもりでありますし、また地域の方にとってこういう行事だとか、すごい大事ですよとか、脈々と受け継がれているものがありますよと、そういうものをきちんとワークショップとかしながら聞き取って行って生かしていくというつもりであります。そういった計画になる予定であります。

以上でございます。

○委員長 お願いします。

○学校給食センター所長 市外通学生徒給食費等補助金支給事業、こちらの制度設計ということでございます。こちらにつきましては、中学校3年生の無償化をしたことに伴いまして、市外の中学校に通学する本市在住の生徒の保護者に対して、給食費相当額を補助するものでございます。

まず、中学校の本市の年間給食費、1年生から2年生につきましては月4,850円、それと3年生につきましては、最後の3月分が半額になりますので、月の4,850円と最後の3月の半額分として、年額5万925円、本市の給食の相当額を行田市在住の生徒の保護者に対して補助をするといったような内容でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。そのほかの質疑。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 当初予算の概要の34ページの日本遺産魅力発信事業、文化財保護課のところですけども、旧忍町信用組合店舗などの保存・活用を通じて、街なかの賑わい創出を図りますと書いてありますけれども、これは新たに何か公開するだとか、考えていらっしゃいますか。今カフェをやっているときだけ中が見られるという状況ですけども、文化財保護課として、ここにもう街なかの賑わい創出を図りますと書いてあるということは、何か新しいことをやるのかなと見ましたけれども、その辺どうなんでしょうか。

それと、249ページ、車両購入費というのが17節の下から2行目ですかね、265万円、これは何に使う車を買おうとしているんでしょうか。どんな車種。何の作業に使う車なのかお伺いしたいのと、その上の設備改修工事請負費、これは総合体育館のロビーの空調改修工事というような説明がありました。かなり金額が大きいので、私は何か総合体育館にクーラーでもつくのかなと期待したんですけども、説明の中ではロビーということだったんですけども、その辺も説明していただけたらと思います。

それと、図書館の電子書籍、これ1月から始まって2か月だと思うんですけども、これはどうでしょうかね。要は皆さん利用しているかということで、当初予算の概要の32ページの拡充というところですけども、これから本を増やしていくということだと思うんですけども、利用状況が2か月でどうなのか。まだまだ周知が足りないのかなと思いますけれども、どうでしょうかね、2か月やってみて。その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○文化財保護課長 まず、日本遺産魅力発信事業についてお答えいたします。

これは旧忍町だけでやるということではなくて、旧忍町も含めた日本遺産の構成資産をクイズラリーとか、そこで同時開催的に展示会をやるとか、そういったことを考えております。要はそうすることによって、ここだけに来るのではなくて、ここも含めて街なかに人を回すという形、これ実は昨年度、さきたま史跡の博物館が史跡認定になったことによる宝探しクイズというのをやって、それが非常に好評で、そのチェックポイントにも実はここの旧忍町をしていたんですけども、これはすごくいい方法だなと。あれは1か月という非常に短い期間だったので、もうちょっとそれを定期的にやっていったりができないかなということを検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長 どうぞ。

○生涯学習スポーツ課長 作業用トラックにつきましては、総合運動公園等を含めて、作業をした後のごみ等、そういったものも当然運ぶもので、作業用で常に使っているものが、もう年数が来ておりまして、エンジンがかからない状況ということで、修繕をしたいというところでもございましたので、その作業用トラックを入れ替えるということで予算を措置したものでございます。

それと、総合体育館ロビーという形で聞こえてしまったかと思うんですが、ロビー等の空調設備の更新工事ということで、該当するエリアといたしましては、体育館のロビー、事務室、トレーニング室、卓球室、2階のそれぞれ会議室、研修室、そしてメインアリーナの脇にあります小さな附属の部屋ですが、そちらの空調設備全体が今回の更新工事の対象になるものでございます。

以上です。

○図書館長 電子図書館に関する質疑にお答え申し上げます。

2か月間の状況ということですが、1月5日の開館から2月5日の1か月間、こちらはログイン回数といたしますと1,285回、貸出しにつきましては574回、そして閲覧の回数ですが、1,386回となっております、おおむね1日当たり大体40回ぐらいのログインが発生しております。また、貸出しにつきましても、1日18件ほど平均して出ている状況です。閲覧につきましても、43回ぐらいの閲覧が平均してございます。

周知が甘いのではないかというご指摘ですが、市報3月号から、これまでの図書館の本の中のものの1つに、市報の1ページをいただいている中で、電子図書館に関するお薦めといったものもQRコードで読めるような形で、すぐできる体制を取らせていただいておりますので、引き続き周知については積極的に努めたいと思っております。

以上です。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 今の図書館からですが、たまたまスマートフォンで見ると、図書館のホームページを見ると、この電子図書館が下のほうにあるんですよ。私は何でこんな大事な電子図書館がこんな下まで下ろさない見つからないのかなと思いましたが、もうちょっと上でもいいんじゃないかなと思いますけれども、その辺が私すごく気になりました。それで周知大丈夫なのかなというところですが、その辺工夫していただきたいなと思

ます。

それと、車は分かりました。エンジンがかからないまで使ってもらったということで、それはもう更新するしかないと思います。

それで、この体育館の空調設備というのは、これは更新というのは、何か壊れたんですか。それとも何か時期的に入れ替えなければいけないということで、これだけの金額がかかるんですか。その辺が分からないので、もう一度お願いします。

それと、旧忍町のこれは全体的な、ここを含めた日本遺産の魅力の発信ということで、何か考えているということですが、せっかく旧忍町信用組合、あれだけの金額をかけて造ったので、そろそろ中身の公開をしてもいいんじゃないかなと、独自で。私も一般質問しましたけれども、カフェが閉じているんですよ。常に開いていけばいいかなと思いますけれども、閉じているということは、もうこれは文化財保護課で開けるしかないかなと思いますので、その辺の検討が全然毎年なされないままずっと来てますので、その辺もどうなんでしょうかね。お伺いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○生涯学習スポーツ課長 総合体育館の関係ですが、もう27年以上経過しておりまして、実は昨年の4月当初に冷暖房が効かなくなるという状況になりまして、急遽修理をしたんですが、もう部品もなくて、代替品を何とか充てたりという形でやってきております。そういった形で、現在も使用しているということもありまして、経年劣化が激しいというところもありまして、今総合体育館の中の空調設備そのものを更新するという事で計上したものでございます。

以上です。

○文化財保護課長 旧忍町の件についてお答えします。

確かに旧忍町、なかなかカフェのほうが開いていないというご批判をいただいております。カフェの事業者さんのほうは子ども未来課が所管をされているので、こちら子ども未来課を通じてなるべく開けてほしいということをお願いをしております。

また、文化財保護課独自としても、職員を常駐させて開けるというのが、なかなか正直なところ人手がなくてできない状況でありますけれども、言われれば即開けたいということで、ホームページのほうにはお問合せをいただければ、開館日以外でも開けますということは掲示をさせていただいております。そういった対応を取らせていただいております。その表示も外にはしております。

○図書館長 電子書籍のスマホで下のほうということですが、こちらは昨年9月で年度内に開設ということで急いだところもありまして、システムの改修のほうはどうしてもそこにならざるを得なかったという状況でございます。今後またそういったご意見があったということで、新たなシステム入替えに関しまして、そういった仕様のほうの変更の手続を検討してまいりたいと存じます。

以上です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 213ページのホップ・ステップ・ジャンプ外国語教育事業費で、会計年度任用職員報酬、ALT13人分というところで伺いたいんですけれども、このALTの方、現状はどうなんでしょうか。離職ということで、聞いているところだと、いろんな意味でつらい状況に置かれて、辞めざるを得ないというような話が漏れ聞こえてきております。

採用と相談業務というのが12節の外国語指導助手付帯業務委託料ということで、採用等をお任せしているところがあるということは前から聞いておりますけれども、そのところで、採用のみならず、その後の英語の先生とALTの会計年度任用職員との関係とか、外国の方なので、なかなか大変な思いでお仕事をされていると思うんですけれども、そういう相談業務というのもそこをお願いしているのかどうか。

その点と、実際に就業の状態が途中でお辞めになるようなALTの先生がいるんじゃないか。それはそういう意味で、職場環境がなかなか大変で、それに対して相談したりする場面がないというようなことがあって、生徒の前から突然姿を消してしまうというようなことがあるというふうに伺っていますけれども、その点についてどのように教育委員会は把握し、途中でお辞めになるということは、非常にいろんな意味で生徒にとってもよくないことというふうに思いますし、その職場環境の相談業務がこの委託の中にあるのか。または別ところで、教育委員会等がその受皿になっているのか。実際にそういうALTの先生がいらっしゃって、そういうような事例があるのか。この3点について伺いたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 お答えいたします。

まず、ALTの年度途中での退職事案につきましては、ありませんということで、いらっしゃらない。

○委員長 休んでしまっているのではないですかという。

○学校教育課長 退職ではございませんが、現在、勤務のほうをお休みして、それがちょっと

長引いているというALTが1名いるというのは把握しております。

相談業務のほうは付帯業務のほうに入っていないですけども、英語担当の指導主事のほうが定期的に各学校のALTの活動状況を確認する、または月1回のALTの研修会の際に、日頃の勤務状況についての悩み等を聞くという相談をしておりますので、そこで可能な限りALTからの相談等には乗りながら、問題があれば解決を図っているという状況でございます。

○副委員長 今1名の方がいらっしゃるということですが、以前にも途中で出勤せずに、そのままという形もあるというふうに聞いてます。

今、相談に乗る形にしていますと言いますが、なかなか相談に乗ってもらえないというような現状がございますので、その点、形としてあるということですけども、現状その相談がどれほど来ていて、それが教育委員会が把握していて、いわゆる英語の授業を潤滑に進めるということが大きな目的だと思いますので、その点について教育委員会はどこまでそこを入れていって、話を聞いているのか。せっかく採用してお願いしているんですから、最後までしっかりとやっていただくのが一番だと思いますので、そのあたりの内容というのを把握していますでしょうか。

○学校教育課長 相談内容件数ということでの調査は行っておりませんが、ALTのほうからの相談内容について、担当指導主事だけでは解決できない問題につきましては、一緒に教育委員会として相談に乗る形をこれからも努めていきたいと考えています。

また、会計年度任用職員でございますので、毎年選考がございます。全てのALTが継続して行田の子どもたちの英語教育に携わってもらえればと思いますが、レベルアップのためにも、選考結果が必ずしも同じALTが翌年も雇用になるとは限らないというところはご理解いただけるように説明してまいりたいと思います。

○副委員長 今言っているのはそういうことじゃないんですね。次の年にどうこうということではなくて、途中で辞めている方がいる。途中で辞めているというか、出てこなくなる方がいる。その原因を知っていますかということなんです。次のときの採用でどうこうという話じゃないんです。

以前のときには、逆に同じ人がずっとやっていただくのがスキルもアップしているし、いいんですというふうに教育委員会は言っていましたよ。ですから、私今言っているのは、途中で辞めたくないのに辞めるという現状を、私のほうは聞いておりますので、その理由を把握していますかと言いましたら、教育委員会は知らない、把握してないと、把握にこれから努

めたいと今おっしゃったでしょう。それについて、生徒の立場、児童の立場からすれば、先生がずっと1年間を通じて最後までいらっしゃるという形がALTの先生もいいと思いますので、そういう意味での相談について、もう少しコミットメントしていくということが必要なんじゃないかと思いますが、どうですかと聞いているんです。

○**学校教育課長** 今、委員おっしゃるように、ALTの声にはしっかりと耳を傾けてまいりたいと思います。また、現在、お休みしているALTにつきましては、本人の持っている1年間の有給を使って休んでいるということでございます。

以上です。

○**委員長** 齊藤委員。

○**3番 齊藤委員** じゃまず1点目、3点あります。

当初予算の概要の28ページ学力向上支援事業、これは令和3年度の予算から70万円ぐらい会計年度任用職員の報酬が減ってますけれども、どういうところに今配置しているのか、お伺いしたい。今の現状ですね。この予算が減った理由も何で減ったのかお伺いしたい。拡充と書いてありますので、拡充というのは、ほかのワークの無償配付とかも書いてありますけれども、それを含めて拡充ということなのか、お伺いします。

それと、厚いほうの251ページ、学校給食ですけれども、令和4年で5年契約が終了ということで、ずっと東洋食品にお願いしていたかと思います。東京に本社がありますけれども、次のところはどのような形で決めますか。プロポーザルなのか、何なのか。いつ頃、どのような時期に、どのような方法でまず決めるのか。

それと、残菜処理運搬委託料約120万円ありますけれども、これはどういう形で残菜を各学校から集めてきているのか。要は食べ終わってもう一度トラックが学校に向かうのか、その方法を教えていただきたいんですね。学校給食センターひまわりで処理しているのは、私も見たことありますので分かりますけれども、運搬方法をお伺いしたいと思います。

それと、233ページ、人権教育のほうですけれども、4集会所学習、あと社会科見学も含めて、コロナ禍での状況、令和3年度は実施したのかどうか。どういう形で実施したのか、内容についてお伺いしたいと思います。

○**委員長** 答弁をお願いします。

○**学校教育課長** 学力向上支援につきましてお答えいたします。

まず、予算額約3,700万円の根拠でございますが、学校数が小学校が3校減ったということが1点、もう1つは、決算ベースで見ますと、令和2年度の決算が約4,000万円でございます。

た。そこで、令和3年度の決算も3,600万円程度を見込んでおりますので、ほぼ同額の令和4年度は3,700万円程度を積算したということでございます。

次に、配置の現状でございますが、学力向上支援教員は49名配置をしております。

○委員長 お願いします。

○学校給食センター所長 学校給食センターの委託業務の令和4年度をもって最後ということで、その後の選定の考え方ということでございます。

現在、東洋食品が請け負っておりますが、東洋食品のこれまでのこの5年間の業務の遂行状況、実績、こういったような内容を踏まえまして、現在考えておるのは公募型の企画提案方式、こういったものを通じて透明性というものも重要な観点かと思っておりますので、そういった選考の仕方というものを現状では考えてございます。

以上でございます。

○委員長 どうぞ。

○生涯学習スポーツ課長 集会所学力向上学級について、4集会所全体の数字でよろしいでしょうか。

今回、小・中学校を対象とした学力向上学級は、1月末現在で4集会所で96回開催をしております。参加者につきましては、合計の延べ数ですが、1,639人の参加をいただいております。校外学習、要するに社会科見学につきましては、コロナの感染状況等を踏まえまして、今回も中止とさせていただいております。

以上、報告させていただきます。

○委員長 どうぞ。

○学校給食センター所長 学校給食センターの残菜処理の考え方、方式というご質問でございます。

学校給食の衛生管理基準というものがございまして、この衛生管理基準につきましては、学校給食センターから発生した食材、要は最後の残菜につきましては、昆虫の侵入ですとか、あと当日中の細菌の繁殖による悪臭の発生源、そういった内容の発生源となり得ることから、蓋つきの密封残菜入れ、こういったもので当日中に処分してくださいといったような基準がございまして、こういった基準に基づきまして、専門のアームロール箱といったような回収箱を設置いたしまして、委託した業者によりそちらの専門のアームロール箱を毎日回収をしているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 学力向上支援教員49名の先生がいらっしゃるということですが、その配置している学校だとかクラスとか、そういうところを聞いているんですけれども、そこを聞かないと質疑が続かないので、そこをもう一度お願いします。

それと、学校給食ですが、公募型ということでいいかなと。公募型であれば、また透明性も図れるかなと思いました。安心・安全、食中毒がないということが前提ですが、ずっと同じ業者というのも緊張感がないかなと思いますので、こういう形を取ることは大事かなと思います。

それで、残菜ですが、今環境課でもコンポストを家庭でやっているかと思うんですね。当日処分をしなくてはならないと、衛生管理基準があるよということですが、業者にわざわざ委託してひまわりまで持ってきてもらうという方法を取っていらっしゃるかと思いますが、各学校にコンポストを配置して、各学校で要は残菜を処理するというのも1つの方法なのかなと思いますけれども、そういったことというのは考えていらっしゃいますでしょうか。

それと、あと人権教育のほうですが、社会科見学は当然ながら中止ということですが、集会所学習は続けているということですね。これは小学校が今対象が3校ですかね。

〔「小学校は5校」と呼ぶ者あり〕

○3番 齊藤委員 5校ですか。限られた特定の地域の子どもだけに学習をするということですが、これ何回も質疑しているのですが、差別とか、そういったところの啓発に努めるという目的の下に、特定の地域の子どもたちに学習支援をするということなんですね。

学力が低いとか、そういった理由というのは、親の年収とか、そういったことが大いに関係してくると思うんですね。特定の地域のお子さんだけを学習支援するというのはちょっとどうなのかなと思います。市のほうでも、ほかのページに、これは健康福祉部だと思いますけれども、生活保護の方に関しては学習支援業務委託料260万円と、また、ひとり親家庭等生活向上事業委託料ということで260万円、ほかのところでもそういった学習支援というのはやってきましたので、そろそろこういう特定の地域の子どもだけに学習支援という考え方を改めたほうがいいのではないかと。コロナ禍にもありますので、その辺どういうふうにお考えでしょうか。お伺いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○**学校教育課長** まず、学力向上支援教員の配置につきましてお答えいたします。

学力向上支援教員につきましては、学校からの複数学習指導や生活学習指導等につきまして、その希望に応じて、クラス当たりの児童・生徒数の人数に応じて配置のほうを進めております。いわゆる学校規模が大きい学校が多い人数の配置ということになります。現在6名配置している学校が一番多く配置をしております。

以上でございます。

○**委員長** お願いします。

○**学校給食センター所長** 学校現場でのコンポスト化の検討についてでございます。学校現場の取組という形になろうかと思えます。現状聞いておるところですと、まず小学校5年生の社会科の授業では、こういったリサイクル活動についての授業というものを取り上げているという状況でございます。

それで、そういった教育上の観点というものも、残菜の処理、コンポスト化というものは高いものがあるなというふうには思います。その中で、過去に学校でコンポストに係る設備、どのくらいかかるのかということに関連する事業者さんから見積りを取ったことがございますが、それなりの費用、100万円ちょっと、数百万円単位の費用がかかるといったような見積りをいただいているということをご紹介させていただきます。

それと、あともう1つ、当然堆肥化というところでございますので、学校現場の厳格な衛生管理、こういったようなものも当然求められますので、学校それぞれの現場の状況というところも1つ配慮する必要があるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○**生涯学習スポーツ課長** 人権教育の関係でご質疑いただきまして、集会所につきましては、委員もご存じのとおり、対象地区住民の教育、文化活動を助長する目的を持って設置された施設でありまして、それが4つの集会所が今市内にあるわけですけれども、この施設を有効に活用するために、児童・生徒を対象にした学習等を続けておるわけですけれども、様々なご意見がある中で、地区の状況等も見極めながら進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○**委員長** 斉藤委員。

○**3番 斉藤委員** 学力向上支援員のほうですけれども、学校の規模が大きいところには配置しているけれども、少ないところに配置していないという状況で、担任との2人体制による

ティームティーチングということで、本来ならば全クラスに2人つけるのがベストですけども、なかなかそういう状況ではないと、先生も集まりづらい、退職した先生も協力してくれる、学力向上支援員が見つかりづらいというのもよくよく分かります。

1つ確認したいのは、中学校ですけども、要は専門教科がありますよね。なかなか先生も専門教科があるわけですね。理科の先生であれば理科を教えるという中で、先生が社会を教えているのに英語の先生がつくというような状況も、今どうなんでしょうかね。ありますか。

私が聞いたところによると、そういう状況があったということで、それだと当然専門ではないので、あまり意味をなさないのかなと思いますけれども、今の状況がどうなっているのか。なるべく教科担任の専門職ですので、英語の授業には英語の学力向上支援員がつくべきだと思いますけれども、その状況がどうなっているのか、中学校は特に。お伺いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○学校教育課長 お答えします。

現在、数学の免許は持っていませんが、数学のクラスのティームティーチングとして入って指導している学力向上支援員が1名おります。ただ、この職員につきましては、元教員、そして過去に学習塾等で数学の授業を担当していた経験のあることから、十分指導力があると判断いたしましてそういう形を取っております。それ以外につきましては、免許外での指導はございません。

○委員長 よろしいですか。ほかにないですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、教育委員会所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第6号の討論及び採決は、3月7日に審査いたします議会事務局所管部分の説明及び質疑終了後に一括して行います。

以上をもって本日の審査日程を終了いたしました。

3月7日は、午前9時30分から委員会を開催いたしますので、定刻までにご参集お願いいたします。

---

△散会の宣告

○委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後 2時 35分 散会

---

総務文教常任委員会

3月7日（月曜日）

令和4年行田市議会総務文教常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年3月7日（月曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件 議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算
- 審査日程 **【総合政策部】**  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算  
**【総務部】**  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算  
**【会計課】**  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算  
**【監査委員事務局】**  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算  
**【議会事務局】**  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算

○出席委員（7名）

委員長	江川直一	委員	3番	斉藤博美	委員
副委員長	細谷美恵子	委員	4番	香川宏行	委員
1番	高澤克芳	委員	5番	加藤誠一	委員
2番	福島ともお	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

渡邊直毅	総合政策部長
鴨田和彦	総合政策部次長兼 秘書課長
浅見知正	総合政策部次長兼 財政課長
島田あかね	企画政策課長
川上清	広報広聴課長
石川学	財産管理課長
吉田秀和	総合政策部副参事
横田英利	総務部長
菅原広志	総務課長兼 選挙管理委員会書記
松田正	人事課長
吉田明夫	税務課長
野辺博彦	人権推進課長
瀬尾昌之	契約検査課長
高橋栄一	総務部副参事 (工事検査担当)
江利川芳治	議会事務局長
中村和則	議会事務局次長
新井康夫	監査委員事務局長
小巻健二	会計管理者

蓮 沼 義 典 副 会 計 管 理 者 兼  
会 計 課 長

---

○事務局職員出席者

書 記 中 村 和 則

午前 9時 30分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

本日、お手元に資料一式配付させていただきました。先日の委員会の際に、細谷委員から質疑のありました件で、教育委員会より資料提供がございました。学校給食費の件についてですね。お手元の資料を、後でご覧になっていただきたいと思います。

ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中は、雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、審議中における傍聴人の入退室については、自由となっておりますので、念のため申し添えます。

委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから、マイクを使用の上、お願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明並びに質疑及び答弁については簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力くださいますようお願いいたします。

本日の審査につきましては、お手元に配付した審査日程により行います。

それでは、議事に入ります。

初めに、総合政策部所管の議案について審査を行います。

まず、渡邊総合政策部長にご挨拶をお願いいたします。

○総合政策部長 おはようございます。

江川委員長、細谷副委員長はじめ、総務文教常任委員会の皆様には、日頃より総合政策部所管業務につきまして、格別なるご支援、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

本日ご審査いただきます案件は、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち、総合政策部が所管する部分でございます。

説明につきましては担当課長からご説明させていただきます。どうぞよろしくご審査いただきますようお願い申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、審査に入ります。

---

△議案第6号について

○委員長 議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず、島田企画政策課長、お願いします。

○企画政策課長 着座にて失礼いたします。

それでは、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、企画政策課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、厚いほうの冊子、予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄の一番上の◎企画政策課関係経費は、職員6人分の時間外勤務手当でございます。

少し飛びまして86ページをお願いいたします。

7目企画費、右側説明欄の◎行政企画費は、前年度と比較いたしまして207万6,000円の増額となっております。この主な要因といたしましては、国のマイナポイントの申込手続を支援いたします特設窓口の設置に係る経費を計上したこと、ふるさと納税の寄附額の増加を見込みまして、これに合わせ、返礼品等の所要経費を増額したこと、また、ふるさとづくり事業の財源に充てておりました一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金の活用期間が、令和3年度末までであることから、この残金を同機構へ返還する返還金を計上したことなどによるものでございます。

各節のうち主なものを申し上げます。

1節の会計年度任用職員報酬から4節の3行目、労働保険料まで及び8節の費用弁償につきましては、マイナポイント特設会場で従事いたします会計年度任用職員2名分に係る経費でございます。

7節の3行目、記念品費は、ふるさと納税の促進を図るため、ふるさと納税の寄附者への返礼品等に係る経費でございます。前年度は寄附見込額を3,000万円と見込み、計上いたしましたが、実績に基づき5,000万円と見込んだことから、700万円の増額となっております。

11節の3行目、手数料は、ふるさと納税として寄附いただく際のクレジットカードやマルチペイメント決済の手数料及び平成24年11月に商標登録されました忍城の商標権の10年間の登録期限が、令和4年に到来いたしますことから、この更新手数料などがございます。

12節の1行目、ふるさと納税管理業務委託料は、ふるさと納税の受入れ、返礼品の発送、寄附者情報の管理などの業務を一括して委託するものでございます。

13節の2行目、OAシステム利用料は、ふるさと納税ポータルサイトやデジタル版官庁速報の利用料であります。

なお、本年度からふるさと納税のさらなる促進を図るため、本市の返礼品を掲載するポータルサイトをこれまでの1社から2社に増やす予定であります。

その下のOA機器借上料及びその下の器具・機材借上料は、マイナポイント特設会場用のパソコンやパーティションなどのリースに係る経費等でございます。

89ページをお願いいたします。

説明欄の一番上、18節の1行目、秩父鉄道整備促進協議会負担金は、国・県及び沿線市町が連携いたしまして、鉄道施設の更新、改良など秩父鉄道が行う安全対策事業費の一部を支援するものでございます。

その下のふるさとづくり事業補助金は、ふるさとづくり基金を活用いたしまして、足袋蔵等の歴史的建築物を保存・活用しようとする団体等に、その費用の一部を助成するものでありますが、これまで以上に足袋蔵等の歴史的建築物の利活用を図っていくために、事業を再編する予定でございます。

具体的な再編内容でございますが、まず現在のA事業、足袋蔵等歴史的建築物改修活用事業及びD事業、日本遺産構成資産公開活用促進事業を統合いたしまして、新たな事業、日本遺産構成資産等建築物改修活用事業として、補助率3分の2、補助上限額2,000万円とする予定でございます。

なお、本事業につきましては、事前に事業計画を精査する時間を十分に確保できますよう、事業実施前年度に事前協議を行い、事業の実施が見込まれる場合には、翌年度に予算措置することとしたため、令和4年度予算には計上してございません。

次に、現在のB事業、行田らしいまち並みづくり事業及びE事業、まち並み景観形成モデル事業を統合いたしまして、新たなB事業、歴史的まち並み景観整備事業として再編し、行田地区及びその周辺地域での事業については補助率2分の1、八幡通りにおける事業については補助率3分の2とし、いずれも補助上限額は100万円とする予定でございます。

なお、行田地区及びその周辺地域での事業については1件を、八幡通りでの事業につきましては都市計画課において3件を見込み、計上してございます。

次に、現在のC事業につきましては、これまで同様、補助率2分の1、補助上限額40万円としておりますが、観光客などの休憩スペースなど、来訪者の利便性に帰する施設整備を目的とした店舗の内装にも活用できるよう、対象を拡充する予定であり、4件分を見込み、計

上しております。

22節の返還金は、先ほどご説明申し上げました、ふるさとづくり事業の財源として充てておりました一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金の残額を返還するものでございます。

次の◎行政改革推進費は、前年度と比較いたしまして261万4,000円の増額となっております。この主な要因は、手書きの申請書類等の大量の帳票の文字をデータ化いたしますA I－O C R及びデータ入力などの、通常は人が行う定型的な作業を自動化するR P Aを導入することによるものでございます。

主なものを申し上げますと、12節のR P A運用支援委託料は、R P Aを稼働するためには、システムに取り込む処理手順をパソコン上で設定する必要があり、この作業には一定程度の専門知識と技術が必要であることから、この処理手順の設定業務及び職員研修会を委託するものでございます。

その下の13節のO Aシステム利用料は、音声認識システムの月額利用料、A I－O C R及びR P Aサービスの利用料でございます。

なお、A I－O C Rにつきましては、音声認識システムと同様に、県内自治体との共同調達を予定し、庁内8所属の14手続での導入を予定しております。また、このうち、子ども医療費、重度心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費のいわゆる3医療の申請書及び税務課で行っております給与所得移動届出書につきましては、A I－O C Rに加え、R P Aの処理も予定しているところでございます。

次に、歳入をご説明いたしますので、戻りまして38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金の中ほど2項1目1節総務管理費補助金の右側説明欄の1行目、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、自治体が地域の実情に応じて、必要な感染防止策等の事業を実施するために交付されるもので、中学校の給食費無償化を実施するための財源として措置するものでございます。

2行目のマイナポイント事業費補助金は、国のマイナポイント事業の実施に伴い、設置するマイナポイントの予約・申込手続を支援する特設会場の設置に係る経費に対するものであります。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金の中ほどの1項3目地方分権推進交付金は、本市が県から権限移譲を受けた事務の執行経費について、県の基準に基づき交付されるもので、本年度の交付実績に基づき

計上しております。

次に、少し飛びまして52ページをお願いいたします。

17款寄附金、1項1目ふるさと納税寄附金は、本年度の寄附実績に基づき、前年度よりも寄附総額が2,000万円増加すると見込み、計上しております。

右側説明欄のふるさとづくり基金寄附金及びその他寄附金につきましては、過去の実績を踏まえ、ふるさとづくり基金寄附金の割合を1割として見込んだものでございます。

54ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項2目ふるさとづくり基金繰入金は、足袋蔵等の改修活用や都市計画課において実施する八幡通りにおけるまち並み景観形成事業などのふるさとづくり事業の財源及び一般財団法人民間都市開発推進機構からの拠出金に係る返還金の財源として措置するものでございます。

以上で、令和4年度一般会計予算中、企画政策課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、鴨田秘書課長、お願いします。

○秘書課長 それでは、行田市一般会計予算のうち、秘書課関係部分につきましてご説明させていただきます。

着座のまま説明させていただきます。

歳出についてご説明いたしますので、予算に関する説明書の72ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページ説明欄2つ目の◎秘書課関係経費は、前年度と比較いたしまして9万3,000円の増額でございます。この主な要因は、8節旅費の増額によるものでございます。

主なものを申し上げますと、3節の時間外勤務手当は、休日等に開催されます各種行事への市長出席に伴います運転手等の時間外勤務手当で、前年度と同額の計上でございます。

次に、8節の普通旅費は、前年度と比較して9万6,000円の増額となっております。全国都市問題会議が、令和3年度は兵庫県姫路市での開催でありましたが、実際は中止で開催はされておりましたが、令和4年度は長崎県長崎市での開催となったため、航空運賃等を計上した結果、増額となったものでございます。

次に、9節交際費は、前年度と同額の計上でございます。

その他の費目につきましては、ほぼ例年どおりの計上となっております。

以上で、秘書課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、浅見財政課長、お願いします。

○財政課長 それでは、財政課所管部分について説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

初めに、歳出について申し上げますので、予算に関する説明書の75ページをお願いいたします。

説明欄の◎財政課関係経費は、財政課職員の時間外勤務手当でございます。

82ページをお願いいたします。

3目財政管理費は、前年度対比13万9,000円の減額であります。右ページ説明欄、◎財政管理費の主なものは、10節印刷製本費でありまして、予算書や決算書の作成費であります。

次に、少し飛びまして254ページをお願いいたします。

11款公債費は、前年度対比4,421万8,000円の減額であります。

1項1目元金、右ページ説明欄の◎市債元金償還金は、前年度対比2,493万3,000円の減、2目利子、説明欄の◎市債利子償還金は、前年度対比1,928万5,000円の減となっております。元金、利子ともに償還表や借入見込額に基づき、計上したものでありまして、建設事業に係る新規借入れの減少や既発債の償還が進んだことにより、減額となっております。

その下の◎一時借入金利子は、一時的な資金不足が生じた場合に借り入れる一時借入金について、利子見込額を計上したものであります。

258ページをお願いいたします。

13款予備費ですが、前年度と同額の2,000万円の計上であります。

以上が歳出でございます。

次に、歳入について申し上げますので、12ページをお願いいたします。

2款地方譲与税ですが、1項地方揮発油譲与税から3項森林環境譲与税までの各項目については、地方財政計画や交付実績を踏まえ、予算額を計上しております。

1項地方揮発油譲与税は、前年度と同額、2項自動車重量譲与税は、前年度対比1,000万円の増となっております。3項森林環境譲与税は、森林整備や木材利用の促進などに充てる財源として譲与されるものでありまして、前年度対比200万円の増となっております。なお、令和4年度の森林環境譲与税の譲与額につきましては、基金への積立てを予定しております。

14ページをお願いいたします。

このページの3款利子割交付金から、飛びまして24ページの8款環境性能割交付金までの各交付金につきましては、県税の一部が交付基準に基づき市町村に交付されるものでありま

す。各交付金の予算額につきましては、交付実績や地方財政計画等を勘案し、それぞれ見込んでおります。

戻りまして、14ページをお願いいたします。

3款利子割交付金は、前年度対比100万円の減となっております。

16ページをお願いいたします。

4款配当割交付金は、前年度対比100万円の増となっております。

18ページをお願いいたします。

5款株式等譲渡所得割交付金は、前年度対比1,000万円の増となっております。

20ページをお願いいたします。

6款法人事業税交付金は、前年度対比4,000万円の増となっております。

22ページをお願いいたします。

7款地方消費税交付金は、前年度対比2億5,000万円の増となっております。

24ページをお願いいたします。

8款環境性能割交付金は、普通自動車環境性能割の臨時的軽減措置の終了や交付実績等を勘案し、前年度対比1,000万円の増となっております。

26ページをお願いいたします。

9款地方特例交付金は、国の制度変更等により、地方に負担増や減収等が生じた場合に特例的に交付されるものでありまして、前年度対比3億1,300万円の減となっております。

1項地方特例交付金は、個人市民税における住宅ローン控除の適用に伴う減収を補てんするものであります。普通自動車及び軽自動車に係る環境性能割の臨時的軽減措置に対する減収補てんが終了したことに伴い、前年度対比1,700万円の減となっております。

次の科目の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は、中小事業者等に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置に対する減収補てんが終了し、皆減となることから、予算科目を廃止するものであります。

28ページをお願いいたします。

10款地方交付税ですが、右ページ説明欄の普通交付税は、令和4年度地方財政対策において、交付団体ベースの一般財源総額は前年度と同水準が確保され、地方交付税の総額は、前年度対比3.5%の増の18兆538億円となりました。企業の業績回復などにより、国税や地方税が増加し、財源不足が減少することに伴い、普通交付税から臨時財政対策債への振替額が減少することや、交付実績等を勘案し、前年度対比10億円の増となっております。

なお、普通交付税が増加する一方で、臨時財政対策債が減少することから、実質的な交付税である普通交付税と臨時財政対策債の合計額については、前年度対比1億1,000万円の減となっております。また、特別交付税は、減少傾向である交付実績を踏まえ、2,000万円の減となっております。

30ページをお願いいたします。

11款交通安全対策特別交付金は、交付実績を踏まえ、前年度と同額を計上しております。

次に、少し飛びまして54ページをお願いいたします。

18款繰入金のうち、1項1目財政調整基金繰入金は、財源不足を補てんするために計上するものでありまして、前年度と同額となっております。

5目減債基金繰入金は、本年度、国の補正予算に伴う普通交付税の再算定が行われ、令和3年度発行の臨時財政対策債の償還財源に充てることを目的として、臨時財政対策債償還基金費が創設され、普通交付税の追加交付が行われました。今回の措置額については、減債基金に積み立てた上で、臨時財政対策債の償還財源として計画的に活用することとされたことから、減債基金からの繰入金を計上するものであります。

56ページをお願いいたします。

19款繰越金は、前年度と同額を計上しております。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入ですが、右ページ説明欄の1行目、埼玉県市町村振興協会市町村交付金は、市町村振興宝くじであるサマージャンボ及びハロウィンジャンボ宝くじの収益金の一部が均等割と人口割によって交付されるものでありまして、実績を勘案し前年度対比300万円の減となっております。

66ページをお願いいたします。

21款市債のうち、1項9目臨時財政対策債は、普通交付税の振替措置として発行するものであります。先ほど申し上げましたとおり、普通交付税から臨時財政対策債への振替額が減少することから、地方財政計画における減少率等を踏まえ、前年度対比11億円の減となっております。

以上で、財政課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくごお願い申し上げます。

○委員長 次に、川上広報広聴課長、お願いします。

○広報広聴課長 広報広聴課です。よろしくごお願いいたします。

着座にてご説明させていただきます。

議案第6号 令和4年度一般会計予算中、広報広聴課所管部分について、歳出からご説明申し上げますので、厚いほうの冊子、予算に関する説明書の76ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページの説明欄上から2番目の◎広報広聴課関係経費は、職員3人分の時間外勤務手当を計上したものでございます。

次に、78ページをお願いいたします。

2款1項2目文書広報費のうち、右ページの説明欄◎広報活動費でございますが、前年度に比べ233万1,000円の増額となっております。これは、令和4年1月20日にリニューアルいたしました市ホームページシステムの借上料の増額などによるものでございます。

主な内訳についてご説明申し上げます。

初めに、10節の需用費のうち、2行目の印刷製本費は、市報「ぎょうだ」の発行経費と写真のプリント代でございます。市報発行経費につきましては、これまでの実績を勘案し、計上したものでございます。その下の修繕料は、車両の車検整備代でございます。

次に、11節の役務費のうち、4行目の広告料は、テレビ埼玉のデータ放送及び市のPR広告を新聞に掲載する経費でございます。

81ページをお願いいたします。

上から2行目の保険料は、令和4年度に購入を予定しております無人航空機ドローンに係る動産保険及び対人対物等損害賠償責任保険でございます。

12節のホームページシステム保守点検委託料は、ホームページ作成管理システムの保守費用でございます。

次に、13節の2行目、ホームページシステム借上料は、ホームページ作成管理システムの借上料でございます。

次に、17節の庁用器具費は、市PR動画等で活用するための無人航空機ドローンの購入経費でございます。

次に、18節の2行目、研修負担金は、職員が無人航空機ドローンを操作するために、必要な技能の取得及び安全運航管理に係る知識を学ぶための講習料でございます。

少し飛びまして、116ページをお願いいたします。

5項1目統計調査総務費でございますが、前年度と比較して154万5,000円の減額でございます。主な要因は、統計調査業務に携わる職員の異動に伴う人件費の減額によるものでございます。

118ページをお願いいたします。

2目諸統計調査費でございますが、前年度と比較して219万2,000円の減額でございます。減額の要因は、右ページの説明欄の◎経済統計調査費で、5年に一度の調査である経済センサス活動調査の終了によるものでございます。令和4年度の統計事務につきましては、5年に一度の就業構造基本調査及び翌年、令和5年度に実施されます住宅・土地統計調査の準備でございます。

主なものを申し上げますと、調査員報酬は調査員12名分の、その下の指導員報酬は指導員22名分の報酬であります。その下の会計年度任用職員報酬は統計調査補助要員2名分の報酬でございます。

次に、説明欄の◎教育統計調査費は、学校基本調査に係る事務経費でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

15款県支出金であります。3項1目総務費委託金の5節統計調査費委託金は、説明欄に記載の各種統計調査の実施に対する委託金でございます。

62ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、10節広告料収入のうち、右側の説明欄、市報広告料であります。市報「ぎょうだ」内の掲載広告料と市ホームページのバナー広告料を合わせて見込み、計上したものでございます。

以上で、令和4年度一般会計予算中、広報広聴課所管部分の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、石川財産管理課長、お願いします。

○財産管理課長 財産管理課、石川です。

着座にて失礼いたします。

初めに、歳出について申し上げます。77ページをお願いいたします。

説明欄、上から3つ目の◎財産管理課関係経費は、職員の時間外勤務手当でございます。

82ページをお願いいたします。

5目財産管理費は、前年度と比較して2,746万7,000円の減額となっております。主な要因は、委託料の減によるものでございます。

右ページ説明欄、◎市有財産維持管理費は、市役所本庁舎を初めとする施設や、市有地の維持管理に必要な経費を計上したもので、前年度と比較して2,858万7,000円の減額となっております。これは、主に本庁舎で管理しておりましたPCBを含む変圧器やコンデンサの処分が令和3年度をもって完了となるため、廃棄物処理業務の計上がないことによるものでござ

ざいます。

主なものを申し上げます。11節の3行目、保険料は、市民総合賠償保険の保険料でございます。市有施設の瑕疵あるいは市主催の行事におきまして、利用者や参加者がけがをされた場合に対応する保険でございます。その下の火災保険料は、市有施設の火災等による損害に対応する保険料でございます。

12節の2行目、公共施設マネジメント支援業務委託は、本年度末をもって閉校となる北河原小学校、須加小学校の新たな活用策の検討に当たり、地域のニーズと民間事業者による利活用の可能性を把握するため、住民アンケート調査やサウンディング調査を実施するための支援業務でございます。

次の庁舎総合管理業務委託料は、本庁舎の電話交換業務、夜間警備業務でございます。

85ページをお願いします。

一番上の清掃委託料は、本庁舎の日常清掃、月1回の定期清掃及びガラス清掃業務に係るものでございます。その下の除草委託料は、本庁舎敷地内及び当課で管理しております市有地の除草業務でございます。次に、4つ下、機械器具等保守点検委託料は、本庁舎の冷暖房機器や非常用発電装置の保守点検業務でございます。以下、汚水槽清掃委託料までの委託料は、本庁舎に附帯する各設備に係る法令等に基づく保守点検業務でありまして、ほぼ例年どおりの計上となっております。

13節5行目、電話交換機借上料は、本庁舎の電話交換機の借上料でございます。

14節の1行目、歩道整備工事請負費は、JR行田駅前広場周辺再整備に伴い、壱里山町自治会の移転先において、一部未整備となっている歩道を整備するものでございます。市営駐輪場と壱里山公園の間に位置する市道沿いの市有地でございます。

1つ飛びまして、建物解体工事請負費は、忍1丁目地内にある木造2階建てのときわ会館を解体するものでございます。同館は、昭和46年当時、中央公民館の分館として建築されましたが、用途廃止後、平成31年まで自治会活動の一助として、地元自治会へ貸与しておりました。会館の老朽化が進み、使用しないこととなったことから、解体するものでございます。

次の◎車両管理費は、公用車の運行及び整備などに要する経費を計上したもので、前年度と比較し112万円の増額となっております。増額の主な要因は、車両購入費の計上によるものでございます。

主なものを申し上げます。10節2行目の燃料費は、庁用車のガソリン代で、前年度比40万円の減、その下の修繕料は、公用車の車検等の法定点検に要するもので、前年度比10万円の

増でございます。

次に、11節の3行目、車両保険料は、公用車の自賠責保険料や任意保険料でございます。

次に、一番下、17節車両購入費は、庁用車として軽自動車を1台購入するものでございます。

86ページをお願いします。

6目基金費は、基金に積み立てる運用利子や寄附金を見込んでおります。右側説明欄の内訳、下から2行目のごみ処理施設整備基金へは1億5,000万円を積み立てるものでございます。なお、運用利率につきましては、実績等を勘案いたしまして、平均で0.1168%を見込んでおります。

少し飛びまして100ページをお願いします。

15目情報管理費は、前年度と比較して993万1,000円の増額となっております。これは、主にグループウェア用システム借上料の増によるものでございます。

主なものを申し上げます。11節の1行目、通信料は、本庁舎と出先機関を結んでいるネットワーク回線の通信料でございます。

12節の2行目、グループウェアシステム保守点検委託料は、職員が業務で使用しておりますグループウェアシステムのハード機器及びソフトウェアの保守点検でございます。

1つ飛びまして、電算委託料は、システムのデータ標準レイアウト変更に伴う改版作業委託でございますが、前年度に比べ、223万円ほど増額となっております。これは、その下、OAシステム保守点検委託料に、例年計上しておりました基幹系システムの各種帳票作成業務を、ここの電算委託料に組み替えたことによるものでございます。

次のOAシステム保守点検委託料は、基幹系システムのパソコンやプリンターなど、OA機器の保守点検でございます。前年度に比べ、減額となっておりますが、これは先ほど申し上げた理由により、帳票作成業務を電算委託料に移したためでございます。

次に、13節の1行目、OAシステム利用料は、グループウェア用パソコンのセキュリティー対策として、ウイルスパッチファイルの配信や暗号化通信を行うための利用料でございます。前年度に比べ、1億640万円ほど減額となっておりますが、こちらも支出項目を組み替えたことによるものでございます。例年、OAシステム利用料で計上しておりました住民情報等基幹システムに係る利用料は、その下の新設しました項目、住民情報等基幹システム利用料へ移しました。また、財務会計システムに係る利用料は、もう一つ下の新設した項目、財務会計システム利用料へ移しました。利用するシステムごとに支出を区分し、より分かりや

すく整理したものでございます。全体としては、ほぼ前年度と同額となっております。

1つ飛びまして、グループウェアシステム借上料は、前年度に比べ1,639万4,000円の増額となっております。これは、職員が常時業務で使用しておりますパソコンやプリンター等のリース料でございますが、リース期間が満了することから、入れ替えるものでございまして、パソコン300台、プリンター35台分でございます。

その下の住民情報等基幹システム借上料は、基幹系システムのパソコンやネットワーク機器等のリース料でございます。

18節の3行目、埼玉県自治体情報セキュリティクラウド負担金は、埼玉県が整備している県内の市町村を対象とした高度なセキュリティ対策に対する負担金でございます。1つ飛びまして、番号制度システム交付金は、社会保障税番号制度で利用する中間サーバーの運営費を負担しているものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について申し上げます。

戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料の右ページ説明欄1行目、行田羽生資源環境組合使用料は、新規計上で、4月から本市本庁舎内に当組合の事務所が設置されるため、使用面積相当分の使用料を受けるものでございます。

48ページをお願いします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入の右ページ説明欄、1行目の交番等敷地貸付収入から6行目の一般土地貸付収入（財産管理課）までは、土地の貸付収入でございます。次に、7行下の建物貸付収入（財産管理課）は、市役所本庁舎1階に設置した周辺案内板、証明写真機、屋上に設置の太陽光発電設備に係る建物の貸付収入でございます。9行下の電柱等設置料は、市有施設敷地内に設置を許可している電柱や公衆電話の設置料収入でございます。

次に、2目利子及び配当金は、説明欄の財政調整基金利子以下、11基金の運用利子収入でございます。

60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の7節施設貸付収入でございますが、右ページ説明欄の1行目、市庁舎電気料は、本庁舎内の自動販売機やATM、周辺案内板等の電気使用料に係る実費相当分を見込んだものでございます。

62ページをお願いいたします。

10節広告料収入のうち、右ページ説明欄の3行目、周辺案内板広告料は、本庁舎1階受付案内横の周辺案内板の設置業者からの広告料収入でございます。

64ページをお願いします。

15節雑入のうち、右ページ説明欄の一番下、高压送電線下補償料は、市有地に係る線下補償料20箇所分でございます。

以上で、財産管理課所管部分の説明を終わります。よろしくをお願いします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 10時 14分 休憩

---

午前 10時 29分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 それでは、審査に入ります。

質疑の前にページ数を言っていただけると非常にありがたいんですけども、よろしくお願いたします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 説明ありがとうございました。

88ページの行政企画費の中のまず2行目のふるさとづくり事業補助金ということで、A事業、B、Cとそれぞれの事業がいろいろ変更したということがあったんですが、説明を聞いただけではちっとも分かりません。それなので、次の行政改革推進費の12節のRPAと13節のOAシステム利用料、これも含めて何か分かるような形で後日出していただけないでしょうか。いかがでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

島田課長。

○企画政策課長 では、ふるさとづくり事業については、再編の概要、あらましのようなものであれば、本日準備してまいっておりますので、もし委員長のほうからご了解いただければお配りをさせていただきたいと存じます。

○委員長 では、配ってください。よろしくお願いします。

○企画政策課長 なお、RPAにつきましては、本日ご用意はございませんので、後ほど、フローチャートといいますかイラストになっているものがございますので、そちらを委員の皆様にご提供させていただきたいと存じます。

○委員長 この場で説明は何かあります。配ってから後にします。

それでは、答弁をお願いします。

○企画政策課長 では、ふるさとづくり事業の見直しでございますが、先ほどご説明申し上げましたとおり、今回、事業の類似性を考慮いたしまして、これまでの5事業から3事業に再編しております。いわゆるAとD、Dにつきましては所管がこれまで文化財保護課になっておりましたが、AとDの事業につきましては、新しくA事業として2,000万円以内の事業に、また、BとEにつきましては、新しくBという形で八幡通りと、行田地区及びその周辺で補助率を変えて事業の再編を行っております。Cにつきましては、見た目では事業名等変更がないんですが、先ほどご説明申し上げましたとおり、そちらのお店のほうに来訪者がいらしたときの利便性の向上に帰するような、例えば赤ちゃんの駅ですとか休憩スペースのようなもの、そういったものを整備することを目的とした内装の改修についても対象とするように拡充をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

この終わった後にAI-OCRとRPA、その辺の資料はよろしくお願いいたします。

そのほか。

加藤委員。

○5番 加藤委員 同じページですけれども、一番上の秩父鉄道整備促進協議会負担金ということでありましたけれども、具体的な金額というか、どういうことをやるのかということと、あと、国・県それぞれの支出額について伺いたいと思います。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

島田課長。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

秩父鉄道の整備促進協議会の補助金でございますが、内訳といたしましては、通常負担金と特別負担金に分かれておりまして、863万7,000円のうち5万円が通常負担金、特別負担金が858万7,000円となっております。

来年度の事業の実施予定でございますが、来年度につきましては長瀬駅の連動装置の更新、それから変電所で小前田変電所というところがございまして、そちらの更新、それから無線局の更新などを予定しているというふうに秩父鉄道の計画ではなっております。

また、事業費の負担割合ですが、国が3分の1、残りの地方の負担として3分の1以内、またその残りを秩父鉄道が負担するということになっておりまして、今の計画ですと、令和4年度につきましては1億3,441万9,000円が国、地方につきましては、県と沿線市町の協議会で同額を負担しておりまして5,700万円ずつ、残りの1億5,483万8,000円が秩父鉄道という計画になっていると伺っております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

加藤委員。

○5番 加藤委員 その沿線市町の部分で、行田市はこの金額ですけれども、これは何か沿線の人口だとか、そんな負担割合ですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

協議会の中での負担割合でございますが、人口割と乗降客割、それから均等割となっております。それぞれの負担割合が、人口割が5割、乗降客割が3割、均等割が2割となっております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

次に質疑のある方。

福島委員。

○2番 福島委員 それでは、質疑をさせていただきます。

先ほどのふるさとづくり事業の関係ですけれども、補助率について、例えば9-Aの場合10分の10で100%だったのかと思いますが、今回この補助率が10分の10から3分の2になっている理由は何か、そこをお聞かせいただけたらと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

これまで、いわゆる現在のA事業は10分の10の2,000万円以内ということだったものが、補助率を3分の2に引き下げた理由でございますが、これまでは今回返還金も計上しておりま

すが、いわゆるMINTO機構というところからの拠出金を受けまして、それをこのふるさとづくり事業の財源の一部に充てておりました。このたび、その拠出金を返還するというところで、今後につきましての財源は、これまでのふるさとづくり基金で積み立てておりましたものと、これからふるさと納税でご寄附を頂くものが財源となりますことから、有効に事業を進めていくために、補助率を10分の10ではなく3分の2というふうに引き下げて、事業の継続性を維持していこうと考えたものでございます。

以上でございます。

○委員長 福島委員。

○2番 福島委員 仮に今までの補助率から要は自己負担の割合を増やしたというのは私はいいことかなと思っているんですが、利用者側からすると、以前よりもハードルが上がっているように見えないのかというのが1点と、もう一点が、ほかの新しいA、B、Cの補助率が3分の2のところと2分の1でばらつきがあるように見えてしまうのですが、そこら辺は合理的な説明というのは可能なのでしょうか。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 A事業につきまして、これまでの10分の10から引き下げたということでハードルが上がったのではないかとということでございますが、これまでも10分の10で実施してきたところではございますが、2,000万円という多額の補助上限額となっておりますことから、その一部につきましては、所有者の方、もしくはその建物の中で事業を実施する方にもご負担をいただきたいということを考えまして補助率を3分の2としたところでございます。

また、2分の1と3分の2で補助率が違う、B事業で補助率を分けているところでございますが、八幡通りにつきましては、これまで県の補助事業もございまして10分の10として事業を実施してきたところでございます。このたび、令和4年度からは県の補助事業がなくなるということで、この事業を継続していくかどうかというところですが、八幡通りでは、ご承知のとおり修景整備をこの2年間ふるさとづくり事業として実施をしてきました。また、花手水weekですとか八幡マルシェも開催しておりまして、人のにぎわいもだんだん創出されてきたところだと認識しております。市といたしましては、このにぎわいがもう少しさらなる拡大ができますように、この機運を維持していきたいと考えまして、八幡通りにつきましては特に支援を令和4年度につきましては強くしていきたいということで、3分の2に補助率を引き下げたところではございますが、継続して八幡通りを重点的に実施をしていき

たいと考え、Bの中でも八幡通りを特出しをして3分の2の補助率としたところでございます。

それ以外のところ、B事業の行田地区及び周辺につきましては、これまでの2分の1の補助率としてきたところから、その補助率については変更しないものとしたものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほか質疑。

副委員長。

○副委員長 ふるさとづくり事業について、関連なので質疑します。

まず、今の説明でやはり分からないと思うのは、まず1点目が、5つのA、B、C、D、Eの事業をなぜ3つにしたか、その理由について1つ伺いたいということです。

2つ目に、このMINTOがあるからということでした。私、MINTOへの返還金が1,200万円ちょっとありますけれども、このMINTOになぜ返還をするのかということでも前も質疑していますけれども、それは使い切れなかったということだと、満期が来たという説明だったと思うんですけれども、今の答弁だと、このMINTOの費用を使ってまち並み景観形成モデル事業、E事業も過去にはやっていたということですか。ふるさとづくり事業の中に入っていたわけですよ。それが今回は別に出したわけであるけれども、一時的にはふるさとづくり事業に入っていたわけですよ。ふるさとづくり事業はMINTOの補助金をもらってやれるわけですよ。だからその段階で、なぜいわゆるコミュニティー道路とか、そういう交通安全整備をそこにしなかったのかということでも本会議でも聞いたと思うんですけれども、そのときの答弁もちょっと曖昧だったんです。私の理解が足りないのかも分からないですけれども、ですから2点目として、MINTOが原資としてあったから、このA事業、例えば10分の10でした、それが今度なくなるから3分の2になりますというような話でした。まち並み景観形成モデル、E事業もこれまでは5事業ということでふるさとづくり事業に入っていました。そうすると、補助事業のMINTOは、広くふるさとづくり、まち並み景観づくり、そういうものに利用してくださいという事業で補助金を頂いていると思いますので、道路整備等々に使えたはずですよ。それを使わずに返すわけですよ、1,200万円を。そこから辺の説明がこの間の本会議から理解不能だったので、この2点、なぜここを5つから3つにしたのか。先ほどから質疑がありますけれども、今まで10分の10だったのが3分の2にな

るということで、隣近所の方とそういう意味での不平不満、不公平感ということを経営が醸し出すんじゃないかと、それを助長するんじゃないかとちょっと心配するところですけども、それをあえてまだこれを八幡通りは続けていくと、ですからなぜ分けた、5つから3つにしたか、それからMINTOの補助金を今まで返還する前に八幡通りの景観形成に、家を直すだけじゃなくて道路の安心・安全とかに使えたんじゃないか、その点について伺いたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

まず、1点目のAからEを3つにした理由でございますが、こちらにつきましては先ほど申し上げましたとおり、今の5事業の時点でも分かりづらいというご指摘もございましたし、事業の類似性を考慮いたしまして再編を行ったものでございます。

また、2点目のE事業について、交通安全対策を行わなかったのかということでございますが、こちら、平成24年度にMINTO機構へのファンドの支援に対する応募を行っておりまして、24年度末に拠出金が拠出されているものでございますが、応募する際に想定される助成事業といたしましては、まちづくりファンドの活用により足袋蔵の保存活用を進め、行田らしい景観づくりを通じてまちの魅力を高め、地域の活性化につなげるというふうになっておりまして、この範囲内でこれまで事業を実施してきたものでございますことから、安全対策等につきましては、その補助の対象内としなかったというところでございます。

以上でございます。

○副委員長 1点目、なぜ分けたのかということで今、分かりづらいから5つあったのを3つにしたということですけども、本当に分かりづらい。分かりづらいというような事業をやってはいけません。一般の人に分かりやすく、誰が見ても分かりやすい事業にしなければまずもって駄目です。それこそどこにお金が行ってしまって、どこから入って、どこに使っているか、この5つから3つに変えるという自体がもう、なぜ前は5つあったのかということです。分かりづらいから3つにしたというんですけれども、なぜじゃあ前は5つあったのか。3つにしたってみんな同じようなので分かりません。だから分からないようなことをまず事業としてやるのはいかがなものかと思えます。

今、分かりづらいから3つにした、じゃあ分かりづらいから最終的に1つにしてくださいという話です。そういうふうになれば、だから、幾つも出たり入ったりするE事業に至っては、前はふるさとづくり事業に入っていたけれども、今回は別に都市計画のほうで扱うよう

な事業になりますというような説明で、分からないんです、そういうふうにくろくろ変わる。ですから分かりやすくもう少しできないかなと思います。

これはもういいですけども、それで、3分の2になった、それから2分の1になった、10分の10が。そこについては今後の事業にご協力いただく方々にどのように説明をするのか、10分の10もらってもう改修した方々と、今度はそうじゃないよ、例えばまち並み景観形成モデル事業は上限100万円、それで2分の1ですと随分減ってしまうわけですよ。それについてどのように説明していくのか、不満の基にならないか、行政がそのようなことをしているのかということ、地域の分断にならないかというのが心配ですが、その点について1点。

それから今MINTOの話ですけども、MINTOの補助の対象として、にぎわいづくりというのを行田市の平成25年の計画に、にぎわいづくりの中に安心してまち並みを見られる、そしてにぎわいをつくるとなっていますよ。安心してそぞろ歩きができる、そういう意味では交通の当然そこは入ってくるはずですよ。そぞろ歩きする、景観を見ながら、眺めながら歩く、そういうふうに書いてありますよね。特に八幡通りは交通が危ないから、それをコミュニティ道路にしていきたいと書いてありますよ。ですからそこも含めて計画に入っているわけですから、平成25年に。それに併せて景観をつくったりコミュニティ道路をつくるわけですから、景観だけでしたということではないと思います。ですから、そういうところにMINTOの補助金を使えば、きちんとそこら辺も同時進行に進められたんじゃないかと思うので、その点について景観形成事業としてはそういうふうに入っていますから、計画で。その点はどのように整合性がありますか。

**○企画政策課長** 1点、ただいまの細谷委員からのご指摘の中で、八幡通りの事業についてでございますが、こちらの八幡通りは現在もふるさとづくり事業の一つのメニュー、E事業のメニューとして実施をしてきたということは1つ補足をさせていただきたいと存じます。予算計上につきましては都市計画課のほうで予算はE事業の部分として計上しておりますが、メニューとしてはふるさとづくりのメニューの一つだったということで補足をさせていただきます。

また、八幡通りにつきましては、これまでの10分の10から3分の2の補助率に下がったということについての地元への説明でございますが、都市計画課では、これまで、今年度と昨年度、2年間で実施をしていく中で、地元の皆様には10分の10の事業は県の補助事業を活用しているから10分の10で実施ができると説明をしてきたと聞いております。その後については、補助率が変わってしまいますというような説明をしてきたと聞いておりますので、新年

度当初予算がご議決いただきました後には、都市計画課と協力をして、こちらの事業内容については地元にご説明を差し上げる機会を設けるものと認識をしております。

また、MINTOの拠出金を活用しての事業ということでございますが、このファンドの実施要領によりますと、こちらにつきましては、地方自治体を実施すべきものについては、このファンドの対象外となっております。道路整備につきましては自治体で実施するものと想定をされる場所ですので、このファンドにつきましては委員がおっしゃるような道路整備には活用できないものと運用してきたところでございます。

道路というか、安全対策で自治体を実施するような事業につきましては、ファンドの対象外となっておりますことから、その部分につきましては実施をしてこなかったと、この対象外としてきたところでございます。

以上でございます。

○委員長 そのほか質疑。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 ふるさとづくりやっていますのでそこから、それとあと秩父鉄道、同じページで質疑させていただきたいと思います。

私は、ずっとこのふるさとづくり事業、2,000万円の蔵の補助はもうやめるべきだという立場で意見を述べてきましたけれども、今回変わった点は、本人の負担額が出た、660万円ぐらいだと思いますけれども出たということと、あとは今度は初めから予算に組み込むのではなくて、見込まれる場合に基金から取り崩して翌年度に予算に入れてくるということが変わってきた。あとこのふるさとづくり事業補助金の中には見えていないけれども、事業は継続しているということですが、まず聞きたいのは実績です。ここ10年この事業を続けてきましたけれども、実績が2棟しかない。2棟しかないこの実績を見ても継続する理由が何なのかということ。まず、この蔵の2,000万円の補助は、行田地区が限定かと思いましたが。それは変わらないのか。行田地区限定の2,000万円の補助ということは変わらないのか。

それと、以前はソフト事業、ハードが10分の10でソフトが2分の1で両方やらないと、この2,000万円という補助は出なかったはず。その中でも1棟がなかなかやなくて、最近ランプ屋さんが入ったということで、最近ソフト事業をやり始めましたけれども、要はソフト事業をやらなくても出してしまったわけですが、今回、その要件の中にソフト事業の部分もきちんと盛り込んであるのかどうか伺いたしたいと思います。

まずそれから。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 お答え申し上げます。

実績2棟、A事業につきましては、これまで2件しかなかったのに継続する理由ということでございますが、今回見直しに当たりまして、これまで事業を活用してきた方、あるいは日本遺産の構成資産をお持ちの所有者の方にアンケート調査を実施いたしました。その結果、日本遺産の構成資産、いわゆる足袋蔵等をお持ちの方については、このふるさとづくり事業で支援があるのを知っているかという問いに対しては、知っているという方が77.8%となっております。他方、利用したいとご回答いただいた方が、関心がある、検討してみたいという方と含めまして49%程度、半分弱となっております。なかなか検討しづらいとお答えになっている方の大きな理由といたしまして、いわゆる来訪者、敷地の中に足袋蔵があることから、なかなか一般公開すると、敷地の中にいろいろな方がいらっしゃるということで、そういったことに対して抵抗があるということ、また、足袋蔵を物置として活用しているところなどがございました。また、そのほかに10年以上にわたりソフト事業を行うといったことに対する抵抗などもあったんですけれども、利用してみたいというようなご意見がございました。

今回、見直しを行うのに当たりまして、本市におきましてはご承知のとおり日本遺産として認定をされたまちであるということを経験しまして、これは日本遺産としての行田をもう少し当然打ち出していくべきだろうと考えたことが一つあります。また、これを実施していくのに当たりまして、これまではソフト事業などで有効活用してきたところではあるんですけれども、公的な公共性の高いものというものを要件につけておりました。しかしこれからは、そういったどちらかといえば保存に傾いたような支援だけではなくて、足袋蔵を活用した利活用によってまちのにぎわいを創出していくことも非常に大切だと思っております。その結果、これまでの公共性のところを薄めまして、足袋蔵等を活用した民間活用、そこでの事業展開もできるような形での条件変更も考えております。つまりこれまでは、事業を実施するときの公共性が高い事業ということでお願いしていたものですが、蔵等を活用して、いわゆるカフェを運営したり、お土産物屋さんを運営したり、そういったような民間活用に対しても補助できるような形での制度改正を予定しているところでございます。

こうしたことを通じて、これまで2棟しかなかったんですけれども、少し要件を緩和することによって利活用を進めていきたいと考えているところでございます。

また、新しいA事業については行田地区だけになるのかということですが、こち

ら日本遺産等の活用を想定したものでございますので、行田地区及びその周辺及び新しいA事業につきましては、日本遺産の構成資産の所在地、構成資産があるところというところで予定をしているところでございます。

ソフト事業を盛り込んでいくのかについてでございますが、先ほど申し上げましたように民間利活用も考えておりますことから、必ずしもソフト事業を求めるといいますか、そこで事業展開を打ち出していく方に対しての補助事業としても活用できるような形での展開を予定しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 アンケートをやったという説明がありましたけれども、これは10年ぐらいやってきて初めてアンケートを取ったのかどうか。今頃になって足袋蔵の所有者に対してアンケートをやったということなのか。

それと、公共性の高いものを薄めたということの説明がありましたけれども、そもそも公共性も何もあったのか。今、2つしか活用されていませんけれども、今やっているランプ屋さんもチャレンジショップから出たランプ屋さんがそこを活用してお店をやっていますけれども、新たに民間の活用ということを打ち出した、今までは公共性だったんでしょうか。その辺が曖昧ですよ。今までも民間の活用もオーケーだったけれども、やっていなかったということだと思いますけれども、その辺がよく分かりません。それが変わったということなのか、もう一度説明をお願いしたいのと、あと行田地区限定というか、日本遺産の活用、構成資産のあるところ、行田地区が多いと思いますけれども、行田地区に80棟ぐらい蔵があるという認識があります。10年やってきてずっと手が挙がらなかったわけです。相談者が来ていたという話もありましたけれども、なぜこれをずっと残すのか。大体蔵の所有者も把握しているわけです。アンケートをやっている。ですからやってくれそうな蔵というのは把握しているはずですよ。10年もやってきて。それでも2棟しかないということですよ。その辺の見直しというか、何でそこまでこだわってやるのか。この補助金を使いたい蔵がないわけですよ。それでも市は残すという理由がちょっと分かりませんのでお伺いしたい。

それと、寄附者は要はふるさとづくり事業ということで寄附をされていますよね、行田市に。そうすると、やっぱり行田市出身の方がいらっしゃると思うんですけども、行田市のふるさとづくりに広く使ってもらえると思うんです。結局この2,000万円をここに当てにしているわけですから、2,000万円を使うということで。そうすると、この寄附者の意向、

使ってもらえるのかと思いながらもずっとため込むことにならないかと。今どれくらい残っています。ふるさとづくり事業の残高。以前聞いたとき7,000万円くらい残っていたと思います。これがどんどんたまっていきます。ホームページにも書いてあるのは、寄附金は市政運営のために大切に使用させていただきますという言葉が書いてあるんです。ところが使われずに毎年毎年たまっていく一方ですよね。それは寄附者に対して大変申し訳ないと私は思いますけれども、その辺どういうふうに考えていますか。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 まず、1点目の公益性のところでございますが、現在、今のA事業につきましては、公益性の高いソフト事業ということで縛りをかけさせていただいております。その中で補助対象として認められない事業といたしましては、物販や飲食などの営利目的の事業、物販等が主目的である場合という制限をかけておりますことから、公共性に資するソフト事業をメインに行っているものでございます。ですから、見直し後につきましては、こういった今申し上げたような制限のところを緩和していこうと考えているところでございます。

また、なぜ蔵にこだわるのかというところでございますが、本市はテレビドラマになりましたけれども、日本遺産の構成資産として足袋と足袋蔵のストーリーということで構成資産を構成しております。市といたしましては、この歴史的な建築物を今保存活用していかないと、どんどんなくなっていってしまうという危機感を持っているところでございます。こうしたことから、本市特有の資産でございます足袋蔵等につきましては、特に力を入れて資源の維持継続をしていきたいと考えているところでございます。

事業のこれまで2件しかなかったというところにつきましては反省をしているところではございますが、またこちらにつきましても庁内の関係課と協力いたしまして、所有者の方に改めて個別に説明をさせていただくなど、丁寧にご説明をして、新しくなる事業についての理解をいただきながら、活用を検討していただきたいと考えているところでございます。

また、ふるさとづくり基金の残高でございますが、少しお待ちください。

令和3年度末の基金の残高の見込みといたしましては約6,280万円ほどになっておりますが、ここからMINTO機構への返還金約1,284万円を返還いたしますと、実質、令和4年度に活用できる資金といたしましては、4,990万円ちょっとというふうな形の数字を見込んでいます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 もう突っ込みませんが、やはり寄附者の意向に沿うためにも、5,000万円も今ためている状況です。また使わなければたまっていくということですが、ほかの事業をよりこの寄附者の意向に沿うような、使うような事業には見直したほうがいいと思います。

これは終わりにします。

秩父鉄道整備促進協議会負担金ですが、3月12日、今週の土曜日、ICカードが秩父鉄道で利用が開始になります。全国でただ1つの会社、秩父鉄道だけがまだ取り組んでいなかったということで、行田市の感染対策費を1,600万円ぐらいこちらのほうに充てましたけれども、要は市民のほうからこのICカード開始になって、もともと秩父鉄道さんは駅員さんが常駐していないですが、無人になるんじゃないかという不安、そういった相談が私のところに来ました。市のほうはそういった点をまず把握しているのか。ICカード導入とともに駅員の無人化も進んでいないか。なぜかといいますと、ここの秩父鉄道整備促進協議会負担金は安全対策ですよ。この安全対策を払っているわけですから、きちんと安全対策を取るべきだと思うんです。ICカードの利用に関しても行田市は負担していますので、その辺、まず把握しているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 秩父鉄道からは、昨年中、IC化に伴いまして事業の効率化、企業の効率化の一環といたしまして駅員の配置について見直しを行うという説明は受けてございましたので、その整理を行うということは承知をしておりました。

また、安全対策としてしっかりやっていくべきではないかということでございますが、当然協議会といたしましても、IC化に伴いまして、秩父鉄道に対しては経営の合理化を当然進めるべきというような提言も当時行っているところではございますが、他方、このIC化に伴いましてこれまでの利便性が低下することのないようにということで、本年2月9日付で地域住民への周知ですとか駅の安全対策、あるいは障害者などの方々への対応についてなど、しっかりと検討していただきたいということで、協議会といたしまして秩父鉄道に要望書の提出も行ったところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 駅員の配置の報告はもう受けていた、分かっていたということですが、人件費の削減のためのＩＣカードの導入だとしたら、安全対策は万全と言えるのかということです。ホームで何かあったときに駅員さんがいない状況が、市民にとって、利用者にとってどうなのか。安全対策費を毎年多額に払い続けている市としても、その辺はきちんと意見を言うべきだと思います。経営の合理化がありきで安全対策を怠ることはあってはならないと思いますので、その辺はしっかりと意見を言っていただきたいと思いますが、どうでしょう。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 先ほど申し上げましたとおり、協議会といたしましても、当然毎年多額の特別負担金を負担しておりますので、このＩＣ化の導入に伴いまして、駅の管理体制が変わることについての今後影響がないようにということで要望書を提出しております。

当然、協議会を通じて秩父鉄道にはこうした意見をまた改めて継続的にしっかりやっていただきたいということで強く訴えていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 そのほか。

香川委員。

○4番 香川委員 歳入についてお伺いしたいんですが、39ページの総務費国庫補助金の中の一番上の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億円以上ということで、これは先ほど説明の中でも感染防止対策だということであるんですが、使い道は中学校の給食の無償化と、感染症対策と給食の無償化とどう結びついたのであるのかというのが不思議ではないんですが、いかがでしょうか。よく通ったなど。

○委員長 答弁をお願いします。

○企画政策課長 こちら、新型コロナの臨時交付金につきましては、感染症対策、あるいは経済対策といったものが充てられるとされております。今般の給食費の無償化につきましては、子育て中の世帯への経済的負担の軽減という視点から、この臨時交付金を充てようとしたものでございまして、この臨時交付金の趣旨には合致していると認識をしております。

以上でございます。

○委員長 そのほかございますか。

香川委員。

○4番 香川委員 83ページの私有財産維持管理費の中の下から2行目の公共施設マネジメン

ト支援業務委託料ということで、北河原小と須加小の今後の活用ということですが、前に見た報道番組で、廃校になった校舎の活用例として、生ハム工場、特に川の沿線の廃校となった学校の活用例として生ハム工場というのがあったんです。非常に風通しもいいという中で、しかも雇用も創出できるということが報道でありました。私はすばらしい活用方法だと思ったんですが、そういった民間が活用することも含めて、この業務委託ということはするということによろしいでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○財産管理課長 生ハムの工場とか、川の沿線でとてもいい事業かと思っておりますけれども、今回、サウンディング調査をする予定でございまして、あそこの校舎一帯がどういった施設なら可能性があるのかというのを民間事業者と対話を通じて直接お聞きしたり、提案いただいたり、ご意見をお伺いしたりという可能性調査をコンサルティング会社に支援をしていただくというものでございます。その際、そういう場所的なものもありますので、市からも市街化調整区域内にありますから、土地規制等の条件を提示して、その条件の中で実現可能なアイデアをいろいろと模索していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

香川委員。

○4番 香川委員 可能性の調査ということで、あまり絞らずに、幅広くいろんな可能性を求めて委託先に対しても広い視野を持ってやっていただきたいと思います。

これは要望で結構です。ありがとうございました。

○委員長 そのほか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 財産管理課の中で何点かお伺いします。

まず、83ページの鑑定料が入っていますけれども、これは前年より大分少ないですけれども、具体的にどこか売払いの予定があるのか、それとも経常的に組んでいるのかお伺いしたいと思います。

それと、85ページの常盤会館の解体ということで、私も常盤会館の存在すら知らなくて、一応見に行きましたけれども、これは地元の自治会に貸与していたという説明がありましたけれども、これはなくなっても大丈夫なんですか。自治会のほうはここを倉庫か何かにつかっていたのか、どういうことなのか分かりませんが大丈夫なのか。

それと、これは市のほうから取り壊したい、要は除却したいということのを促したのか、自治会のほうからもう使わないと言われたのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

あと車両管理費ですけれども、燃料費、40万円先ほど減っているという説明がありましたけれども、今ガソリンが大分上がってきていますけれども、減らしてしまって大丈夫ですか。あと車も17節に買う予定があります。ほかの課にも危機管理課だとか、あとはスポーツ振興課でも1台ずつ買うような予算を組んでいますけれども、大丈夫でしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○財産管理課長 それでは、83ページの鑑定料と常盤会館の関係は関連がございますので、一括して答弁いたします。

ご説明のときも申し上げましたが、この常盤会館は水城公園の当時の中央公民館が建設された昭和46年に当館の分館として建築されたもので、昭和49年10月に分館を廃止したという経緯がございます。廃止と同時に地元自治会に貸与を開始しておりました。建築後50年が経過し、老朽化が著しいことから利用されなくなりまして、平成31年に今後の施設の在り方について、地元の貸していた関係者とお話をいたしました。そうしましたところ、自治会側からは31年度末をもって会館は利用しませんということで申出が市のほうにございました。現状は空き家となっております、防犯上好ましくないことから、地元も早期解体を望んでおりまして、その解体につきまして地元との調整が整いました。したがって令和4年度の予算にお願いしたところでございます。

その後の地元の活動についてでございますけれども、商工センターですとか忍・行田公民館の会議室を利用して集会等を行っていくと聞いておりまして、それで大丈夫ですよという話を伺っております。

あと鑑定料のほうですけれども、解体後の跡地につきまして、位置的にも市街化区域内にありますし、常盤通佐間線、市の幹線道路に面しておりますことから、市場性もあるのかと私どもは考えておりまして、更地にした後、土地調査として鑑定評価、不動産鑑定を行っていきたく、その後、公売する形で売却等するなど、自主財源の確保に努めていきたいと考えております。

次に、燃料費について、確かに燃料費上がってきておりまして、3月でレギュラーガソリン163円になっているんです。4月では142円でしたのでどんどん上がってきていて、これを予算に見込もうということで考えておりまして、過去数年の決算状況と昨今の燃料費上昇分を見込み計上しておりましたが、昨年、その前はコロナで車をあまり使っていないので、

その分も燃料費上昇分を見込んだけれども、決算の状況を見てこのくらいで今のところ大丈夫だろうということで予算をお願いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 ガソリンの件は分かりました。

常盤会館、非常にいい場所にある、市街化区域ということで自主財源の確保はいいんですけども、そうすると、ここの地域の自治会というのは、商工センター、忍・行田公民館で集会を行っていくということは持っていないということ、これ確認だけさせてください。もともと自治会館を持っていないんですか。ここを自治会館として使っていたということですか。

それとあと、取り壊す予定の物件というのはないんですか、令和4年度は。除却するというのはほかにないということですか。この1棟だけですか。確認させてください。

○委員長 答弁をお願いします。

○財産管理課長 お答えいたします。

令和4年度は、この常盤会館を解体する、この1件だけでございます。

利用団体につきましては、複数の自治会さんが共同で利用しておりましたが、全てご自分のところの自治会館は持っていないということでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほかにございますか。

副委員長。

○副委員長 2点伺います。

1点目は、先ほどの83ページの公共施設マネジメント支援業務委託料ですけれども、アンケートのスケジュール、内容、それからサウンディング調査のスケジュール、内容について、それぞれ教えていただきたいと思えます。

それからもう一点ですけれども、73ページの秘書課関係経費の普通旅費、航空運賃長崎までというようなものも含めて、この68万4,000円の積算根拠についてお知らせいただきたいと思えます。

2点です。お願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○**財産管理課長** 公共施設マネジメント支援業務についてでございます。スケジュールにつきましては、今後、年度が始まりましたら業者選定を行いたいと思っております。まずは年度に入りまして、支援業務をお願いする業務をいろんな業者さん、コンサルティング会社さんいろんなところがございますので、その業者をプロポーザル方式で選定する考えでございます。その後、住民の皆様方へアンケート調査を行いたいと思っております。地域の皆様の意向を把握するため、アンケート調査を行っていきたいと思います。その辺の支援業務も行う予定でございます。

あとサウンディング調査と住民のアンケート調査を踏まえまして、あと地域住民の意見交換会、これも進めていきたいと思っております。その中で目指すべき利活用の姿ですとか、民間活用の際しての学校ごとの具体的な個別活用計画を定めていきたいと思っております。

以上でございます。

○**秘書課長** 旅費の内訳ということでございますけれども、大きく分けまして、先ほどの全国都市問題会議、こちらの金額と、それと市長会の関東支部の総会、それと県外出張の何件かの合計の68万4,000円でございます。

○**委員長** 副委員長。

○**副委員長** 83ページから伺いますけれども、今、スケジュールと伺ったんですけれども、日程等が全くご答弁いただかなかったので、いつ頃にやるのかというのを加えて教えてください。

そしてまず、プロポーザル方式で支援業者を選定して、その後住民に対するアンケートを行い、またはもう一つサウンディング調査を行うということですか。一応この700万円の予算計上をしていますけれども、このサウンディング調査って私、興味を持っている企業に対してのサウンディング調査かと思ったんですけれども、今伺うと地域意見交換会というように聞こえたんですけれども、ここら辺のことを誰に向けてのサウンディング調査なのか、いつやるのか、そのスケジュールというのはやはりいつ頃というのも入れていただかないと分かりませんので、アンケート調査、そしてサウンディング調査、これをどのようにいつ、誰に向けてやるのかについて、もう一度お願いいたします。

それから73ページですけれども、私、航空運賃の長崎出張ということだけかと思ったんですが、内訳は今伺えなかったんですけれども、内訳も含めて積算根拠というのを聞ければと思ったんですけれども、もしあれば、それについてお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

○財産管理課長 スケジュールにつきまして申し上げます。

今のところ検討しておりますのが、年度に入りまして委託先、コンサルティング会社の選定を公募のプロポーザルで行いたいと思います。これが4月から6月頃に、6月頃には決まるのかと考えております。その後、業者との打合せをしまして、7月から8月ぐらいにはアンケート調査による住民ニーズを把握していきたいと考えております。それと並行して9月頃になると思いますけれども、アンケート調査をやりながら、サウンディング調査による市場性を把握していこうと思っております。またさらにそれと並行しまして、10月ぐらいからになるかと思っておりますけれども、地域住民との意見交換会を複数回やっていきたいと思っております。年末頃にそれらの課題等を整理・分析しまして、学校ごとの具体的な個別活用の計画をまとめていきたいと、そのようなスケジュールとなっております。

あと、サウンディング調査ですけれども、これにつきましては、民間ニーズを把握するために行うものでございまして、どういった業種がどういった案で出てくるのかという市場性を調査するような内容になっております。

以上でございます。

○秘書課長 旅費の関係でございますが、まず、全国都市問題会議でございますけれども、市長と随行の2人分で26万2,000円でございます。そのほか関東市長会、関東支部総会等で2万3,900円、そのほか内外情勢調査会というのがございまして、それが東京で開催される場合の半日当でございます。それが数回で2万6,000円、そのほか桑名市及び白河市に仮に何かの行事の関係で出席をする場合の金額が、2か所で13万円でございます。そのほか県外の出張が幾つか入っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 まず255ページの市債元金償還金、これ単純に分からないので教えていただきたいんですけども、先ほど減ってきていますという課長の説明がありましたけれども、衛生債というのは昨年と全く同額ですけれども、これはどういうものなのか、なぜここだけが全く数字が動かないのか、まず1点。

消防債は600万円増えているので、これは消防車の購入か何かなのかと思っておりますけれども、併せてお伺いしたいと思います。

まずそれだけをお願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○財政課長 衛生債の関係と消防債の関係というところでございます。

衛生債の関係につきましては、先ほど金額が変わっていないということ、お待ちください。

衛生債につきましては金額は変わってございません。こちらについては、新たな借入れ等がない関係で、従前のものがそのまま同じ額が乗っかっているという状況となっております。

それと、消防債につきましては、やはり消防車両等の更新を計画的にやっている関係で、そちらがどうしても新たな借入れがあるということで金額が増加になっているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 衛生債は新たに借入れしていないというのは見れば分かるんですけども、ということは返してもいないということなんですか。その関係が分からないんです。借りたり返したりというのがあってこの金額になると思うんですけども、全く動きがないというのは1円も返していないということなのか、単純に分からないので教えてください。

○委員長 答弁をお願いします。

○財政課長 衛生債につきましては、基本的には償還表に基づいて過去に借り入れたものを返済して現在おります。その公債費の償還金額が同額になっているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 財政についてお伺いしたいんですけども、先ほど課長のほうから普通交付税の関係、普通交付税と臨時財政対策債の説明を受けてお話がありましたけれども、臨時財政対策債の振替額が大幅に減少したので普通交付税が50億円増えたという説明があり、さらに臨時財政対策債について11億1,000万円の減少を見込んでいるという説明がありましたけれども、合わせると国からの交付金は1億円減ってしまうという説明があったと思います。それを1点確認したいのと、それと29ページですけども、国の財源不足の解消によりという説明があったと思うんですけども、これはなぜ国は財源不足が解消したのか気になります。今回この動きがある中で、国の財源不足が何で解消したのかというのをまず1点お伺いしたいと思います。

それと、今の地方交付税ですけども、普通交付税と特別交付税からなるものですけども

も、地方交付税には役割があると思うんです。自治体間の財源の不均衡を調整する、つまり全国どの地域でも一定水準のサービスを提供することを国が保障した交付金だと私は思いますけれども、ところが地方財政の財源を確保する責任を国が果たしていない中で、こうやって今も減らされてきているということですから、臨時財政対策債ですけれども、結局聞きたいのは、自治体にとっては借金まみれといいますか、借金を多くしていると見えてしまいます、数字だけを見れば。そういったところから、サービスの切捨て、そういったところに私はつながっているのではないかと思うんですけれども、その辺について、市としてどういうふうに行っているのか、要はそんなことはないよというのであればそれをお話ししていただければいいですし、私としては借金をこんなに抱えている、だから市民サービスの削減につながってしまっているんじゃないかと思えますけれども、その辺どうでしょうか。

2点お伺いします。

○委員長 答弁できる範囲で答弁をお願いします。

○財政課長 まず、1点目の今回の普通交付税と臨時財政対策債の増減額の関係につきましては、先ほど委員のほうでご指摘いただいたとおり、令和3年度予算と令和4年度予算、普通交付税については10億円増額になっている。一方で先ほど申し上げましたように臨時財政対策債、こちら財源不足が少なくなったという影響で、前年度と比べて11億1,000万円減額になっております。実質的な交付税、普通交付税と臨時財政対策債を合わせるんですけれども、こちらについては1億1,000万円の前年度で減額という状況となっております。こちらが減額している要因と、それとあと地方の財源不足の解消、減少、そういった部分については関係があるのでご説明させていただきます。

令和4年度につきましては、地方財政計画において企業の業績回復、こういったところが見込まれております。そのため、地方税が増加、あるいは地方交付税の財源となる国税、こちらについても増加が見込まれております。その関係で地方財政計画の歳入歳出の財源不足から見ると、財源不足が前年度と比べて減少しております。また、臨財債が減少になった一つの大きな要因としましては、令和3年度の国の補正予算、こちらで繰越金の残余1.3兆円が令和4年度の交付税に充てることとされております。そういったところがありまして、臨時財政対策債の振替額というのが大幅に減少したところでございます。ちなみに来年度発行の国の臨時財政対策債の新規の発行額につきましては、平成13年度に臨時財政対策債が制度化されて以降、2番目に低い額という状況となっております。

それと、次に、臨財債、借金を多くしていると、そうすることが逆に市民サービスの切捨て

てに最終的につながっているのではないかというようなご質疑であると解釈させていただきました。

基本的には、先ほど斉藤委員もおっしゃったように、地方交付税自体というのは、地方公共団体の財源の不均衡、これを調整すると、一定の公共サービスが提供できるように財源を保障するものとして認識をしております。その関係で、結局臨時財政対策債については、地方財政計画上、財源不足はどうしても生じると、交付税を国のほうも財源不足があるので満額配れないと、そういうことがあったがために、平成13年度に国と地方の折半ルール、これに基づいて臨時財政対策債が制度化されたところでございます。実質的な交付税というのは、普通交付税と臨時財政対策債を合わせるということになりますので、当然臨時財政対策債を含めた金額というのが、本来であれば地方交付税で配られる金額、そういったところから考えれば、臨時財政対策債を発行するというのは、逆に一般財源を確保するという意味にもつながるのかと考えております。臨時財政対策債を単純に発行しないという形になると、それだけ地方が使えるお金が少なくなるということにもなりますので、臨時財政対策債の発行、その制度の趣旨についてはいろんな議論があると思うんですけども、こちらについては一般財源を確保するためにも必要であると考えていまして、市民サービスの切捨て等にはつながっていないものと認識しております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 大変いい答弁ありがとうございました。

それともう一つ聞きたいのは、前年度同一水準ルールと国が設けていると思うんですけども、それに関してはどうなんでしょうか。例えば社会保障費というのは自然増であると思うんですけども、そういったものの抑制につながっていないのか気になるところなので、これも1点お伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

○財政課長 地方財政計画におきましては、令和4年度については令和3年度と微増、一般財源総額については、前年度を0.02兆円上回る62兆円が確保されたところでございます。こちらの確保された趣旨といたしましては、国の閣議決定によりまして、2024年度までの一般財源総額、こちらにつきましては2021年度を基本的には下回らないということが閣議決定をさ

れたところをごさいますて、国においても地方の一般財源の総額については一定の配慮を行っているところであると認識しております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほか。

総合政策部長。

○総合政策部長 補足をさせていただきます。恐縮でございます。

細谷委員からご質疑のありました公共施設マネジメント支援業務委託料、説明書でいうところの83ページでございますけれども、スケジュールについてご質問いただいておりました。大体のスケジュール感をご答弁申し上げたとおりですけれども、その手順として、7、8月に、まずアンケート調査で住民ニーズを把握して、9月以降にサウンディング調査とご回答申し上げたと思います。大体の取組のスケジュールはそうなんです、手順として住民ニーズをやってからサウンディングというふうに厳密に手順を踏んでいくわけではなくて、これはサウンディング調査の結果を住民にお示ししながらということ、ちょっと行きつ戻りつしながらということになろうかと思っております。そこだけ、手順がそういうことになって、行きつ戻りつというところだけ補足させていただければと思います。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 1つだけ聞き漏れてしまって、13ページの森林環境譲与税ですけれども、単純に聞きたいんですけれども、200万円が増えてますけれども、これは要は令和6年、市民から非課税の人は除いて1人1,000円個人住民税から取るものを、国が前倒しで交付してきた、令和元年ですね、だから4回目なのかな。ここに交付譲与税ということで載っていますけれども、これはなぜ200万円増えたのかと、国が増やしたから増えたんだと言われればそれはそれでいいんですけれども、要は行田市民が収めるのが幾らなのかと、課税人数に対して1人1,000円ですから、どれぐらい行田市民が払って、国からこのお金を譲与されるのかというのを伺いたいんですけれども、2点です。

○委員長 答弁をお願いします。

○財政課長 まず、森林環境譲与税が増えている理由というところでございますけれども、森林環境譲与税につきましては、令和元年度から譲与が始まっております、令和6年度まで段階的に譲与額が増加する予定となっております。その関係で、令和4年度につきましては、

令和3年度よりも少し多めに金額が来るという段階となっております。令和4年、令和5年は基本的には同額程度が見込まれて、令和6年度にまた少し段階的に上がるという状況になっております。

それと、森林環境税のご質疑についてでございます。ご指摘のとおり令和6年度から森林環境税が賦課されるという状況になっておるんですけれども、まだこの部分については法律が未施行という状況になっております。ただ、今、概算で国の資料等から分かる範囲でお答え申し上げますと、令和6年度ベースでは、森林環境税自体は、本市の個人住民税の均等割の課税者が4万2,000人ぐらいいますので、それに1,000円を掛けると4,200万円程度賦課されると見込みがあります。それに対して森林環境譲与税、幾らぐらい来るのかというところですけれども、まだ令和6年度ベースではちょっと分かりませんが、おおむね令和6年度、最終的に1,000万円ぐらいは来るのではないかなと考えております。こちらについてもまた法の施行等明確になった段階で、きちんと積算をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、総合政策部所管部分についての審査を終了いたします。

なお、議案第6号の討論及び採決は、この後審査をいたします議会事務局所管部分の説明及び質疑終了後に一括して行います。

暫時休憩いたします。

午前 11時 44分 休憩

---

午前 11時 51分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分について審査を行います。

まず、横田総務部長にご挨拶をお願いいたします。

○総務部長 皆様、こんにちは。

お疲れのところ大変恐縮でございます。

委員の皆様には、日頃から総務部各般にわたります事務事業の推進に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日ご審議いただきます案件は、議案第6号の一般会計当初予算のうち、総務部及び選挙管理委員会所管部分でございます。

説明につきましては、それぞれ担当課長から申し上げますので、委員の皆様にはご審議のほどよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。

なお、説明に当たりまして、失礼して着座にて説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第6号について

○委員長 それでは、審査に入ります。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず、菅原総務課長、お願いします。

○総務課長兼選挙管理委員会書記長 総務課長の菅原でございます。よろしくお願いいたします。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

総務課及び選挙管理委員会所管部分につきまして、それぞれ歳出、歳入の順に説明申し上げます。

初めに、総務課関係予算についてご説明申し上げます。

予算に関する説明書の75ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページ説明欄3つ目の◎総務課関係経費は、前年度と比べて1万7,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、行政不服審査会の委員6人に対する委員報酬、10節消耗品費は、法令集などの加除式書籍の追録費用などでございます。

12節弁護士委託料は、市の顧問弁護士の委託料で、行政運営上の課題について専門家による法律等に基づく指導・助言をいただくためのものがございます。

13節の2行目、例規管理システム利用料は、例規の検索、閲覧のほか、例規の制定、改廃事務を支援する例規支援総合システムの利用料でございます。

81ページをお願いいたします。

2目文書広報費のうち、説明欄2つ目の◎文書管理費は、前年度と比べ212万2,000円の増額でございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、情報公開・個人情報保護運営審議会の委員9人及び情報公開・個人情報保護審査会の委員5人に対する委員報酬でございます。

10節の1行目、消耗品費は、庁内印刷やコピー機などの印刷業務に係る消耗品等の購入に要する経費でございます。

11節の1行目、郵便料は、事業担当課の個別事業で郵便料の措置がない郵便を発送する場合の経費を一括して総務課で計上するものでございます。

12節の1行目、文書使送業務委託料は、出先機関などへ文書を送送する業務を民間事業者へ委託して行うための経費でございます。次の文書管理システム保守点検委託料は、文書管理システムのシステムソフト及びサーバーの保守点検のほか、システムを稼働しているインターネットエクスプローラーのサポート終了に伴う対応経費を措置したものでございます。

83ページをお願いいたします。

13節の1行目、文書管理システム借上料は、文書の電子化を図り、その収受、決裁、管理、廃棄までを行うシステムの借上料でございます。その下のOA機器借上料は、庁内印刷用のカラー印刷機などの借上料でございます。

少し飛びまして、104ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ説明欄の◎栄典費は、前年度と比べ6万9,000円の増額でございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬と8節費用弁償は、功績表彰審査委員会の委員6人に対する委員報酬及び費用弁償でございます。

その他の各経費は、毎年11月3日文化の日に開催している記念式典に係る経費をそれぞれ計上したものでございます。

次の◎自衛官募集事務費は、埼玉県防衛協会の負担金で、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項1目総務費国庫負担金、1節総務管理費負担金は、右ページ説明欄のとおり、自衛官募集事務費負担金でございます。

62ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の15節雑入、右ページ説明欄の1行目、事務手数料のうち3万円分が、市政情報コーナーに設置している有料コピー機のコピー料金収入でございます。

以上が、総務課関係予算でございます。

続きまして、選挙管理委員会関係予算について説明申し上げますので、112ページをお願いいたします。

4項1目選挙管理委員会費、右ページ説明欄の◎選挙管理委員会費は、前年度と比べ23万2,000円の増額でございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、選挙管理委員会の委員4人に対する委員報酬でございます。

2節一般職給から4節一般職共済組合負担金までは、事務局職員1人分の人件費でございます。

その他の経費につきましては、前年度とほぼ同額の予算計上でございます。

続きまして、2目選挙啓発費、右ページ説明欄の◎選挙常時啓発費は、前年度と比べ6,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、7節の2行目、記念品費は、市内小・中学生による選挙啓発ポスターの応募者等に対する記念品を調達するための経費でございます。

114ページをお願いいたします。

3目参議院議員選挙費、右ページ説明欄の◎参議院議員選挙執行費は、令和4年7月25日に任期満了となります参議院議員の通常選挙の執行に要する経費でございます。

主なものを申し上げますと、1節報酬は、投票所管理者、投票所立会人、開票管理者、開票立会人などへの報酬、3節の1行目、時間外勤務手当は、投開票事務に従事する職員の時間外勤務手当、11節の1行目、郵便料は、入場券の発送に要する経費、12節の1行目、掲示板設置・撤去委託料は、候補者のポスター掲示に係る掲示板の設置・撤去に要する経費でございます。

13節の2行目、OA機器借上料は、投開票事務で使用するOA機器の借上料でございます。

116ページをお願いいたします。

4目県議会議員選挙費、右ページ説明欄の◎県議会議員選挙執行費は、令和5年4月29日に任期満了となります埼玉県議会議員の選挙について、令和4年度中から着手する必要がある準備作業や事務手続に要する経費を措置するものでございます。

主なものを申し上げますと、3節時間外勤務手当は、選挙準備事務に従事する職員の時間外勤務手当、10節の2行目、印刷製本費及び11節の1行目、郵便料は、入場券の印刷及び郵送に係る経費、12節看板等作成委託料は、候補者のポスター掲示板の作成委託料でございます。

これら2つの選挙執行に係る経費につきましては、全額県から選挙費委託金として交付されることとなっております。

5目市長・市議会議員選挙費、右ページ説明欄の◎市長・市議会議員選挙執行費は、令和5年4月30日に任期満了となります市長・市議会議員の選挙について、令和4年度中から着手する必要のある準備作業に要する経費を措置するものでございます。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして46ページをお願いいたします。

15款県支出金、3項1目総務費委託金の4節選挙費委託金は、右ページ説明欄のとおり、参議院議員通常選挙及び埼玉県議会議員選挙の執行に係る委託金並びに在外選挙特別経費交付金でございます。

以上で、総務課及び選挙管理委員会関係予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後 0時 04分 休憩

---

午後 1時 02分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 次に、松田人事課長より説明をお願いいたします。

○人事課長 人事課長の松田です。

着座のまま失礼いたします。

それでは、人事課所管部分について、歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の72ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、右ページ説明欄の一番上の◎総務一般管理費は、前年度と比べ1億2,565万2,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、育児休業等による代替職員の雇用、閉庁日における日直業務、庁舎総合案内業務及び障害者の雇用に係る経費など、24人

分を計上したものでございます。

2節の2行目、一般職給は、前年度と比べ504万9,000円の増額となっております。

次の再任用職給は、前年度と比べ1,469万円の増額となっております。これは、定年退職者の増員のほか、再任用職員の人事異動時における予算の過不足に対応するため、これまで目的別に計上していたものを集約したことによるものでございます。

3節の1行目、会計年度任用職期末手当から3行下の再任用職期末勤勉手当までは、その職ごとの期末手当等を計上し、次の特別職その他の手当から2行下の再任用職その他の手当までは、扶養、地域、住居、通勤などの各種手当を職ごとに区分して計上したものでございます。なお、一般職その他の手当には、定年退職者13人分の退職手当を計上しており、前年度と比べ4人分、9,579万円の増額となっております。

4節の1行目、会計年度任用職共済組合負担金から5行下の再任用職社会保険料までは、市が負担する社会保険料等を職ごとに区分して計上したものでございます。

8節費用弁償は、会計年度任用職員の通勤費用でございます。

75ページをお願いいたします。

次に、一番上の◎人事課関係経費は、前年度と比べ375万円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、3節時間外勤務手当は、人事課及び厚生労働省への派遣職員2名の支給実績を踏まえ、増額計上したものでございます。

10節の2行目、印刷製本費は、職員証及び出退勤証の再発行等に係る作成費用を計上したものでございます。

11節の2行目、手数料は、職員が病気等により休職する際の手続に必要な産業医の診断書を取得するための手数料でございます。

12節の1行目、採用試験委託料は、職員採用に係る教養・専門、論文及び適性試験の問題提供及び採点のための委託料で、受験者の増により前年度と比べ170万6,000円の増額となっております。これは、本年度の職員採用試験におきまして、広く人材を募る観点から、就職氷河期世代を含めた社会人経験者の募集のほか、他の自治体との統一試験日程に先行して多くの民間企業で導入されている適性検査を活用したことによるものでございます。次の昇任選考試験委託料は、職員の課長級及び主査級への昇任選考試験に係る問題作成及び採点のための委託料でございます。次のOA機器保守点検委託料は、人事給与システムの専用サーバー及び専用パソコンなどのハードウェア機器の保守点検委託料でございます。次のOAシステム保守点検委託料は、勤怠管理システムのソフトウェア等の保守点検委託料でございます。

13節人事給与システム借上料は、ソフトウェア及び専用サーバーなどの機器のリース料で  
ございます。

その他の経費は、前年度とほぼ同様の予算計上となっております。

77ページをお願いいたします。

一番下の◎職員保健衛生管理費は、職員の安全衛生管理に関する必要経費を計上したもので、前年度と比べ13万7,000円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、1節産業医報酬及び8節費用弁償は、産業医2人分の報酬と費用弁償でございます。

12節健康診断委託料は、職員の定期健康診断に係る経費でございます。

79ページをお願いいたします。

一番上の◎職員研修費は、職員の人材育成及び能力の向上を図ることを目的に、派遣研修や専門研修、階層別研修などへの参加及び庁内研修の実施に要する経費を計上したもので、前年度と比べ13万1,000円の減額となっております。

主なものを申し上げますと、8節研修旅費は、派遣研修や階層別研修などへの参加のため、職員が公共交通機関を利用する際の会場までの旅費を計上したものでございます。

12節研修委託料は、プレゼンテーション研修やハラスメント防止研修など、庁内研修の実施に要する委託料でございます。

18節の1行目、研修助成金は、通信教育や自主研究グループへの助成金を措置したものでございます。次の研修負担金は、行田市、加須市、羽生市及び鴻巣市の4市で構成する共同研修会並びに自治大学校や市町村アカデミーなどへの派遣研修に係る負担金でございます。

飛びまして、260ページをお願いいたします。

4の給与費明細書でございますが、これは特別職と一般職に区分して、職員数、給与費、共済費等を項目別にまとめ整理したものでございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

次に、歳入でございます。

戻りまして、62ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、12節雇用保険料被保険者負担金は、会計年度任用職員などの雇用保険料の個人負担分を見込み計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

15節雑入のうち、下から3行目の都市整備部長給与等企業会計負担金は、水道会計と下水道会計が負担する都市整備部長の人件費でございます。

以上で、人事課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 次に、吉田税務課長、よろしく申し上げます。

○税務課長 税務課長の吉田です。よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、税務課所管部分について細部説明を申し上げます。

予算に関する説明書の106ページをお願いいたします。

2項1目税務総務費のうち、右ページ説明欄の◎税務一般管理費は、税務課職員に係る人件費でございます。

次の◎税務課関係経費は、税務課職員の時間外勤務手当でございます。

次に、2目賦課徴収費のうち、右ページ説明欄の◎賦課費の主なものについてご説明いたします。

1節の会計年度任用職員報酬は、市・県民税等の申告及び賦課業務に従事する職員に係る報酬でございます。

下から2行目、10節消耗品費は、事務用品や税務関係図書の加除・追録費用等でございます。

109ページをお願いいたします。

11節の1行目、郵便料は、納税通知書等の郵便料でございます。3行下の鑑定料は、固定資産税の標準宅地に係る鑑定業務及び時点修正の鑑定料で、前年度と比べて1,804万9,000円の増額となっております。これは、毎年実施する時点修正の鑑定評価のほか、令和6年度評価替えに向けて標準宅地の鑑定評価業務を行うことによるものでございます。

12節の2行目、課税基本資料作成委託料は、固定資産税の土地や家屋に係る課税資料を作成するための委託料でございます。その下の電算委託料は、市税の賦課業務に係る電算処理の委託費用等でございます。3行下のOAシステム改修委託料は、軽自動車税関係手続の電子化に伴う基幹系システムの改修費用でございます。

13節の1行目、OAシステム利用料は、地方税電子申告支援サービス、いわゆるeLTA Xのシステム機器の利用料及び登記書からの土地家屋の所有者等の移動通知を電子データで受領する登記履歴管理システムの使用料でございます。その下の家屋評価システム借上料は、固定資産税の家屋を評価計算し、その結果を記録するためのシステムの借上料でございます。

18節の4行目、地方税共同機構負担金は、eLTA Xの運用に係る全国的な機構の負担金でございます。3行下の軽自動車税環境性能割徴収取扱費交付金は、令和3年度中に埼玉県が賦課徴収する見込み額の5%を支払うものでございます。

22節還付金は、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除に係る還付金でございます。

次に、◎徴収費の主なものについて説明いたします。

1節会計年度任用職員報酬は、市税等の徴収業務に従事する臨時徴収員に係る報酬でございます。

10節の1行目、消耗品費は、事務用品や徴収関係図書の加除・追録費用等で、次の印刷製本費は、催告書用封筒等の印刷費用でございます。

11節の1行目、郵便料は、催告書等の郵送料でございます。2行下の手数料は、市税の口座振替に伴い金融機関等に支払う手数料等及び預貯金等照会電子化サービス照会料でございます。

111ページをお願いいたします。

12節の1行目、市税等コンビニエンスストア収納業務委託料は、全国のコンビニエンスストアにおいて市税及び国民健康保険税を収納するための委託料でございます。次の市税電話催告業務委託料は、市税等の未納者に対して電話催告を行うための委託料で、業務内容等を見直すことから、前年度と比べ151万4,000円の減額となっております。次の口座振替データ処理業務委託料は、市税等の口座振替に伴うデータの受渡しについて電送方式で安全に行うための委託料でございます。次の電算委託料は、市税の収納業務に係る電算処理の委託費用等でございます。その下のOAシステム改修委託料は、地方税共通納税システムの対象税目拡大及び納付書QRコードに対応するための基幹系システムの改修費用でございます。

13節の1行目、OAシステム利用料は、eLTAxによって電子申告をした者が地方税を電子納税するための地方税共通納税システムの利用料及び預貯金等照会電子化サービス月額基本料でございます。

22節の1行目、過誤納金還付金は、市税に係る還付金を計上したものでございます。

以上が、歳出についての説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして8ページをお願いいたします。

1款市税でございますが、予算計上額は104億6,241万円で、前年度と比べて6億6,952万円の増額、率にして6.8%の増となっております。

1項1目個人市民税は42億1,705万7,000円で、前年度と比べて2億17万7,000円、率では5.0%の増となっております。内訳といたしましては、右ページの説明欄になりますが、均等割は前年度と比べて90万2,000円、率では0.6%の減、その下の所得割は前年度と比べて2億360万4,000円、率では5.3%の増となっております。これは、個人所得について増加を見込ん

だことによるものでございます。

次に、2目法人市民税は5億1,463万6,000円で、前年度と比べて3,042万円、率では6.3%の増となっております。その主な内訳でございますが、均等割は前年度と比べて1,250万円、率では6.1%の増で、その下、法人税割は、前年度と比べて1,789万7,000円、率では6.5%の増となっております。これは、法人収益の増加を見込んだことによるものでございます。

次に、2項1目固定資産税は42億8,726万8,000円で、前年度と比べて3億4,109万3,000円、率では8.6%の増となっております。その主な内訳でございますが、土地は、地価が多く地点で下落傾向であり、前年度と比べて1,351万7,000円、率では1.0%の減、その下、家屋は、新增築家屋による増加分と新型コロナウイルス感染症対策による中小事業者等の軽減が終了したことから、前年度と比べて6,510万5,000円、率では3.2%の増、その下の償却資産は、企業等の設備投資の状況や新型コロナウイルス感染症対策による中小事業者の軽減額が終了したことから、前年度と比べ2億8,662万4,000円、率では55.6%の増となっております。

次に、2目国有資産等所在市交付金は3,331万9,000円で、前年度と比べて6,000円の減でございます。

次に、3項1目環境性能割は1,258万8,000円で、前年度と比べて756万5,000円、率では150.6%の増となっております。これは、環境性能割の臨時的軽減措置の終了や、登録台数の増加を見込んだことによるものでございます。

次に、2目種別割は2億4,896万4,000円で、前年度と比べて3,145万5,000円、率では14.5%の増となっております。これは、新税率適応車両への買替えが進んでいることによるものでございます。

次に、4項1目市たばこ税は5億4,493万7,000円で、前年度と比べて5,228万1,000円、率では10.6%の増となっております。これは、売渡し本数の減少が見込まれるものの、税率の引上げによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

5項1目都市計画税は6億54万4,000円で、固定資産税と同様の理由により、前年度と比べて569万3,000円、率では1.0%の増となっております。

次に、6項1目入湯税は309万7,000円で、入湯客数の回復を見込み、前年度と比べて84万2,000円、率では37.3%の増となっております。

少し飛びまして、36ページをお願いいたします。

13款2項手数料でございますが、1目1節徴税手数料の右側説明欄に税務証明手数料を計

上しております。

次に、46ページをお願いします。

15款3項1目総務費委託金のうち、2節徴税費委託金は、右側説明欄に個人県民税の徴収に係る県からの委託金を計上しております。

次に、58ページをお願いいたします。

20款1項1目延滞金加算金及び過料の延滞金は、前年度と同額を計上しております。

次に、60ページをお願いいたします。

4項1目雑入の3節負担金収入のうち、右側説明欄一番下の滞納処分費負担金は、滞納処分に要する経費を換価代金から収入金として徴収するものでございます。

以上で、税務課所管の歳入についての説明でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 次に、野辺人権推進課長、お願いします。

○人権推進課長 人権推進課長の野辺でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、人権推進課所管部分につきまして歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の94ページをお開き願います。

2款1項12目人権推進費は、前年度と比べ302万6,000円の減額となっております。これは、主に地域交流センターに勤務する再任用職員の人件費を人事課で計上したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎人権推進費の主なものを申し上げます。

1節委員報酬は、人権施策推進審議会及び隣保館運営審議会委員合わせての27人分の報酬、3行下の会計年度任用職員報酬は、地域交流センター及び南河原隣保館に勤務する会計年度任用職員2人分の報酬でございます。

2節、3節及び4節は、一般職員3人分及び会計年度任用職員2人分の人件費でございます。

7節謝金は、市内全域で実施する人権同和問題地区別研修会の講師謝金や、地域交流センター及び南河原隣保館で行う各種講座の講師謝金などがございます。

8節費用弁償は、審議会委員への費用弁償及び会計年度任用職員の通勤手当でございます。

10節消耗品費は、人権同和問題地区別研修会などで配布する啓発品並びに地域交流センター及び南河原隣保館の消耗品等を措置したものでございます。3行下の電気料は、地域交流センターの電気料でございます。

11節の3行目、保険料は、地域交流センター及び南河原隣保館における行事傷害補償及び

賠償責任補償の保険料でございます。

12節の1行目、講演委託料は、県の再委託事業として実施する人権講演会の経費でございます。一番下の警備委託料は、地域交流センター閉館時の警備に係る委託料でございます。

97ページをお願いいたします。

1行目の清掃委託料は、地域交流センターと南河原隣保館に係る清掃委託料でございます。2行目の除草委託料から12節一番下の浄化槽維持管理委託料までは、地域交流センターの維持管理に係る委託料でございます。

17節の2行目、DVD等購入費は、人権同和問題地区別研修会などで使用する人権啓発用DVDを購入するための費用でございます。

18節の1行目、人権擁護委員協議会負担金は、さいたま地方法務局熊谷支局が所管する熊谷人権擁護委員協議会に属する行田部会に係る負担金でございます。その3行下、部落解放運動団体補助金は、部落解放同盟行田市協議会及び埼玉県北同和会行田支部に対する補助金でございます。前年度と比べ8万1,000円の減額でございます。

次に、歳入について申し上げますので、戻りまして42ページをお願いいたします。

中ほどより少し下の15款県支出金、2項1目総務費県補助金の右のページ説明欄1行目、隣保館運営事業等補助金は、地域交流センター及び南河原隣保館の運営費に対する補助金でありまして、県が定める経費基準額の4分の3が交付されるものでございます。

46ページをお願いいたします。

3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金の右ページ説明欄2行目、地域人権啓発活動活性化事業委託金は、先ほど歳出においてご説明いたしました講演委託料の充当財源として計上するもので、充当率は10分の10でございます。

次に、58ページをお願いいたします。

中ほどの20款諸収入、3項3目同和对策住宅資金貸付金元利収入は、滞納繰越分の収入を実績に基づき見込んだものでございます。

人権推進課所管の説明は、以上でございます。

○委員長 次に、瀬尾契約検査課長、お願いいたします。

○契約検査課長 契約検査課長の瀬尾です。よろしくをお願いいたします。

それでは、契約検査課所管の歳出予算からご説明申し上げます。

79ページをお願いいたします。

2番目の◎2款1項1目一般管理費の契約検査課関係経費でございます。前年度と比べ、83万1,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、12節OAシステム保守点検委託料は、CADシステムの保守点検委託料、18節埼玉県電子入札共同システム負担金は、埼玉県と共同で運営しております電子入札共同システムの運営に係る経費、次の入札参加資格共同審査協議会負担金は、建設工事関係及び物品関係の入札参加資格審査の定期受付に要する経費でございます。

次に、その下の◎共通物品管理費でございます。前年度と比べ4万9,000円の減額となっております。これは、各部署で必要とする共通物品の購入経費や共通伝票の印刷製本費などを中心に措置したもので、主なものを申し上げますと、10節共通需用費は事務用品などの購入、印刷製本費は各種封筒や納品請求書などに要する経費でございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、50ページ、51ページをお願いいたします。

51ページの説明欄により説明させていただきます。

16款2項2目物品売払収入の説明欄、不要物品売払収入でございます。これは、不用品で売却できるものが出た場合を考慮いたしまして措置したものでございます。

次に、62ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の9節用品等売払収入の右ページ説明欄1行目、資源ごみ売払収入（契約検査課）でございます。これは、古新聞、古雑誌、段ボールなどの資源ごみの売払金額を見込み計上したものでございます。

以上で、契約検査課所管の説明を終了させていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 先ほどの税務関係で、個人所得の増加ということと、土地は下落した、1,300万円ぐらい減ったけれども、家屋新築、増築が増えているということですのでけれども、家屋の新築、増築が増えているということは、どっちが多いんでしょうかね、新築が多いのか。新築が多いということになると、要は転入が多いのか、市内に住んでいる人が新築を建てて

いるという傾向なのか伺いたと思います。

それと……

○委員長 ページ数を言ってもらっていいですか。

○3番 齊藤委員 9ページと11ページですかね、都市計画税が増えているよということと、固定資産税ですかね。まずそれからお願いします。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○税務課長 まず、固定資産税、都市計画税の家屋ということでもよろしいでしょうか。増加とこちらで説明申し上げたんですが、今までと比べて増加というのではなくて、新築家屋ができて、古い家屋の建て替え等がございますので、そうしますと課税の額がどうしても今までよりも増えるという、そういった意味合いで説明させていただいたわけですが。新築家屋が増加傾向にあるというのではなくて、家屋の分については、新築家屋が出てくれば、古い家屋と比べて評価額は高くなりますので、課税額がその分増えると、そういった意味合いで説明させていただいたわけですが。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 ですから、分かるんですけども、ということは、当然新築になれば家屋が新しいですから、固定資産税も都市計画税も上がりますけれども、だから新築を建てたのが転入した人、外から要は人口が増えたということなのか、市内の人が古い家屋を建て替えたのかということです。

○委員長 答弁求めます。

○税務課長 こちらの築家屋については、転入者であるか、あるいは従来からの居住者であるかというのは、そういった統計は取ってございませんので、この場ではお答えできません。以上です。

○委員長 よろしいですか。

次に、副委員長。

○副委員長 1点伺います。

51ページの不用物品売払収入ということで、これは科目存置という話ですけども、出た場合にはという今ご説明でしたけれども、例えば今までの過去に不用物品としてどのようなものを上げていたのか、それはどのような経路で販売をしたのか、今回は一応予定をしておくということだと思いますけれども、どのようなものが不用物品となるのか、どのように販売を、売払いをするのか、それについてお伺いします。

○委員長 答弁をお願いします。

瀬尾課長。

○契約検査課長 先ほどの質疑にお答えいたします。

まず、直近では令和3年3月に不用パソコン、こちらを売払っております。そのほかですと、車両ですとか、ヤフーオークションで車を売ったこともございます。直近では、不用パソコン一式を売ったというところでございます。

○副委員長 方法は。

○契約検査課長 こちらにつきましては、見積り合わせになります。

〔「いや、販売をだよ、販売をどのようにしたのか、パソコンの」と言う人あり〕

○契約検査課長 パソコンにつきましては、広報広聴課から依頼がありまして、契約検査課で数社呼びまして、見積り合わせを行って販売したということになります。

○委員長 副委員長。

○副委員長 市有財産を売払いするという事なので、公明正大に、なるべく高い金額で買い取っていただくというのが大事かと思うんですけども、今、例えばパソコンですね、何台だか分からないですけども、それを見積り合わせをして何社かって、それでその一番高いところに売り払ったということによろしいのでしょうか。

○委員長 瀬尾課長。

○契約検査課長 そのとおりでございます。

○委員長 副委員長。

○副委員長 ですとね、もう少しオープンに売払うということではできないのか。車両は何台だか分かりませんが、ヤフーオークションという形ですけども、そのような形はパソコンの場合はできないのでしょうか。いろいろな形を取っているように、今2つの形、パソコンと車両だけでも見積り合わせと、あとはオークションと、どういう理由でそういうふうに分かれているのか。できれば高い金額で買っていただくということを考えれば、広く知らしめたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

車両につきましては1台、直近ですと29年にプリウスを売っております。そして、先ほどのパソコンですけども、パソコンだけ見ると193台、そのほかにも、パソコン以外に

もサーバーですとかプリンター、そういったものも含まれます。数が多くなりますので、今回見積り合わせという形でやったというところでございます。

以上です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 パソコンの193台、サーバーとプリンターと、それぞれもろもろまとめてということになるので見積り合わせという形だったということ、車は1台だから、プリウス1台ということでオークションだったということで、その売るものによってやり方が違うんですよということで理解しましたけれども、これは幾らで売ったかどうかというのは分かりませんが、これはオークションにしても落札というのが一番公示期間というのか、公告期間、そういうものがあって最も高い値段で、またそのパソコンもそういう見積り合わせの中で最も高い、相場で考えたときに適当な金額で売れているんでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○契約検査課長 お答え申し上げます。

車両につきましては、業者、ディーラーから、これは幾らぐらいの金額になるかというのを出示していただいて、それより若干高い金額だったんで、相場だと考えております。また、パソコンにつきましても、こちら、先ほどの台数、売った金額34万1,000円、こちらにつきましても結構高い値で売れたのではないかと考えております。

以上です。

○委員長 そのほか。

香川委員。

○4番 香川委員 75ページの人事課関係経費の中の12節の採用試験委託料についてですけれども、応募がかなり増えているということで170万6,000円の増額ということですが、その中で社会人経験者枠みたいな、いわゆる就職氷河期みたいなのがありましたんでね、そういうことで増額ですよということでしたけれども、他の自治体を見ますと、もちろん社会人枠もそうですけれども、例えば近隣の熊谷市さんでいくと、スポーツ枠というのがありますよね。そういうのというのは、行田市の採用としては考えてはいないところなんじゃないかな。

○委員長 答弁をお願いします。

○人事課長 お答え申し上げます。

スポーツ枠の関係ですけれども、現時点ではスポーツ枠については考えておりません。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 熊谷市さんはどういう経緯からスポーツ枠というのは、私も前聞いたんだけれども、忘れてしまったんですが、現時点では考えていないということは、なぜそういうことは考えられないのでしょうか。まあ例えばスポーツに限らずですよ。

○委員長 答弁お願いします。

○人事課長 お答え申し上げます。

職員の採用につきましては、採用計画を毎年つくってございまして、その中で必要な職種等について検討しているわけですが、現時点につきましては、令和4年度の計画はまだこれから練るところですので、現時点では考えておりませんというところです。

以上でございます。

○委員長 香川委員。

○4番 香川委員 多彩な人材を確保する、まあもちろん採用試験に受からなきゃ駄目ですけども、多種多彩な人を採用していくということは非常に大切なことだと思うんですね。ですから、もう3月ですから、来年度の採用に関しては致し方ない部分はあると思うんですけども、将来的なことを考えていったときに、いわゆる公務員という固定観念だけで考えずに、多種多彩な人材を発掘していくことも、これからというか、現在もそうですし、これからはもっと大切なのかと思うところなんで、ぜひとも検討できるものは検討していただきたいと思います。

以上です。

○委員長 要望でよろしいですか。

そのほか。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 73ページの再任用職級の中で、定年退職が4人増えて13人分だと、9,500万円増えましたという説明がありましたけれども、この退職者が増える今後のピークというのはいつですか。もう分かっていますよね、何年にどれぐらい退職するというのは、もう計画というか、分かっているはずなので、いつがピークになるのか。

それと、今度採用ですよ。今回、先ほどの採用試験委託料というところが、受験者が増えたということも言っていましたけれども、要はこれの大きな要因というのは、ほかの自治体とずらしたということですよ、第1次試験日がね。たしか9月の第4日曜日か何かで、

40市が集中してしまったというところで、行田市も受験者が令和3年度か何かは少なかったですもんね。それで第2次試験までやったということで、今回それは改善されたということなのかと思いますけれども、その退職者がこれから増えていくという中で、採用人数はどういうふうに考えているのか。同じ数は採らないのかと思いますけれども、どういうふうに考えているんですか、その比率というか。それをお伺いしたいと思います。

それと、75ページの13節の上のところに、研修委託料というのが新規事業ですよと令和3年度に入っていたのが、今回は全然、新規事業が1回で消えているんですけども、それは何ですか。何のやつだったのかしら。面接技法の習得とか個別面接試験評価者の研修というのは1回だけ、令和3年度だけの事業だったんですか。これはなぜ1回だけだったのかお伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○人事課長 お答え申し上げます。

まず、再任用の関係で、今後の退職のピークということでございますけれども、直近5年を見ますと、10名前後で推移しておりまして、令和4年度の退職が13名ということでございます。令和4年度が13名で一番多いです。

それと、2点目の退職と採用の関係で、今後再任用が増えていくので、今後採用はどうするのかということでございますけれども、先ほど申し上げましたけれども、今後研修計画をする中で、原則は退職者の補充で新規採用を検討するわけでございますけれども、定年引上げがございまして、定年の引き上げで退職年齢が引き上げられますので、その辺もバランスが必要かと思います。基本的には今後計画の中で決めていくわけでございます。

それと、最後に人事課関係経費の研修委託料の関係でございますけれども、令和2年度の採用試験までは3次試験までやっておりまして、面接を第2次試験と第3次試験の2回にいたしました。そういった中で、面接官のばらつきがあるのはまずいだろうという考えの下、人事院に委託いたしまして面接技法の研修をいたしました。令和3年度からは、通常の今までの9月の第4日曜日の統一試験日に前倒しまして、6月に受験者を増やそうということで前期試験、6月に前期、9月に後期ということで、広く受験者を募るために、受けやすくしたほうがいいという考えの下で面接を1回だけにして、2次試験までにしました。そういったことから、令和4年度につきましてはその研修委託料は計上いたしませんでした。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほかございますか。

加藤委員。

○5番 加藤委員 111ページの市税等のコンビニエンスストア収納業務委託ですけれども、ここで想定しているコンビニ収納ですね、これの金額というのはどれくらいのものを想定していますか。

○委員長 答弁をお願いします。

○税務課長 答えいたします。

市税等コンビニエンスストア収納業務委託料につきましては、予算512万1,000円ということですが、金額が1件、現在55円掛ける消費税でございます。そのほかに基本料金が1カ月7,500円かかりまして、約8万3,000件程度を見込んだ予算となっております。

〔「税込見込み額」と言う人あり〕

○税務課長 失礼いたしました。

コンビニ納付についての税込見込み額につきましては約13億円程度、これは令和2年度の決算の数字からですが、それと同様の規模で見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○委員長 加藤委員。

○5番 加藤委員 確認ですけれども、その13億円で8万3,000件ということですよねですか。

○税務課長 答えいたします。

予算的にはそれと同様の規模で見込んでいるところでございます。件数といたしましてもその件数の規模で見込んでいるところでございます。

○5番 加藤委員 はい、分かりました。

○委員長 よろしいでしょうか。

そのほか。

福島委員。

○2番 福島委員 質疑させていただきます。

1点のみ、75ページの総務課関係経費の弁護士委託料ですけれども、この105万6,000円の中身といたしますか、それをお聞かせいただけますでしょうか。お願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○総務課長 総務課関係経費、12節弁護士委託料でございますけれども、105万6,000円については顧問弁護士委託料、全額でございます。月額8万円プラス税という形になります。

○委員長 福島委員。

○2番 福島委員 じゃ、訴訟案件等というのはないということで、そういう意味で顧問弁護士料のみということで、そういうことでよろしいですね。

○委員長 答弁をお願いします。

○総務課長 お答え申し上げます。

特定事件につきましては、その都度先生と着手金ですとかそういったものを協議いたしまして、その都度予算化しております。

○委員長 よろしいですか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 分からないので教えてほしいんですけども、行田市は正規職員の賃金というか給料ですよね、それというのは、例えば専門職、保育士だとか保健師だとか、特に手当というものは上乘せしてつけていなくて、いわゆる役職をもってみんな同じですよね、事務職に関しても何にしても。会計年度任用職員も、これも時給、最低賃金956円で全く差がついていない、一律同じということなのか、まず1点確認させてください。

それと、77ページの健康診断委託料がありますけれども、これの実績を教えてください。これは職員の健康診断だと思うんですけども、どれぐらいの人が受けているのか。みんな受けたほうが私はいいと思いますけれども、100%というわけにはいかないのかと思いますので、それと休職している方、メンタルだったりいろいろあると思うんですけども、その今の状況、たしか1年前は3人ぐらいメンタルで休職されていたかと思いますが、それが増えているのか減っているのか知りたいのでお伺いしたいと思います。

それと、雇用の関係で、育休を取っている本人、出産した女性が何人、それと男性ですよね、ご主人できちんと育休が取れているというのが、何人ぐらい取れているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○人事課長 お答え申し上げます。

初めに、職員の給与の関係ですけれども、職種によって特に違いはございません。行政職給与条例で規定しておりますので、保健師も一般事務職も同一の給与になっております。会計年度任用職員につきましては、基本的には差があります。会計年度任用職員の報酬に関する規則、条例を受けて規則で賃金を規定しているわけですけれども、一般事務が現在、時給単価に直しますと958円、保育士につきましては、時給単価に直しますと1,198円ということ

で、職種によって、より高度な業務といたしますか、専門的知識を要する業務につきましては高くなっております。

それと、健康診断でございますけれども、健康診断の関係で、令和3年度につきましては、会計年度任用職員と正規職員を合わせまして健康診断の対象となる人数が796名ということで、実際受診された方が706名、受診率が88.7%でございました。

続きまして、職員の休職の状況でございますけれども、令和3年度は12名の休職者がおりました。精神的なものが7名で、身体的なものが5名。現時点では、精神的な休職者7名のうち4名が復職しておりまして、現時点で2名が引き続き休職しております。それと、身体的な休職者5名の方につきましては、そのうち2名の方が復職しておりまして、3名が休職中となっております。

最後に、育児休業の関係でございますけれども、現時点で令和3年度内に取得している者は16名でございます。ただ、年度当初に育児休業だったんですけれども、途中復職しまして、また再度入っている職員が1名おりますので、実人数といたしましては15名ということです。そのうち男性職員は1名おりました。その男性1名は、今年の2月から育児休業を取得しております。

以上でございます。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 健康診断ですけれども、88.7%ということですが、受けない方は90人ぐらいいらっしゃるのかと、結構多いかと思うんですけれども、周知はどうされているのか。毎年のことなので職員も分かっている、まあ今年は忙しいからというのがあろうと思うんですけれども、身体的だったりメンタル的だったり、休職している方もいらっしゃいますので、なるべく皆さんが受けていただけるような環境を整えるということで、どういうふうに行っているのか。

それと、先ほどの育休ですけれども、15名中、男性がたった1名ということですが、これというのは男性が育休を取りやすい状況なのか、取りづらい環境なのかというところで、まだ男性が取りやすい環境になっていないのではないかと思いますけれども、その辺、今、男女関係なく育児に携わるというのはもう当たり前のことですから、そういったところを市として促す、取っていいんですよというところの努力というのは何かやっているのかお伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○人事課長 初めに、健康診断の関係でございますけれども、昨年度は4日間、日数を設けまして、今年度につきましては3日間ということで、なるべく多くの方に受診していただきたいということで、所属長を通じて受診を勧奨していただいております。もし仮に健康診断を受けないという職員の方には、所属長を通じて受けない理由とかを人事に報告していただいております。受けない方のほとんどは、独自に人間ドックを受けますということで受けていない方が多いのが実際でございます。

それと、育休の関係でございますけれども、男性職員への育休取得の促しでございますけれども、人事課で仕事と育児の支援ガイドブックという簡単な冊子ですけれども、毎年作って周知しているほか、所属長を通じて育休を取りなよと男性職員にも促していただいております。男性職員の育休取得ということが当たり前になるように、今後もそういう職場風土を醸成することが有効かということでやっていきたいと思っております。

○委員長 よろしいですか。まだありますか。

○3番 齊藤委員 確認ですけれども、先ほどの会計年度任用職員で、保育士と一般事務、これが差があるということでしたけれども、確認したかったのは、この間の補正予算の中で保育士の給料を月9,000円上げなさいと国が出たと思うんですね。それを子ども未来課で民間に措置しましたけれども、国としては公立の事業所も対象だよという通知が都道府県に出されたものなので、私が公立の保育士さんは賃金が多分一緒という認識の下に、上げられるのかということ考えたんですね。そのときに、一般職、正規職員というのは決まっているので行田市の場合は無理なのかなと思いますけれども、会計年度任用職員に対してはそれが可能ですよね。確認だけさせてください。

○委員長 お願いします。

○人事課長 お答え申し上げます。

会計年度の保育士に関しましては可能でございます。羽生市ですとか加須市ですとか近隣の人事担当にも確認した中で、本市が割高でしたもので、保育士だけということで、今回賃金改定も含めて、昨年10月1日に改定しておりましたので、その辺もありませんでした。

以上でございます。

○委員長 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、総務部所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 09分 休憩

---

午後 2時 22分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、会計課所管部分について審査を行います。

まず、小巻会計管理者にご挨拶をお願いいたします。

○会計管理者 皆様、こんにちは。

江川委員長はじめ委員の皆様には、日頃から本市会計事務にご理解、ご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

それでは、早速ですが、この後、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち会計課所管部分につきまして蓮沼会計課長よりご説明申し上げますので、ご審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第6号について

○委員長 それでは、審査に入ります。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、会計課所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

蓮沼会計課長、お願いします。

○会計課長 それでは、令和4年度行田市一般会計予算のうち会計課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出から申し上げますので、予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄、下から2つ目の◎会計課関係経費は、前年度と比較して6万円の増額となっております。

3節時間外勤務手当は、会計課職員の時間外勤務手当でございます。

23節事務取扱資金は、市税や手数料等を窓口で収納している部署に対して、釣銭用の資金として支出するものでございます。

次に、83ページをお願いいたします。

4目会計管理費は出納事務に係る経費で、前年度と比較して632万1,000円の増額となっております。これは、指定金融機関に対して負担する公金振込手数料を新たに計上したことによるものでございます。

右ページ説明欄の◎出納事務費の主なものを申し上げますと、1節、4節及び8節のうち費用弁償は、会計課の会計年度任用職員1人分の人件費でございます。

10節消耗品費は、定期刊行誌の購読料、書籍の加除、その他各種事務用品の購入費でございます。

11節郵便料は、源泉徴収票や支払調書などの郵送料でございます。2行下の保険料は、公金等の持ち運びや保管時の事故等の損害に対応するため加入している全国市長会公金総合保険の保険料でございます。万が一、損害を受けた場合に、直近の歳入決算額の20%で、限度額100億円が補償されるものでもでございます。

次の手数料は、出納事務に必要な各種手数料で、先ほどもご説明いたしました。新たに公金振込手数料を計上したことなどにより、前年度と比較して632万4,000円の増額となっております。

この公金振込手数料は、指定金融機関が行う債権者口座への公金の振り込みに対する手数料で、これまで無料とされていたところですが、本市の指定金融機関である埼玉りそな銀行から、公金の振込業務に関して手数料の徴収を開始したいとの申出があり、同行と協議を重ねた結果、市として、昨今の社会情勢を踏まえ、今後も指定金融機関として安定的かつ継続的に業務を継続できるよう、令和4年度から負担することとなったものでございます。負担額につきましては、交渉の結果、令和4年度から令和6年度までの向こう3年間は、一部を除き、半額とすることで合意したところでございます。

13節OA機器借上料は、債権者へ払込みを行う際に使用する端末機器の借上料、17節庁用器具費は、人事異動等に伴う出納員、現金取扱員の領収印の作成費用、18節諸負担金は、埼玉県都市出納事務協議会及び埼玉県北部ブロック都市出納事務協議会への負担金でございます。

少し飛びまして、107ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、説明欄、一番上の◎県収入証紙等購入費は、会計課において販売しております県収入証紙と収入印紙、切手等の買受代金でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、ここ数年、パスポート申請等に必要な県収入証紙及び収入印紙の売上げが減少し、翌年度への繰越残が増加しているため、前年度と比較して1,574万5,000円の減額計上

となっております。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、戻りまして、58ページをお願いいたします。

20款諸収入、2項1目市預金利子は、右ページ説明欄になりますが、歳計現金の預金利子で、前年度と同額の計上でございます。

次に、左ページの一番下、4項1目雑入の2節県収入証紙等売捌収入は、会計課において販売しております県収入証紙と収入印紙、切手等の売捌収入及び収入印紙、切手等の売りさばきに係る手数料収入で、前年度と比較して767万2,000円の減額となっております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響による、パスポート申請等に必要な県収入証紙や収入印紙の販売の減少を見込んだことなどによるものでございます。

次に、63ページをお願いいたします。

15節雑入のうち、説明欄、上から4行目、会計事務取扱資金回収金は、先ほど歳出でご説明いたしました各窓口における釣銭用として支出した資金を、年度末に回収するものでございます。

65ページをお願いいたします。

説明欄の上から2行目、生命保険等事務手数料は、職員個人が加入している生命保険料を給料から控除し、会計課において各保険会社別にまとめて支払いする事務に対し、各保険会社から入金される事務手数料でございます。

以上で、会計課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑に移ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

香川委員。

○4番 香川委員 83ページの先ほどの手数料ですけれども、令和4年から6年度までは一部を除き半額ということで、令和7年度からは金融機関の言う手数料ということになるわけで、632万4,000円の増ということで非常に大きな額の増額ですが、例えば銀行と折衝するに当たって、近隣市の動向も捉えながらやられたのかとは思いますが、手数料的に見て、近隣市とは遜色ないぐらいでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

蓮沼会計課長。

○会計課長 振込手数料の負担に関しましては、県内他市の状況も常に把握しながら検討を重ねてきました。

その状況ですが、近隣市も同じように、金額については全て同額となっております。埼玉県内全て同額の、埼玉りそな銀行からの要請となっております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

そのほか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 今の手数料は、さっき、債権者の口座に振り込む振込みの手数が、今まで無料だったのに発生するようになって、交渉というか、埼玉県内全域で、3年間は半額だけれどもその後は倍になってしまうよという説明ですけれども、ちょっとこれとは別かもしれないですけれども、前から発生していたと思うんですけれども、小銭を銀行に預けると、一般人でもそうですけれども、自分の口座であっても手数料がかかってくると。101枚以上500枚が660円とか手数料がかかってくるようになってということで、結構、一般の方も大騒ぎしていたんですけれども、そういった手数料の影響というか、行田市はここに入っているんですか、709万9,000円のところに、それも。

小銭を入金した場合の銀行から取られる手数料というのはどこに入っているんですか、どれぐらいの金額払っているんですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○会計課長 小銭を入れた場合の手数料については、現在ところかかっておりません。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 それは、市だから、自治体、公共だから取っていない。

これは一般の人だけのことですか。行田市としては1円も手数料は取られていない、小銭を入金する場合は、ちょっと確認です。

○委員長 答弁をお願いします。

○会計課長 地方自治体だからということとはよく分かりませんが、現在のところ、行田市では支払っておりません。

○委員長 そのほかございますか。

よろしいですか。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、会計課所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 34分 休憩

---

午後 2時 36分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、監査委員事務局所管部分について審査を行います。

まず、新井監査委員事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○監査委員事務局長 監査委員事務局長の新井でございます。

委員の皆様には、日頃より監査業務に対しご理解を賜り、この場をお借りし厚く御礼を申し上げます。

この後、説明をさせていただきますが、本日はよろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第6号について

○委員長 それでは審査に入ります。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、監査委員事務局所管部分について議題とし、執行部の説明を求めます。

新井監査委員事務局長。

○監査委員事務局長 それでは、お疲れのところ誠に恐縮に存じますが、引き続き、監査委員事務局が所管する公平委員会、固定資産評価審査委員会、監査委員に関する令和4年度行田市一般会計予算について説明をさせていただきます。着座にて説明をさせていただきます。

まず、歳出から説明申し上げますので、厚いほうの冊子、予算に関する説明書の90ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費の一番上、9目公平委員会費でございますが、こちらは、前

年度とほぼ同額の計上となっております。

右ページ説明欄をご覧ください。◎公平委員会運営費でございます。公平委員会は、職員に係る公平審査制度を所管する行政委員会で、この運営に要する経費を計上したものでございます。

主なものは、公平委員会の委員3人分の報酬及び費用弁償で、条例により報酬は年額、委員長4万6,500円、委員4万3,000円となっております。また、費用弁償は、委員が委員会へ出席した場合や、各都市の公平委員会で組織する連合会、全国、関東、埼玉県の3団体ございますが、そちらが主催する総会、研究会などへ参加した場合に、それぞれ支給されるものでございます。

なお、委員会の開催は、令和4年度、7回分を見込んで計上しております。

次に、少し飛びまして107ページをお願いします。

2項徴税费、1目税務総務費の説明欄、ページの下から2つ目の◎固定資産評価審査委員会費でございますが、こちら、固定資産評価審査委員会は、固定資産税に係る固定資産の価格に対する不服を審査する行政委員会でございまして、この運営に要する経費を計上したもので、こちらは前年度と同額の計上となっております。

主なものは、固定資産評価審査委員会の委員3人分の報酬及び費用弁償で、こちらも条例により報酬は、日額、委員長1万1,000円、委員1万円となっております。また、費用弁償は、委員が委員会へ出席した場合や、全国固定資産評価審査委員研修会及び近隣市と共同で開催している固定資産評価審査制度運営研究会へ参加した場合に、それぞれ支給されるものでございます。

なお、委員会の開催は、令和4年度、6回分を見込んで計上しております。

次に、少し飛びまして118ページをお願いします。

ページの中段、6項1目監査委員費でございますが、前年度とほぼ同額の計上となっております。

右ページ説明欄をご覧ください。◎監査執行費でございます。監査委員及びその事務局に関する経費を計上したものでございます。

主なものは、監査委員2人分の報酬及び費用弁償並びに事務局職員3人分の人件費で、条例により、監査委員の報酬は、月額、識見を有する者6万8,500円、議会の議員4万3,500円となっております。

また、費用弁償は、委員が定期監査、例月出納検査等の監査等を実施した際や各都市の監

査委員で組織する都市監査委員会、全国、関東、埼玉県、それと県北の4団体ございますけれども、これらが主催する総会、研修会などへ参加した場合、また、議会において監査委員に関する議案質疑や一般質問があった場合に、答弁調整のため登庁したときや、議会へ出席した場合などに、それぞれ支給されるものでございます。

なお、監査等の実施は、令和4年度、48回分を見込んで計上しております。

その他、10節消耗品費は、業務の参考として購入している加除式図書の追録及び業務で使用する事務用品を購入するための経費、12節工事監査委託料は、より効果的な工事監査を実施するため、技術的、専門的な識見を有する者に調査を実施していただくため、外部の専門業者に業務委託する委託料でございます。

なお、工事監査の委託内容については、調査対象工事について技術士による技術面における調査を実施し、工事に関する技術上の向上、改善を目指すもので、令和4年度、1箇所を予定して計上しております。

以上で歳出についての説明を終わらせていただきます。

なお、歳入につきましては、監査委員事務局の所管するものは、全て一般財源を充てたものとなっております。

以上で、監査委員事務局の所管に係る令和4年度行田市一般会計予算についての説明を終わらせていただきます。審査のほど、よろしく申し上げます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

齊藤委員。

○3番 齊藤委員 91ページの公平委員会ですけれども、これの委員というのはどういう方がなられるのでしょうか。

公平委員会の委員のメンバーの、どういった方がなれるというのと、もう一つ、固定資産税評価審査委員会のこの委員になる方、どういった方が委員になられるのか、お伺いしたいと思います。

○委員長 答弁をお願いします。

○監査委員事務局長 まず委員でございますけれども、現在3人選出されている方は、1の方が市職員のOBの方、それと県職員のOBの方、それと教員のOBの方という形で、現実

的には選任させていただいているところでございます。

自治法に選出の要件が、地方公務員法ですね、公平委員会については規定をされております。

○委員長 齊藤委員。

○3番 齊藤委員 地方公務員法で要件が定められているということですが、これはOBということで定められている、これはどういう定めなのか。

例えば市職、県職、教育、みんな、取りあえず公務員の経験があるというOBということですけども、その辺の要件が定められているというんですけども、それは退職したということも入っている。

○監査委員事務局長 そのような具体的な決めではなくて、人格が高潔とか、そういった形で規定があったと思ったんですけども、それを記載したものが持ってきていなかったのも、具体的にお答えが今できないですけども、今申し上げた行田市ではその方を選任していますけれども、そういった方を選任しなさいというような規定ではございません。

固定資産評価審査委員会につきましても、同様ですけども、固定資産評価審査委員会の委員に関しては、地方税法423条3項においてその要件が定められておまして、読み上げますと、「委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する」という形でございます。

ですから、この中という形で選任しておりますけれども、具体的にはどういった方になっているということでありまして、市の職員で税務課長を経験された方と、こちらについても県の職員のOBの方であります。それと、現実的に土地家屋の関係で識見を有する、具体的には土地家屋調査士をされている方ですけども、こちらから現在は選任をしております。これについて先ほど申し上げたとおりです。この区分で選任しろというところを、具体的に法律が決めているところではございません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

そのほか。

副委員長。

○副委員長 119ページの工事監査委託料8万8,000円について伺います。

令和4年度は1箇所を予定しているということですけども、これについて説明をしてい

ただければと思います。

○**監査委員事務局長** 令和4年度の予算の積算に当たりましては、1箇所という形で、経過を申し上げますと、平成13年度から工事監査を実施しております。一時、2箇所やっていた時期もありますし、やらなかった時期もあるんですけれども、平成22年度以降は、年間1箇所という形で実施をしております。なぜ、1箇所かというのと、予算的なところも踏まえまして1箇所という形でやっております。

令和4年度についても1箇所実施するという形で、毎年、1箇所を見ているというような形でやっていくことが、費用面も含めて一番適切というか、効果的な実施間隔、実施数ということで、令和4年度も1箇所を予定しております。

○**副委員長** 内容は。

○**監査委員事務局長** 内容につきましては、これも、現在、予算段階でございまして、1箇所の工事監査、例年実施する工事監査、工事技術員という、国で認定された資格ですけれども、こちらを有する方に工事監査を実施していただいているんですけれども、実施方法については従前同様という形で、箇所数については1箇所という形での見積りを取っております。

実際にどこをやるというのは、この後、来年度予算を審議していますけれども、その予算を踏まえた中で、予算規模としては3,000万円以上の工事を選定しております。

そういった形ですので、現時点ではどこの工事を見るということは決めておりません。例年、10月頃に工事箇所を選定しております。工事が7割程度完成した段階が一番効果的に見られるということで、例年10月頃に工事の場所を選定し、実際は12月から2月にかけて現場を見て、工事監査を実施しているというスケジュールでございます。

○**副委員長** これは、抜き打ちになるんですか。

今の説明だと、10月頃に選定して、12月頃から監査をとということですがけれども、抜き打ちじゃないということですよ、そうすると。

○**監査委員事務局長** 実質的には、もう工事は始まっておりますので、始まった中でどこの箇所を選定するという意味では、抜き打ちというか、事前に工事が始まる前にどこの場所と。うちは、今度工事監査が当たるからという準備はできないです。始まっている、おおむね3割程度進んでいる頃だと思えるんですけれども10月頃は、契約も終わった後ですので。その後になりますから、その後こちらで選定してお宅を見ますという形になりますので、そういった意味では抜き打ち的な部分でございましてけれども、ただ、事前にそこで選定しますから、実際見る間、2カ月程度ありますので、その間にいろいろと準備等はできますので、その行

く日に、その場で言うような形の監査ではないので、突然行くという監査ではないので、抜き打ちという趣旨がどこまではというのはあるんですけども、そんな流れでやっております。

○副委員長 予算的には年間1箇所ということで、予算的な観点から1箇所というような、今、説明だったと思うんですけども、しかもそれが抜き打ちではなくて、ある程度うちに来るなというのが分かるような状況というのは、果たして、そういう意味での工事の監査という意味で、予算規模からすると1箇所、それが、でも、全体に波及してしっかりとやっていただくという効果としては、どうなのかという感じはしますけれども、この予算については、これで十分と考えていますか。

○監査委員事務局長 予算については十分というか、1箇所の工事場所を見るということに関しては、複数箇所見たほうが良いという側面は多分にあるかと思えますけれども、費用対効果という部分で、あと現在、現状を見ますと、やはり工事関係も、以前と比べて予算的な部分も絞られている感もございますので、なかなか選定が難しいというのもここ数年の傾向にあります。そうした中、無理やり2箇所を見るのも、ちょっと効果的にどうなのという側面もあります。

あともう一つ、申し上げていなかったんですけども、当然見るに当たっては、工事の監査専門員が主に見るんですけども、その監査委託先と、実際に工事を受ける側の所管課と、あと工事の業者と、その間に入って調整するのが事務局の職員ですけども、そういった調整も、現状3名の事務局職員では、ぎりぎりの線というところというのも正直なところあります。ほかに2箇所、3箇所見ると、業務的にちょっと厳しくなるのというところもございます。

そういったところ、複数ありますけれども、現状の1箇所というのが、現時点では最良の選択という形になってきているというところがございます。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、監査委員事務局所管部分についての審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2時 56分 休憩

---

午後 2時 58分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、議会事務局所管部分について審査を行います。

まず、江利川議会事務局長にご挨拶をお願いいたします。

○議会事務局長 委員の皆様には、お疲れのところ大変恐縮に存じます。

これより、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち議会事務局所管部分についてご審査いただきます。説明につきましては中村次長から申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

---

△議案第6号について

○委員長 それでは、審査に入ります。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、議会事務局所管部分についてを議題とし、説明を求めます。

中村議会事務局次長、お願いします。

○議会事務局次長 議会事務局の中村でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

令和4年度行田市一般会計予算のうち、議会事務局所管部分についてご説明をさせていただきます。

歳出についてご説明申し上げますので、予算に関する説明書の68、69ページをお願いいたします。

1款議会費、予算額2億4,345万8,000円は、前年度と比べて407万7,000円の減額でございます。主な要因は、4節議員共済費負担金の負担率引下げや印刷物などの経常的な経費を見直したこと及び2節の給料の減額によるものでございます。

初めに、右ページ説明欄◎市議会運営費について、昨年度と表記を改めた点がございますので、ご説明申し上げます。

1節報酬について、前年度までは、説明欄に、議長報酬、副議長報酬及び議員報酬の3種

類の内訳を記載してございましたが、今年度は、議員報酬のみの記載となっております。

この理由ですが、議長及び副議長の改選が行われた場合の報酬額の計算については、改選日までの在職日数に応じ、日割り計算を行った上で算出することになります。一方で、実際の支払い事務については、月の始めにある職の区分に応じ支払い事務を進めておりますので、月の途中で改選が行われた場合、翌月に差額を精算することになります。

精算の手法は、既に支払った金額と、改選による職に応じた支給すべき金額との差を求め、不足する部分については翌月に上乗せをするものとし、超過している場合については翌月分から控除し、支払うこととなります。この場合、改選月の職と翌月に精算をする時点での職が異なると、予算科目も異なることから、異なる科目で精算することになります。

日割り計算を行うこと、その上で支払った額と本来支払うべきとの差を求め、明細等作成する書類が多くなること、さらに、これらを新旧4人の議長、副議長職に対して行うことは、非常に煩雑な作業であることに加え、予算科目を分けることによって矛盾が生じることから、これを解消するため、一本化とするものでございます。

次に、3節の職員手当等について、前年度までは、時間外勤務手当、その他の手当（議員分及び職員分）の表記であったものを、時間外勤務手当、議員期末手当、一般職期末勤勉手当及び一般職その他の手当と表記してございます。

これは、議員の期末手当と一般職の期末勤勉手当などの手当が、括弧書きがあるとはいえ混在しておりましたので、議員分と職員分とに分け、さらに職員分については、期末勤勉手当とその他の手当等と細分化したものであります。

次に、歳出のうち、主なものを申し上げます。

1節議員報酬は、議長、副議長及び議員18人に係る報酬であります。

3節職員手当等の期末勤勉手当は、議員20人分の期末手当、3行目及び4行目は、職員に係る期末勤勉手当、その他の手当であります。

4節共済費のうち1行目の議員共済会負担金3,168万5,000円は、負担金の率が、令和3年度が33.6%でしたが、令和4年度が32.2%へと引き下げられたことにより、前年度に比べ137万8,000円の減額となっております。

次に、8節の1行目、費用弁償288万円及び2行目の普通旅費60万7,000円は、前年度と金額の差はありますが、同様の内容となっております。

次に、10節需用費の1行目、消耗品費、新聞の購読料や事務用品の購入などに要する経費、2行目の印刷製本費は議会だよりなどの印刷に要する経費。

次に、11節役務費のうち、4行目、データ反訳料531万5,000円は、定例会、常任委員会及び決算審査特別委員会などの反訳料であります。

次に、12節委託料のうち、1行目、会議録検索システムデータ作成委託料45万7,000円は、市議会ホームページ内の会議録検索システム用のデータ作成委託料。

2行目、OA機器保守点検委託料39万6,000円は、議場内の音響映像システムの保守点検委託料。

3行目、研修委託料は、議会のICT化に向け、議会システムの導入を予定しておりますが、その操作研修に要する経費。

次に、13節使用料及び賃借料の1行目、OAシステム利用料は、本会議のインターネット中継に伴うサーバーの使用料及び議会図書室にあるパソコンを利用して閲覧する電子書籍の利用料並びに議会のICT化に向けた会議システムの利用料などで、前年に比べ41万6,000円の増額となっております。

3行目、OA機器借上料は、事務局内のコピー機のリース代や、議場内の音響映像システムが令和2年11月にリースアップとなっていることから、新たなシステムに対する利用料及び議会のICT化に向けたタブレット端末の利用料などを措置したもので、前年度に比べ152万6,000円の増額となっております。

14節機器等設置工事請負費51万8,000円は、議会のICT化に向け、庁舎の3階にWi-Fi環境整備をするために必要な経費。

17節庁用器具費は、事務局内にある冷蔵庫を購入するための経費。

その他の費目については、多少の増減はありますが、ほぼ例年どおりの計上となっております。

歳出については以上でございますが、これら歳出を賄う歳入については全て一般財源でございます。歳入についてはございません。

以上で議会事務局所管の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 お伺いしたいのが、議会の議会中継について。

市民の人から言われたんですけれども、一般質問やっていますよね。今、時間が、前は60分で一般質問して、45分になりましたけれども、要は、その残り時間が、議会中継を見てどこにも出ていないと。「時間がない」と議員が言う。すると、あとどれぐらい残っているのかと、全体が何分なのかもちょっと分からないということですが、これというのは載せることは可能ですか。残り時間とか、持ち時間ですよね。

それを載せることによって、金額がアップするとか、しないというのは、どうでしょう。市民の要望としては、時間が分からない、持ち時間が分からないということですが、それはどこですか、まず、ここでいう、どこに当たるのか。

○委員長 答弁をお願いします。

○議会事務局次長 まず、予算科目でございますが、使用料のところ、13節の使用料及び賃借料のOA機器借上料でございます。議場内音響システム関連システムの借り上げということで、令和2年11月にリースアップしたということで、新たなリースということをご説明した機器に該当するもの。

それから、どこを見ればというところですが、残りの時間、今45分ですが、そちらについては、モニターが議場に2つあるんですね。1つは傍聴席の後ろですね。ちょうど斉藤委員が座っているちょうど後ろのあたりにあります。それから、もう一つは、私の後ろの壁のところにあります。

中継は、そのところが映れば映るんですが、その時計がこの画面に映るかどうかというところまでは、この中では措置していません。そこが映らない限りは、ちょっと一般の方には分かりづらい点もあろうかと思えます。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 今の現状はそうだと思います。

ほかの議会を見ると出ているところもあるんで、ちょっとそれ研究していただくと。本当に見ている人は持ち時間が分からなくて、議員さんが焦って、時間がないので飛ばしますという感じで、分からないということです。私も見ましたけれども、余白がたくさんあるので、その辺ちょっと研究していただきたいのと。

あと、もう一つ、この委員会の会議録。代表者会議でも話があったかと思うんですが、要は、閲覧できないのかと。それも市民からの要望があったということで、金額だけもう一度お聞きしたいんです。調べていたと思います、議会事務局で。

それは代表者会議の中で決めることだと思いますけれども、金額が幾らぐらいかかるのか、お聞きします。

○委員長 答弁をお願いします。

○議会事務局次長 後段の部分だけでよろしいでしょうかね。

代表者会議でお答えしたのは、過去5年間で150万円程度だったというふうに。これは、会議録検索システムに載せる、そのときに要する経費ということになります。

代表者会議では、大体どのぐらいになるんだろうねというお問合せがあつて、それにお答えをした形となっております。それ以降、具体の対策については、まだ、講じているところはございません。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

そのほか。よろしいですか。

斉藤委員。

○3番 斉藤委員 1年前に、葵政会の総会の食事のことをお聞きしたと思うんですけども、3年度は総会は開かれていないですか。

要は、食事代のことで、私たち議員も、全て公務である議員も、弁当代自己負担という中で、元議員、2期以上務めた葵政会は、税金で食事を出しているということで、また、会費の取扱いも事務局がやっているということで、これは問題じゃないかということで、昨年、提起しましたけれども、答弁のほうは、これは課題ということがありましたけれども、開いていないと、その話をするところもないかと思えますけれども、昨年度どうだったのか、また、その言う機会がどこであるのかということも含めて、お答え願います。

○委員長 答弁をお願いします。

○議会事務局次長 3年度の葵政会の総会ということでございます。

10月の下旬に開催したかと思えます。その際は、午後からの開催ということで、いわゆる食料費からの支出は、今年度についてはございませんでした。

以上です。

○委員長 斉藤委員。

○3番 斉藤委員 午後からで食事の支出はなかったんですけども、その話自体はしましたか。したのか、しないのか。

○委員長 答弁をお願いします。

○**議会事務局次長** 会長のほうと、いつ開催をする、それから食事のご用意についてもご相談をさしあげる中で、こういった日程を組んだというところでございます。

以上です。

○**委員長** 今そういうことを考慮して、午後からにしたという答弁ですよ。

○**3番 斉藤委員** ということは、もう出さないということでもいいんですか。

たまたま午後にしたのではなくて、これから食事を出さない。要は、税金で支出しないということの中で午後にしましょうという、これからはそういうふうになったということで、認識でいいですか。

○**委員長** 答弁をお願いします。

○**議会事務局次長** 3年度については、そういう形ということでございます。

引き続き、来年度以降についても会長にご相談をさしあげて、開催のほうは決めてまいりたいと思います。

以上です。

○**委員長** よろしいですか。

そのほかにもございますか。

○**委員長** 他に質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、議会事務局所管部分についての審査を終了いたします。

以上をもって、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算について、所管する部署の質疑が終了いたしました。

暫時休憩いたします。

午後 3時 15分 休憩

---

午後 3時 15分 再開

○**委員長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△発言の申出

○**委員長** この際、監査委員事務局長から発言の申出がございましたので、説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

○**監査委員事務局長** すみません。先ほどの答弁の中で、1点訂正と1点追加で答弁漏れがご

ございましたので、させていただければと思います。

訂正のほうは、固定資産評価審査委員会の誰が選任されているということで、具体的な職というか、前職のほうをお答えさせていただいた中で、県職員のOBがいるという形で、固定資産評価審査委員会のほうも答えさせていただいたところでございますけれども、すみません。そちら、私の間違いでございまして、正しくは、金融機関のOBの方が1名入っているという形で、市職員のOB1名と土地家屋調査士1名、それと金融機関を退職されたOBの方1名というのが、現在の固定資産評価審査委員会の委員でございます。

そちらが訂正で、もう一件、追加で、ちょっと答えらなかった部分ですけれども、公平委員会委員の要件の部分で、地方公務員法9条の2第2項において、その要件が定められておりました。条文のほう読み上げますと、「人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者」ということが、公平委員会委員の要件でございました。大変申し訳ございません、よろしく申し上げます。

○委員長 それでは、退席をお願いいたします。

---

#### △議案第6号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第6号についての討論及び採決を行います。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算に、討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はございません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

慎重なるご審査、誠にありがとうございました。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては委員長にご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決しました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日18日の午前8時30分から第1委員会室で行いますので、時間までにご参集お願いをいたします。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上で総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 3時 19分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

総務文教常任委員会委員長 江 川 直 一

建設環境常任委員会

2月28日（月曜日）

令和4年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年2月28日（月曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件 議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算  
議案第11号 令和4年度行田市水道事業会計予算  
議案第12号 令和4年度行田市公共下水道事業会計予算  
議案第33号 行田市道路線の認定について
- 審査日程 **【建設部】**  
議案第33号 行田市道路線の認定について  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算
- 【都市整備部】**  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・水道課）  
議案第11号 令和4年度行田市水道事業会計予算  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算（上下水道経営課・下水道課）  
議案第12号 令和4年度行田市公共下水道事業会計予算  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算（都市計画課・建築開発課）

○出席委員（6名）

委員長	小林友明	委員	2番	木村博	委員
副委員長	小林修	委員	3番	吉野修	委員
1番	高橋弘行	委員	4番	吉田豊彦	委員

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

長谷見	悟	都市整備部長
齋藤和也		都市整備部次長兼 建築開発課長
田島秀和		都市整備部次長兼 下水道課長
橋本雅至		上下水道経営課長
加藤修		水道課長
寺田定弘		都市整備部副参事
岡村幸雄		建設部長
黒沢典弘		管理課長
五十幡雅弘		道路治水課長
山崎博司		営繕課長

---

○事務局職員出席者

書記 田島裕介

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様、そして執行部の皆様、朝早くから当委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。

昨日あたりから一気に春めいた、そんな陽気になって、気持ちが前向きになろうかと思えますけれども、コロナ関連でいいますと、まだまだ予断を許さない、そんな状況にありますので、委員の皆様、そして職員の皆さんもそれぞれの活動、職務に十分ご留意いただいて、引き続きいろいろな意味で、市民のために活動をお願いしたいと思います。

それでは、座って進行させていただきます。

ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

ご連絡いたします。傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願い申し上げます。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

当委員会に付託されております案件は、議案7件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

---

△現地視察について

○委員長 初めに、お諮りします。議案第33号 行田市道路線の認定については、現地視察を行った後に審査を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ご異議なしと認めます。よって、行田市道路線の認定については現地視察を行いますので、1階の危機管理課脇の西側玄関前までご移動をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時 31分 休憩

---

午前 10時 37分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○委員長 初めに、建設部所管の議案について審査を行います。

まず、建設部長にご挨拶をお願いいたします。

○建設部長 改めまして、皆さん、おはようございます。

本日は、委員各位におかれましては公私ともに大変お忙しい中、審査のためご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、貴重なお時間をいただきまして現地視察いただき、重ねて御礼を申し上げます。

さて、本日審査いただきます案件は、議案第33号 行田市道路線の認定について及び議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算の2議案でございます。

内容は多岐にわたりますが、委員各位におかれましてはどうか慎重なる審査、そしてご指導賜りますようお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事運営にご協力をお願いいたします。

なお、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、審査日程のとおり、明日審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願ひます。

---

#### △開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第33号について

○委員長 初めに、議案第33号 行田市道路線の認定についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

管理課、黒澤課長、お願いします。

○管理課長 議案第33号 行田市道路線の認定について、ご説明いたします。

議案書の154ページをお願いいたします。

本案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、3路線の市道認定について議決をお願いするものでございます。

なお、155ページ以降に略図を添付いたしましたので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、路線名5.2-11号線は、埼玉県が県道弥藤吾・行田線の新道建設事業として、都市計画道路常盤通・佐間線を延伸することに伴いまして、覚書に基づき、現道の一部区間、幅員7.11メートルから19.10メートル、延長2,360メートルを新道完成後に市道に引き継ぐため認定するものでございます。

次の5.5-1号線は、中央地内、橋りょう長寿命化事業における行田市跨線橋修繕工事を実施するため、認定をお願いするものでございます。

次の6.3-651号線は、大字持田字砂原地内、熊谷市との市境に位置する路線で、幅員4.5メートル、延長147.36メートルで、都市計画法の開発行為により帰属された新設道路でございます。

以上、3路線の市道認定をよろしくをお願いいたします。

あと、付け足しますが、先ほど跨線橋の現場を見てもらったんですけども、一部法定外道路が含まれているということで、こちらに幅員の記載がありませんので、後ほど跨線橋の幅員につきましては1.82から4.40メートルということで訂正させていただきたいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第33号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 これは1点ずつやるべきですか、一緒にやっちゃっていいですか。

○委員長 3路線併せて結構ですよ。

○1番 高橋委員 それではまず、路線名で5.2-11号線、今の説明で、新道建設完成後というお話だったと思うんですけども、完成後というのはいつ頃を言っているのか、その時期をお願いしたいと思います。

それからもう一つ、5.5-1号線について、これは古くからあった跨線橋ですので、今まで

はどういうふうな取扱いになっていたのか。今度は市の道路ということになりますので、今までの取扱いの仕方について質疑をさせていただきたいと思います。

以上、2点です。

○委員長 2点質疑がありました。答弁をお願いします。

黒澤課長。

○管理課長 それでは、質疑にお答えいたします。

5.2-11号線、こちらは今、弥藤吾・行田線ですけれども、こちらの引継ぎの予定ですが、埼玉県の方からは完成まで約10年と聞いておりますので、令和3年から始まって10年後が完成の年月日と聞いております。

2つ目の5.5-1号線、今までの取扱いについてですが、こちらのほうは今まで、駅の北口と南口を結びます連絡用通路ということで管理しておりまして、今回、修繕工事をするに当たって、道路メンテナンス事業の事業費を補助金としてもらうことから、市道認定をお願いしたものでございます。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、まず新道のほうの、今、約10年間の後ということで、そうすると、なぜこんな10年後のことを今やらなければならないのか。10年間は県が管理しているわけでしょうから、そうすると、10年後でやるものを今どうしてここで、あえて審議しなければならないのか、その意味を説明してください。

それから、跨線橋の件は、今まで橋ということでやりましたけれども、これは万が一の管理ですね。事故等が起きたときは、これは誰が責任を持つようになっていたんですか、そのところの責任の範囲のところを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○委員長 答弁をお願いします。

黒澤課長。

○管理課長 それでは、引継ぎの関係ですけれども、県道弥藤吾・行田線の新道建設に伴う現道等の引継ぎに関する覚書ということで、県のほうと覚書を結んでおりまして、その覚書の中で、県が事業着手、こちらは用地説明会の実施になるんですが、県が事業着手をする予定年度を明示し、市は県が事業着手する前年度までに現道等について市道認定を行うとなっていることから、市道認定をお願いするものでございます。

なお、その10年間は、県が維持管理等を行っていくものでございます。

続きまして、跨線橋の関係ですが、こちらは今まで市道認定はしていなかったんですが、道路管理者が管理する施設ということで、事故があったときのそういう補償とかは市でやることになります。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 まず、新道の関係、10年間は県のほうで見るということになっていると。そうすると、仮に今後10年間で、こういう中でいろいろな問題が生じた。そうすると再度、現在認定したのものも含めて、改めて協議するということはあるのか、もう一度。それひとつ、10年間の中でどういう変化が起きるか分かりませんので、そこら辺のところはどういうふうな話し合い、覚書に書かれているのか、お願いいたします。

あと、行田市駅の橋の件については市の責任だと言うけれども、実際は市のどの課が担当課ということでやっていたんですか。市の責任というの分かりますけれども、市長は責任者でしょうけれども、担当していた課というのは、どこがこれを持っていたんですか、お願いいたします。

私のほうからは2点で、以上です。

○委員長 答弁願います。

黒澤課長。

○管理課長 県道弥藤吾・行田線の件ですけれども、10年の間にいろいろ変化が起こると思いますが、そちらのほうの除草とかの維持とか、舗装面の修繕とかは埼玉県で行います。覚書では現状有姿で市に引継ぎを行うこととなっております。

2つ目の橋の補償の件ですが、こちらは道路賠償保険で対応することになっておりまして、管理課で責任保険に入っております。

以上でございます。

○委員長 先ほど高橋委員、覚書の内容を少しつまびらかにしてほしいということで伺いましたかと思えます。その辺はどうでしょうか。

○管理課長 すみません。覚書の件ですが、完成まで約10年と伺っておりまして、覚書には完成は10年というのは入っておりません。完成後に市に引き継ぐことになります。

[発言する者あり]

○委員長 黒澤課長、県との関わりで、基になるのは覚書かと、今の説明では受け止められる

んですが、そこにどんな内容が記されていて、先ほど言われた10年後が予定とされていると、その前年度までに市が市道認定しなさいという、そんな内容の説明だったと思います。しか  
らば、覚書が内容としてどんなふうに網羅されているのか、その辺を手持ちであれば説明し  
てもらい、もしなければ、後ほどその資料を出していただくということでもよろしいと思  
いますが、どうでしょうか。

どうぞ、黒澤課長。

○**管理課長** 覚書のほうは10年というのは入っておりません。ただ、常盤通・佐間線が県の事  
業認可になりましたので、その事業認可書の中で約10年という記載があります。

○**委員長** 分かりますよ。高橋委員、分かりますよね。佐間線の関わり、佐間線が10年後を予  
定としていると、それを前提とした今回、県道から市道に認定替えということですから、そ  
んなふうにご理解いただけますか。

○**1番 高橋委員** はい。

○**委員長** ということで、ありがとうございます。

ほかに質疑ございますか。

どうぞ、吉田委員。

○**4番 吉田委員** では、1点か2点お聞きしますけれども、路線橋の件ですけれども、私も  
今までは、過去に何回か補修等々、私の自宅の前ですから、これお願いしたい、あれも願  
いしたいという形でお願ひしたときに最初に聞いたときは、通路のところは秩父鉄道の管理  
ですか、それとも市の管理ですかと行政に聞いたら、また、駅にも聞いたら、通路は市の管  
理でありますと聞いたんです。そのときには私も、市ですか、では市道認定はもうされてい  
るという形で今日まで理解していた。だから、これから市道認定していくということで理解  
していいのか、まず1点、それを聞きたい。

○**委員長** 答弁願います。

黒澤課長。

○**管理課長** お答え申し上げます。

これから市道認定をしていく形です。

○**委員長** 吉田委員。

○**4番 吉田委員** これから市道という形で認定するわけですね。それで、視察しながらお聞  
きたんですけれども、これは市道認定すると、事業をやるのに補助金がもらえると、その  
ために市道認定するという話を聞いたんです。市道認定は、補助金をもらうのは県ですか、

国ですかと聞いたら、国の補助金だと。その補助金というのはどのくらいの比率で出てくるんですか、お聞きしたい。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 今回、跨線橋の修繕をするに当たりまして国の補助金、こちら道路メンテナンス事業補助ということで、100分の55が補助率になります。

以上でございます。

○委員長 どうですか。

○4番 吉田委員 ありがとうございます。もう1点です。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○4番 吉田委員 その100分の55で補助金が出るわけですから、前、通路のときには腐食してさびがでてしまったり、いろいろメンテナンスをお願いしますと、議員とか市民の方から要望していたと思うんですけれども、これを市道認定して、これから修理をしていく、国庫補助をいただいてメンテナンスをかけていくという形で理解していいんですか。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 これから補助金をもらって、修繕をしていく予定でございます。

○委員長 吉田委員。

○4番 吉田委員 それはこれからということは、いつ頃になるんでしょうか。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 今の跨線橋の修繕工事につきましては、設計をしております、今、この時点でいつからというのはお答えできないですけれども。

○委員長 吉田委員。

○4番 吉田委員 では、要望として、なるべく早く、もう腐食が激しいので、事故が起きてからではしょうがないので、一日も早く整備できることを希望しておきますので、よろしくをお願いします。

○委員長 ほかにはいかがでしょう。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 私からは2点だけ。

県道のほうの関係です。さっきから覚書の話が出ていますけれども、覚書というのはいつ締結されたのか、時期を教えてください。

もう一つ、橋の関係ですけれども、市駅のところです。以前に、どのくらいの劣化度合い

というか、点検をしていたと思うんですけども、2002年か2003年ぐらいですか。その結果はどうだったのか、教えてください。

○委員長 答弁願います。

黒澤課長。

○管理課長 申し上げます。覚書の締結の時期ですが、令和3年3月24日付で、行田県土整備事務所長と行田市長で現道の引継ぎに関する覚書の締結をしております。

あと、橋の点検結果ですが、早期措置段階ということで、構造物の機能に支障が生じている、または生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態ということで、点検結果は3という判定が出ております。

以上です。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 橋のほうですけども、3というのは悪いほうからだと思うんですけども、ランクとしてはどうですか、1、2、3、4、5まであるんですか、教えてください。

○委員長 答弁願います。

黒澤課長。

○管理課長 今、手元に資料がございませんので、後で確認させていただいて、答弁をさせていただきます。

○委員長 吉野委員。

○3番 吉野委員 質問の意味は、以前に調査をして、緊急に修繕なりが必要だということで、今回のものはさっき、何か舗装の補助金というふうに言っているように聞こえたんですけども、これはどの程度の橋の強度を回復する補助金ですか。担当課違うかと思うんですけども、中身を分かる範囲で教えてください。

○委員長 どうですか。

黒澤課長。

○管理課長 そちらについても事業課に聞いて、説明させていただきます。

○委員長 よろしいですか、吉野委員。

○3番 吉野委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。

副委員長、どうぞ。

○副委員長 2点ほど聞きますけれども、最初の5.2-11号の県道弥藤吾・行田線についてです

けれども、協定に基づいて市のほうで引き継ぐということになっていますけれども、維持管理については、協定書の中で完成後引き受ける、その間については維持管理するという文言は入っているのかというのが1つと。

普通であれば、道路が供用開始してから引き受けるのが理に合っているのと。あと、今回の場合、2キロで延長が多いとなると、普通の市道延長に換算されると、保険にかかる分とかからない分が出ると思いますけれども、その辺は管理的にはどうするかということの2点、お願いします。

○委員長 どうですか、答弁願います。

黒澤課長。

○管理課長 協定の関係についてですが、こちらは覚書を結んでおりまして、完成後までの維持・修繕は県のほうでやることとなっております。

あと、保険に関わるということですが、こちらのほうは完成後に市道認定になって、道路台帳の整備等もすることから、完成前までは県のほうが賠償責任ですとか、そういうのは負うことになります。

以上でございます。

○委員長 副委員長、どうぞ。

○副委員長 完成後だったら自分も分かるんですけども、今、認定するわけですよね。今の答弁だと、完成後認定するというんだったら私も分かりますけれども、だから、今、要するに認定するんですけども、なぜするかということですが、覚書で書いてあるからするというんですけども、その覚書の中で、管理のほうは引き継ぐまでは県のほうでやりますという文言は入っているということよろしいんですか。

○委員長 いかがですか。

黒澤課長。

○管理課長 文言の中には引き継ぐまでは管理しないと入っていますので、管理はしません。

以上です。

○委員長 副委員長。

○副委員長 覚書の中に、要するに認定はするけれども、引き継ぐまでは県のほうで維持管理するという文言があるということですね。もし分からなかったら確認してもらおう。

あともう1点、さっき質問した、もし2キロになると市道延長というのが換算されると思いますけれども、その辺どうなるんですか。維持管理が委託されていないということは、認

定2キロしました、市道延長が増えますということは、管理的にはどうですか。普通、市道延長には加算されてしまうわけですよ、2キロ。

○委員長 いかがですか。

黒澤課長。

○管理課長 2キロ部分につきましては供用開始しないわけですから、修繕のほうは行いません。

○委員長 どうですか。

副委員長。

○副委員長 だから、市道認定されると、要するに市道延長に加算されますよね。今回認定するけれども、結局、市道延長には加算されない、その担保というのはどこにあるんですか。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 市道認定は行いますが、供用開始後の引継ぎになりますので、台帳自体は修正は行わないという状況でして、区域の決定とかの告示はしますが、供用開始の告示はしません。以上です。

○委員長 よろしいですか。

副委員長。

○副委員長 分かりました。ただ、認定だけすることで供用開始しないから、市道延長には含まれないということでもいいわけですね。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 台帳上の市道延長には含まれません。

○委員長 副委員長。

○副委員長 その辺は、10年後になりますから、よく引継ぎをしていただいて、やっていただきたいと思います。

もう1点ですけれども、さっきの5.5-1号線で跨線橋の関係ですけれども、1.8から4.4で、1.8で訂正されるということで、それはいいと思いますけれども、現場ははっきりしないですよ。その辺の何といいますか、びょうを入れるとかくいを入れるとか、色を変えとか、1.8の現状がわからないので、その辺は現場でどうにかする予定は今後ないですか。

○委員長 黒澤課長。

○管理課長 1間道路分なので、1.82メートルになると思うんですが、そちらのほうは今度プレートを入れさせていただいて、現場のほうははっきりさせたいと思いますので、よろしく

お願いします。

○委員長 副委員長。

○副委員長 その数字をはっきり言っておいたほうがいいと思いますよ。1.8とか1.81ではなくて、訂正するんだったら1.幾つでやるとなると、また疑義が生じてしまうと思いますので、それではよろしくをお願いします。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 先ほどの他の委員からの話で確認ですけれども、今回、行田市駅の跨線橋は、あくまでも国の道路舗装補助の55%を使いたいから道路認定をするような、そんなふうには聞こえたんですけども、仮に国の道路舗装補助を受けなくて、市単独でやるということは、修繕は可能ですか。どうしても補助金がないと修繕できないとかというのではなくて、修繕は別に、補助金を当てにしなければ、市は単独でできるということによろしいんですか、その確認。

今回、補助金をもらうために市道認定を受けると言っているから、そうではなくて、別に補助金を受けなくて、市単独事業費でやるということは別に問題はないですね、補助金認定を受けなくても。そのところ、最後、確認させてください。

○委員長 よろしいですか。

黒澤課長。

○管理課長 国のほうの補助金の関係ですが、こちらは受けずにやることは可能と思われませんが、市としては国の補助金を使って修繕をやるということで予定しております。

以上です。

〔「できるんですね、補助金を使わなくても」と言う人あり〕

○管理課長 理屈上はできるということで、お願いします。

○委員長 ほかにいかがですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 よろしいですか。

今、質疑応答を聞かせていただきましたけれども、執行サイドには今回、この3路線の認定ですけれども、特に2つの路線については、より詳細に関連するものを準備して、明快な答弁ができるように、その辺はお願いしたいと思いますので、ご留意願います。

他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第33号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第33号 行田市道路線の認定については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第33号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 09分 休憩

---

午前 11時 12分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第6号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、建設部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず初めに、管理課、黒澤課長、お願いします。

○管理課長 それでは、令和4年度一般会計予算のうち、建設部及び管理課所管につきまして、主要事業及び変更点について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の178ページをお願いいたします。

8款土木費のうち、建設部関係は9億2,707万1,000円でございます。前年度に比べ1億1,550万7,000円、率にして14.2%の増でございます。

1項1目土木総務費は、前年度に比べ702万7,000円の増額となっております。この主な要因は、管理課関係経費の増によるものでございます。

179ページの説明欄をお願いいたします。

まず、1つ目の◎土木一般管理費でございますが、これは管理課と営繕課の一般職員15人

分及び営繕課の会計年度任用職員2人分の人件費を計上したものでございます。

次に、2つ目の◎管理課関係経費のうち主なものといたしまして、11節出役料は、不用道路・水路敷売払い時の除草、清掃、後片づけ作業及び道路上・水路内にある撤去物の除去作業などの作業員賃金でございます。4つ下の保険料は、市が管理する道路1,121キロメートルに係る道路賠償責任保険に加入する費用でございます。

12節道路台帳作成更新業務委託料は、道路改良による幅員の拡幅や開発行為による道路認定及び荒木郷地裏土地改良事業の完了等に伴いまして、道路台帳補正の委託業務に要する費用でございます。2つ下のOAシステム保守点検委託料は、窓口等で運用しております道路・水路境界確認資料閲覧システムの保守点検委託に要する費用でございます。次の除草委託料は、小針地内の見沼廃川敷、忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所、旧忍川管理用道路の市道認定及び遊歩道占用箇所と辯天門樋のポケットパークの管理除草を実施する費用でございます。

179ページをお願いいたします。

次に、13節OAシステム借上料は、道路台帳システム機器借上料で、5年リース契約の5年目の金額を計上したものでございます。次の器具・機材借上料は、不用道路・水路敷売払い時の除草、清掃、後片づけ等に使用する草刈機、ダンプトラック等の器具・機材の借り上げ費用でございます。

15節境界杭材料費は、官民境界確認後に必要なコンクリートぐい、金属プレートを購入する費用でございます。

18節負担金補助及び交付金は、五県連合利根川上流改修期成同盟会会費ほか4件の負担金でございます。

次に、歳入について説明いたしますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項5目1節道路橋りょう使用料でございます。右側の説明欄をお願いいたします。道路占用料は、市が管理する道路を占用する電柱、電線及びガス管等に係る占用費用を見込んだものでございます。

2節河川使用料、こちらも右側、説明欄、水路敷使用料は、市が管理する水路敷を使用する電柱等に係る使用料を見込んだものでございます。

次に、36ページをお願いいたします。

2項4目1節土木管理手数料は、右側、説明欄の屋外広告物許可手数料といたしまして70件分と境界確認等証明手数料200件分、道路台帳等交付手数料1,200件分の収入を見込み計上

したものでございます。

少し飛びまして、48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目1節土地建物貸付収入、こちらは右側、説明欄、上から8行目になりますが、一般土地貸付収入でございまして、不用水路敷の貸付けを行い、矢場2丁目地内以下8件ございますが、1,178平方メートル分の収入を計上したものでございます。

次に、50ページをお願いいたします。

2項1目1節土地売払収入でございます。右側、説明欄、土地売払収入（管理課）は、不用道路敷、不用水路敷の売払金額で、本年度の相談件数等に基づき、収入を見込んだものでございます。

以上で、管理課所管の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、道路治水課、五十幡課長、お願いします。

○道路治水課長 それでは、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち、道路治水課に関わる予算についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の181ページをお願いいたします。

1項1目土木総務費のうち、右ページ、説明欄、2つ目の◎用地関係事務費の主な内容でございますが、12節調査測量設計委託料は、道路用地として寄附を受ける際の土地の調査測量及び分筆登記に係る経費でございます。

2項道路橋りょう費、1目道路橋りょう総務費のうち、右ページ、説明欄、道路橋りょう一般管理費の主な内容でございますが、1節から10節については、部長、道路治水課職員の16名及び会計年度任用職員1名の人件費及び事務費などの経常的経費でございます。

次のページをお願いいたします。

13節土木積算システム借上料は、各種委託工事設計を実施するために必要な積算システム機器などの借りに要する経費でございます。次のOA機器借上料は、工事や説明会などで使用する図面を印刷する機械の借りに要する経費でございます。

18節水道工事負担金は、道路工事などに伴う水道管の移設工事などに係る費用を水道管理者に対し負担するものでございます。次の4項目は、道路協会以下4団体の負担金や会費でございまして、次に、市内に35団体ある道路河川愛護会や同連合会に対する補助金を計上したものでございます。

次に、2目道路維持費は、本市で管理する道路や道路施設の維持・保守に要する経常的経費や生活道路の維持・補修に要する経費でございます。右ページ、説明欄、市道維持補修費の主な内容でございますが、10節電気料は、国道125号8箇所のアnderパスに設置してある電気施設や駅前広場の照明灯などに要する経費でございます。ガス料は、城西ポケットパークガス灯に要するガス代、修繕料は、秩父鉄道行田市駅やJ R行田駅のトイレ及びエレベーター、駅前広場の照明や時計などの修繕に要する経費でございます。上下水道料は、市で管理する行田市駅やJ R行田駅のトイレなどに要する経費でございます。

11節出役料は、市内各所の道路補修や街路樹の剪定及び側溝清掃や汚泥処理のために要する経費を見込み計上したものでございます。

次に、12節調査測量設計委託料は、市内各所の舗装や側溝の修繕工事に伴う測量設計業務などに要する経費でございます。

清掃委託料は、秩父鉄道行田市駅やJ R行田駅のトイレやエレベーターの清掃業務に要する経費でございます。除草委託料は、市内各所の主要な道路の除草業務に要する経費で、剪定委託料は、南大通線のケヤキと低木の剪定に要する経費でございます。機械器具等保守点検委託料は、J R行田駅エレベーターの保守点検業務に要する経費でございます。道路パトロール業務委託料は、市管理の道路や附属施設の損傷箇所の早期発見及び補修を行い、安全な道路環境を創出するための道路パトロールに要する経費でございます。

13節器具・機材借上料は、市内各所の道路補修や汚泥処理、汚泥運搬に使用する各種作業車などの借り上げに要する経費を見込み計上したものでございます。

次のページをお願いいたします。

右ページ、説明欄の一番上、土地借上料は、道路施設保全のため、用地の借り上げに要する経費でございます。

14節工事請負費の道路舗装修繕工事請負費及び側溝修繕工事請負費は、それぞれ市内各所の損傷した舗装や側溝の修繕工事に要する経費でございます。幹線道路舗装修繕工事請負費は、主要な幹線道路の舗装修繕工事に要する経費でございます。

15節補修用材料費は、道路補修に要する砕石や加熱・常温合材などの補修用材料の購入経費であり、工所用材料費は、側溝蓋などの購入に要する経費でございます。

16節土地購入費及び21節物件移転等補償料は、道路の隅切りの用地買収に要する経費でございます。

次に、3目道路新設改良費の右ページ、説明欄、市道新設改良費の主な内容でございます。

が、1節、4節、8節、13節、15節は、道路整備に伴う文化財発掘調査に要する経費でございます。

12節調査測量設計委託料は、道路改良、舗装新設及び側溝整備の実施に伴う調査測量や設計業務に要する経費及び文化財発掘調査に要する測量経費でございます。

14節工事請負費、道路改良工事請負費、道路舗装新設工事請負費及び側溝整備工事請負費は、市内各所における狭隘道路の拡幅及び側溝、舗装の新設工事に要する経費でございます。

16節土地購入費及び21節物件移転等補償料は、生活道路の拡幅整備に必要な用地を取得するために要する経費でございます。電柱移設補償料は、生活道路の整備に伴い、支障となる電柱の移設補償に要する経費を計上したものでございます。

4目橋りょう維持費は、橋りょう長寿命化事業を実施し、利用者の安全を確保するため、橋りょうの点検委託や修繕などに要する費用でございます。右ページ、説明欄、橋りょう維持補修費の主な内容でございますが、12節調査測量設計委託料は、橋りょうの定期点検業務に要する経費及び橋りょう修繕工事に伴う調査設計業務に要する経費でございます。

14節橋りょう修繕工事請負費は、橋梁長寿命化計画に基づき、橋りょうの修繕工事に要する経費でございます。

次のページをお願いいたします。

5目橋りょう新設改良費は、老朽化した橋りょうについて、車両の大型化、重量化に適応した橋りょうに架け替えするために要する経費でございます。右ページ、説明欄、12節調査測量設計委託料は、大字荒木地内の橋りょう架け替え工事に伴う設計業務に要する経費を計上したものでございます。

18節橋りょう架け替え工事負担金は、忍川改修事業に伴う諏訪山橋及び樋上橋の詳細設計に係る埼玉県行田県土整備事務所への負担金でございます。

次に、3項河川費、1目河川維持費の右ページ、説明欄の一番上の◎河川等改修費の主な内容でございますが、11節出役料は、側溝清掃や測量補助に要する経費でございます。

12節調査測量設計委託料は、太井・持田地区の側溝改良及び市内各所の排水路改良及び南小学校の校庭貯留施設整備の調査測量設計業務に要する経費でございます。

14節排水路整備工事請負費は、太井・持田地区の側溝改良工事に要する経費と、排水路改良工事請負費は、市内各所の排水路改良工事に要する経費をそれぞれ計上したものでございます。校庭貯留施設整備工事請負費は、忍小学校の校庭貯留工事に要する経費でございます。

次に、一番下の◎河川維持管理費の主な内容でございますが、10節電気料と、1つ飛んで

上下水道料は、排水機場や調節池に要する経費でございます。修繕料は、これら排水機場の施設更新や修繕に要する経費でございます。

11節出役料は、市内各所の管理水路や河川のしゅんせつ、補修などに要する作業員経費を見込み計上したもので、通信料は、市内12箇所の排水機場の異常や水位データを遠隔で監視するための通信経費でございます。

12節除草委託料は、旧忍川の水路敷やみなみ産業団地内の調整池などの除草委託に要する経費でございます。自家用電気工作物保守点検委託料は、上荒井排水機場の自家用発電機の保守点検や、各排水機場及び調整池排水施設並びに国道125号アンダーパスの排水施設の保守点検委託に要する経費でございます。

13節器具・機材借上料は、市内各所の管理水路や河川のしゅんせつ、汚泥処理に使用する各種作業車の借り上げに要する経費を見込み計上したものでございます。

14節施設改修工事請負費は、富士見町1丁目の第8号排水機場及び城西1丁目の上荒井排水ポンプの設備更新工事に要する経費でございます。

18節排水路改良事業負担金は、元荒川上流土地改良区が実施する下長野用水路改良工事への市の負担金を計上したものでございます。

次に、190ページをお願いいたします。

4項1目都市計画総務費のうち、道路治水課の所管分についてご説明申し上げます。

右ページ、説明欄、一番下の◎道路治水課関係経費は、旅費及び街路事業関連団体への負担金でございます。

次に、192ページをお願いいたします。

2目街路事業費のうち、道路治水課の所管分の右ページ、説明欄の2つ目の◎県道整備促進事業調整費は、埼玉県が事業主体で進めております県道行田市停車場酒巻線バイパス以下3路線の整備促進のため、地権者や地元代表者が中心となり活動する協議会に対する交付金を計上したものでございます。

次に、飛びまして、256ページをお願いいたします。

12款諸支出金、2項1目土地開発公社振興費は、18節土地開発公社への事務費補助金を計上したものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げますので、40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項5目土木費国庫補助金のうち、道路治水課所管分の1節道路橋りょう費補助金の右ページ、説明欄の幹線道路修繕事業補助金は、幹線道路の舗装修繕計画に基

づく修繕工事に対するものでございます。通学路安全対策事業補助金は、通学路の安全対策で歩行スペースを確保するための側溝修繕工事に対するものでございます。狭あい道路整備事業補助金は、狭隘な生活道路の拡幅整備に対するものでございます。橋りょう長寿命化事業補助金は、橋りょうの定期点検や橋りょうの長寿命化修繕工事の設計費に対するものでございます。

2節河川費補助金の右ページ、説明欄の治水事業費補助金は、忍小学校の校庭貯留工事及び南小学校の校庭貯留工事の測量設計業務に対するものでございます。

次に、飛びまして、66ページをお願いいたします。

21款市債、1項6目の土木債の道路治水課所管分、1節河川債の出水対策事業債は、富士見町1丁目の第8号排水機場及び城西1丁目の上荒井ポンプ場の設備更新工事並びに忍小学校の校庭貯留工事に対するものでございます。

以上で、令和4年度行田市一般会計予算のうち、道路治水課に係る予算についての説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

続いて、営繕課、山崎課長、お願いします。

○営繕課長 続きまして、営繕課所管分について、歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書の181ページをお願いいたします。

8款1項1目、土木総務費、説明欄、上の◎営繕課関係経費は、営繕課職員の時間外勤務手当、消耗品費、車両の保険料など、経常的な経費でございます。

次に、197ページをお願いいたします。

8款5項1目住宅管理費、説明欄の◎市営住宅維持管理費の主なものとしまして、1節の委員報酬及び8節の費用弁償は、市営住宅委員会の委員8名分の経費で、会議は年2回の開催を予定しております。

10節の電気料は、小橋住宅の受水槽の動力設備などに係る電気料でございます。

12節の住宅管理委託料は、市営住宅の管理を埼玉県住宅供給公社に委託するための費用でございます。

次に、13節器具・機材借上料は、市営住宅の住戸内に設置するガス漏れ警報器のリース料でございます。その下の土地借上料は、民間の土地に建設されました市営住宅6住宅の土地の借上料でございます。

次に、14節市営住宅工事請負費は、市営住宅を適切に維持管理するための改修工事2件分

の費用でございます。内容といたしましては、1つ目が旭町住宅の電気幹線の改修工事、2つ目が佐間住宅の万年塀の改修工事を行うものでございます。

次に、21節物件移転等補償料は、老朽化した低層の市営住宅から中層の市営住宅へ住み替えを促進するための移転費用で、2件分を見込み計上したものでございます。

続きまして、歳入について説明いたします。

恐れ入りますが、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款1項5目土木使用料、4節の住宅使用料でございます。内訳につきましては、右ページの説明欄、公営住宅使用料といたしまして、市営住宅の現年度分の使用料及び滞納繰越分をそれぞれ見込み計上したものでございます。

次に、48ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入のうち、右ページの説明欄、上から11段目になりますが、一般土地貸付収入（営繕課）は、市営住宅の敷地の一部を近隣の市民に貸し出すことについて、その使用料を見込み計上したものでございます。

以上で、営繕課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で、3課の説明は終わりました。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は順次挙手をお願いいたします。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、1点ずつ少しやらせていただきたいと思います。

まず、先ほどの説明の中で、調査測量設計含めて、修繕工事、いろいろなものが、市道維持補修費と市道新設改良費等が出てきているわけですが、その中で、先ほど通学路のほうで1,410万円、収入の説明がありましたよね、交通対策ということで。そういうふうなものを踏まえると、今の道路工事の中でどれぐらい通学路安全対策費は出てきているのか。本会議のほうでも触れさせていただいてはいたんですけども、改めて、今1,410万円の国からの通学路安全対策費であるということであれば、具体的にちょっと。

それから、本会議の質疑の中では、下忍の堤根というところが2箇所、説明のほうでもあったのか。そうすると、以前お話ししていた470号という道路に対して樋上神社の前の、そういうものが入っていなかったかと思うんですけども、そこら辺のところをひとつ教えてく

れませんか。

あと、事業評価を今度閲覧できるということも言われておりましたので、私もそのほうはまだ見ていないもんですから、こちら辺のところを通学路を含めた形での説明をお願いしたいと、まず第1点、それでやらせてください。

○委員長 執行部、いかがですか。

五十幡課長、お願いします。

○道路治水課長 高橋委員のご質問についてお答え申し上げます。

道路工事の通学路安全対策費1,410万円の国庫補助金でございますが、こちらにつきまして、は堤根地内の渡辺商店付近から北、交差点から130メートル行ったところまでの区間の工事と、渡辺商店から南へ約400メートルですが、そちらの詳細設計費につきまして、通学路安全対策事業費の補助金を活用してやっていきたいと思っております。

こちらの箇所につきましては、埼玉県の第5期埼玉県通学路整備計画に位置づけている場所でございます。こちらの整備計画に位置づけられたものについては、先ほど説明させていただきました通学路安全対策事業補助金を活用することができるということになってございます。そちらの補助金を活用して、子どもの通学路の安全対策を図ってまいりたいと考えてございます。

それともう1点、樋上地区の通学路の整備でございますが、こちらにつきましては昨年の12月議会で補正でご承認いただきまして、予算措置したところでございます。こちらは、17号バイパス樋上交差点から石田堤に入っていく道路のところの工事でございます。こちらは側溝修繕工事という事業名でございますが、こちらにつきましても下忍小学校の通学路に位置づけられてございますので、併せて通学路の安全対策に取り組んでいくというようなことになっております。

1つ修正させていただきます、申し訳ございません。今、12月議会と説明しましたけれども、9月議会でした。申し訳ございませんでした。

○委員長 説明がありました。高橋委員、よろしいでしょうか。質疑ありますか。

○1番 高橋委員 ちょっと細かく、すみません。よろしいですか。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それぞれ今、お話がありました。工事の開始または終了というのは、全てどれぐらいを見込んでいるのでしょうか。いつ開始して、いつ頃終わるか、それをまず教えてください、お願いします。

○委員長 答弁願います。

五十幡課長。

○道路治水課長 まず、9月議会でご承認いただきました樋上地区の工事でございます。こちらの側溝修繕工事につきましては、既に工事を発注してございまして、請負業者も決定しているところでございます。ただ、この工事に先立ちまして、水道管の本管の布設替工事があるというところがございます。そちらの工事が完了次第、私どものほうの道路の側溝修繕工事に入って行くという予定でございまして、今の予定ですと、ゴールデンウィーク明け頃に側溝修繕の工事に入って行くという形でございます。

工事の完成の時期でございますが、9月末を予定してございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 私のほうは2点ばかり。187ページの河川等改修費のところ14節、校庭貯留の関係ですけれども、忍川の従前の大水のときの対応策ということで、こういうアイデアでやろうとしているんですけれども、これの効果といいますか、どの程度期待しているというか、のみ込めるのか、計り知れないですけれども、どの程度設計するときに思惑として、期待値としてどういうのをもくろんでいるのか、お聞かせください。

○委員長 答弁願います。

五十幡課長。

○道路治水課長 こちらの校庭貯留につきましては、忍小学校の校庭を活用して、雨水流出抑制をする工事でございます。こちらの流出対策工事につきましては、中川・綾瀬川流域治水プロジェクトに位置づけられている事業でございまして、今回、忍小学校、南小学校、西小学校、泉小学校の4校の校庭貯留を計画しているところでございまして、この工事を実施することで合計4,200立方メートルの水を貯留することができるというような工事になります。

以上でございます。

○委員長 どうでしょうか。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 4,200というと、なかなか想像もつかないですけれども、普通感覚でどうですか、何ミリぐらいの雨をのみ込むとか、何かそういう、分かりやすいような指標みたいなありますか。

○委員長 五十幡課長、お願いします。

○道路治水課長 大変失礼いたしました。25メートルのプールで指標といいますか、判断にさせていただければと思うんですけども、25メートルプールが約600立方メートルの水をためると。ですから、先ほど4,200立方メートルと言いましたので、7杯分の水をためることができるとい形になります。

以上でございます。

○委員長 どうでしょうか、吉野委員。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 雨の降り方によって、雨量と時間でありますけれども、相当のみ定めるといことですか。

管理の仕方を教えてもらいたいんですけども、雨が降って、水が入るように、どこか入り口を操作して入れて、それで大水が、河川のほうの水が引いたときに、排水ポンプか何かで、引いた後に起動して排水するという方法だと思うんですけども、そこら辺の管理というのはどんな具合で考えているのか、教えてください。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 校庭貯留の管理でございますが、水を出すところにオリフィスといまして、管を絞りまして、豪雨のときに水がたまるようなシステムを構築するものでございまして、基本的には学校と市で貯留浸透施設の管理に関する協定書、こちらの協定書を締結して、市で維持管理をしていくというような形になります。

以上でございます。

○委員長 どうでしょう。

吉野委員。

○3番 吉野委員 学校と協定書ということですけども、学校って昼間いるけれども夜いないとか、そういう状況があると思うんですけども、先生も、ある程度人が出てきて操作するとかそういうのはなくて、雨が降れば自動的に貯留するような、イメージとしてそんな感じになっているんですか、教えてください。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 忍小学校の校庭貯留の仕方ですけども、ポンプでかき出すとか、誰か操作するとか、そういうようなものではございません。学校と協定を結んだ中で、今後、維持管理については細かく調整していきたいと思っております。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 そうすると、そんなに手間のかからないと言っては変ですけども、そんなにメンテというか、そういうのも要らないですか、教えてください。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 そうですね。基本、手がかからないような形になってはございますが、水を1箇所に持っていくために、校庭の両脇に側溝を据えることになります。そうしますと、長い年月の間に側溝の中に校庭の泥がたまったりとか、そういうものがございますので、そういうところのメンテといいますか、維持管理がかかるのかと今思っています。

○委員長 いかがでしょう、よろしいですか。

ほかには。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、今の関連質問させてください。

先ほど、25メートルプールで7杯ということのお話がありました。これは多分、全体での話かと思うんですけども、忍小学校のこの部分だけではどれぐらいなのか、それが1点と。

もう一つ、今の説明を聞いていると、なかなか私の頭では理解できないので、本来だったら図面で見せてくれると、どういう工事で、どういうことをやっていただくところにこういう水がたまると、そういう図面をつけてくれないと、どういうものなのか理解できないので、その2点お願いいたします。

○委員長 答弁願います。

五十幡課長。

○道路治水課長 忍小学校の校庭貯留のためられる量でございますが、約970立方メートルでございます。

それと、図面の提示でございますが、今、まさに校庭貯留の設計業務を進めているところでございます、まだ設計の図面が完成していないような形でございます。

以上でございます。

○委員長 そうしたら、執行部に、図面ができ次第、各委員に分かるような形での配付をお願いできればと思いますけれども、どうでしょうか。

○道路治水課長 図面のほうは今、設計中でございます、ご提示できないですけども、図面ができ次第、委員の皆様に出せるようにしたいと思っています。

以上でございます。

○委員長 お願いします。

ほかにはいかがですか。

どうぞ、吉田委員。

○4番 吉田委員 今の関連ですけれども、この校庭に側溝を造るという話を聞いたんですけども、忍小学校の校庭の円周、外へずうっと掘って側溝を埋めたようにして造るというふうに私も今理解したんですけども、予定として側溝の幅と深さというのはどのくらいになるのか、どうしても水をそこへためるには、校庭に勾配をつけなくてはならないと私は思うんですよね。センターを中心にして右へ流れるもの、左へ流れるもの、校庭に少し勾配つけなくてはならないのかというので、そうしますと、子どもたちが運動したりするのに、何か校庭に勾配があると運動に障害があるのではないかと思うんですけれども、それはどういうふうに解釈して図面をつくっていくのか、そこら辺、分かったら教えてもらいたいと思うんですけれども。

私も、高橋委員が言ったとおり、図面ができたなら議員に配付してもらいたいという形で、それだけ先にお聞きしたい、よろしくお願いします。

○委員長 いかがですか。

五十幡課長。

○道路治水課長 まず、忍小学校の校庭貯留工事の側溝の幅でございますが、幅につきましては30センチの幅の側溝を入れるということでございます。深さにつきましては、勾配を持っていかなくてはなりませんので、一定ではございませんが、一番浅いので、深さも300という形になります。

[発言する者あり]

○道路治水課長 道路の勾配でございますが、忍小学校につきましては、先生方の駐車場からプールにかけて、今の高さで約80センチ、校庭に勾配があるということでございまして、そちらをもうちょっとなだらかな勾配にしたいと考えてございます。

それと、側溝に向けての勾配につきましては約25%、こちらにつきましては流域貯留施設の技術指針というものが出ていまして、そのものに合わせた形で計画してございます。

子どもへの支障ですが、それも協会を出している技術指針を参考にしてございますので、子どもの校庭での活動には支障のない勾配で考えてございます。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○4番 吉田委員 ありがとうございます。

確認ですけれども、現在でも校舎とプールのほうで80センチの勾配があるんですか。

○委員長 どうですか。

五十幡課長。

○道路治水課長 こちら設計するに当たって、現地を確認した結果、約80センチの高低差があるということでございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 私のほうも細かく質問しようと思いましたが、時間もありますので、185ページの市道維持補修費の中の14節、それぞれ教えてもらいたいんですけれども、道路舗装修繕工事請負費、幹線道路舗装修繕工事請負費、側溝修繕工事請負費のそれぞれの工事概要と場所を教えてくださいと思います。まずは1つだけお願いします。

○委員長 答弁願います。

五十幡課長。

○道路治水課長 市道維持補修費の14節工事請負費の道路舗装修繕工事、幹線道路舗装修繕工事、側溝修繕工事の概要ということでございます。

まず、道路舗装修繕工事でございます。こちらにつきましては、藤原町1丁目地内、延長60メートル、持田字大宮前地内、延長130メートルの2箇所を予定してございます。

続きまして、幹線道路舗装修繕工事請負費でございます。こちらにつきましては、長野4丁目地内、延長130メートルを予定してございます。

次に、側溝修繕工事でございます。こちらにつきましては、堤根地内の延長130メートル及び谷郷1・2丁目地内の延長40メートルの2箇所を予定してございます。

以上でございます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 ありがとうございます。

187ページ、河川維持管理費ですけれども、聞き逃してしまったので、もう一度教えてもらいたいんですけれども、14節の設備改修工事請負費、これの内容と18節の排水路改良事業負担金が元荒川に2,000万円ということですが、これの全体の事業概要と、負担金を負担するということは、何カ年かで多分やっていると思うんですけれども、いつ終わりになるのか。これは、長野の水路、蓋がけしているものだと思うんですけれども、いつぐらいに終わ

るのか、教えていただければと思います。

○委員長 五十幡課長。

○道路治水課長 河川維持管理費の14節設備改修工事請負費の内容でございます。こちらにつきましては、富士見町1丁目地内の第8号排水機場の排水ポンプ及び除塵機の更新工事を予定してございます。それと、上荒井排水機場、こちらは城西1丁目にございますが、こちらの排水ポンプの更新工事を予定してございます。

続きまして、18節排水路改良工事負担金でございます。こちらにつきましては、長野2丁目地内でございますが、保健センターの北側にあります株式会社テスココンポ行田長野倉庫から東小までの下長野用水路でございます。事業期間につきましては、令和3年度、今年度から令和6年度の4年間で計画してございます。延長は約510メートル、総事業費で1億5,500万円の事業を元荒川上流土地改良区と2分の1ずつ負担をするものでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか、木村委員。

○2番 木村委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにいかがですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、もう1点、すみません。

185ページ、先ほど市道新設改良費の説明の中で、文化財のことがあるという話でしたよね。そうすると、私そういうのを聞かなければ、これだけの道路工事の請負費が載っていると、普通、一般生活インフラがこの予算の中で使われるのかと思うと、文化財というところとちょっと意味が違うのかなということ、ひとつ聞かせてください。

まず1点は、この予算の中でどれぐらい文化財のために使う費用なのか、それが1点と。

文化財のためならば、なぜ予算を文化財のほうの教育委員会でやらないのか、こっちで見なければならぬのか、そこら辺の予算措置が違うのではないかと。これは、こっちで見るのは一般市民のインフラ整備なのではないかというふうに私は理解してしまうんだけど、そこら辺のところ、どうしてこういうふうな、こっちで予算を見なければならぬのか、その2点教えてください。

以上。

○委員長 五十幡課長、お願いします。

○道路治水課長 文化財に関するご質問でございますが、こちら市道新設改良費の中で文化財

に關係する経費の合計ですが、約560万円でございます。文化財につきましては、文化財保護課のほうでまず試掘調査を行いまして、そちらの結果、文化財が発掘された場合は、原因者負担ということで、事業課のほうで予算措置をして事業を行っているということになります。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時 08分 休憩

---

午後 1時 10分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△発言の申出

○委員長 この際、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

管理課、黒澤課長、お願いします。

黒澤課長。

○管理課長 それでは、委員長から発言を許可されたので、説明させていただきます。

先ほどの議案第33号の跨線橋の修繕の関係について、吉野委員からのご質問の修繕工事の点検結果になりますが、こちらの診断は1から4まであります。順番に1、2、3、4という形で緊急度が高くなります。こちらで4段階中の3になります。こちらは、次の点検までに修繕する、措置を講ずる必要があるということでございます。

内容につきましては、塗装塗り替え、コンクリート断面修復、クラック補修、屋根の補修及び塗り替え、側面パネル等の補修、あと落橋防止及び耐震補強でございます。

以上、報告させていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明のとおりご了承をお願いしたいと思います。

ありがとうございました、黒澤課長。

---

○委員長 議事を続行いたします。

続いて、都市整備部所管の議案について審査を行います。

まず、都市整備部長にご挨拶をお願いします。

○都市整備部長 都市整備部長の長谷見と申します。よろしくお願いいたします。

本日は、審査日程が厳しい中、誠に恐縮ですが、一言挨拶をさせていただきます。

着座にて失礼します。

建設環境常任委員会の皆様には、都市整備部所管の事務事業に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

また、年度末の多忙な時期にもかかわらず、都市整備部に係る議案につきまして審査をいただきますことに心より感謝申し上げます。

さて、本日審査をお願いいたしますのは、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち都市整備部所管部分、議案第11号 令和4年度行田市水道事業会計予算、議案第12号 令和4年度行田市公共下水道事業会計予算の3議案でございますが、上下水道経営課、水道課、下水道課、都市計画課、建築開発課と多岐にわたる予算でございます。何とぞ慎重なる審査、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましてはこの後、担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時にはマイクを使用していただくよう併せてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、審査日程のとおり明日審査を行います環境経済部所管部分の審査終了時に一括して行いますので、ご了承ください。

それでは、これより議事に入ります。

---

△議案第6号及び議案第11号について

○委員長 初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び水道課所管部分並びに議案第11号 令和4年度行田市水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

上下水道経営課、橋本課長、お願いします。

橋本課長。

○上下水道経営課長 それでは、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち、上下水道経営課及び水道課の所管分についてご説明いたします。

予算に関する説明書の162ページ、下段をお開き願います。

4款衛生費のうち、3項上水道費、1目上水道事業費5,080万円は、水道事業会計への繰出金であり、前年度と比較して10万8,000円の増額となっております。内訳でございますが、簡易水道事業債に係る元金償還金及び利子償還金並びに児童手当の給付に要する経費に充てるものでございます。

なお、これらは総務省が定めた繰り出し基準に基づき計上したものでございます。

以上で、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち、上下水道経営課及び水道課所管分の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号 令和4年度行田市水道事業会計予算についてご説明いたします。

本年度より合冊で調整しております令和4年度行田市水道事業会計予算書及び予算説明書、行田市公共下水道事業会計予算書及び予算説明書の1ページをお願いいたします。

第1条は総則でございます。

第2条は、令和4年度の事業運営の目標となる業務の予定量でございます。給水戸数3万4,950戸、年間総配水量967万立方メートル、1日平均配水量2万6,493立方メートル、有収率91.0%として業務の目標を定めるものでございます。

第3条は、安全・安心な水道水の供給を主な事業とする営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、1款水道事業収益として18億9,947万5,000円でございます。次に支出の総額ですが、1款水道事業費用として17億1,243万6,000円でございます。

第4条は、老朽管更新工事や施設更新工事などを主な事業とする建設部門の資本的収入及び支出でございます。収入の総額は、1款資本的収入として5億2,486万円、支出の総額は、1款資本的支出として14億9,360万6,000円でございます。

この収支では、本文中の括弧内記載のとおり9億6,874万6,000円の財源不足となりますが、

この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,113万8,000円、減債積立金5,000万円、建設改良積立金3億円、過年度分の損益勘定留保資金2億7,640万6,000円及び当年度分損益勘定留保資金2億5,120万2,000円を補てんするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第5条は債務負担行為を定めるもので、水道水に必要な薬品、配水管等布設工事における施工時期の平準化を図るための工事請負費について、それぞれの期間及び限度額を設定するものでございます。

第6条は企業債の借入れ限度額及び借入れ条件を定めるもので、老朽管更新工事などの財源の一部として4億円を限度に上水道事業債を借り入れるものでございます。利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第8条は、先ほどの議案第6号における一般会計からの繰出金を補助金として計上するもので、内訳として、第1号、児童手当に係る経費99万6,000円、第2号、統合前の簡易水道事業の建設改良費について発行された企業債利息に係る経費604万6,000円、第3号、統合前の簡易水道事業の建設改良費について発行された企業債元金に係る経費、これが4,375万8,000円、計5,080万円でございます。これは、総務省が定めた繰り出し基準に基づいて繰り入れるものでございます。

第9条は、量水器などの棚卸資産の購入限度額を定めるもので、限度額を2,200万円とするものでございます。

次の予算に関する説明書の3ページから24ページまでは、予算に関する説明書として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、25ページをお開き願います。

予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1款水道事業収益は18億9,947万5,000円の計上でございます。前年度と比較し1,663万4,000円、率にして0.9%の減額となっております。

1項営業収益16億4,165万9,000円は、前年度と比較し892万3,000円の減額でございます。

1項営業収益の1目給水収益15億7,822万円は水道料金収入で、前年度と比較して700万3,000円の減額でございます。これについては、人口減少などを要因とする水道使用量の減少

を勘案したものでございます。3目その他営業収益6,343万9,000円は、主なものといたしまして、5節口径別加入金などの収入であり、前年度と比較し192万円の減額でございます。

次に、2項営業外収益は2億5,781万6,000円で、前年度と比較し771万1,000円の減額でございます。

営業外収益の主なものといたしまして、2目他会計補助金704万2,000円は一般会計から繰り入れるもので、簡易水道事業債の利子償還金の一部や児童手当に充当するものでございます。3目長期前受金戻入2億821万3,000円は、固定資産の取得のため交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したもので、前年度と比較し675万5,000円の減額でございます。4目雑収益4,183万5,000円は、下水道使用料徴収事務受託手数料などで、前年度と比較し32万5,000円の減額でございます。

続きまして、支出について申し上げますので、27ページをお開き願います。

1款水道事業費用は17億1,243万6,000円の計上で、前年度と比較し1,574万8,000円、率にして0.9%の増額となっております。

1項営業費用、1目原水及び浄水費は4億5,225万5,000円でございます。前年度と比較し329万9,000円の減額となっております。

原水及び浄水費の主なものといたしましては、17節委託料は、施設の設備点検委託や管理委託などに要する費用で、23節動力費は、浄水場及び各水源における電気料などの費用、24節薬品費は、水道水に必要な薬品購入の費用、29ページになりますが、31節受水費は、県営水道用水を購入するための費用であり、前年度と同額でございます。

次に、2目配水及び給水費は2億2,781万5,000円で、前年度と比較し194万円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、17節委託料で長期継続契約を行っていた設備点検委託料及び施設管理委託料が本年度で更新となるため、入札に伴い積算した金額を計上したことなどによるものでございます。

配水及び給水費の主なものといたしましては、17節委託料は、施設の設備点検委託や施設管理委託などに要する費用、20節修繕費は、配水管などの漏水修繕を行うための費用、31ページになりますが、23節動力費は、主に配水場における電気料などの費用でございます。

次に、3目業務費は1億5,461万5,000円で、前年度と比較し1,919万8,000円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、17節委託料で水道料金システムに係る電算業務委託料や水道料金等の徴収事務委託料及び8年の検定満期となる量水器の取替え委託料が増額となったこと等によるものでございます。

33ページをお開き願います。

4目総係費は8,359万8,000円で、前年度と比較し262万2,000円の増額でございます。総係費の主なものといたしましては、13節備用品費で災害時の飲料水用給水袋や簡易水槽などの購入費用、35ページになりますが、20節修繕費で水道庁舎内のエレベーター及び照明器具などの施設修繕費でございます。

5目減価償却費は6億1,934万4,000円で、前年度と比較し203万3,000円の減額でございます。

6目資産減耗費は1,000万円で、配水管の布設替え工事などにより除却された配水管などの減価償却未済分の費用として計上するものでございます。

37ページをお開き願います。

2項営業外費用は1億4,330万9,000円で、前年度と比較し724万6,000円の減額でございます。

1目支払利息は8,730万9,000円で、前年度と比較し724万6,000円の減額でございます。これは、企業債の支払利息等を償還計画に基づき計上するものでございます。

4目雑支出600万円は、特定収入に係る仮払消費税及び地方消費税相当額を措置するものでございます。

5目消費税の支出予定額は5,000万円の計上でございます。

次に、3項3目過年度損益修正損150万円は、過年度の漏水などによる還付金を計上するものでございます。

5項1目予備費2,000万円は、配給水管や施設の緊急修繕などに対応するため計上するものでございます。

続きまして、39ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1款資本的収入は5億2,486万円の計上で、前年度と比較し3,928万5,000円、率にして7.0%の減額となっております。

1項企業債、2目建設改良費等の財源に充てるための企業債4億円は、老朽管更新工事などの財源に充てるもので、前年度と比較し1億円の減額でございます。

5項1目負担金8,110万1,000円は、道路工事や下水道工事に伴う配水管移設工事などの負担金で、前年度と比較し6,850万円の増額でございます。

9項1目他会計補助金4,375万8,000円は、簡易水道事業における創設事業債の元金償還金

の一部に充てるため、一般会計からの繰入金を補助金として計上するものでございます。

続きまして、41ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、支出について申し上げます。

1款資本的支出は14億9,360万6,000円の計上で、前年度と比較し2億5,210万4,000円の増額で、率にして20.3%の増額となっております。

1項建設改良費、1目建設費は7億1,922万8,000円で、前年度と比較し7,552万5,000円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、17節委託料が配水管布設替え工事などに係る設計委託料で、前年度と比較して1,210万円の増額でございます。また、26節工事請負費が、前年度と比較し6,180万円の増額でございます。内訳といたしましては、右側備考欄、他事業からの受託工事請負費、浄水場・配水場の改修工事などの工事請負費、老朽管更新工事及び舗装復旧などの配水管等布設工事請負費でございます。

2目機械及び装置費80万円は、新規水道量水器の設置費でございます。

3目固定資産購入費220万円は、車両の購入費でございます。

次に、5目リース債務支払額58万1,000円は、職員が使用するパソコンのリース費用でございます。

6目は、前年度の継続費に係る向町浄水場中央監視装置等更新事業費3億837万9,000円で、前年度と比較し1億9,901万7,000円の増額でございます。増額の主な要因ですが、工事請負費として老朽化した向町浄水場中央監視装置等を更新するため、前年度に設定した継続費に基づいて本年度3億円を計上したことによるものでございます。

43ページをお開き願います。2項企業債償還金、2目建設改良費等の財源に充てるための企業債償還金は4億6,241万8,000円で、前年度と比較し1,935万4,000円の増額でございます。これは、右側の備考欄にある2つの事業債について、それぞれの償還計画に基づき計上したものでございます。

以上で、議案第11号 令和4年度行田市水道事業会計予算について、説明を終わらせていただきます。よろしく願います。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第6号及び議案第11号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、ちょっと1つ、まずやらせてください。

今の説明で、1ページでございますけれども、1ページの第4条の先ほどの説明の内容ですけれども、各不足額に対しての数字を先ほど説明されました。その中で、要するに消費税資本的収支調整額とか減債積立金、建設改良積立金、それから損益勘定留保資金と、このようなことが羅列してありますけれども、これらの積立金等は、実際今どれぐらい残金としてあるのか、それがどこに明細があるのか、そこら辺の内容を再度説明していただければと思います。まず1点それをお願いいたします。

○委員長 答弁願います。

橋本課長。

○上下水道経営課長 まず、積立金がどこに計上されているかということですが、まずはこの予算書の23ページをお開きいただければと思うんですけれども、こちら令和3年度行田市水道事業会計の予定貸借対照表、今年度の令和3年度の予定貸借対照表なんですけど、今年度末、来年度当初ということになるんですけれども、7番の剰余金の中の利益剰余金ということで減債積立金2億7,218万2,087円、利益積立金が2億9,731万2,413円、建設改良積立金が11億円ということで、こちらに計上額が記載されております。これをこの予定で取り崩すということを取り崩しますと、令和4年度の予定貸借対照表になるんですけれども、17ページ、こちらで損益勘定留保資金に充てるのでは減債積立金5,000万円、建設改良積立金3億円を取り崩しているということでこちらに記載をさせていただいております。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、これの要するにここから削っていくとか減らして使って使うわけですよね。将来はどういうふうにも、ずっと使いつ放しになるんですか、それともここで補てんしていくところが先ほどの説明にありましたが、これは積立金ですから、削っていけばなくなっていきますよね。その仕組みをちょっと教えてください。

○委員長 橋本課長、答弁願います。

○上下水道経営課長 それでは、答弁させていただきます。

まず、建設改良積立金なんですけれども、継続費である今回向町浄水場中央監視装置等更新工事ということで、最終的に11億円予定しておるんですけれども、こちらをこの建設改良積立金から取崩しを考えております。その後、第3期拡張事業に布設した配水管、耐用年数

を迎える規模、更新として今後必要になることから、建設改良積立金は、今後また6億円を予定させていただきます。ですので、水道事業経営戦略で定めておるんですけれども、年間10億円を保有予定として、減債積立金を4億円積み立てて、建設改良積立金を6億円を今後は予定させていただいております。ですので、この11億円、段階によっては取り崩していきませんが、その後、また6億円になるように積立てをする予定となっております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 1ページ目の有収率91%というのがあるんですけれども、ほかの水道事業体と比べて91%というのは、平均なのか、それともいいほうなのか、悪いほうなのか、その辺はいかがでしょうか。

○委員長 答弁願います。

加藤課長、お願いします。

○水道課長 県内でも約92%の平均でございます、行田市でも91%ということで平均に近い数字かと思えます。

以上です。

○委員長 いかがですか。

木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 ありがとうございます。平均が92%で、91ですから少し悪いという感じなんですけれども、有収率を高める努力というか、何か毎回大変な思いをしていると思うんですけれども、この辺の見込みというか、将来的な見込みというのは何かお考えでしょうか。

○委員長 加藤課長、お願いします。

○水道課長 現在も老朽管の更新をしておりますが、そちらに関して本管の漏水を少なくするとともに、個人の給水のほうの漏水も近年は多くなっておりますので、給水のほうの漏水の修繕も同時に行っていく予定でございます。それをしていくことによって、漏水の率が下がっていくと思えますので、有収率は上がっていくと思えます。

以上です。

○委員長 いかがですか。よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、別なところで1つお願いいたします。

25、26ページのところで、営業収益の中で水道料金の先ほど説明がありました。その前年比較の予算を見ると、700万円の減ということですよ。正確にいうと700万3,000円ですけれども、12%値上げして今来ていますよね。それと関連していると思うんですけども、これは前年度12%値上げした中でこの数字が出てきて、今年度はそれに対してまた同じように値上げしているわけですから、その理由はどういうふうにして前年度から収益が減ってしまうのか。これは人口減少かもしれないけれども、世帯数は増えているかなと思うんで、そこら辺の説明を水道料金を値上げした中でこのような数字が出てきている理由を教えてください。

○委員長 答弁願います。

加藤課長。

○水道課長 最初に説明でも申し上げましたように、人口減少に伴い、水道使用量の減少を勘案したものでございまして、昨年度もコロナの影響で大口の給水のほうが少なくなっておりますので、そちらも勘案してございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか、高橋委員。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、同じページで、これは他会計補助金というのがあります。それが第3条関係、一般会計繰入金ですけれども、これは法定ということで、704万2,000円というのは、これが精いっぱい一般会計から繰り入れられる数字ということでいいんですか。実際はもっと一般会計から入れられるんだということなのか、それをちょっとお願いします。

○委員長 橋本課長。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

こちらの繰入金につきましては、具体的に児童手当に要する経費と統合前の企業債の利息分の返済金ということになっておるんですけども、こちらにつきましては、限度額、児童手当のほうは要する経費10分の10、それから、利息のほうは要する経費の2分の1が限度額になりますので、限度額いっぱいこちらは収入ということで見込んでおります。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 別のところでよろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○1番 高橋委員 別な項目で申し訳ありません。

先ほど説明はなかったんで、改めて聞かせてください。

12ページになります。これ説明はなかったのでひとつ、キャッシュ・フローの関係を前年度と比較してみましたんで、そこら辺のところでは差額を含めた形で何点かお願いしたいと思っています。

まず、1番の業務活動によるキャッシュ・フローの中で一番上にある当年度純利益というのがありますね、科目が。これはどういうふうなことを純利益と言っているのか、この純利益の意味を教えてください、まず。

○委員長 橋本課長、答弁願います。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

こちらの当年度純利益、これは令和4年度の大まかにいうと第3条収益的収入および支出の年度の純利益ということになりますので、損益計算書に載っておる第3条の収支ということになります。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、前年度と比較して4,600万円少ないですよ。前年度と比較して純利益が。これはどういうふうな理由になるのか教えてください。

○委員長 いかがですか。

橋本課長、答弁願います。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

4,000万円減った理由になるんですけども、第3条のほうの簡単に言うと収入から支出、これの予定を計上しますと、結果的に4,000万円減ったということになります。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そういう減ることによって何かあるんですか。どういうことが説明つくんですか。減ることはどういうことになるんですか。

○委員長 どうですか。

橋本課長。

○上下水道経営課長 支出のほうが今回、長期継続契約、今年更新の年ですので、こちら計上した金額が増額となっていることなどから、支出のほうをちょっと多く見込んでおりますので、結果的に当年度純利益が減額となっているということになります。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 別なところでもう一つ分からないので教えてください。

同じ業務活動の中で退職給付引当金が三角で乗っております。507万4,315円、これは三角がついているということはどういうことか。積立てを増やしているということでしょうか。

○委員長 橋本課長、答弁願います。

○上下水道経営課長 業務活動によるキャッシュ・フローということで、こちら、関接法で計上しております、引当金というのは貸借対照表に計上される科目でございます。その中で負債のほうに計上される科目につきましては、このキャッシュ・フローを求めるときに期首の金額から期末の金額までどのくらい増えたか、負債の場合は増えている場合は増加になります。ですので、退職給付引当金が増えているから減少ということで。退職給付引当金を取り崩しているのです、減っているのです減少ということになります。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

どうぞ、副委員長。

○副委員長 ちょっと2点ほどお願いします。

26ページの収入のほうなんですけれども、一番下の高圧線の補償料が80万2,000円減っていますけれども、この原因はどこかの補償がなくなったんでしょうか。それは場所はどこかが1点目と、2点目として、32ページの3目業務費の17節委託料ということで電算業務とか徴収とか量水器が増えたために1,981万8,000円増額になったというご説明なんですけれども、この増の理由について伺います。

○委員長 答弁願います。いかがですか。

加藤課長、答弁願います。

○水道課長 26ページのほうから説明いたします。

高圧線下補償料なのですが、前谷の水道庁舎の高圧線の鉄塔が、今度改修の予定で、その一部の土地を売却したため、補償料は減額になっております。

32ページですけれども、令和5年10月からインボイス制度が開始されるため、水道料金のシステムを対応させるための委託料が増加しております。そのほかに、量水器の取替え委託料が令和3年度は約3,000戸だったんですけれども、令和4年度は6,000戸に倍に増やしております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ、副委員長。

○副委員長 ちょっと分からなかった、32ページで何か変わったんで増えたということで、もう一度ちょっとその辺のお話と、量水器は3,000が6,000戸ということになると、年間で多分やっていると思いますけれども、倍に見たという理由について、2点お願いします。

○委員長 いま一度詳細に答弁をお願いいたします。

加藤課長。

○水道課長 インボイス制度というのは消費税込みのシステムになりますので、そちらの改修費用に充てます。

量水器の取替えなのですが、例年平準化を今目指しておりまして、約5,000戸を年間にしていきたいと考えておりまして、令和3年度は3,000戸だったんですが、令和4年度は多めに6,000戸を計上しております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 では、他に質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第11号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第11号 令和4年度行田市水道事業会計予算について討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第11号 令和4年度行田市水道事業会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 56分 休憩

---

午後 2時 06分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第6号及び議案第12号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、上下水道経営課及び下水道課所管部分並びに議案第12号 令和4年度行田市公共下水道事業会計予算を一括議題とし、執行部の説明を求めます。

まず最初に、上下水道経営課、橋本課長、お願いします。どうぞ。

○上下水道経営課長 それでは、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち、上下水道経営課及び下水道課所管部分についてご説明いたします。

令和4年度行田市一般会計予算に関する説明書の192ページをお開き願います。

8款土木費、4項都市計画費、3目公共下水道費10億1,980万円でございます。これは、公共下水道事業会計への繰出金で、前年度と比べて5,020万円の減額でございます。

行田市公共下水道事業経営戦略に基づき、国の定める繰り出し基準や一般会計の財政状況などを勘案し、措置したものでございます。

以上で、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち、上下水道経営課及び下水道課所管分の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第12号 令和4年度行田市公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げますので、令和4年度行田市水道事業会計予算及び予算説明書、行田市公共下水道事業会計予算及び予算説明書の45ページをお開き願います。

第1条は、総則でございます。

第2条は、事業運営の目標となる業務の予定量でございます。水洗化戸数1万8,440戸、年間有収水量481万4,350立方メートル、一日平均有収水量1万3,190立方メートルとして、業務の目標を定めるものでございます。

第3条は、下水道施設を維持し、下水をきれいな水にする営業部門の収益的収入及び支出でございます。収入の総額は、1款下水道事業収益として17億6,859万3,000円でございます。次に、支出の総額ですが、1款下水道事業費用として16億5,568万5,000円でございます。

第4条は、下水道管布設工事や施設更新工事などを主な事業とする建設部門の資本的収入及び支出でございます。収入の総額は1款資本的収入として6億8,578万1,000円、支出の総額は1款資本的支出として14億1,714万4,000円でございます。

この収支では、7億3,136万3,000円の財源不足となりますが、不足額につきましては、括弧内記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,028万2,000円、当年度分損益勘定留保資金5億5,070万1,000円及び当年度利益剰余金処分量1億4,038万円で補てんいたします。

46ページをお願いいたします。

第5条は、債務負担行為を定めるもので、工事の施工時期の平準化を図るため、幹枝線工事の工事請負費について、期間及び限度額を設定するものでございます。

第6条は、企業債の借入れ限度額及び借入れ条件などを定めるもので、下水道管布設工事などの財源の一部として3億240万円、荒川左岸北部流域下水道建設負担金の財源の一部として1億2,520万円を限度に借入れするものでございます。利率及び償還の方法は、記載のとおりでございます。

第7条は、一時借入金の限度額を5億円とするものでございます。

第8条は、予定支出の各項で流用することができる経費として、営業費用と営業外費用を定めるものでございます。

第9条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費と交際費を定めるものでございます。

第10条は、下水道事業運営のため、一般会計からの補助金について、総務省が定めた繰り出し基準に基づき、繰り入れる額を定めたものでございます。

第11条では、当年度利益剰余金のうち、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額の補てんとして、処分する額を定めるものでございます。

次の予算に関する説明書の47ページから63ページまでは、各資料として添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

それでは、64ページをお開き願います。

予算の詳細でございます。

初めに、収益的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1 款下水道事業収益は17億6,859万3,000円の計上で、前年度と比較し5,271万3,000円、率にして3%の減額でございます。

1 項営業収益、1 目下水道使用料5億8,008万7,000円は、使用料を実績に基づき勘案したものでございます。

2 目雨水処理負担金3億8,920万8,000円は、一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較し、5,306万3,000円の減額でございます。減額の主な要因といたしましては、雨水処理に要する経費を実績等に基づき見直しを行った結果、減額となったものでございます。

9 目その他営業収益113万6,000円は、指定工事店等申請手数料及び窓口コピー手数料の収入でございますが、本年は、排水設備工事責任技術者の更新手続の年度となるため、増額となっております。

次に、2 項営業外収益は7億9,816万2,000円でございます。

営業外収益の主なものといたしましては、2 目他会計負担金1億5,818万6,000円は、企業債支払利息や不明水の処理に要する経費などに充当するため、一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較し、3,495万4,000円の増額でございます。増額の主な要因といたしましては、汚水処理に要する経費を実績等に基づき見直しを行った結果、増額となったものでございます。

3 目他会計補助金2億9,240万6,000円は、安定した公共下水道事業運営のため、一般会計から繰り入れるもので、前年度と比較し、3,209万1,000円の減額でございます。減額の要因といたしましては、本年度計上した公共下水道事業運営費用を考慮したことによるものでございます。

4 目長期前受金戻入3億2,577万3,000円は、固定資産の取得のため、交付を受けた補助金等において、減価償却見合い分として収益化したものでございます。

8 目消費税及び地方消費税還付金2,168万円は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して算出した結果、還付を見込んだものでございます。

続きまして、支出について申し上げますので、66ページをお願いいたします。

1 款下水道事業費用16億5,568万5,000円の計上で、前年度と比較し4,740万9,000円、率にして2.8%の減額でございます。

1 項営業費用、1 目管渠及びポンプ場費は2 億2,174万3,000円でございます。管渠及びポンプ場費の主なものといたしましては、17節委託料で、内訳として、備考欄、1 丁目、ポンプ場汚泥処理委託料は、各ポンプ場と付随する管渠内の清掃に伴う汚泥を処理する量の実績により計上したもので、3 丁目のポンプ場施設管理委託料は、各ポンプ場施設等の運転管理を行う業務委託料、4 丁目の清掃委託料は、管渠及び緑町ポンプ場の沈砂池清掃に要する費用、5 丁目のポンプ場機械設備保守点検業務委託料は、各ポンプ場の設備の保守の委託料でございます。

20節修繕費は棚田ポンプ場のし渣破砕機や東谷ポンプ場の計装盤・制御電源装置などの修繕に要する費用でございます。26節工事請負費は下水道管等が破損した際の修繕に要する工事費でございます。41節動力費はポンプ場で使用している高圧電力による動力費で、40節の光熱費から科目移動をしたものでございます。

68ページをお願いいたします。

2 目流域下水道維持管理負担金3 億1,207万5,000円は、荒川左岸北部流域下水道の汚水処理等に係る負担金でございます。

次に、3 目業務及び普及促進費は6,580万円の計上でございます。前年度と比較し、3,168万4,000円の増額でございます。増額の主な要因は、4 目総係費で計上していた2 節給料から7 節法定福利費繰入額までの職員人件費を、業務内容に合わせて4 人分をこちらへ移行したことによるものでございます。その他の主なものといたしまして、17節委託料は本市水道事業に支払う下水道使用料徴収委託料などでございます。

次に、4 目総係費は3,470万8,000円の計上でございます。前年度と比較し、3,345万3,000円の減額でございます。減額の主な要因は、先ほどご説明いたしましたとおり、職員人件費4 人分を移行したこと及び70ページをお願いいたします。17節委託料として計上しております下水道使用料改定検討業務委託料を減額したこと等によるものでございます。

その他の主なものといたしまして、19節使用料及び賃借料は、水道庁舎の一部を下水道課の執務室として使用していることに伴う本市水道事業へ支払う施設借上料などがございます。

次に、6 目減価償却費は8 億7,647万4,000円でございます。前年度と比較して2,150万7,000円の減額でございます。

次に、2 項営業外費用は1 億4,288万5,000円の計上でございます。前年度と比較し、1,894

万7,000円の減額でございます。営業外費用の主なものといたしましては、1目支払利息及び企業債取扱諸費1億4,283万5,000円は、建設改良費及び流域下水道建設負担金の財源として借入れを行った企業債利息本年度分の返済分の計上でございます。

次に、3項特別損失100万円は、下水道使用料に係る過年度分の過誤納還付金を計上するものでございます。

9項予備費は100万円の計上でございます。

72ページをお開き願います。

資本的収入及び支出のうち、収入から申し上げます。

1款資本的収入は6億8,578万1,000円の計上で、前年度と比較し1,401万6,000円、率にして2.1%の増額でございます。

資本的収入の主なものといたしましては、1項1目建設改良費企業債4億2,760万円は、建設改良費や流域下水道建設負担金などの財源に充てる企業債でございます。前年度と比較し、4,300万円の増額でございます。

3項1目国庫補助金6,628万円は、藤原町地区の下水道管布設工事や下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール点検調査などの財源に充てる国の交付金でございます。前年度と比較し、2,838万3,000円の減額でございます。

8項1目他会計出資金1億8,000万円は、公共下水道事業の経営基盤の強化を目的に、一般財源から繰り入れるもので、前年度と同額の計上でございます。

続きまして、支出について申し上げますので、74ページをお願いいたします。

1款資本的支出は14億1,714万4,000円の計上で、前年度と比較し355万4,000円、率にして0.3%の減額でございます。

1項1目建設改良費は4億2,732万8,000円の計上でございます。建設改良費の主なものといたしまして、17節委託料は、下水道管布設工事の調査測量設計や下水道ストックマネジメント計画に基づくマンホール点検調査業務などの委託料でございます。26節工事請負費は、藤原町地区の下水道管布設工事及びポンプ場の機器等設置工事などに要する費用でございます。前年度と比較して、2,228万8,000円の減額でございます。30節負担金は、藤原町地区の下水道管布設工事の実施に当たり、必要となる埋蔵文化財発掘調査に係る負担金でございます。

2目流域下水道建設負担金1億2,523万2,000円は、荒川左岸北部流域下水道建設負担金で、埼玉県が実施する流域下水道の建設事業費を負担するものでございます。前年度と比較して、

1,100万9,000円の増額でございます。

次に、3項1目建設改良企業債償還金8億6,308万4,000円は、建設改良費等の財源に充てた企業債の元金償還金でございます。前年度と比較して、1,483万7,000円の減額でございます。

76ページをお願いいたします。

6項貸付金は、排水設備改造資金貸付金として、前年度と同額の150万円を計上したものでございます。

以上で、議案第12号についての説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第6号及び議案第12号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、1点聞かせてください。

64、65ページの中での説明でした。まず、営業収益の中の雨水処理負担金の件と、下の2項営業外収益、その中の他会計負担金の関係ですね、一般会計繰入金、これは両方とも雨水ということでの説明だったかと思うんですけども、今まで雨水の計算が間違えていたのか、何が原因でこういうふうになったのか。雨水処理の金額が減って、一般会計からの繰入れが減って、逆に他会計からこういうふうな数字が増えているという、その理由をひとつ、1点教えてください。お願いいたします。

○委員長 執行部の答弁を求めます。いかがですか。

橋本課長、答弁願います。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

まず、雨水処理負担金ですが、昨年度まで一昨年に大きい台風がありまして、その分の雨水処理負担金ということで増額を見込んでおったものを、その前の例年並みに戻したことによるもので、減額となっております。その分を今回実績に基づいて計算して、こちら他会計負担金が、これが雨水ではなくて汚水処理の負担金になりますので、こちらを実績に応じて増やしたことになります。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、雨水処理は例年並みに減らしたということなのか、それで下のほうは、逆に言うと実績ということですよ。今まで実績でやっていたんじゃないかということですか、それについては。その点、もう一度確認をさせていただきたいと思います。

○委員長 執行部、いかがですか。

田島課長、答弁願います。

○下水道課長 雨水負担金を、令和3年度のときに、今まで令和2年度までは雨水と汚水の割合を、雨水を1、汚水を9という形で計上していました。雨水負担金につきましては、令和元年度の台風19号の関係がありましたので、令和2年度におきまして、それを考慮した形で金額を多くしています。それにのっかって、同額を令和3年度にも計上させてもらったんですけれども、今回あまりにも差異が生じてしまうということで、雨水負担金を減額ということでさせていただきました。

○委員長 もう一つ、他会計負担金。

いかがですか。

田島課長、答弁願います。

○下水道課長 続きまして、他会計負担金の関係ですけれども、こちら令和4年度の予算を組む段階で、汚水処理に係る費用の割合を増加させたということで、増額をさせていただきました。こちらは、雨水処理費が減少して、汚水処理費が増加したことによる増額でした。今回、それを実績に基づいて見直したということで、他会計負担金につきましては、約3,500万円の増という形で計上させていただきました。

以上です。

○委員長 よろしいですか、高橋委員。

ほかにはいかがでしょうか。どうですか。

どうぞ、吉田委員。

○4番 吉田委員 まず、2点ほどお伺いしますけれども、一番初めに、67ページの40節で光熱水費、比較すると前年度予算から今年度予算、予算はかなりマイナスはいいと思うんですけれども、差額が比較増減で1,930万円ほどあるんですけれども、これはどういう原因で予算が減ったのか、そこら辺の説明をお願いしたい。

あと、もう一点、46ページで、この計算の出し方を教えていただきたいんですけれども、

第10条で、下水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億9,240万6,000円ですよね。この数字の出し方というのはどういうふうに計算すればいいんだか、計算の仕方を教えてもらいたい、出し方を。

○委員長 答弁願います。

橋本課長。

○上下水道経営課長 お答えいたします。

まず、67ページの光熱水費が減額になって、動力費が増えたということですが、こちらの電気料がポンプ場等の動力に当たる電気料なので、項目としては、光熱水費ではなくて動力費がふさわしいということで、科目を見直して入替えをさせていただいて、今年度より動力費に移行させていただいております。

それから、46ページの他会計補助金の2億9,240万6,000円ですが、こちらについては、基準外繰出金として、他会計補助金として受け取る補助金という形で計上する科目については、こちらに掲げる必要がございますので、具体的にいうと、64ページの収益的収入及び支出の中の営業外収益の3目他会計補助金、こちらが補助金として掲げなければいけない数字になりますので、この金額、2億9,240万6,000円、こちらを計上させていただいております。

以上です。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○4番 吉田委員 この2億9,000万円というのをここに書いてあるんですけど、この2億9,000万円の出し方。一般会計から補助で、この2億9,000万円というのはどういう計算の仕方かというふうに2億9,000万円と出ているのかというので、教えていただきたい。

○委員長 いかがですか。

田島課長、答弁願います。

○下水道課長 すみません、今、調べていますので、追加ということで一つお願いします。

光熱水費ですが、こちら上下水道経営課ができて、会計の両方、支出を見直したところ、水道事業会計は電力が動力費になってましたので、それを下水道課も統一ということで動力費に組替えさせていただいたという経緯がございます。

以上です。

○委員長 次、よろしいですか。

橋本課長、お願いします。

○上下水道経営課長 この他会計補助金の試算ですけれども、こちらについては、令和3年3月に策定した下水道事業経営戦略、こちらの試算に基づいて、国の定める繰り出し基準とか、繰り出し元の一般会計の財政状況などを勘案して、今回計上して、こちらの補助金については基準外の繰入金ということになりまして、この額が今回計上した3条予算の費用の減少も併せて計算させていただいて、今回2億9,240万6,000円で賄えるという経営判断によって、この金額を計上させていただきました。

以上です。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○4番 吉田委員 ちょっと分かりづらいんですけども、元が、どこの数字が幾らであって、これに対して補助率が何%か、何掛けとかで数字はあると思うんですね。それを計算した結果、この2億9,000万円になるんですよと、こんな端数まで6,000円という数字出てくると思うんですよ。その元の計算の仕方を教えていただきたいと質問しているんですけども。

○委員長 どうですか、執行部、説明はできますか。

基準外の繰り出しということで、先ほど来説明が述べられていますけれども。

橋本課長。

○上下水道経営課長 こちらを出すに当たりましては、今回予算を計上して、第3条収益的収入が幾らかかる、収益的支出が、営業に係る支出がどのくらいかかるというのを試算していただいて、結果的に、あと2億9,240万6,000円収入がないと賄えないということで計算しまして、逆算で出た数字で、こちらを市長部局にお願いして繰入れをさせていただくということとを予定しております。

以上です。

○委員長 吉田委員、どうぞ。よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 私は2点ばかり、ストレートに予算上のことじゃないですけども、予算を執行する上でのいろいろ工事とか委託、契約をするわけですけども、その契約手続で、水道は上下水道経営課がアップしていますよね、公告を。

下水は契約検査課が契約手続しているんですけども、両方とも、水道は地方公営企業法、全部適用になっていて、下水は地方公営企業法の一部適用ということで、財務だけ適用になって、おとし切り替えてやっていますけれども、契約手続は財務の関係なんで、ずっと私

は上下水道経営課ができたんで、そちらで契約手続全部やっているのかと思ったら、ちょっと去年、統合の話が出まして、廃部か、12月の定例会で、何となしに調べていたら、契約手続は、水道は上下水道経営課が公告を出していて、下水は契約検査課がやっているんだけど、財務に関しては両方とも共通だと思っていたんで、せっかく経営課ができたんで、そこで全部やっているのかと思っていたら、さっき言ったように別々になっているようなんで、どうしてなのか教えてください。

○委員長 橋本課長、答弁願います。

○上下水道経営課長 答弁させていただきます。

まず、水道は公営企業ということで、全部適用ということになってはいますが、下水道事業は、会計だけが一部適用ということになっておりますので、入札から、契約から、執行までは、全て市長部局が担当するというので、そういうふうになっておりますので、それに沿ってやらせていただいております。

以上です。

○委員長 追加。田島課長、お願いします。

○下水道課長 付け足しになりますけれども、一部適用ということで、まだ私たち下水道課職員は一般部局の所属になっています。そういった関係で、やっぱり業務につきましては、市長部局の事務をやっているということなんで、契約につきましても、現在下水道課につきましても、契約検査課に依頼しているというような状況になっています。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 制度上のそういうのは何となく分かりますけれども、上下水道経営課という、せっかく1つ課をつくったのに、何か課の機能が果たせていないというか、そんな気がちょっと。

気がついたのは、去年の12月の定例会で、建設部を廃部して都市整備部へ統合するというので、見ていたら気がついたものですから、そういう根本的なところが違うのに、一緒にくり入れても、別に何か、あまりうまく経営というか、それができないんじゃないかと思ったものですから、どうせやるんだったら、そういう身分上の問題もあるかもしれないですけども、せっかく上下水道経営課をつくったんですから、そこが公営企業に関するものは、財務上の制約もあるかもしれないですけども、そこでやるべきと私は思うんですけどもね。

そうでなきゃ、上下水道経営課はただのそろばんしているだけで、何か課長の能力がもったいないような気がするんですけれどもね。帳簿を整理しているだけで。何か、経営に関してもうちよつと突っ込んだことをやっていただいたほうがよろしいかなと、これは、質問というよりも、何かそこら辺を考えていただいたほうがいいかなと思うんですけれども。

○委員長 答弁はよろしいですか。

○3番 吉野委員 答弁は、考えてください。後で。

それから、もう一つ、最後のほうですけれども、記述上の問題なんだけれども、予算書の水道は9ページで、下水は51ページですけれども、初任給の比較のところ、水道は一般会計の制度と書いてあって、真ん中辺ですよ、②の初任給というのがあって、水道は当然企業職で、下水の場合は行政職になって、これはさっき課長が説明したとおり、身分が行政職というのでそうなっているんでしょうけれども、その関連ですかね、今、課長に言われて気がついたんですけれども、この比較が、9ページは企業職、一般会計と書いてありますよね。こっちは行政職、国の制度と初任給がなっていますよね。これは別に他意はなくて、どういう理由ですかね。金額が違いますよね。

○委員長 執行部、どうですか。

水道事業と下水道事業の比較を、今、吉野委員はただしているんですけれども、いかがですか。

橋本課長。

○上下水道経営課長 そのとおりで、下水道は、一般職ということで行政職ということで定められておまして、水道は、企業職員ということで水道で初任給を定めるということになりますので、こういった書き方をするとということになります。

以上です。

○委員長 という説明ですけれども、吉野委員、よろしゅうございますか。

挙手願います。吉野委員。

○3番 吉野委員 水道は高卒が15万4,900円で、下水は15万600円ですよ。明らかに数字が違うから、どういう意図でこういうふうに数字がなっているのか、下水のほうが何か高いのか安いのか分かりませんが。

○委員長 吉野委員、今のは答弁を求めますか。

○3番 吉野委員 答弁できますか。後で調べてください。

○委員長 どうですか、執行部。

橋本課長。

○**上下水道経営課長** 51ページの初任給の表は、行政職が15万4,900円ということで、国は15万600円ですよということで、ただ、一般的に比べているだけで、これが下水道事業の職員の初任給であるということではなくて、国は15万600円ですけども、こちらの行政職は今回15万4,900円ですよということで、比較するために載せてある数字ということになります。

以上です。

○**委員長** どうでしょう、吉野委員。

どうぞ、吉野委員。

○**3番 吉野委員** これ、特に他意はないですか。

分かりました。

○**委員長** よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

どうぞ、木村委員。

○**2番 木村委員** ページでいくと66、67のところですけども、20節と26節、いわゆる20節の修繕費と26節の工事請負費で、両方とも修繕する感じだとは思うんですけども、この分けというのはどういうふうに分けていらっしゃるのか。ポンプ場修繕費も請負をしてやっているとは思うんですけども、その分けだけを教えていただければと思います。

○**委員長** どうですか、66、67ページ。

田島課長、答弁願います。

○**下水道課長** まず、修繕費につきましては、こちら具体的に来年度行なうものですけども、東谷ポンプ場の計装盤・制御電源装置の修繕ということで、要はその電源装置の交換を行うのと、あとは柵田ポンプ場のし渣破碎机の修繕という、この2つを予定しているものでございます。

それと、工事請負費が、こちらの内容としましては、管渠等維持補修工事請負費というこの内容ですけども、こちらは住民の通報や定期的に行っているパトロールにより発見したマンホールや取付け管などの補修工事に係る経費ということで分けております。一つは機械計装の修繕、もう一つは主に管路等で、道路上の陥没とか管路の補修とか、そういったことで分けております。

以上です。

○**委員長** どうですか。

木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 機械計装は修繕、いわゆる電気とか機械については修繕費に入れて、土木の請負は工事請負費に入れるんですか。今のは、両方とも修繕ですけれども、土木、機械、電気で分けて、修繕費と工事請負費としているんじゃないと思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。

○委員長 田島課長、お願いします。

○下水道課長 工事というか、来年度の実施についてはそのような形になりましたけれども、主に工事請負費になりますと、先ほど住民からの通報とかということで、緊急性のある修繕という認識でおります。こちら修繕費につきましては、もともと現在運用している機械の調子が悪いとか、取り替えなくてはならないというような形で、計画的に行っているというような違いがございます。

以上です。

○委員長 いかがですか。よろしいですか、木村委員。

ほかにはいかがでしょうか。

よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第12号の討論、採決

○委員長 続いて、議案第12号 令和4年度行田市公共下水道事業会計予算について討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第12号 令和4年度行田市公共下水道事業会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 52分 休憩

---

午後 3時 03分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第6号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、都市計画課及び建築開発課所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

まず初めに、都市整備部、寺田副参事、お願いします。

○都市整備部副参事 私から、まず都市計画課の説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算に係る都市計画課所管部分についてご説明申し上げます。

歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の188ページをお開き願います。

4項都市計画費、1目都市計画総務費1億9,091万7,000円のうち都市計画課所管部分につきましては、右側説明欄をご覧ください。

説明欄◎都市計画一般管理費は、部長、課長、副参事、都市計画課計画担当及び建築開発課職員合計19名分と都市計画課に配属された会計年度任用職員1名分の人件費でございます。

説明欄の2つ目の◎都市計画課関係経費の主なものを順にご説明いたします。

1節委員報酬は、都市計画審議会3回分の開催に伴う委員報酬でございます。

次に、12節立地適正化計画策定委託料は、人口減少及び高齢化社会に対応した持続可能な集約連携型のまちづくりの実現に向け、居住誘導区域や都市機能誘導区域を定め、医療、福祉、商業などの施設を誘導する計画を2か年で作成するために要する費用でございます。次の調査測量設計委託料は、八幡通りにおけるまち並み景観形成先導モデル事業の成果指標として、歩行者通行量の調査に要する経費でございます。

2つ下の18節埼玉県行田地方庁舎施設管理費負担金は、地方庁舎使用料、清掃等の管理費及び光熱水費に係る負担金でございます。次の足利鴻巣線新設整備促進同盟会分担金から191ページ、上から3行目、関東国道協会会費8件につきましては、国道や県道などの整備促進を図るための活動を行っている各団体等に係る負担金でございます。次のまち並み景観形成

事業補助金は、引き続き八幡通り沿いのまち並み景観づくりを実施していくため、建物等の外観修景整備工事を実施した建物所有者等に対し補助金を交付するものでございます。

192ページをお開き願います。

2目街路事業費2,038万8,000円のうち都市整備部所管部分は2,026万8,000円で、前年度と比較して1,076万8,000円の増額となっております。増額の主な要因は、負担金補助及び交付金の増額によるものでございます。

説明欄◎常盤通佐間線街路事業費のうち12節除草委託料は、都市計画道路常盤通佐間線に係る除草に要する費用で、先行取得した土地約7,390平米に係る年2回分の除草費用でございます。

次の18節常盤通佐間線街路事業負担金は、事業主体である埼玉県が実施する街路事業費に対する負担金を計上したものでございます。

次に、4目公園費は2億9,789万3,000円で、前年度と比較し2,982万6,000円の増額となっております。増額の主な要因は、各所公園整備工事請負費の増額によるものでございます。

説明欄◎公園維持管理費の主なものとして、1節報酬から8節費用弁償までは都市計画課公園担当職員5名及び会計年度任用職員7名に係る人件費でございます。

10節消耗品費は、公園施設の維持管理上必要となる消耗品や、クビアカツヤカミキリ防除薬剤等を購入するものでございます。3つ下、電気料は、公園の園内灯や井戸ポンプなどの電気料でございます。次に、2つ下、修繕料は、公園を安全に利用できるよう補修修繕を行うための費用で、古代蓮の里の遊具や総合公園の電気設備などの修繕を予定しております。2つ下の上下水道料は、公園の水飲みやトイレ等に係る上下水道使用料を計上したものでございます。

次に、11節出役料は、水城公園などの園地補修や高木剪定などの緊急作業に係る経費を計上したものでございます。

195ページをお開き願います。

12節調査測量設計委託料は、水城公園東側園地再整備事業における令和4年度及び5年度施工予定分の実施設計業務に係る経費でございます。次の施設管理委託料は、主に忍城址及び見沼元塚公園の緑地管理業務や各所公園の高木剪定のほか、地元自治会などによる各所公園の管理業務に係る経費でございます。次の総合公園等指定管理料は、行田市総合公園及び富士見公園の運動施設を除く公園施設を管理するための経費でございます。次の古代蓮の里指定管理料は、古代蓮の里を管理するための経費でございます。これらの施設は、公益財団

法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団が指定管理者となっているものでございます。次の清掃委託料は、公園のトイレ清掃、水城公園、忍城址の園内清掃などの業務を委託するための経費でございます。次の除草委託料は、主にみなみ産業団地内の2箇所の公園や緑地帯などの除草に係る経費でございます。

次に、13節使用料及び賃借料のうち器具・機材借上料は、主に園地補修や高木剪定などの緊急作業の際に使用するダンプトラックや高所作業車などを借り上げるための経費でございます。

次に、14節各所公園整備工事請負費は、主に水城公園東側園地における護岸ぐいや園内灯などの更新及び各所公園の園内灯や小型遊具の更新工事に要する費用でございます。次に、古代蓮の里整備工事請負費は、古代蓮会館北側のトイレ改修工事に要する費用でございます。

次に、15節補修用材料費は、園内補修などに必要な砂や公園施設の修繕に必要な木材などの材料費を計上したものでございます。次の植木購入費は、主に水城公園などの花壇に来園者のおもてなしとして四季折々の花苗を購入する費用を計上したものでございます。

次に、17節事業用器具費は、公園の維持管理に必要な器具を購入するための費用を計上したものでございます。次の車両購入費は、公園の作業車として現在使用している軽トラックが購入から20年を経過し、故障や修理が頻発しているため、軽トラックを買い替える費用でございます。

18節市民協働参画事業連携推進交付金は、市民協働によるあずまやや花壇等の整備に係る費用について計上するものでございます。

次の◎忍川水辺環境維持費は、主に忍川堤防上の樹木の剪定及び除草や清掃を、栄町から行田地区までの忍川沿線の自治会の協力をいただき実施するための報償金などでございます。

2つ目の◎彩の国さきたま公園整備対策費は、県営さきたま古墳公園の拡張事業が円滑に進むよう、活動している地元協議会に対する交付金などでございます。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続いて、歳入予算についてご説明申し上げます。

34ページをお開き願います。

13款使用料及び手数料、1項使用料、5目土木使用料のうち3節都市計画使用料、右側説明欄、公園占用料は公園内に設置されている東京電力及びN T Tの電柱及び支線などの占用料、公園使用料は総合公園管理事務所の貸室等に係る使用料でございます。

次に、40ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金のうち3節都市計画費補助金、右側説明欄の都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業補助金は、主に水城公園東側園地再整備事業に対するもので、補助率は事業費の2分の1でございます。次の立地適正化計画策定支援事業補助金は、令和4年度に新規に着手する立地適正化計画策定に対するもので、補助率は事業費の2分の1でございます。

次に、48ページをお開き願います。

16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち説明欄の上から12行目、一般土地貸付収入（都市計画課）は、長野5丁目市有地に係る貸付収入及び都市計画道路常盤通佐間線用地として先行取得した土地に係る貸付収入を見込み計上したものでございます。

次に、60ページをお開き願います。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入、7節施設貸付収入のうち説明欄下から5行目の公園電気料は、忍城址、郷土博物館前などに設置されている自動販売機の電気料を見込み計上したものでございます。

62ページをお開き願います。

9節用品等売払収入のうち右側説明欄の上から6行目、都市計画図売払収入は、都市計画図の売払いによる収入を前年度の売払い額を参考に見込み計上したものでございます。

66ページをお開き願います。

21款市債、1項市債、6目土木債、2節都市計画債の右側説明欄、都市公園整備事業債は、水城公園東側園地再整備事業に係る事業債を計上したものでございます。

以上で議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算の都市計画課に係る歳入歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

続いて、建築開発課、斎藤課長、お願いします。

○建築開発課長 それでは、建築開発課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出予算からご説明いたしますので、予算に関する説明書191ページをお開き願います。

8款4項1目都市計画総務費、右側説明欄の◎建築開発課関係経費は、前年度に比べ143万2,000円の増額でございます。

それでは、内訳をご説明いたします。

1 節報酬費の委員報酬費は、行田市空家等対策協議会に伴う委員報酬12名の2回開催分を計上したものでございます。

8 節旅費のうち費用弁償は、行田市空家等対策協議会に伴う委員の日額費用弁償でございます。

11 節役務費のうち出役料は、道路後退用地等寄附採納に伴う要綱に基づき寄附を受けた建築基準法第42条2項の規定による道路後退用地等の緊急措置として、砂利敷きや除草の費用及び行田市老朽空き家等の適正管理に関する条例に基づき、問題空き家に対して応急措置を講じる場合に係る作業員の人件費でございます。郵便料は、通常業務に必要な郵便代金でございます。その下の保険料は、日本建築行政会議特定行政庁団体賠償責任保険で、市が行った建築確認検査業務の過失が原因で建物が損壊し、建築主から損害賠償請求が提起された場合に保険料が支払われるものでございます。また、その2つ下の手数料は、申請者が電子申請にクレジット払いを選択した際の決済手数料でございます。

12 節委託料のOAシステム保守点検委託料は、現在稼働中の開発許可情報システムのバージョンアップや不具合等の修正を含めた保守業務及び令和2年度、3年度分の開発登録簿の紙データのスキヤニングに要する費用でございます。

13 節使用料及び賃借料のうち2番目の器具・機材借上料は、11節の出役料で申し上げました寄附を受けた道路後退用地の緊急措置として、砂利敷き、除草に伴う作業や、適正管理条例に基づき、問題空き家に対する応急措置を行う場合の工事車両等の費用でございます。

14 節工事請負費の道路後退用地整備工事請負費は、寄附を受けた道路後退用地の側溝整備や舗装整備等に要する工事費用でございます。

18 節負担金補助及び交付金のうち一番上の木造住宅耐震改修等補助金は、昭和56年以前に建築された木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断や耐震改修工事費用の一部を助成するので、耐震診断としては2件分、耐震改修としては1件分及び簡易耐震改修として1件分を見込み計上したものでございます。その下の老朽空き家等解体補助金は、老朽化した空き家の解体を促進するため助成するもので、過去の実績に基づき9件分を見込み計上したものでございます。次の道路後退用地分筆補助金は、道路後退用地の寄附を受け入れるに当たり、申請者側で実施した測量及び分筆登記に要した費用の一部を補助する費用として7件分を見込み計上したものでございます。次の空き家利活用補助金は、来年度から新たに設けるもので、市内の空き家を地域の交流やにぎわいの活性化を目的として改修し、利活用する場合の改修費用として1件当たり100万円を上限として補助し、2件分を見込み計上したものでござ

います。

以上で歳出予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、前に戻りまして36ページをお開き願います。

13款2項4目土木手数料のうち2節開発手数料480万1,000円は、右側説明欄の開発許可等申請手数料、適合証明申請手数料及び諸証明手数料の合計を見込み計上したもので、前年度に比べ32万円の増額でございます。

3節建築手数料96万4,000円は、右側説明欄の建築確認等申請手数料及び諸証明手数料の合計を見込み計上したもので、前年度と比べ29万7,000円の増額でございます。

次に、40ページをお開き願います。

14款2項5目土木費国庫補助金、3節都市計画費補助金は、右側説明欄の狹隘道路整備事業費補助金を見込み計上したもので、道路後退用地整備工事に対するものでございます。

次に、46ページをお開き願います。

15款3項3目土木費委託金、1節都市計画費委託金9,000円は、右側説明欄の建築動態統計調査交付金を見込み計上したものでございます。

次に、60ページをお開き願います。

20款4項1目雑入、5節委託金収入8,536万8,000円のうち右側説明欄一番上の建築確認調査事務委託金8,000円は、埼玉県が審査を行う建築確認申請等について、申請内容の一部を市がチェックする事務に対する県からの委託費用を見込み計上したものでございます。

以上で議案第6号 令和4年度一般会計予算のうち建築開発課所管部分についての説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 それでは、何点かありますので、1点ずつ、やらせていただきます。

まず、189ページの都市計画課関係経費の中の12節、説明欄の立地適正化計画策定委託料、これについて質疑をさせていただきます。

今、説明を受けました。なぜかということでこれを受けたんですけども、分からないんで、人口減少ということで説明しましたけれども、人口減少は今始まったばかりじゃなくて、行田はずっと人口減少が続いております。なぜ今ここで、人口減少なんだから、この計画を今日からつくらなければならないのか、まずそこら辺を最初に教えてください。今必要とした理由を。

○委員長 答弁願います。

寺田副参事、お願いします。

○都市整備部副参事 お答えいたします。

まず、立地適正化計画ですけれども、もともと行田市の場合、都市計画マスタープランというものがございまして、その中で将来の都市構造ですとか土地利用の方針などをそこで定めているわけですけれども、その辺の計画を具現化するために立地適正化計画というのを定めてそれを運用していくということで、今、本市のみならず、全国的にそういうもので今進んでいる状況でございます。

以上でございます。

○委員長 いかがですか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 全国的に進んでいると言いながらも、行田はもっと早く進んでいたと私は理解しているので、その中で1つ、先ほどの説明の中で集約型という話がありました。そういう中でこういう資料を見ますと、居住誘導区域とか都市機能誘導区域ということをやっております。この誘導というのはどういうことを具体的に言っているのか、居住の誘導とか都市機能の誘導区域というのは、これは具体的にどういうことを言っているのか教えてください。

○委員長 寺田副参事。

○都市整備部副参事 お答えいたします。

まず、居住誘導区域ですけれども、今人口減少が進んでいるわけですけれども、生活サービスと地域コミュニティが持続的に確保されるように密度を上げるというような中で、居住誘導区域というものを定める、そういうものが居住誘導区域でございます。その居住誘導区域の中に、都市の中心部などに行政、商業、医療機能など誘導したい都市機能施設を明示して、生活サービス施設の誘導を行ってサービスの効率的な提供を図る、そういうものが都市機能誘導区域ということでございます。

以上でございます。

○委員長 いかがですか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 私、ここで今お話を聞いている範囲で、すごくばかでかい、何かとてつもないものを起こしていくのかという、例えば居住を誘導して、それでまとめていくんだ、また都市機能をまとめてしまうという、そこへ誘導していくんだという、そういうこととしております。

それと、続けて今の関連で、同じように医療だとか福祉、商業の施設も誘導すると計画していますよね。そこに併せて今度は医療、福祉、商業、この施設も誘導するという。すると、先ほどの居住、都市機能を含めた形で、何かすごく大きな計画ということになるんでしょうけれども、これはそこまで広げて、実際行田市はどういうことにこれをやろうというのか、どういうまちを目指していこうとするのか、そこをもう一度説明してくれませんか。これをつくってどうするのか。

○委員長 寺田副参事、答弁願います。

○都市整備部副参事 お答えいたします。

まず、行田市の都市計画マスタープランの中で、都市づくりの基本方針というものは、環境負荷の少ない集約連携型の都市づくりというものがございます。今後の人口減少が進んでいく中で、都市の中心部の人口密度を上げて、誰もが住みやすく持続可能なまちを目指すという中で居住誘導区域や都市機能誘導区域を定めていくものでございまして、都市計画マスタープランの具現化ということでこの立地適正化計画は定めるものでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 なお分からなくなってきましたんで、私はマスタープランはマスタープランで、もうできてしまっていますからね。そういうマスタープランにあえてまたこういうものをつくっていくということで、そうすると第6次総合振興計画も今進んでいる中で、それを改めてつくっていくんだ。総合振興計画には具体的なこういうのは分かっていたので、そうしたときに、これをつくってやるとしたときに、次にこの計画書ができた後に、では基本計画に入っていくのか、最終的には行動計画まで、実施計画までつくるということであれば、これは何年度までに全て目的として完成させるんだと。プランをつくるだけで終わりにするんなら、税金の無駄遣いになると思うので、税金を使うんならばどこまでそれで最終的にはこの計画を完成させるんだという、実施計画まで、また行動計画までやるのかどうか、そこ

の判断を聞かせてください。お願いします。

○委員長 寺田副参事。

○都市整備部副参事 お答えいたします。

まずは、立地適正化計画ですけれども、将来というか、今も人口減少が進んでいるわけですけれども、持続可能なまちづくりを行っていく中で、長い時間をかけてゆっくり緩やかに都市施設や住宅、居住なんかを誘導をしていきたいと考えております。この立地適正化計画というのは、まずおおむね20年の計画スパンでございます。その中で適宜見直しを行いながら進めていくというものでございます。

以上でございます。

○委員長 ということです。よろしいですか、高橋委員。

○高橋委員 はい。

○委員長 ほかにはいかがですか。

吉野委員どうぞ。

○吉野委員 せっかく高橋委員のほうでこのところを出していただいたんで、私からは、この間の一般質問を15人ほどやって、その中で小林委員長が土地の関係でご質問されて強く感じましたけれども、行田市の場合は何と云って農地規制がでんと構えていて、その周辺を幾らこんなに一生懸命やっても、最終的には農地を崩さない限りは行田はなかなか首も回らないというのをこの間すごく強く感じまして、まあそれ以前から感じていたんですけれども、この行田の場合は、農地が先ほど言いましたようにでんと構えていて、ここを突破しないと第6次総合振興計画の土地利用構想図も本当に絵に描いた餅みたいで、今回こういう立地適正化計画、これは恐らく国からの補助金が来るので、国からのそれなりの指示というか、そういうものがあるのかと思うんですけれども、いかがなんでしょうか。

○委員長 寺田副参事。

○都市整備部副参事 お答えいたします。

国からの支援という部分ですけれども、当初予算でも立地適正化の補助金の部分も上げさせていただいております。2分の1ということで計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 ここ、来年度では978万7,000円で、債務負担で5年度についても同額のものが上

がってしまして、総額だと1,957万4,000円で、2,000万円近いお金をかけてこの計画をつくるわけですけれども、先ほどの高橋委員の質疑でもありましたように、2,000万円かけてつくったのはいいんですけれども、これを本当に実現しようとする、さっき言ったように農地の関係からすると、特に行田市の場合には非常に難しいという感じがするんですけれどもね。実施の責任者の寺田副参事からするとどうですかね、前途はすごい、うんと頑張るというか、1代じゃ終わらないというか、もう百年河清を待つみたいな感じで、私としては大きな仕事が国から来てやるのも何か気の毒なような気がするんですけれども、そこら辺ももう当然ひしひしと分かっていると思うんですけれども、どうですかね、感想というか、何か質疑になっていないような気がするんですけれども。

○委員長 答弁はどんなふうに求めますか。

○吉野委員 素直なところで寺田副参事の意気込みというか、そこら辺をお聞かせいただければ。

○委員長 どうですか、寺田副参事、答弁願います。

○都市整備部副参事 お答えいたします。

この立地適正化計画ですけれども、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、行田のみならず、様々な自治体でも今、人口減少ということが叫ばれております。そういった中で、継続的に持続可能な都市を目指すという中では、集約をして連携をしながらまちづくりを進めていくというものが必要不可欠であると感じております。そういった中で、市街化区域の中をさらに居住誘導区域とか都市機能誘導区域を絞り込むことによって人口密度を上げて、行田市がさらに持続的に進められるように取り組むつもりでおります。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか、吉野委員。

ほかには。

続いて、木村委員どうぞ。

○木村委員 191ページで、建築開発課関係経費で2点ばかりお聞きします。

14節の道路後退用地整備工事請負費ですけれども、いわゆる後退したところの側溝整備、舗装打ち換えとかが内容ですというお話だったんですけれども、これは今年度後退していただいて、その部分が未整備になっているので、来年度やろうというような内容なんでしょうか。それで、それは何箇所ぐらいを想定しているんでしょうか。まずはそれ。

ついでに18節で空き家利活用補助金の1件100万円の2棟分という話でした。地域の交流や

空き家の利活用に使っていただければということで、それに対して1件100万円を出しますよというお話ですけれども、地域の交流というのは、個人で地域の交流をやるとか、空き家利活用補助金を利用してそういうことをやろうというのは、どういうイメージを持って計画を立てるとこれに適用されるのか、どういうイメージを持っているのか教えていただきたいと思います。

○委員長 答弁願います。

斎藤課長。

○建築開発課長 それでは、まず最初の道路後退用地の件で答弁させていただきます。

こちらの道路後退用地整備につきましては、来年度計画しているのが、今年度寄附されたものではなくて、過去に受けてまだ未整備な部分について整備を予定しております。場所といたしましては、市内の旭町地内での道路の拡幅整備でございます、国費を使ってL型の側溝の整備を含めて行う工事でございます。

続きまして、利活用補助金について答弁させていただきます。

こちらにつきましては、イメージというところでのお話だったかと思うんですけれども、こちらの利活用補助金につきましては、まず対象者というのが、空き家の所有者またはそちらを借りて事業を行いたいという方が対象となっております、例えば個人の方が地域の方のための高齢者の居場所を設けたいですとか、あとは学習支援等の施設を考えたいというときにこの補助金を活用して、空き家のハード面の部分の改修をしていただくというときに、補助金の対象となるということでございます。

以上でございます。

○委員長 どうですか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 ありがとうございます。

最初のお答えは、令和2年度以前のもので旭町に1箇所、そういう場所を考えているということですが、今年もセットバックしまして、いわゆる下がっている人、分筆の登記が終わってその整備を待っている人、多分いると思うんですね。その方たちの工事はすぐにやらない、その費用は今回見ていないということでしょうか。

○委員長 斎藤課長。

○建築開発課長 それでは、説明が足りなかったかと思うんですけれども、あくまでも国の補助を入れて後退用地の整備をということで、側溝の整備等を含めた工事を旭町で1件行うと

いうことで今予定しております。

ほかに今年度寄附をもらって整備が必要なところというのも、市の単独予算で舗装での整備というところを別に令和3年度に寄附されたところで2件、それと令和元年度で寄附された部分を、いわゆる小規模と言ったらあれですけども、そういう舗装復旧程度の工事で市の単独予算で3件分を整備するという予定でございます。

以上でございます。

○委員長 どうですか。

木村委員、どうぞ。

○木村委員 分かりました。この14節にあるのは、国庫補助を使ったところのいわゆる整備という工事請負費だけでも、既にセットバックして舗装ぐらいのあまりお金がかからないようなものについては、令和3年度で2件、それ以外に3件ぐらいの予定をしているということによろしいですか。

○建築開発課長 はい、そうです。

○委員長 どうぞ、木村委員。

○木村委員 続いて、空き家の利活用ですけども、今のお話を聞きますと、空き家を使って勉強を教えたりとか、そういうことに使うような場所であればオーケーということですけども、それは塾みたいなお話でしょうか。いわゆるボランティア的にやってくれる方、または地域の方が集まって少し交流ができるような場所をボランティア的に商売抜きでやってくれるような方についてのみの補助金なのか。商売でやる人については駄目なのか、その辺、何か分けがあるのであれば教えてください。

○委員長 斎藤課長。

○建築開発課長 基本的には、営利目的というものでない事業についてが補助の対象となりますけれども、ただし、多少の営利というか費用負担が生じて、例えば子ども食堂ですとかそういうものでも補助の対象になりますので、そういったことで100%完全な営利目的じゃなければ補助の対象と考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

吉野委員、どうぞそちらから。

○吉野委員 空き家の話が出たんで、1つお伺いしたいんですけども、最近の報道によると、

住める状況でない空き家に対して、現在優遇税制といますかね、税率を下げて安くしていますけれども、空き家を解体といますか、始末する、処分する手段として、優遇税制を見直して元に戻すとか、そういう自治体も出ているようですけれども、行田の場合はどうか、そこまで踏み込んで検討なり俎上というか、メニューの中に入るといふ準備といますか、そういうのがあるのかどうかお聞かせください。

○委員長 斎藤課長。

○建築開発課長 確かに全国的には住宅用地特例というんですかね、そういったもので、建物が建っていれば固定資産税等が軽減されるという制度がございますので、何とか法律上の解釈等でそういった特例を解除するような方法が何かないかというところを市長からも宿題としていただいておりますので、新たな空き家対策計画というのが今年度から5か年で始まりますので、そういった中でも1つの取組として考えるということで担当内では今進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長 どうぞ、吉野委員。

○吉野委員 分かりました。都市部もそうですけれども、田舎部のところも若い人が外へ出てしまって、戻ってこなくてずっと空き家になっているお家が結構あるんですけれども、まだ使えるところは使いたいとは思いますが、この間の質疑じゃないですけれども、農地の関係があつてなかなか流通ができないというのは歯がゆいところもあるんですけれども、そういう手段をひとつ検討していただいて、すっきりしたまち並みにしていただきたいと思うんですが。

ついでに、私の簡単なやつを1つ、常盤通佐間線の関係ですけれども、1月27日付で事業認可ということで、この間、私、都市計画税の話聞いたんですけれども、これって事業認可というのは県の事業だと思うんですけれども、これ事業認可というのは誰が誰に申請をすると許可が出るんですかね。事務手続が分からないので教えてもらえますか。

○委員長 寺田副参事。

○都市整備部副参事 お答えいたします。

今回の都市計画道路常盤通佐間線の関係ですけれども、まず埼玉県が国に対して都市計画事業の認可申請書というのを出してあります。その後、要は国から認可を認めますというようなことで通知が来ているところでございます。それで、実際その後に、官報などに載ることによって効力が発生するというような形になります。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○吉野委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 それでは、先ほどの関連でまず1つ。空き家の利活用について、先ほど質疑の中で幾つか私も気になっているのでお願いいたします。

まず、これ100万円で2件ということで説明を受けましたので、補助率というのがあるのかどうか。100万円までだったら10分の10、200万円でも要するに100万円までは出るのか、何かその補助率があるのか、1つお願いします。

それから、もう1つ、この補助金を使った場合には、要するに1年間でも使う期間がいいのか、それこそ何か期間的な問題は、最低これだけはやってくださいよという、そういう利用期間の責めがあるのか。要するに1カ月でもやってくればいいよという、そんな状況でこの利用期間がいいのかどうか。それから、まとめてやってしまいますので、先ほど説明の中で高齢者の人という中で話も出ました。そうすると、今高齢者の方たちも介護施設を含めてケアハウスがありますけれども、そういう目的でもこれが使えるのか、そういうこともひとつどうなのか、使えるのかどうかお願いしたいのと、それとあと、もうしばらく前から自治会で高齢者の方々にいろいろなソフトで事業をやってくれと言えば、そういう場所を設けるというか、自治会館等でそれをやっていただいている今経緯があると思うんですけれども、今続けているのか分かりませんが、自治会の中で高齢者をやっているものがあつたと理解しているんだけれども、そういうものはどういうふうになるのか。それから、家賃はどういうふうになるのか、様々なこういうものが引っかかってきたので、そこら辺のところ、すみません、今言ったことをまとめてまず説明してください。

○委員長 答弁願います。

斎藤課長。

○建築開発課長 それでは、ご質疑にお答えいたします。

まず、補助金の補助率についてですけれども、補助率は対象経費の2分の1を上限として今考えております。ですから、200万円の対象経費であれば100万円市が負担をして、申請者で100万円を負担していただくということになります。

それと、事業の継続ですけれども、5年間事業の継続をお約束していただくことが補助の支払いの対象となるところでございます。

それと、3つ目として、高齢者の居場所の関係ですけれども、例えば地元で高齢者のお茶飲み場みたいなことでの居場所、そういったもので空き家を使用していきたいという方に対しても補助の対象になってくるところでございます。

それと、地元で自治会でやっている、そういった高齢者の居場所づくりというんですかね、集いの場みたいなものを計画されているというのであれば、そういったところも基本的には補助の対象となってくるところでございます。

以上でございます。

○委員長 まだ1つ、家賃との関わりが抜けていましたね。

○建築開発課長 すみません、失礼いたしました。

それと、家賃については補助の対象としては考えておりません。あくまでもハード面、施設の改修費用だけが補助の対象となってくるところでございます。ただ、ほかに、ちょっと詳しいところはすみませんが、福祉政策でそういったソフト面の補助を行っているケースがあるというのは聞いてはおりますけれども、今回空き家の利活用の対象としては、あくまでもハード面での整備の補助ということで、ソフト面についてはこちらの対象としては考えておりません。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか、高橋委員。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 それでは、もう1つ関連で、先ほどの常盤通佐間線の話で、これは国からの認可という話で、私は常盤通佐間線はとっくにこんなことはもう全てで手続上は終わって事業を行っているのかと思っていたものですから。そうすると、今日の午前中の話も含めてですけれども、こういうときは何か県とのいろいろな事業の書面とかは行田市と取り交わしているのかどうか。というのはなぜかという、10年後に完成という話ですから、じゃ10年という書面が何か証拠としてあるのかどうか。10年後には完成しますよという書面を今回取り交わしてあるのか、それを教えてほしいのと、それからこの1,886万8,000円の実際の全体の予算はどれぐらい県が見ている、そのうちのこの1,800万円を含めた形では何を進めようとしているのか、計画の中身、それを教えてください。

以上です。

○委員長 答弁願います。

寺田副参事。

○都市整備部副参事 お答えいたします。

まず、10年の書面があるかというところですが、まず官報に載るということでお話しさせていただきましたけれども、その中に事業施工期間というものがございまして、最終が令和13年3月31日と記載してございます。

この事業の全体の予算ということでございますけれども、全体の事業費としましては36億5,000万円ということで伺っております。

○委員長 いや、寺田副参事、この1,800万円に関わる事業費ということで高橋委員は尋ねています。

○都市整備部副参事 来年度の予算としましては1,800万円ですが、その事業の内容としましては、令和4年度につきましては橋梁の詳細設計、用地買収、物件補償などを埼玉県で行うということで伺っております。その部分の市の負担金ということで今回1,886万8,000円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長 今の説明のその事業の費用はどのくらいということで出ていますか。

○都市整備部副参事 来年度の県の事業費ということですね、失礼いたしました。伺っている範囲ですと、1億2,300万円ということで伺っております。このうちの国庫補助としまして2,866万500円を予定している。そうしますと、国庫補助以外のお金が9,433万9,500円、このうちの5分の1が行田市の負担ということで1,886万8,000円ということでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか、高橋委員。

ほかにはいかがですか。

吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 お尋ねしますが、先ほどの空き家の補助で100万円と説明したわけですが、これは5年間という契約、5年間は最低やっていただきたい。それが万が一、途中で事業が終わった場合にはペナルティというのはあるんですか。そこを教えてください。

○委員長 どうですか。

齋藤課長。

○建築開発課長 今、その辺の要綱を詰めておりまして、その中では事業を取りやめた残期間

で、その辺については補助金の返還というものも出るということで今考えております。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○吉田委員 もう1点。あと、この老朽化空き家解体補助金というのを、説明では今年度は9件という形で、270万円を計上しています。9件でいいんですよね、予定は。

○建築開発課長 そうです、そのとおりでございます。

○吉田委員 そうすると、簡単に9件だと、割り振ると1件30万円の補助ですよ。今、解体費も随分かかると私は認識しているんですけども、この解体補助金というのは、一律30万円という形で予算を組んでいるか、それとも解体費用が出てきて、その何分の幾つですという補助率という形なのか、どういう方法で計算するのか教えていただきたい。

○委員長 答弁願います。

齋藤課長。

○建築開発課長 まず、空き家の解体補助金につきましては、解体工事費用の2分の1以内で上限30万円となっております。ですので、60万円の総工事費の場合に補助金が上限の30万円出ますよということになるかと思えます。

○委員長 よろしいですか。

吉田委員。

○吉田委員 そうすると、30万円だと、今1件解体すると、大体20坪、15坪ぐらいの解体費ですよ、多分ね。空き家1件ってもう20か30坪、最低あると思うんですよ。とてもじゃないが30万円ぐらいの補助じゃ、2分の1ということで解体は無理かと私は思うんですけども、それで9件見ているのであれば、もう少し補助率も、予算の計上ももう少し見ていいのではなかったかと私は思うんですけども、そこら辺どうですか。

○委員長 齋藤課長。

○建築開発課長 補助金につきましては、今年度の10月から50万円を30万円に下げしております。これにつきましては、補助金のここ何年かの実績に基づいて平均の解体費用を算出したときに、平均では約30万円程度だったということが30万円にした根拠でございます。

○委員長 よろしいですか。

○吉田委員 もう1件いいですか。

○委員長 はい、どうぞ、吉田委員。

○吉田委員 昨年度は解体何件あったんですか。

○委員長 齋藤課長。

○**建築開発課長** 実績としましては、昨年度は6件の補助金を支出したところでございます。

○**委員長** よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

○**高橋委員** それでは、まち並み景観について2点、聞かせてください。本会議で質疑してありますので、それを踏まえた上で細かいところを教えてください。

まず、八幡通りというのは質疑の中で聞きましたんで分かりましたけれども、まず確認ですけれども、今後他の商店街にもこのまち並み景観事業の計画があるのかどうか、他の商店街にもこのような計画は今後計画しているのかどうか、それを1点聞かせてください。

○**委員長** 答弁願います。

寺田副参事。

○**都市整備部副参事** お答えいたします。

まず、まち並みのほかの路線で計画があるのかというところですが、来年度については継続して八幡通りについて、今のにぎわいやこのまち並みづくりの機運を継続させていくために、引き続きまち並みづくりとにぎわいづくりなどを進めていきたいと考えております。今後、行田市は八幡通りだけではございませんので、そのほかについても景観整備などについて前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○**委員長** 高橋委員、どうぞ。

○**高橋委員** それは前向きというのは、やるということと判断してよろしいですか。それを私のほうで判断してよろしいですか。前向きというのは、やるんだということを。それを確認させてください。

○**委員長** どうぞ、寺田副参事。

○**都市整備部副参事** お答えいたします。

今回の景観整備の部分につきましては、行田らしいまち並みづくりとにぎわい創出基本計画というものがございまして、それに基づいてまずは八幡通りについて景観整備を行っております。その計画の中では、その通りだけではなくてほかの路線などについても具体的な展開ということで示されてございます。そういった意味では、今後ほかの路線についても、地域の皆様の機運が高まれば検討していくような形になると思っております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 そういうことを聞いているんじゃないんですよね。もうマスタープランにも入っているし、そういう中で今回は八幡通りというんならば、次回はほかの商店街にも計画しますと言うんなら、私としては分かるんだけど、住民の声を聞くとかなんとかではなくて、八幡通りだって住民の声を本当に聞いたんだか分からないので、そういう中で進めているわけだから、要するにやるんですかやらないんですかという判断、そののところだけ。分かりませんか。分からないならもうしょうがない。

○委員長 どうですか。

寺田副参事。

○都市整備部副参事 ほかの路線でやっていくかという部分につきましては、検討していくところでは今の時点ではお答えできません。申し訳ございません。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △散会の宣告

○委員長 以上をもちまして本日の議事日程を終了いたしました。

明1日は午前9時30分から委員会を開き、引き続き市民生活部及び環境経済部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

午後 4時 17分 散会

---

建設環境常任委員会

3月1日（火曜日）

令和4年行田市議会建設環境常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年3月1日（火曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件 議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算  
議案第8号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算  
議案第15号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例  
議案第16号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例  
議案第17号 行田市手数料条例の一部を改正する条例
- 審査日程 **【市民生活部】**  
議案第15号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例  
議案第16号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算  
議案第8号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算
- 【環境経済部】**  
議案第17号 行田市手数料条例の一部を改正する条例  
議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算

○出席委員（6名）

委員長	小林友明	委員	2番	木村博	委員
副委員長	小林修	委員	3番	吉野修	委員
1番	高橋弘行	委員	4番	吉田豊彦	委員

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

小池義憲	市民生活部長兼 危機管理監
磯貝和実	市民課長
酒井春彦	地域活動推進課長
岡田安弘	危機管理課長
風間重文	交通対策課長
今井良和	南河原支所長
堀口修司	男女共同参画推進 センター所長
江森裕一	環境経済部長
森原秀敏	環境経済部次長兼 商工観光課長
細谷博之	環境課長
前島伸行	農業委員会 事務局長
近藤隆洋	環境経済部副参事
金子政好	環境経済部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 田島裕介

午前 9時 30分 開議

△開議の宣告

○委員長 皆さん、おはようございます。

昨日に引き続きまして、建設環境常任委員会を始めさせていただきます。

では、ただいまから建設環境常任委員会を開会いたします。

傍聴人が2名いらっしゃいますので、傍聴される方につきましては、委員会審査中の雑談、発言等を禁止いたしますので、よろしくご聴取のほどお願いいたします。

なお、審査中における傍聴人の入退室については自由となっておりますので、念のため申し添えます。

本日は、市民生活部及び環境経済部所管の議案について審査を行います。

審査につきましては、昨日配付いたしました審査日程により行います。

初めに、市民生活部所管の議案について審査を行います。

まず最初に、市民生活部長、ご挨拶をお願いいたします。

○市民生活部長 皆さん、おはようございます。

日頃より、小林友明委員長を初めといたしまして建設環境常任委員会の委員の皆様には、市民生活部各般にわたる事務事業の推進に格別のご理解、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

本日ご審議いただく案件でございますが、条例改正といたしまして議案第15号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例、それと議案第16号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例、この2議案、また当初予算といたしまして議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち市民生活部の所管する部分、それと議案第8号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算の2議案の合わせて合計4議案となります。何とぞ慎重なるご審査を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、この後、各課長よりご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

では、これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用させていただきよう、併せてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び質疑並びに答弁は簡潔明瞭に行っ

ていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

なお、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、この後審査を行います環境経済部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第15号について

○委員長 初めに、議案第15号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

市民課、礒貝課長、お願いします。

○市民課長 おはようございます。

市民課でございます。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第15号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の107ページをお願いいたします。

本案は、本年4月1日から電子申請サービスを拡充することに伴う改正でございます。

本市の各種行政手続における電子申請サービスにつきましては、現在187の手続が可能となっておりますが、本年4月からは、これを拡充して、利用者が来庁せずに、申請から手数料等の支払い、証明書の交付までを完結できるサービスの導入を予定しております。従来の電子申請による印鑑登録証明書の交付においては、申請された方に来庁していただき、印鑑登録証の提示をもって交付しておりましたが、新たなサービスの導入により、印鑑登録証の提示が不要となることから、印鑑登録証の提示について規定した条文を削除するとともに、用語の整備を行うものでございます。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の8ページをお願いいたします。

第2条及び第5条は、用語の整備を行うものでございます。

9ページをお願いいたします。

第10条は、用語の整備を行うものでございます。

第14条第1項は、用語の整備を行うものでございます。

その下の第2項は、電子申請による印鑑登録証明書の交付について、従来の制度で求めていた印鑑登録証を提示する規定でございますが、今回のサービスの拡充に伴い、印鑑登録証の提示は不要となることから、削除するものでございます。

第14条の2は、用語の整備を行うものでございます。

10ページをお願いいたします。

第16条及び第19条は、用語の整備を行うものでございます。

議案書に戻りまして、108ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和4年4月1日からとするものでございます。

以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第15号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

いかがですか。よろしいでしょうか。

木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 ご説明ありがとうございました。

最初のご説明で、187の手続があって、来庁せずに、申請しないで済むということで、印鑑条例の一部改正とご説明いただいたわけですが、来庁せずに手続ができるのは187のうち幾つぐらいになるのか、参考に聞かせていただければ。その一つに印鑑証明があるということですが、

○委員長 答弁願います。

儀貝課長。

○市民課長 お答え申し上げます。

印鑑条例につきましては、この187には含まれておりませんで、現在が187で、4月からの拡充で印鑑登録証明書が手続として増えるということになっておりまして、4月から拡充される手続は22の手続となっております。申し訳ございません、187の中に、これ他課の手続も含まれております部分がございます、このうち来庁せずに手続が完結するという事は、申し訳ございません、把握しておりません。

以上でございます。

○委員長 どうでしょうか、木村委員。

○2番 木村委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第15号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第15号 行田市印鑑条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 40分 休憩

---

午前 9時 41分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第16号について

○委員長 次に、議案第16号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

危機管理課、岡田課長、お願いします。

○危機管理課長 おはようございます。

危機管理課でございます。

それでは、議案書の109ページをお願いいたします。

議案第16号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、水害対策の一元化を図るため、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する水防協議会について、廃止の上、防災会議に吸収、統合するため、所要の改正を行うものでございます。

現在、水防対策に関わる計画としては、危機管理課が所管する災害対策基本法に基づく地域防災計画と、管理課が所管する水防法に基づく水防計画があり、地域防災計画の審議機関として防災会議が、また水防計画の審議機関として水防協議会がございます。本年4月から、水防事務に関する業務については一括して危機管理課において担うこととしたことから、水防計画の内容を地域防災計画の中に掲載することで、両計画の一体化を図ろうとするものでございます。

これにより、水防計画の内容は地域防災計画を審議する防災会議において審議できるようになることから、水防計画の審議機関である水防協議会については、廃止の上、防災会議に吸収、統合するものでございます。地域防災計画と水防計画の策定事務の簡素化については、内閣府等からの通知を参考の上、改正するものであり、両計画を一体化することにより、策定事務の簡素化と水防協議会に関わる事務経費の削減が図られるものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の11ページをお願いいたします。

第2条は、防災会議の所掌事務について規定するもので、第2号で「水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。」を追加するものでございます。これに伴い、改正前の第2号、第3号、第4号を改正後、第3号、第4号、第5号に改正するとともに、用語の整備を行うものでございます。

その下、第3条及び第5条については、用語の整備を行うものでございます。

議案書に戻りまして、110ページをお願いいたします。

附則ですが、第1項は、施行期日について公布の日からとするものでございます。

第2項は、水防協議会を防災会議に吸収、統合することから、水防協議会の設置について定めた行田市水防協議会条例を廃止する旨、規定するものでございます。

以上で議案第16号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第16号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 おはようございます。

それで、説明ありがとうございます。

水防の関係については、私、以前、一般質問でお聞きしたことがありまして、並立していたわけですが、今回、防災の関係ということで、水防も含めて審議体制、水防の計画、体制も一本化になるということで、非常に喜んでいるわけですが、これを一本化することによって、現在、水防法というのはまだ生きていると思うんですが、それとの関係というのは特に問題はないですかね。それだけお願いします。

○委員長 答弁願います。

どうでしょうか。

岡田課長。

○危機管理課長 令和3年2月16日付で、内閣府より、地域防災計画と水防計画の策定事務等の簡素化についての通知がありまして、水防計画と地域防災計画の一体化する方法が明示されておりますので、問題はないものと認識しております。

○3番 吉野委員 分かりました。

○委員長 よろしいですか、吉野委員。

ほかにはいかがですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 すみません、分からないので。新旧対照表の11ページのところで、第2条の(4)ですね。(4)と、改正前が(3)で、そここのところの条項が、旧、改正前は「規定する」というのをカットしてなくして、そして今度は第3条の第7項で、今度は反対に「規定する委員」と、ここに今度は新しく追加しているんですが、この兼ね合いがよく分からないので、片方はなくして片方は追加しているという条文があるんで、そここのところを教えてくださいませんか。いいですか。

○委員長 執行部、答弁願います。

指摘部分は分かりますか。

○1番 高橋委員 ここ意味が分からないですが。

○危機管理課長 改正前の第2条の第3号のところの「規定する」が……

〔「第3号、第2条の3で」と言う人あり〕

○危機管理課長 はい。改正後の「第8号に規定する委員」の意味という認識でよろしいでしょうか。

○委員長 高橋委員、いま一度、その辺の聞く部分を明確に伝えてください。

○1番 高橋委員 いいですか。では、すみません。

改正後は、第2条の(4)が、要するに「前号の重要事項」となっています。しかし、改正前は(3)で同じ内容だと思うんですけども、「前号に規定する」という、この文章が今度なくなっていますよね。なくなっていますよね。

○委員長 これ、高橋委員、用語の整備という説明だと思うんですね。

○1番 高橋委員 ええ、そうそう、だからそれですけども……

○危機管理監 そうですね……

○1番 高橋委員 それで、今度は第3条第7項では出てきているという、その用語の整理ということだけれども、どういうふうな意味が……

○危機管理監 その整合性というか、意味合いということでしょうけれども……

○委員長 部長、部長、挙手してお願いします。

○危機管理監 はい。

○委員長 部長、お願いします。

○危機管理監 こちらについては、初めに課長から説明いたしたように、用語の整備というところですが、片方は「規定する」を「の」にして、片や「の」を「規定する」ということの、これは条例改正のテクニク的なところなので、今、総務課に、担当が確認に行っていますので、少しお待ちいただければと思います。申し訳ありません。すみませんです。

○委員長 現状は用語の整備ということのようですから。

では、ということでよろしゅうございますかね。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

どうですか。説明できますか。

○危機管理監 今、聞いてきた内容を説明させていただきますので。

○委員長 はい。答弁願います。

○危機管理課長 ご質問に答弁させていただきます。

改正前の条例の第2条において重要事項という字句が出てくる場所ですけども、こちらの重要事項という文言が出てきた場合、次の条で、前号の重要事項というふうに同じ重要事項という文言が出てくる場合は、「規定する」という文言を使わずに、「の」という文言にするという規則的なものがございまして、こちらにのっって訂正させていただいたということでございます。

○委員長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

部長からございますか。よろしいんでしょうか。

○危機管理監 ただいまの説明でよろしいでしょうかね。第2条の中で重要事項という文言が出てくる、ここだけ見た場合だと分からないと思うんですけれども、その場合の、ほかの号との説明の表記を合わせたというところがございます。この部分だけ見た場合は分かりづらんでしょうけれども、ほかの（略）とかありますので。

○委員長 この一覧表の中に出てこないということですかね。

○危機管理監 ええ、そうですね。

○委員長 重要事項という文言自体が第2条の第2号、第3号以前には出ていないですよ。

○危機管理監 ええ。そこで前に重要事項という言葉が出てきた場合には、「規定する」ではなくて、「の」という表現を使うというのがルールとしてあるということでございます。よろしいでしょうか。

○委員長 よろしいでしょうかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、そのようにご理解、ご了解をお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ、吉田委員。

○4番 吉田委員 すみません、組織体制のことでお聞きしたいんですけれども、今日までは水防審議会、条例と組織じゃないんですけれども、水防審議会とかという組織があって、片方には防災推進、防災組織というのが2つあったわけです、分かれてね。それを今度は水防をなくして1つにするという形だと思ってるんですけれども、水防審議会の委員もいると思ってるんですよ。そこら辺の審議会説明というのはどういうふうになっておるんですか。もう解散するわけでしょう。審議会の委員は、承知したんですか。

○委員長 岡田課長、答弁願います。

○危機管理課長 そちらにつきましては、現在、管理課の業務となっておりますので、管理課で調整をするというような話を伺っております。

○委員長 よろしいですか。

○4番 吉田委員 はい。

○委員長 ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第16号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第16号 行田市防災会議条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 9時 56分 休憩

---

午前 10時 08分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第6号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、市民生活部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず初めに、市民課、議員課長。

○市民課長 市民課でございます。

失礼いたしまして、着座にて説明させていただきます。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、市民課所管部分についてご説明申し上げます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、予算に関する説明書の110ページをお願いいたします。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、前年度と比較して1,314万2,000円の増額となっております。増額の主な理由は、マイナンバーカードの円滑な交付のため、交付業務に従事する会計年度任用職員の増員に伴う人件費の増、職員の人事異動に伴う給与等の高低差、法律の改正

に基づく戸籍システムの改修費用の増などによるものでございます。

右ページ説明欄の◎戸籍住民基本台帳費の主な内訳でございますが、1節会計年度任用職員報酬、3節会計年度任用職員期末手当、4節会計年度任用職員共済組合負担金、会計年度任用職社会保険料及び労働保険料、8節費用弁償は、会計年度任用職員14名分の賃金、保険料及び通勤手当でございます。

なお、主にマイナンバーカードの交付業務に従事する会計年度任用職員を3名増員することなどから、会計年度任用職員のこれらの人件費が前年度と比較して795万4,000円の増額となっております。

2節一般職給、3節時間外勤務手当、一般職期末勤勉手当及び一般職その他の手当並びに4節の一般職共済組合負担金は、職員20名分の人件費でございます。

7節記念品費は、出生の届出をした市民にお配りするオリジナルのバスタオル作製費用でございます。

10節消耗品費は、各種証明書の写しを印刷するトナーや事務用品等を購入するものでございます。その下の印刷製本費は、印鑑登録証カードの作成、各種証明書の写しを発行する際の改ざん防止用紙の印刷代のほか、マイナンバーカードの受け取りを通知するための専用封筒の作成費用でございます。

11節通信料は、各種証明書等の手数料の支払い方法であるクレジットカード等の決済サービスの利用に係る決済会社とのインターネット回線通信料でございます。その下の手数料は、コンビニ交付サービスに関して地方公共団体情報システム機構に支出するものや、市民課窓口及び電子申請サービスに係るキャッシュレス決済の決済手数料でございます。

12節OA機器保守点検委託料は、窓口の番号札発行機器やレジスター、運転免許証等識別装置、IC旅券用端末機、個人番号カード顔認証システム用スキャナーの保守費用でございます。

113ページをお願いいたします。

OAシステム保守点検委託料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システム及びコンビニ交付システムの保守費用でございます。その下のOAシステム改修委託料は、戸籍法の改正に伴い、戸籍システムを改修するものでございます。

13節OAシステム利用料は、戸籍システムソフトウェア利用料、その下のコンビニ交付システム借上料は、コンビニ交付に要する機器の借上料、その下のOA機器借上料は、住民基本台帳ネットワークシステム、戸籍システム、ファクスなどの借上料でございます。

18節個人番号カード負担金は、マイナンバーカード関連事務を委任している地方公共団体情報システム機構に対する本市の負担金でございます。その下のコンビニ交付運営費負担金は、各種証明書等のコンビニ交付サービスを実施するに当たり、人口規模に応じて定められた金額を負担するものでございます。

戻りまして、112ページをお願いいたします。

2目住居表示整理費でございますが、右ページ説明欄の◎住居表示整理費、10節消耗品費は、住居番号表示板の作製に係る経費でございます。

飛びまして、156ページをお願いいたします。

ページの中ほど、4款1項5目斎場費でございますが、前年度と比較して31万7,000円の増額となっております。

右ページ説明欄の◎斎場運営費ですが、10節修繕料は、火葬炉内の耐火材等の修繕に係る経費を計上するものでございます。

12節指定管理料は、斎場業務の指定管理料で、5年契約の5年目になるものでございます。その下の特殊建築物定期報告委託料は、建築基準法により斎場施設が特殊建築物に該当するため、埼玉県への定期報告に必要な調査について委託するものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

上から3番目、13款1項3目衛生使用料、1節保健衛生使用料でございますが、右ページの説明欄、斎場使用料は、火葬のほか、式場や法要ホールなど、斎場施設の使用料でございます。

36ページをお願いいたします。

2項1目総務手数料のうち、2節戸籍住民基本台帳手数料、右ページ説明欄の戸籍等手数料は、戸籍や住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付手数料でございます。

38ページをお願いいたします。

ページの中ほどになりますが、14款2項1目総務費国庫補助金のうち、2節戸籍住民基本台帳補助金ですが、右ページ説明欄の1行目、番号制度システム整備費補助金（市民課）は、戸籍法の改正に伴う戸籍システムの改修に対する国からの補助で、補助率は10分の10でございます。

その下の個人番号カード交付事務費補助金は、個人番号カード交付事務に係る国庫補助金

でございます。主な内訳は、交付業務に係る時間外勤務手当、交付業務に従事する会計年度任用職員7名分の人件費、交付に要するシステム機器のリース料や郵便料を見込んだものでございます。

その下の個人番号カード交付事業費補助金は、歳出で説明させていただきましたが、個人番号カード交付事業に係る地方公共団体情報システム機構へ本市が支出する負担金に対する国からの補助でございます。

40ページをお願いいたします。

下から2番目になりますが、3項1目総務費委託金の1節戸籍住民基本台帳費委託金、右ページ説明欄の中長期在留者住居地届出等事務市町村交付金は、中長期滞在外国人の在留届出事務に対する委託費交付金でございます。

46ページをお願いいたします。

15款3項1目総務費委託金、3節戸籍住民基本台帳費委託金、右ページ説明欄の人口動態調査費交付金は、出生、死産、婚姻、離婚等の届出に関する調査交付金で、その下の人口統計調査事務交付金は、人口統計集計調査に係る交付金でございます。

少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、7節の施設貸付収入、右ページ説明欄の上から12行目になりますが、斎場電気料は、斎場施設内に設置の自動販売機等の電気料でございます。

62ページをお願いいたします。

8節電話使用料ですが、各公共施設に設置されている公衆電話使用料の予算額2万2,000円のうち1,000円を、斎場内に1台設置している公衆電話の使用料として計上しております。

9節用品等売払収入、右ページ説明欄の一番下の住居表示案内図売払収入は、住居表示案内図の売払収入でございます。

15節雑入、右ページ説明欄の事務手数料、予算額104万8,000円のうち、市民課ロビーに設置された有料コピー機のコピー代金収入として6万円、電子申請サービスにより申請のあった証明書を郵送するための郵便料収入として10万円を見込んだものでございます。

以上で、市民課が所管する歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございました。

続きまして、地域活動推進課、酒井課長、お願いします。

○地域活動推進課長 地域活動推進課です。

初めに、地域活動推進課の所管する歳出について細部説明を申し上げます。

着座にて説明させていただきます。

予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、説明欄、上から4番目の◎地域活動推進課関係経費は、地域活動推進課職員の時間外勤務手当及び湯ったりあったか元気倍増事業の経費でございます。

次に、81ページをお願いいたします。

2目文書広報費のうち、説明欄の上の◎市民相談費でございますが、前年度と比較いたしまして35万6,000円の減額となっております。

主な内訳につきましては、1節会計年度任用職員報酬及び8節費用弁償は、消費生活相談員2名に関わる人件費でございます。

また、10節消耗品費は、主に消費者被害防止に向けた啓発用物品を購入するための経費を計上したものでございます。

また、12節弁護士委託料は、無料法律相談を実施するための委託料で、令和4年度より1箇所増の3箇所の法律事務所に委託する予定でございます。

次に、96ページをお願いいたします。

13目自治振興費でございますが、前年度と比較して1,304万2,000円の減額となっております。

右ページ説明欄の上の◎都市社会施設整備費でございますが、前年度と比較して1,041万円の減額となっております。減額の主な理由は、自治会施設建設事業費補助金のうち、令和3年度に計上しておりました自治会集会所新築に対する補助金が令和4年度は予定されていないことなどによるものでございます。

主な内訳ですが、10節修繕料は、子ども広場などに設置しているフェンスや遊具の修繕に関わる経費でございます。

その2つ下の12節遊具点検作業委託料は、子ども広場などに設置している遊具の点検を専門業者に委託して行う経費でございます。

また、18節自治会施設建設事業費補助金は、自治会集会所の修繕等に要した費用の一部を自治会に補助するもので、内訳といたしましては、集会所の修繕費用の補助金100万円と、自治会倉庫の新築費用の補助金150万円となっております。

次の◎自治会振興費でございますが、前年度と比較して336万2,000円の減額となっております。

ます。減額の主な理由といたしましては、自治会連合会の繰越金の増に伴い、同団体への補助金が皆減となったことなどによるものでございます。

主な内訳ですが、12節文書使送業務委託料は、自治会への市報等の配送業務を委託する経費でございます。

次の18節自治会青年部女性部補助金は、前年度から青年部が1団体、女性部が12団体の減少により減額となっており、自治会補助金は、補助制度の見直し及び防犯灯電気料の増額補助を踏まえ、減額計上となっているものでございます。

次に、99ページをお願いいたします。

説明欄、上の◎防犯対策費でございますが、前年度と比較いたしまして73万円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、防犯灯電気料補助金の補助割合を90%から100%にしたことなどによるものでございます。

主な内訳でございますが、1節会計年度任用職員報酬、4節会計年度任用職共済組合負担金、会計年度任用職社会保険料及び労働保険料並びに8節費用弁償は、地域活動推進課の防犯嘱託員2名分の人件費でございます。

10節消耗品費は、自主的な防犯活動を行っている防犯パトロール団体に配布するパトロール用品や防犯啓発品等を購入するための費用でございます。

2つ下の修繕料、11節車検代行料及び車両保険料並びに26節自動車重量税は、防犯パトロールで使用しております青色回転灯つきパトロールカーの維持管理に要する経費でございます。

12節安全・安心情報メール配信委託料は、不審者情報や犯罪情報、また災害発生時の被害情報などを登録者に迅速にお伝えするメール配信サービスの経費でございます。

18節防犯灯設置補助金は、自治会が行う防犯灯の新設・移設・修繕に係る経費の一部を補助するもので、次の防犯灯電気料補助金は、自治会が負担する防犯灯の電気料を補助するものでございまして、令和4年度より全額補助することとしております。

98ページをお願いいたします。

14目コミュニティ費でございますが、前年度と比較いたしまして992万2,000円の増額となっております。

右ページ説明欄の◎コミュニティセンター管理運営費は、前年度と比較いたしまして672万2,000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、コミュニティセンターみずしろの施設の安全性を確保するための措置といたしまして、外壁補修の工事請負費を計

上したことなどによるものでございます。

主な内訳でございますが、11節手数料は、コミュニティセンターの管理運営に当たる人材派遣に係る手数料などで、その下の12節OAシステム保守点検委託料は、コミュニティセンターみずしろ及び同分館に導入した施設予約システムの運用保守委託に係る経費となっております。

その他、12節警備委託料から次のページ、101ページの受水槽清掃委託料までは、コミュニティセンターみずしろ、同分館及び同南河原の管理運営に係る経常的経費を計上したものでございます。

14節建物修繕工事請負費につきましては、コミュニティセンターみずしろの外壁を補修するための工事請負費でございます。

次の◎コミュニティ事業活動費は、前年度と比較いたしまして320万円の増額となっております。増額の理由といたしましては、一般財団法人自治総合センターが実施する自治会集会施設の備品整備に係る助成事業について、令和4年度分の申請がございまして、コミュニティ事業助成金が皆増となったことによるものでございます。

主な内訳ですが、14節掲示板設置工事請負費は、コミュニティ掲示板の新設2基分と建て替え4基分の経費を計上したものでございます。

18節コミュニティ事業助成金は、自治会集会施設の備品整備に係る助成で、壱里山町自治会分180万円、藤原町東部自治会分140万円を見込み、計上したものでございます。

104ページをお願いいたします。

17目諸費のうち、右ページ説明欄3つ目の◎市民活動支援費でございますが、ほぼ前年度並みの計上でございます。

主な内訳でございますが、1節委員報酬は、市民公益活動推進委員会の委員報酬でございます。その下の1節会計年度任用職員報酬及び4節労働保険料、8節費用弁償の一部は、コミュニティセンターみずしろ内に設置しております行田市市民活動サポートセンターの職員2名分の人件費でございます。

107ページをお願いいたします。

説明欄一番上の市民活動災害補償保険料は、市民活動団体が活動中に負った賠償責任事故や傷害事故を補償するための保険料でございます。

18節市民活動やる気応援助成金は、市内に主たる事務所を置くNPOや地域活動団体が、地域社会に役立つ事業を新たに行う場合、また、NPO法人等の活動開始期の基盤整備に係

る経費に対し助成するものでございます。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料のうち、右ページ説明欄の5行目、コミュニティセンター使用料でございますが、コミュニティセンターみずしろ、同分館、同南河原の3館の使用料を見込んだものでございます。

少し飛びまして、42ページをお願いいたします。

ページ中ほどより少し下の15款県支出金、2項1目総務費県補助金のうち、右ページ説明欄の4行目、消費者行政活性化補助金でございますが、消費生活相談窓口の機能強化などを図ることを目的とした埼玉県補助金で、消費生活相談員に係る報酬や費用弁償の一部、消費生活啓発用物品の購入に係る経費などが補助対象となっております。

その下の防犯環境整備推進補助金は、犯罪を起させにくい地域環境づくりの推進を目的とした県補助金でございます。防犯嘱託員に係る報酬や、自主防犯活動に係る経費などが補助対象となっております。

また、少し飛びまして、48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入のうち、右ページ説明欄の10行目、一般土地貸付収入（地域活動推進課）でございますが、地域活動推進課で所管しております三桜北部子ども広場の市有地の一部を東京ガス株式会社のガス制圧室用地として貸付けを行っており、その貸付収入でございます。

また、少し飛びまして60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節の交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の上から5行目、自治総合センターコミュニティ助成金でございますが、歳出のコミュニティ事業活動費の中のコミュニティ事業助成金で説明申し上げました自治会集会施設の備品整備に対する一般財団法人自治総合センターからの助成金であり、歳出と同額の収入を見込み、計上するものでございます。

また、その下の7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の上から6行目、コミュニティセンター電気料でございますが、コミュニティセンターみずしろに設置しております自動販売機2台分の電気料でございます。

以上で、地域活動推進課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

続いて、危機管理課、岡田課長、お願いします。

○危機管理課長 危機管理課です。

続きまして、危機管理課が所管する歳出予算について細部説明を申し上げます。着座にて失礼します。

予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費のうち、説明欄、上から6番目の◎危機管理課関係経費でございますが、前年度と比較して245万5,000円の増額となっております。

主な内訳ですが、1節委員報酬及び8節費用弁償は、行田市国民保護協議会の委員8人分の報酬及び費用弁償でございます。

10節消耗品費は、市職員を対象にした救急・応急処置研修会に要する経費を計上したものでございます。

11節新車登録手数料、車両保険料、17節車両購入費、26節自動車重量税は、車両1台を購入する経費を計上したものでございます。

次に、204ページをお願いいたします。

9款消防費、1項4目水防費のうち、右ページ説明欄上から2番目の◎水防管理費は、荒川北縁水防事務組合費分担金と埼玉県水防管理団体連合協議会会費でございます。次の◎水防演習費は、行田市水防演習に係る経費でございます。主な内訳は、3節時間外勤務手当は、水防演習に係る職員の時間外勤務手当、10節消耗品費及び食糧費は、水防演習に要する消耗品の経費、12節会場設営委託料と除草委託料は、水防演習会場の会場設営と除草に係る経費でございます。

次に、204ページの5目災害対策費は、前年度と比較して4,063万1,000円の増額となっております。これは、災害対策費に計上のある危機管理課職員人件費が3人から6人に増員となったことや、防災行政無線親局の直流電源装置及び子局の蓄電池を交換する費用を計上したこと、行田市地域防災計画を改定する業務委託料を計上したこと、新たに防災士の育成に係る経費を計上したことなどによるものでございます。

右ページの説明欄の◎災害対策費の主な内訳ですが、1節委員報酬及び8節費用弁償は、行田市防災会議の委員16人分の報酬及び費用弁償でございます。

2節給料、3節職員手当等及び4節共済費は、危機管理課職員6人分の人件費でございます。

7節謝金と、207ページ、18節2行目の防災士資格取得費補助金は、市民や市内事業所の方

の防災士資格取得を支援し、地域防災力の向上を図る新規事業に係るものであり、謝金は、防災士養成講座を開講した際の講師謝金と、補助金は、防災士の資格取得に要する受験料と登録料の計8,000円の全額を補助するもので、90名分を計上するものでございます。

戻りまして10節消耗品費は、主に防災備蓄倉庫に備蓄する食料や簡易トイレ、災害時に応援職員を役割によって色分けする災害対策職員用ベスト等の購入に要する経費でございます。207ページをお願いします。

説明欄一番上の印刷製本費は、現行の地震・洪水ハザードマップの残部が減少しており、行田市に転入された方などへ配布分に不足が生じるため、それぞれ4,000部の増刷に要する経費でございます。その下の電気料は、防災行政無線の子局などの電気料でございます。その下の修繕料は、電圧が低下している防災行政無線親局の直流電源装置及び防災行政無線子局の蓄電池の交換などに要する経費でございます。

11節出役料と13節2行目の器具・機材借上料は、災害時、特に内水氾濫時の応急作業員に要する経費と、その際にポンプ機器や土のうを運搬する車両を借り上げる経費でございます。

11節、3行目の通信料は、防災行政無線の音声確認サービスや災害時用のMCAデジタル携帯無線機の通信などに要する経費でございます。次の翻訳料は、現在作成している行田市防災ガイドブックを外国の方に対して広く防災知識の啓発を図るため、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語の5か国語に翻訳する経費でございます。

12節、3行目の地域防災計画策定業務委託料は、近年頻発する災害から得た知見や教訓、令和元年台風19号の災害対応での見えた課題などを踏まえ、令和3年3月に改定された埼玉県防災計画との整合性を図りながら、本市独自の実効性のある地域防災計画の策定に要する経費でございます。2行下の防災行政無線保守点検委託料は、防災行政無線機器の保守点検に要する経費でございます。

13節避難情報等電話配信システム利用料は、あらかじめ登録した方の電話番号に避難情報等を一斉配信するサービスのシステムの利用料でございます。

14節2行目の防災行政無線設置工事請負費は、防災行政無線屋外子局の移設に伴う工事請負費を計上したものでございます。

18節自主防災組織補助金は、自主防災組織の防災資機材等の購入に対する補助金で、過去の実績を勘案し、増額計上したものでございます。

次の◎防災訓練費ですが、3節時間外勤務手当は、自主防災組織を対象とした防災訓練に係る職員の時間外勤務手当、10節消耗品費は、防災訓練に要する消耗品の購入に要する経費

でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして44ページをお願いいたします。

6目消防費県補助金のうち、2節災害対策費補助金の右ページ説明欄、地域防災力強化事業補助金は、各地区の自主防災組織に支援する各種資機材購入費に対する県の補助金でございます。

以上で、危機管理課が所管する歳出歳入予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、交通対策課、風間課長、お願いします。

○交通対策課長 交通対策課の風間です。よろしくをお願いいたします。

交通対策課が所管いたします歳出部分について細部説明を申し上げます。着座にて説明させていただきます。

予算に関する説明書の77ページをお願いいたします。

2款総務費、1項1目一般管理費のうち、説明欄の上から5番目の交通対策課関係経費は、交通対策課職員の時間外勤務手当でございます。

次に、90ページをお願いいたします。

10目交通対策費でございますが、右ページの説明欄の◎交通安全対策費は、前年度と比較して1億9,306万2,000円の増額となっております。これは、主に道路照明灯の一括LED化に係る経費を計上したことによるものです。

次に、主な内訳ですが、7節交通指導員謝金は、交通指導員10人分の謝金でございます。10節消耗品費は、新1年生に配布する黄色い帽子や交通安全の立て看板等を購入するための費用を計上したものでございます。

2行下の電気料は、市内全域に設置している道路照明灯及び児童交通公園等の電気料で、燃料調整費が上昇傾向にありますことから279万7,000円の増額計上となっております。

次の修繕料は、道路照明灯や道路反射鏡、路面標示などの修繕費で、次の被服費は、交通指導員の制服等の経費を計上したものでございます。

12節放置自転車指導委託料は、市内に整備しております自転車駐車場の整理誘導などの業務を委託するための経費でございます。

次に、12節の一番下、施設機械設備保守点検委託料は、稲の発育妨害を防止するため、道路照明灯3基の点灯時間を調整する業務を委託するための経費でございます。

13節OAシステム利用料は、道路照明灯の位置を地図上に記載いたします台帳作成のための経費でございます。

14節交通安全施設整備工事請負費は、通常の道路照明灯や道路反射鏡、路面標示などの設置に要する経費及び道路照明灯の一括LED化を実施するための経費でございます。この事業は、市内に約1,000灯あります道路照明灯全てをLED化するもので、電気料金の76%削減となり、年間約1,400万円の削減効果が見込まれるとともに、大幅なCO<sub>2</sub>削減に資するものでございます。また、このうち93灯につきましては、日射量の計測が可能となっております。

次の配線工事請負費は、道路照明灯の調光オン・オフをリモート操作するためのインターネット接続に係る工事請負費でございます。

18節の2行目、交通災害共済生活保護者加入負担金は、生活保護受給者の交通災害共済加入に要する経費でございます。

93ページをお願いいたします。

説明欄の上から2行目の交通安全対策協議会交付金及び次の交通安全協会交付金は、それぞれ交通安全関係団体の運営費を交付するものでございます。

次の運転免許自主返納者タクシー利用助成費は、運転免許証を自主返納した方のタクシー利用時の助成金で、前年度と比較して116万9,000円の減額となっております。本制度につきましては、前年度に見直しを図り、デマンドタクシーでも利用できる500円券を1人1回限り20枚交付することといたしました。減額の理由は、前々年度までの登録者への経過措置が終了したことによるものでございます。

次の◎地域公共交通事業費は、前年度と比較して4,640万9,000円の増額となっております。これは、地域公共交通計画策定経費を計上したことと、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活路線バスの運送収入が減少し、補助金が増額となったことによるものでございます。

主な内訳を申し上げますと、11節郵便料は、デマンドタクシーの利用登録者証を郵送するための郵便料でございます。

14節道路舗装修繕工事請負費は、水城公園前バス停が、歩道の植栽により乗降に支障を来しているため、これを改善するための工事請負費でございます。

次の18節熊谷駅・犬塚間路線バス利用促進協議会負担金は、国際十王交通株式会社が運行いたします熊谷駅・犬塚間路線バスの利用を促進し、地域振興を図るための活用目的として、熊谷市と設置いたしました協議会を通じて運行経費に対し補助するものでございます。

次の地域公共交通会議負担金は、主に地域協議会が策定いたします行田市地域公共交通計画の経費を負担金として計上するものでございます。

次の循環バス運行経費補助金は、循環バスの運行経費から運賃収入を差し引いた額を補助金として運行事業者へ支払うもので、6万8,000円の増額となっております。

次の生活路線バス支援事業費は、朝日自動車株式会社が運行いたします吹上線を維持するために運行経費の赤字分を補てんするもので、前年度と比較して3,479万8,000円の増額となっております。これは、主に運送収入が減少したことによるものでございます。

次のデマンドタクシー利用助成費は、デマンドタクシーの運行事業者2社に対して支払う助成金で、前年度と同額計上となっております。

続きまして、歳入について説明申し上げますので、戻りまして38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金、説明欄の一番下、スマートライティング設備等導入事業補助金は、道路照明灯の一括LED化に要する経費等に対する国庫補助金でございます。

次に、54ページをお願いいたします。

18款繰入金、1項3目交通遺児入学準備基金繰入金の説明欄、交通遺児入学準備基金とりくずしは、交通遺児入学準備金の支給に際し、基金から支給額を取り崩すものでございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄、上から4行目、児童交通公園電気料及び次の自転車駐車場電気料は、児童交通公園と第2壺里山町自転車駐車場に設置しております自動販売機の電気料でございます。

説明欄、下から3行目、児童交通公園管理棟水道料は、児童交通公園管理棟を自治会集会所としてお貸ししております富士見北部自治会並びに富士見西部自治会からの水道料でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

10節広告料収入のうち右ページ説明欄の2行目、循環バス広告料は、循環バスの車内に設置した広告付モニターへの広告掲載料収入でございます。

66ページをお願いいたします。

21款市債ですが、1項1目総務債、右ページ説明欄の交通安全施設整備事業債は、道路照明灯の一括LED化の財源として市債借入金を見込んだものであります。

以上で、交通対策課が所管する予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、南河原支所、今井支所長、お願いします。

○南河原支所長 続きまして、南河原支所所管の予算につきましてご説明申し上げます。着座にて説明させていただきます。

初めに、歳出からご説明申し上げますので、88ページをお願いいたします。

2款総務費、1項8目支所費でございますが、前年度と比較いたしますと775万3,000円の減額となっております。減額の主な理由ですが、一般職員の人件費が3人分から2人分へと1名分が減になったことによるものでございます。

89ページ、説明欄の◎支所費の主な内訳を申し上げます。

2節一般職給から4節一般職共済組合負担金までは、一般職員2人分の人件費でございます。

次に、10節需用費、2行目の燃料費は、支所建物の空調設備用の灯油代及び市役所庁舎や金融機関を往復するために要するガソリン代でございます。次の電気料は、空調設備や照明等の経費でございます。

11節役務費の2行目、廃車代行料は、所で所有する普通自動車を購入から20年以上が経過していることから、廃車をするための費用を計上したものでございます。なお、これによりまして、所で所有する自動車はなくなりますが、財産管理課から軽自動車1台を長期借用することで対応する予定でございます。

次に、12節委託料は、支所の維持管理に係る各種委託料で、説明欄の最初の警備委託料から7行下の浄化槽維持管理委託料までの8つの業務委託料を計上したものでございます。

次の13節使用料及び賃借料の2行目、器具・機材借上料は、玄関マット及びモップの借上料でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項1目総務使用料のうち、右ページ説明欄2行目の土地改良区事務所使用料は、支所建物の1部屋を、南河原土地改良区等の周辺地域の土地改良区の事務所として使用いただいている使用料でございます。2行目の保護司会使用料は、支所事務室の一部を行田地区更生保護サポートセンターとして、行田地区保護司会に使用いただいている使用料でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目、一番下の7節施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の2行目、南河原支所電気料は、先ほど申し上げました土地改良区事務所及び保護司会が使用する電気料の負担分と、支所ホールに設置してあります自動販売機1台分の電気料を見込んだものでございます。

次の南河原支所清掃委託料は、土地改良区事務所が使用している部屋の清掃費用を計上したものでございます。

以上で、南河原支所が所管する予算についての説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、男女共同参画推進センター、堀口所長、お願いします。

○男女共同参画推進センター所長 男女共同参画推進センター所長の堀口です。よろしくお願  
いいたします。

それでは、センターの所管部分についてご説明申し上げます。では、着座にて失礼いたし  
ます。

初めに、歳出をご説明申し上げますので、予算に関する説明書の102ページをお願いいたし  
ます。

16目男女共同参画推進費でございますが、右ページ説明欄の◎男女共同参画推進センター  
管理運営費は、前年度と比較いたしまして41万8,000円の増額となっております。

次に、主な内訳でございますが、1節、3節、4節、8節は、会計年度任用職員1名分の  
賃金、保険料並びに通勤手当等でございます。

10節電気料、ガス料は、主に施設の照明や空調設備等の使用に係るものでございます。

11節通信料は、情報コーナーに設置してあるインターネットの閲覧用パソコンのネット接  
続使用料などでございます。

12節OAシステム保守点検委託料は、今年3月から稼働を始める施設予約システムに係る  
費用でございます。

その下の施設管理委託料は、職員が退館した後、施設が閉館となるまでの間、施設管理を  
委託するための費用でございます。その下の警備委託料は、施設閉館後から翌朝8時半まで  
の間並びに休館日の警備を委託するための費用でございます。その下の清掃委託料は、日常  
清掃のほか、調理室から排出される污水からごみや油汚れなどを取る機器（グリストラップ）  
の清掃などを行うためのものでございます。

次に、4つ下の特殊建築物定期報告委託料は、前年度と比べて4万4,000円の減額となっております。減額の理由でございますが、2年に1度行われます特殊建築物定期調査報告委託の分が前年度と比べて減額となっているものでございます。

その他の委託料につきましては、施設の管理運営に係る経常的な経費でございますが、費目別に多少の増減はございますが、ほぼ前年度並みの計上となっております。

次に、13節OA機器借上料は、事務室内に設置している複合機と、印刷作業室に設置してある印刷機器、情報コーナーに設置してあるインターネット閲覧用デスク型パソコンなどの借りに係る費用でございます。その下の器具・機材借上料は、トイレの悪臭防止装置等の借りに係る費用でございます。

14節配線工事請負費は、情報コーナーに設置しているパソコンコーナーのインターネット環境を光回線にするための費用でございます。

17節庁用器具費は、会議室で使用しているワイヤレスマイク2本を購入するものでございます。

次の◎男女共同参画推進事業費は、前年度と比較いたしますと35万3,000円の減額となっております。減額の理由ですが、前年度に要した第4次行田男女共同参画プラン策定に係る委員報酬などの減額によるものでございます。

次に、主な内訳でございますが、1節委員報酬と、105ページになりますが、8節費用弁償は、行田市男女共同参画推進審議会の委員報酬及び費用弁償でございます。

3節時間外勤務手当は、男女共同参画推進センターに勤務する職員の時間外手当でございます。

7節委員謝金は、年2回開催を予定しております行田市女性活躍推進ネットワーク会議の委員謝金でございます。次のページの一番上の謝金は、各種講座の開催する際の講師謝金、DV相談などを行う相談員2名分の謝金でございます。

12節研修委託料は、女性活躍推進に関する各種セミナーを実施するための委託料でございます。委託先等の見直しなどにより、7万7,000円の減額となっております。

19節DV被害者等支援金は、ドメスティック・バイオレンスによる被害者及び同伴する子どものうち、生活に困窮している者に対して、緊急一時避難のための宿泊料と食費等を支援するためのものでございます。その他の費目につきましては、多少の増減はありますが、ほぼ前年並みの計上となっております。

続きまして、歳入の予算説明を申し上げます。

予算書に関する説明書、戻りまして35ページをお願いいたします。

13款1項1目1節総務使用料、右側の説明欄の4つ目、男女共同参画推進センター使用料は、男女共同参画推進センターV I V Aぎょうだの学習室、研修室等の使用料収入でございます。

次に、49ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入のうち、1節土地建物貸付収入、右側の説明欄の14段目、建物貸付収入（男女共同参画推進センター）は、男女共同参画推進センターV I V Aぎょうだの屋上部分に設置した太陽光発電事業の屋根貸しの貸付収入でございます。

59ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入のうち、3節負担金収入、右側の説明欄上から2段目、男女共同参画講座自己負担金は、男女共同参画推進講座への参加者から頂く参加費でございます。

61ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入、右側の説明欄の上から7つ目、男女共同参画推進センター電気料は、施設に設置してあります自動販売機の電気料収入でございます。

続きまして、63ページをお願いいたします。

15節雑入、右側説明欄の一番上の事務手数料104万8,000円のうち、男女共同参画推進センター分といたしまして、施設に設置している印刷機使用に係る印刷代収入4万円が含まれております。

以上で、男女共同参画推進センターに係る令和4年度の一般会計歳入歳出の予算の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で全ての説明は終わりました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 11分 休憩

---

午前 11時 19分 再開

○委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、何点かあるので少しずつやらせていただいて、ほかの方にも回していただきたいと思います。

最初に、予算に関する説明で先ほどいただきましたので、そちらから。

77ページでございますけれども、その中に危機管理課関係経費の説明がありました。その中の17節車両購入費240万円と関連費用が載っておりますけれども、新しく車を買うということの意味だったと思うんですけども、これはどういう理由で購入する必要が出たのか。それはどういうふうにするのか、この車の使い方を、必要性和どういうふうにするのか内容をもう少し詳しくご説明いただきたいと思います。

○委員長 では、1点ずついきます。

岡田課長、答弁願います。

○危機管理課長 まず、車を買う理由と必要性なんですが、現在、危機管理課において車両がない状況でございます。他課から借りているということで、必要なものとして購入するものでございます。主に災害時に広報、周知、どのような災害が起きているかなどを広報する際に利用を考えております。

○委員長 どうですか、高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、今の説明ですと、災害時に広報するということだと、ふだんは、失礼けれども、こんな災害がしょっちゅうあつては困るんで、そのときのために使うとすると相当なロスが出るかな。ふだんはずっととまわっていて、そのときに使うだけという、もっと必要性がないと、これだけのものは維持管理がこの後もかかってくるでしょうから、それについてもう一度聞かせてください。

○委員長 岡田課長。

○危機管理課長 説明不足で申し訳ございませんでした。

ほかには出前講座で年間結構出る回数がございます。現在はコロナの影響で自治会からの出前講座等は少ない数でございますが、多いときは年間かなりの数がございます。それは土曜日や日曜日、夜間も出るという関係で、そのようなことに使うことも考えられまして購入するものでございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 分かりました。

この車はどのような車なんですか。車種を教えてください。

○委員長 岡田課長。

○危機管理課長 車種についてはまだ特定していませんけれども、災害時に機動性が高いものとして考えておりました、できましたら四駆。四駆の場合ですと値段が高くなる可能性がある、車高の高いものですね、水害時に冠水している所にも出向く必要性もあるので車高の高いものを考えております。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは結構です。質疑はしませんけれども、予算化しているということは、それなりの車両の必要性があつて、こういう車両ということでの、この車であれば240万円必要だろうということなので、失礼ですけれども、もうちょっと精査してからしっかりと予算化してほしいというのは希望としておきます。お願いします。

続けて、91ページ、もう1点入らせていただきたいと思います。

91ページの交通安全対策費で、本会議の質疑等でもありましたけれども、14節の交通安全施設整備工事請負費2億221万7,000円について先ほど説明いただきました。

まず、この中で確認をさせてください。LEDも入っておりましたが、この中でLED関係の費用というのは幾らぐらいを予算化しているんですか。お願いいたします。

○委員長 答弁願います。

風間課長。

○交通対策課長 LED関係の工事費は、頭部の改修工事費が1億9,626万7,000円、これがLED関係の工事費になります。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、2億円の中の1億2,000万円がLEDのほうの……

○委員長 1億9,000万です。

○1番 高橋委員 それでは、訂正します。

2億円の事業費の中で1億9,000万円という、ほとんどがそういうことですから、それでは、次に質疑させていただきます。

このLEDの業者選定、どういう契約でやるか、私それもあつてお願いしたいんですけど、なぜこの業者選定を聞くかという、地元には大きなメーカーがありますよね、行田市はJR行田駅前とか含めて。それはたしか聞いている範囲で、分からないけれども、LEDを作っているのかなと思うんです。そういう関係から、できれば地元メーカーを使うようなことは可能かなと思って、どういうふうな業者選定を考えているのか。それをひとつお願いいたし

ます。

せっかく地元には大きな会社があって、そこから固定資産税を含めて頂いているわけですので、何かそういうところもひとつご利用できればかえっていいのかなということでございますので、それを教えてください。

○委員長 答弁願います。

風間課長。

○交通対策課長 現在、業者選定については決定はしておりませんが、方向といたしましてはスマート照明灯の機能性や技術力などの実績などを勘案して、公募型のプロポーザル方式で優先交渉者を決めてまいりたいと考えております。また、地元業者につきましては地域経済対策の面から活用したいと考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。挙手願います。

どうぞ、木村委員。

○2番 木村委員 81ページの市民相談費の弁護士委託料の関係ですけど、今、2者の方に頼んでいるところ、もう1箇所増やすというお話だったと思うんですけども、もう1箇所の弁護士事務所の名前とかはもうお話しできるんでしょうか。できるのであれば教えていただきたいと思います。

○委員長 答弁願います。

酒井課長。

○地域活動推進課長 ご質問にお答えいたします。

今、予定ということでございますが、栗原法律事務所ということで、行田出身で行田に在住の事務所を構えていらっしゃる方をお願いをしようと考えているところでございます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 ありがとうございます。

市報などにもよく載っていらっしゃる場所ですよね。分かりました。ありがとうございます。

続いてですけども、聞き逃して大変申し訳ないんですけど、97ページの自治会振興費の自治会補助金が減額になったというお話だったんですけど、もう一度その減額の金額とその理由をお話ししていただければと思います。よろしく願いいたします。

○委員長 酒井課長、お願いします。

○地域活動推進課長 お答え申し上げます。

自治会補助金につきましては、現在、自治会運営におきまして会員の高齢化による地域活動の低下や役員の手不足などが課題となっております、その一因として少数世帯で構成されている自治会が多くそういった状況になっているところを踏まえまして、そういった自治会の解消に向けて自治会補助制度の見直しを図ったところでございます。

その見直しに当たりましては、今まで1世帯当たり370円掛ける均等割1万5,500円、また、会長活動交付金という段階別のものをお出ししていたんですけれども、これまでのそういったものを全て一本化いたしまして、名称を単位自治会運営補助金とした上で、自治会の加入世帯に950円を乗じた額を補助するような形で制度改正をしたものでございます。

また、合併を行いまして、100世帯未満の自治会解消を目指す中で、自治会合併を行った自治会につきましては10万円または20万円、合併した後の会員数に応じてそういった金額の補助もする予定でございます。

実際、昨年度と自治会補助金の減額の差額でございますが、昨年度当初予算で2,906万5,000円でございますので、差額が169万9,000円の予算上で減額となっているところでございます。

以上でございます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 よく分かりました。

これはお話をもうしているということで、来年度から100世帯未満の解消を目指すということですけど、話はある程度まとまっているということでしょうか。

○委員長 酒井課長。

○地域活動推進課長 こちらにつきましては、自治会連合会の役員会に事前にお話を通しまして、役員会のご了承をいただいた後、各単位自治会長に通知を差し上げたところでございます。また、各地域においてこれに対していろんなご質問等がある場合については、今、地域を回って丁寧な説明をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかには。

では、どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、関連しているので、まず聞かせてください。

先ほどの自治会振興費のほうで減ということでありましたけど、まず、その前に、前年度129万5,000円の自治会連合会の補助金がなくなっていますよね、今度の予算の中では。前年度はついていました。これも1つ絡んで、その理由をもう一度、どういう理由で連合会の補助金を全てカットしたのか。

それと、今、木村委員からあった自治会の補助金、これは私の手元に今ありますけども、2月10日付けで石井市長のほうから書類が来ております。それが私の手元へも入ってきまして、大変地元の自治会長は、内容的にはこんなんだったら自治会連合会から脱退するとか、自治会をやめるといった意見が大分私のところへ寄せられてきているんですけど、これだと見込みをしまして自治会連合会補助金をカットしているのか。もうこれは説明が通るんだと、各役員会は了承しているし、自治会長に説明すればこれでオーケーだということを含めてこの予算化をしましてしているのか。

となると、今、地元の自治会長から見ると納得できないというところが大分入っています。今日の委員の中には吉田自治会長もいます。ただ、200世帯を単位とするということで、200世帯以下はできる限り統合してくれという説明だったということも私のほうは聞いております。そこのところを、この減を169万9,000円をあえて見込みでカットしているのか、教えていただきたいと思います。

○委員長 いかがですか、酒井課長。

○地域活動推進課長 質問にお答え申し上げます。

まず、自治会連合会の補助金の皆減の関係につきましてでございますが、こちらにつきましては、自治会連合会の事業がコロナ禍において多分に執行できなかったという状況も踏まえまして、繰越金の残額が見込みで500万円弱程度発生する状況の中で、自治会連合会の役員とのお話の中で、当課の補助金の全額を使い切ることがないということで皆減という形で調整させていただいたところでございます。

2点目の、自治会補助金の取扱いの関係についてでございますが、市といたしまして、小規模自治会の解消に向けて補助制度の見直しを図ったところでございますが、自治会のほうにつきまして様々な意見があることは、当課といたしましても説明会をしている中で認識しているところでございます。

ただ、自治会の合併、再編に向けて、私も従前に10数年前に担当していたときからその問題はあったわけですが、なかなか進まないという中で、市といたしまして、そこを促進

するための対策ということで今回こういった形で行ったところでごさいます、自治会の皆様には補助金の削減という部分はあるんですけども、説明の中で申し上げましたとおり自治会防犯灯電気料の増額は図っておりまして、防犯灯部分の運営費と補助金を踏まえると大体同程度の金額になるところでごさいます、大幅な削減にはならないという中でご理解をいただきたいと考えているところでごさいます。

以上でごさいます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今のような説明を聞いていると、何か市のほうからこの書類は出てきていると。本来だったら、自治会ですから自治会のほうから、要するに必要性があってこのようなことを市のほうがお手伝いするという感じであれば、私も納得、ある程度理解しているんですけども、どうも今の説明では何か市からの要望でこの書類が出てきているという感じがしております。そういう中であると、1番目の、まず自治会連合会のほうの昨年度の129万5,000円は、令和4年度は分かりましたが、令和5年度はどういうふうにごさしているのか、まずそれを1つ。

それから、新しい自治会運営の中で自治会長手当が全て廃止と私は見たんですけども、自治会長手当がなくなれば、なお自治会の会長をやる人がいなくなるのではないかと、そんな考えが出てきてしまうんですけども、なぜ自治会長手当をカットしてまでこの制度をやるごさしているのか、そこのところをもう一度教えてください。お願いします。

○委員長 答弁願います。

酒井課長。

○地域活動推進課長 質問にお答え申し上げます。

自治会連合会の補助金につきましては、現状、あくまでも繰越金の増があるため令和4年度は計上しておりませんが、令和5年度以降に繰越金の状況が少なくなった場合については、市のほうに計上させていただこうごさしているところでごさいます。

続きまして、自治会補助金の自治会長手当の廃止のお話についてでごさいますが、市といたしましては、運営補助金の中に自治会長手当、旧自治会長活動交付金のそういった手当分も含まれているという中で支出しているところでごさいます。

ただ、こちらから目に見えた形で自治会長活動交付金という形ではなくなるため、地域ではなかなか手当てをしてもらいづらいという課題があるのは認識しておりまして、当課といたしましては、自治会連合会と協議しながら、市として自治会長手当がどうあるべきかを示

すわけにはなかなかいかない部分もございまして、自治会連合会の役員会の中で地域の自治会長手当がどうあるべきかを検討していただいて、それを指針として示していただくように今協議を図っているところでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そういふことであると、要するに連合会のほうがそういう、分かりましたけど、自治会の補助金に関しては、そうすると、あくまでもこの予算化したものは、今回の2,736万6,000円は、あえてこれはもうこの内容を、自治会交付金の制度改正ということについて、まだ見込んではないんだと。というのは、本来だったら185だったか自治会があったと思うんですけども、そういう中でこの169万9,000円の減は、別にこの制度を基にして先に見込んで予算化したのではないということで理解していいのか。再確認をさせてください。

○委員長 いかがですか、酒井課長。

○地域活動推進課長 すみません、質問をもう一度いただけたらと思います。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 今回は169万9,000円が前年対比で減になっていますよね。それは今回の自治会交付金という制度改正を基にして、この169万9,000円はもう減らしたというふうに見ているのか。いや、そうじゃなくて自然に自治会のほうが少なくなったんだと。だからこの費用が減ったんだと見ているのか。そこのところを教えていただければと思います。

○委員長 どうですか。答弁大丈夫ですか。

酒井課長。

○地域活動推進課長 こちらの金額につきましては、従前の今の自治会の世帯の状況を踏まえながら、新制度の補助制度に換算した中で計上させていただいた金額でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかには。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 私のほうからは危機管理の関係、207ページのところです。上のほうからいくと、1つは地域防災計画の件です。2つ目が防災士のお聞かせください。

地域防災計画は、当初予算の概要の38ページですけれども、新規ということで改訂を行いたいということで来年度載せてあるわけですけれども、この改訂の根拠というか、きっかけ

というか、これは例えば何年に1回改訂作業をするとか、そういう一定のタームでやっている中での対応なのかお聞かせください。

○委員長 岡田課長、答弁願います。

○危機管理課長 質問にお答え申し上げます。

現在ある地域防災計画は平成27年度に作成したものでございまして、その都度、小さな改正はしているところがございますが、埼玉県におきましても令和3年3月に県の地域防災計画の見直しが行われておりまして、今回実施する改訂につきましては、関係法令との整合性を図るという観点からも実施するものでございます。

昨今の風水害など新たな被災経験から得た課題など、新たな対応が求められる中、現行のより実効性の高い計画として、地域住民を含めた市全体の防災対応力の向上を図るものでございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 先ほど、水防関係がこちらのほうにプラスになるということもあって、それも含めてやるのかなと思っていたんですけども、そういうのも理由の1つですかね。

○委員長 どうですか、岡田課長。

○危機管理課長 現在ある地域防災計画につきましては、風水害の部分が手薄いものでございまして、そこを含めた中で風水害の部分も加味したものを考えております。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 分かりました。

今あるものは地震がメインで、それを中心につくって、ほかの災害については準用するみたいな、そういう記述の仕方なんで、水害のところをもうちょっと加味したものにしていただければと思います。この間、大水があったばかりですので、それに即した形でやっていただければと思います。

概要の38ページで、そういう関係で実効性の高い計画にするとともにということで、その後、業務継続計画、これはどこも大体つくっていると思うんですけども、あと受援計画を策定しますと記述してあるんですけども、これは今まではどうしていたんですか。新しくこういう計画を盛り込むのか、先ほど言いましたように改訂をしようとしているのか。そこら辺をお聞かせください。

○委員長 岡田課長。

○危機管理課長 質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の業務継続計画につきましては現行のものがございますが、こちらを改訂するものでございます。また、受援計画につきましては、現在そういった計画がないものでございまして、新たに作成するものでございます。

○委員長 吉野委員。

○3番 吉野委員 あと、この受援計画は新規だということで、この受援計画というのは、私、今年度のこれを見て初めてこういう用語を聞いたんですけど、これは一般的に防災計画だとかいう用語があるんですか。用語の話ですけど。

○委員長 岡田課長。

○危機管理課長 失礼します。

受援計画は、災害時に応援職員等を迅速・的確に受け入れて、情報共有だとか各種調整等を行うための受援体制を整備しておく必要があります。その応援体制を受け入れる際に必要な計画でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 私この用語を初めて見て感じたのは、例えば自衛隊とか、市の中からではなくて外から助けに来てもらう、そういう計画も、少し自分のところで賄いきれないとか、こなしきれない部分はそちらに応援を求めるとか、例えば県とか自衛隊とか、ほかの市とか。そういうのをイメージしていたんですけど、そういうので合っているんですか。

○委員長 岡田課長、答弁願います。

○危機管理課長 質問にお答え申し上げます。

そうですね、災害時、当然ほかからの助けとか、そういったものが必要となることから、ほかの市町村だとか自衛隊、国もそうですけども、他県を受け入れる体制をつくるものでございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 これはほかの人の力を借りるということで、自分のところだけで勝手につくるというわけにはいかないでしょうから、そこら辺の、これを策定する上でそういうところと連携とかコミュニケーションとか、よく情報を交換しながらつくっていただきたいと思っているんですけども、初めてやることですのでいろいろ苦労もあるかと思うんですけど、この辺はよく情報交換なりしてつくっていただければと思います。これはいいです。

もう1つ、ページ戻ってもらって防災士の資格取得のところですけど、新規ということで、防災士がそういう資格があるというのは知っていたんですけども、市のほうで地域の防災力

を高めるといふことで、こういう方々を養成しようといふことですが、市のほうでターゲットにするといふか、取ってもらいたい人といふのは、どういふふうな格好で周知するといふか、なってもらいたい人はどういふ人なのか。

やたらめったら、募集しますといふことで市報かなんかで広告出して、集まった人に「はい」といふわけにはいかないと思ふんですけど、そこら辺はどういふふうにターゲットといふか対象を捉えているのか教えてください。

○委員長 岡田課長。

○危機管理課長 質問にお答え申し上げます。

現在、自治会内に自主防災組織といふものがございまして、いまいち防災に対するリーダーが不足しているといったところから、自主防災組織に入っている方だとか、あと市内の会社で防災リーダーを育成するといふか、そういったことから、市民はもとより、市外住民であっても行田市内の事業所に勤務している正規職員だとか団体職員、また、教員の皆さんだとかを考えております。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 これターゲットを、対象者を集めるのになかなか難しいんじゃないかなと思ふんですけど、先ほど、危機管理課のほうは地域の防災リーダーといふことで年に2回、訓練も含めて年に2回か3回でしたかね、やっていますけれども、なかなか実際そういう運動に手を挙げるといふか、積極的に前向きな人といふのはいないんですよ、はっきり言って。

皆さんもう、この経済情勢の中で結構働いている人が多くて、さっき自治会の話もありましたけど、できるだけそういうところは遠慮して、防災は確かに大変、大切だと思っているんですけど、日々の暮らしに追われて、年金も後ろのほうへ来ちゃったんで、年取っても60代、70代も結構働いていて、そういうところには関心はあるけども自分の時間を割くのは勘弁してくれといふ、そういう人が実情としては多くなってきている感じがするんです。

私も自治会長ですけど、話を持っていくと、それは関心はあるけど自分は勘弁してくれと。働くのが忙しいとか、そういうのがありますので、これを募集したときにターゲットをどういふふうになってもらおうかといふのは結構大変なんじゃないかと思ふんですけど、そこら辺はどうですか。

○委員長 いかがですか、岡田課長。

○危機管理課長 質問にお答え申し上げます。

確かにターゲットに苦勞することは想定しておりますが、しかしながら、いざ災害が起きたときのために防災に関するリーダーというのは必要であると考えておりますので、自治会の皆様もそうですが、各市内の事業所に出向いて、この制度の趣旨を理解していただいて、学んでいただく方を周知広報しながら養成講座をしようと考えております。

また、市内の小・中学校、高校にも教員の方で市外から来ている方もたくさんおりますので、そういった方に対しても、日常勤務している行田市内で災害が起きたときのために防災のリーダーとなっていただきたいと考えておりますので、そういった方にもお声がけをしていこうと考えております。

○委員長 小池部長、どうぞ。

○小池市民生活部長兼危機管理監 補足をさせていただきたいと思います。

確かにこの防災士の制度を設けても、手を挙げる方がいないと始まらないところでございまして、近隣の状況とか実際にこの補助制度をやっている市町村も調べまして、個人でやると負担金が6万円ぐらいかかったりとか、非常に高いです。そういうところを何とか抑えた形でできないかということで、市で講義を開催して講師料を払って、個人の負担金は8,000円で済むような方法を考えました。その8,000円も、負担していただくんだとなかなか難しいということで、市で全額負担ということで、これは地域の防災力を高めていこうということで、この制度を始めようとしたところでございます。対象者については、できるだけ多く参加していただけるよう進めていきたいと考えています。

以上です。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 ターゲット、対象者をどういうふうに広げていくかというのはなかなか、初めての試みなので大変だと思うんですけども、趣旨は皆さん十分理解できていると思うので、そこら辺はうまくやっていただければと思います。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 157ページの斎場運営費ですけど、指定管理料、5年契約の5年目ということで5,257万6,000円の予算がついております。ここでふと思ったんですが、最終年度ということは令和5年には新しい指定管理者を選定していかなくてはいけないと思うんですが、そ

の予算というのは令和4年度には計上していないのでしょうか。

というのは、令和4年度の中で指定管理者を決めて、5年の4月からスタートしなくてはいけないのかなと思うんですが、ここに入っていますよというのであれば心配はないですけども、ちょっと心配になりまして、その辺を教えてくださいませんか。

○委員長 礒貝課長。

○市民課長 ご質問にお答え申し上げます。

令和5年度からは第2期の指定管理期間に入るわけですがけれども、その予算についてはまだ新年度令和4年度予算に見込んでおりません。令和4年度に次期指定管理者を選定しまして、その選定する中で次期5年間の金額が決まりますので、その選定した指定管理者が提示した指定管理料等がそこで概算的に分かりますので、それを踏まえて令和5年度分の指定管理料は令和5年度分として予算計上させていただくような考えでおります。

以上でございます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 債務負担行為でも、いわゆる5年かかるということは、予算を計上していなかったら指定管理者の公募ということ自体がかけられないんじゃないでしょうか。それを予算がないのに令和4年度に募集をかけられるんですか。いわゆる予算、その後に決まるのは分かりますが、金額が確定するのは分かりますが、確定していない予算を令和4年度に執行できるんですか。契約行為ができるんですか。

○委員長 いかがですか。

礒貝課長、答弁願います。

○市民課長 申し訳ございません。そこは一度確認させていただいて、また午後にご答弁ということでもよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○委員長 確認の後に今の内容について答弁願います。

木村委員、それでよろしいですね。

ほかには。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、93ページについて何点か聞かせていただきたいと思います。93ページの地域公共交通事業費についてお願いいたします。

14節、18節、両方兼ねると思うんですけど、まず、18節の中で熊谷駅・犬塚間の路線バス370万円が載っていますけれども、これは前年度と比較してはいかがだったのか教えてください。

い。

○委員長 いかがですか、風間課長。

○交通対策課長 前年度の補助金が135万1,000円、今年度の補助金が370万円ということにして、比較いたしますと……

○委員長 いいです。差額は聞いていませんから、前年度ということだけだから。

よろしいですね。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今聞きましたが約3倍近くになりますよね、金額的には。大変大きい数字が出てきているわけですけど、説明は多分、乗降客の減少ということですけども、これ熊谷・犬塚線ですから、熊谷駅の中には国際十王交通のバス以外も入っていますね。そういうところとの数字というのは比較した結果なんですか。それを教えてください。

○委員長 答弁願います。

いかがですか、風間課長。

○交通対策課長 この補助金は、2年度前の決算額を基準として、それを上限として交付しているものですが、熊谷駅から行田市方面に運行されているというのが犬塚線と葛和田線、国際十王交通のほうから赤字の補助というものを依頼といいますか、補助または廃止ということでお話があったのは犬塚線のみということになっております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 私が聞いているのは、熊谷駅にはいろんなバス路線が入っていますよね、このほかに。そういうところとの、熊谷駅から出ているのは赤字のバスだけか、あとは黒字か、両方分かりませんが、必ずしも全部黒字じゃないと思うんです。同じように赤字のところもあると思うんですけど、そういうところと比較して調査したのかと。それでも3倍はやむを得ないと、370万円はかかるという要望があったんだと、そんなことをやっているかと聞いているんですから。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 具体的なその他の路線の赤字額等の調査というのは伺ってありませんが、国際十王交通が運行している熊谷駅からの路線につきましては、黒字は東松山線だけと聞いております。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 これは要望しておきますけども、熊谷駅から発車するバスは相当やはり皆さん同じようだと思うんです。だったら、行田と同じように言われた金額のみ負担しているのか、今のお話だと国際十王交通から来ているから3,700万円では足りないよと、はい分かりましたと言っていたのでは、ちょっと分かりませんので……。

○委員長 高橋委員、370万円です。3,700万円ではありません。

○1番 高橋委員 すみません、370万円をひとつしかりとしてほしいと思います。

次に移らせてください。

次に、この順番で入ると地域公共交通会議負担金、別のところで見ると地域公共交通計画策定事業という名前にもなっているんですけども794万円。これの中の説明を前もって読みましたらば、この目的が交通体系と交通政策の課題の整理と書いてあります。今何がその課題になっているのか教えてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

最初に、先ほどの国際十王熊谷線の関係、熊谷駅の関係ですが、私たちが知っている範囲ですと、小川線も循環器病センターまでは県が補助をしております、それから先の部分につきましては熊谷市と嵐山町と小川町で同じように補助をしております。

今回の計上させていただいている金額ですが、もともとの赤字は約1,800万円です。それに対して、その半額を熊谷市と案分して、行田市が約40%、熊谷市が60%を補助するということで今回上程させていただいております。

地域公共交通計画についてでございますが、今まで一度もこうした計画というのは策定したことがございません。今回、計画を策定するに当たりまして、利用者へのアンケートですとか市民に対する調査、その他乗降者数など様々な要素の中から課題というものを明らかにして、将来的な交通体系の確立、構築をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 課題の整理と言うけども、課題ということがまだまだ分かってきていないのかと理解させていただきました。

それと一緒に、そこに書いてある文章の中では、この内容は総合振興計画、都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の関連する計画との整合性を図ると書いてありますけど、これは具体的に何をどういうふうに図っているのか教えてください。

立地適正化計画はこれからやるところだと思っっているんですけども、そのところの文章化してあるところの内容について教えてください。

○委員長 いかがですか、風間課長。

○交通対策課長 上位計画のまちづくり施策の部分において交通というのは非常に重要な位置を占めておりますので、主にまちづくりの部分について整合性を図るという意味合いで考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 これ以上お聞きしても内容的には出てこないかなと判断できましたので、次に、循環バスの運行経費補助金について聞かせていただきたいと思ひます。

まず1点目は、何かこの事業の中で道路舗装修繕を行うという説明があったと思うんですが、違いますか。循環バスだったのかどうか分かりません。何か道路舗装を行うということで修繕工事請負費が出ていたと思うんだけど、これはどういう関連で、私はこういう事業を循環バスの費用の中で行うというのは初めてですけども、これを教えていただきたいと思ひます。

○委員長 答弁願ひます。

風間課長。

○交通対策課長 道路舗装修繕工事請負費ということで、水城公園前バス停の、今、南大通り沿いは植栽がございまして、ちょうどバス停のところで非常に乗降がしづらくなってございします。そこをスムーズにバスの乗降が行えるような形で工事を考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 今の説明を聞くと、本来だったら道路治水課か公園課がやる事業なのかな。それであれば、市民の安全のためにやるわけですから、乗降の中で、何かその辺のところの予算化をしっかりと整理をしていただきたいと思ひます。

次に、この循環バスに関しては1億円を超えているわけです。今年度は6万8,000円の増ぐらいで済んだというさきほどの説明だったと思うんですけども、大変大きな金額が出て、いつもこれもいろんな一般質問等でも出ております。これについては、一度公認会計士かなんかが入って中身を精査するという考えは今後ありますか、1億円のこの事業をずっとやっいて。そこら辺ひとつお願ひしたいと思ひます。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 事業者が提出いたします必要書類、補助金の請求に係るものですか、担当職員が今現状ではチェックをさせていただいて、大きな増減があるような項目につきましては聞き取りも行っておりますし、また、実績報告が年度が明けますと各業者から提出されますが、それについても、疑問な点などをまとめまして一社一社訪問して聞き取っております。当面は今のよう形で精査をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 ぜひ、このお金の支出は全て公金ですので、後で支出に対して問題がないように、一度しっかりした会計士に中を見てもらったほうがいいかなと。これは要望としておきますのでお願いいたします。

最後、生活路線バス運行事業補助金、これが先ほどお聞きすると約倍になっていますね、昨年度から見ると。昨年度が3,240万円ぐらいかな、細かい数字が分かりませんが、約2倍になっているということですが、支出をこのままだと、まるっきり考え方が補助金ではなくて市がやるような感じの運営になっているのかなという感じがしてきました。

これ今後の対策としては何か考えているんですか。もう6,000万円以上出てきてしまっているということになると、何か全然補助金という金額じゃなくなっているかなと見ましたので、そこら辺のところをもう一度聞かせてください。

○委員長 風間課長。

○交通対策課長 お答えいたします。

非常に大きな額になってきたところですが、朝日自動車のほうにも、赤字分についてこの予算が全額を補てんするものではございません。今後も補助金の上昇ということは考えられますので、上限なく支出するというのも本市自体の財政状況からも非常に難しいとは考えております。このため、今後は補助の上限といたしますか、一定の目安を設定する必要はあると考えております。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 0時 18分 休憩

---

午後 1時 19分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△発言の申出

○委員長 この際、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

市民課、議員課長。

○市民課長 午前中、木村委員からご質問いただきました次期指定管理料の予算措置に関するご質問にお答え申し上げます。

指定管理に当たりましては、基本協定を締結いたしまして、その基本協定に基づき、指定管理期間の各年度について、改めて年度ごとの協定を締結しております。現在は、その年度ごとの協定に基づきまして予算措置を行っているところでございまして、債務負担行為は設定していない状況にございます。

以上でございます。

○委員長 今の説明でよろしゅうございますか。

木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 基本協定を締結して、それに基づき……。では、基本協定を結ぶ行為をするというのは、予算的裏づけがあってスタートするものではないかと思うんですけれども、どこで基本協定を締結するのかという、相手先を誰にするのかというのはどこで決まるんですか。

○委員長 いかがですか。

議員課長。

○市民課長 今のご質問にお答え申し上げます。

基本協定を結ぶ先につきましては、12月議会で議会に指定管理者としての選定の議案を提出させていただきまして、その議決いただいた後に基本協定を結んでおります。

以上でございます。

○委員長 いかがですか。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 質問の趣旨はこういうことです。今やっている業者は、来年の3月で終わりますよね。来年の4月から次の業者を選ぶわけです。その選定を、相手を選ぶのに普通、債務負担行為をつくるのではないですか。清掃は4月から仕事をスタートするんだけど、相手を選ぶ契約行為をやるのに債務負担を設定して、相手を入札とかやるのではないですか、そのことを聞いている。

だから、来年の3月まで今の業者がやってくれているんだけど、4月以降、相手を選ぶのに来年度……

[発言する者あり]

○3番 吉野委員 来年ですよ。だから、来年度に契約行為をするわけでしょう、次の相手を。そのときに、普通は債務負担を設定して契約行為を始めるわけです、予算はゼロですよ。そのことを聞いているわけ、そうですよね。

[発言する者あり]

○3番 吉野委員 だから、適当な時期に、例えば9月議会に債務負担を補正で設定するんですかと聞いているわけ、今回ないから。

[「今回ないから」と言う人あり]

○3番 吉野委員 そういう意味。

○委員長 予算づけの関わりを聞いていたわけですよ。

どうぞ、部長。

○市民生活部長 おっしゃるとおり、契約は予算の裏づけがないとできないというところですけども、今回の斎場の指定管理の5年間の部分については契約ということではなく、基本協定ということで、市の考えとすると、今の基本協定では債務負担行為は要しない、そういう考えでいるようですけども、この辺は他市の事例等よく調べまして、今後、補正で対応することも検討していきたいと思います。前回はこのようなやり方だったということで、同じように進めていたところですけども。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 大変申し訳ございません。5年目のことは分かっているんです。これを見て、5年が終わった後に、次の年4月から始まるではないですか。4月から始まるためには、3月に契約というか、公告をして、4月1日からまた5年間やってくれる人を見つけなくてはいけないではないですか、そのことを聞いているんです。見つけるために、どこに予算が入っているんですか、いつ、債務負担行為の承認を取ろうとしているのか、聞きたかったん

です、5年分の。相手が決まったら、毎年度毎年度、年度の予算を取っていくということでしょうけれども。

○委員長 小池部長。

○市民生活部長 そうですね。令和5年4月1日から始まる業務のために、令和4年度中に計画行為をやるためには予算の裏づけがないと駄目だということで、5年間分の金額で契約になってくるわけですがけれども、繰り返しになってしまいますけれども、現在の市の考え方は、契約ということではなくて協定という考えで債務負担行為を設定していないという、そういう考えですがけれども、そこについては他市の事例等もよく調べて、正しいやり方で、やるとすれば補正で計上するとか、そういった形で検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。ただいまの説明でご了承いただくということでお願いをいたします。

議員課長、ありがとうございました。ご苦労さまでした。

では、議事を続行いたします。

---

#### △議案第8号について

○委員長 次に、議案第8号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算を議題とし、執行部の説明を求めます。

交通対策課、風間課長。

○交通対策課長 引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。失礼いたします。

交通対策課が所管いたします議案第8号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算について説明申し上げます。

初めに、薄いほうの予算書の14ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額を定めるもので、歳入歳出それぞれ2,905万9,000円とするものでございます。前年度と比較いたしまして61万2,000円の増額となっております。

それでは、歳出から説明申し上げますので、予算に関する説明書の353ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較して5万2,000円の減額となっております。

主な内訳ですが、右ページの説明欄、1節、4節及び8節は、交通災害共済事業に係る会

計年度任用職員の人件費でございます。

7節報償金は、共済会費の取りまとめをお願いしている各自治会にお支払いする謝礼金でございます。

10節印刷製本費は、共済加入申込書や封筒などの作成に要する経費でございます。

22節共済会費還付金は、申込者が重複加入していた場合等の共済会費の過年度分還付金で、前年度と同額の計上となっております。

355ページをお願いいたします。

2款1項1目事業費は、右ページ説明欄に記載のとおり、18節共済見舞金でございまして、事故に遭われた会員に支払う医療見舞金、後遺障害見舞金及び死亡見舞金でございます。

357ページをお願いいたします。

3款1項1目交通災害共済基金費は、同基金の運用に伴い生じる利子について積み立てるものでございます。

359ページをお願いいたします。

4款1項1目予備費は、前年度と同額の計上となっております。

次に、歳入について説明申し上げますので、戻りまして343ページをお願いいたします。

1款1項1目共済会費収入は、交通災害共済会費収入として、実績を勘案の上、4万人分を計上したものでございます。

345ページをお願いいたします。

2款1項1目負担金は、生活保護者交通災害共済会費として、生活保護受給者数を勘案して計上したもので、960人分を計上したものでございます。

347ページをお願いいたします。

3款1項1目利子及び配当金は、交通災害共済基金の運用に伴い生じる利子でございます。

349ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金は、前年度繰越金でございます。

351ページをお願いいたします。

5款1項1目市預金利子は、前年度と同額計上でございます。

その下の2項1目雑入は、会計年度任用職員に係る雇用保険料被保険者負担金でございます。

以上で、議案第8号の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

以上で説明は終わりました。

---

△議案第8号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○2番 高橋委員 それでは、1点質疑をさせていただきます。

343ページになります。第1款共済会費収入、この金額2,000万円ですか、先ほどの説明では4万人分で500円掛けているということです。

それで、今年度、令和3年度もあと1カ月ちょっとで年度は終わりますけれども、今、コロナの関係で集金方法が変わっているかと思うんです。前は自治会のほうで各班長さんを通して、会のほうでまとめて市へお届けしていたというのが、昨年度からは、場所によっては自分で納付ということで、持って行ってほしいというふうになって、自治会のほうで、班でまとめていないというところが今出てきていると思うんです。

以前から、行田市は交通災害共済は大変加入者が多いということが言われていて、その原因は、自治会のほうである程度骨を折っていただいているからだという理由だったかと思うんですけれども、そこら辺のところでは前年度と同じということで、これはコロナの対策を見ての話ということでいいんですか。それを見てもこの金額の収入を見込んだということでもいいのか、それを1点お願いいたします。

○委員長 風間課長、答弁願います。

○交通対策課長 お答えいたします。

加入人数が確定しているところで、令和2年度が3万9,492人、加入率にいたしまして49.32%となっております。昨年度、今年度と、自治会によっては個人で申し込むという形を取ってまして、若干加入率は落ちているかと思いますが、確定している令和2年の数字を基に、今回は計上させていただいたところでございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○2番 高橋委員 今、もう令和3年度はあと1カ月というか、今日はもう3月1日ですから。

そこら辺のところの把握はもうしていると思うんですけども、どうだったんですか。

○委員長 どうですか。

風間課長。

○交通対策課長 今、申し訳ありません。数字のほうを持ち合わせておりませんので、後

ほど報告させていただきます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

〔発言する者なし〕

○委員長 よろしいですか。

ほかには質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第8号の討論、採決

○委員長 次に、討論を行います。討論のある方は挙手願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 よろしいですか。

討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第8号 令和4年度行田市交通災害共済事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 36分 休憩

---

午後 1時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境経済部所管の議案について審査を行います。

まず、環境経済部長にご挨拶をお願いいたします。

○環境経済部長 環境経済部でございます。

委員の皆様には、日頃から環境経済部の諸事業に対しまして多大なるご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、手数料条例の一部を改正する条例及び当初予算につきましてご審議賜ります。何とぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、執行部の皆様に申し上げます。議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はマイクを使用していただくよう、併せてお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明及び答弁は簡潔明瞭に行っていただき、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

---

△議案第17号について

○委員長 初めに、議案第17号 行田市手数料条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部の説明を求めます。

環境課、細谷課長、お願いします。

○環境課長 それでは、議案第17号 行田市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の111ページをお願いいたします。

本案は、県からの権限移譲に伴い、化製場等に関する法律に基づく化製場の設置許可申請などに係る審査手数料を新設するため、手数料条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容についてご説明いたしますので、新旧対照表の12ページをお願いいたします。

改正後の別表第1（第2条関係）中、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条の規定に基づく鳥獣飼養登録票の交付又は更新若しくは再交付」の次に、新たに3つの許可申請に対する審査手数料を追加するものでございます。

最初に、「化製場等に関する法律第3条第1項に規定する化製場の設置の許可申請に対する審査」「1件につき2万2,000円」、次に「化製場等に関する法律第3条第1項（同法第8条において準用する場合を含む。）に規定する死亡獣畜取扱場の設置の許可申請に対する審査」「1件につき1万4,000円」、次に「化製場等に関する法律第9条第1項に規定する動物の飼養又は収容の許可申請に対する審査」「1件につき8,000円（同一の構内にある数個の施設に関し同時に申請が行われる場合にあっては、当該申請を1件とする。）」をそれぞれ加えるものでございます。

議案書に戻っていただきまして、112ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和4年4月1日からとするものであります。

以上で、議案第17号の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第17号の質疑

○委員長 これより質疑に入りますので、質疑のある方は挙手を願います。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 お願いします。

化製場は4月から行田のほうの範疇になるんですけれども、現在、化製場というのは何箇所ぐらいあるんですか、教えてください。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 現在、行田市内には1件もございません。

○委員長 よろしいですか、吉野委員。

ほかにはいかがですか。

[発言する者なし]

○委員長 よろしいでしょうか。

他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第17号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手を願います。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申し出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第17号 行田市手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 45分 休憩

---

午後 1時 46分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第6号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、環境経済部所管部分についてを議題とし、執行部の説明を求めます。

まず初めに、環境課、細谷課長、お願いします。

○環境課長 それでは、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算のうち、環境課所管部分についてご説明を申し上げます。

歳出から説明いたしますので、予算に関する説明書の92ページをお願いいたします。

2款1項11目環境対策費でございます。

右ページ、説明欄の◎環境対策費は、前年度に比べ520万3,000円の増額でございます。これは、新規事業として第3次行田市環境基本計画策定業務委託料を計上したことなどによるものでございます。

主なものを申し上げますと、1節委員報酬は、環境審議会委員11名、産業廃棄物処理施設等設置調整審査会委員5名分に係る報酬でございます。

7節報償品費16万4,000円のうち15万円につきましては、クビアカツヤカミキリ駆除事業に係る報償品の購入費用でございます。

次に、11節の2行目、運搬料は、旭町地内の街路灯11基について、高濃度PCB含有機器とみなされる安定器が残置されていることから、これを回収して処分場まで搬出するための運搬費用でございます。

次に、12節環境基本計画策定業務委託料は、現行の環境基本計画が令和5年度をもって期間満了となるため、次期計画となる第3次環境基本計画を令和4年度及び5年度の2カ年で策定するものでございます。

次の化学分析委託料は、市内5つの河川の水質調査を実施するもの、その下のダイオキシン類調査委託料は、大気と土壌におけるダイオキシン類の分析調査を市内3箇所それぞれ実施するものでございます。

ページ一番下の産業廃棄物処理委託料は、先ほどの運搬料でも説明いたしましたが、旭町地内の高濃度PCB含有機器とみなされる安定器11基分に係る処理委託費用でございます。

95ページをお願いいたします。

説明欄、18節の一番下、合併処理浄化槽設置補助金は、国・県の補助制度に合わせ、単独処理浄化槽及びくみ取便槽から合併処理浄化槽への転換促進を図るため、設置などに係る費用の一部を補助するものでございます。

次に、飛びまして、156ページをお願いいたします。

4款1項4目環境衛生費でございます。

右ページ、説明欄の◎環境衛生一般管理費は、前年度に比べ34万2,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、7節報償金は、春と秋の年2回実施するごみゼロ運動に伴う運搬車両や各地区ごみ集積所の管理指導に対する報償金でございます。

18節の地区衛生協力会交付金は、市内186地区の衛生協力会に対する交付金、その下の衛生協力会連合会補助金は、連合会の活動に対する補助金でございます。

次に、左のページに戻りまして、2項1目清掃総務費でございます。

右ページ、説明欄の◎清掃事業管理費は、前年度に比べ4,248万5,000円の増額でございます。これは、令和4年度から設立される行田羽生資源環境組合への負担金を新規計上したことなどによるものでございます。

主なものを申し上げますと、1節から4節までは、会計年度任用職員1人と環境課職員15人分に係る人件費でございます。

159ページをお願いいたします。

説明欄、18節の3行目、行田羽生資源環境組合負担金は、本市と羽生市において一般廃棄物等処理施設の共同処理を行うため設立される行田羽生資源環境組合への負担金でありまして、負担割合は組規約に基づき、均等割20%、人口割80%により算定したものでございます。

次に、左のページに戻りまして、2目塵芥処理費でございます。

右ページ、説明欄の◎塵芥処理事業費は、前年度に比べ1,077万5,000円の増額でございます。これは、彩北広域清掃組合負担金が増額したことなどによるものでございます。

主なものを申し上げますと、7節奨励金は、PTAや子ども会などが行う資源物の集団回収に対する奨励金、次の買上金は、各地区衛生協力会に対する資源物の買上金でございます。

11節の一番下、手数料は、不法投棄されたテレビや洗濯機、冷蔵庫など、家電リサイクル法の対象品に係る処理手数料でございます。

次に、12節資源物収集委託料は、市内240箇所の集積所に集められた資源物を、缶・瓶類は月2回、紙・布類は月1回の収集運搬について委託するものでございます。

次の可燃ごみ収集委託料は、市内1,406箇所の集積所に集められた可燃ごみを、市街地は週4回、その他の地域は週3回の収集運搬について委託するものでございます。

次の不燃ごみ収集委託料は、市内1,323箇所の集積所に集められた不燃ごみを、週2回の収集運搬について委託するものでございます。

次の粗大ごみ等収集委託料は、市内217箇所の集積所に集められた粗大ごみ等を、月1回の収集運搬について委託するものでございます。

次の公共施設等廃棄物収集委託料は、公共施設54箇所の可燃・不燃ごみ等の収集運搬について委託するものでございます。

161ページをお願いいたします。

説明欄の一番上、18節彩北広域清掃組合負担金は、小針クリーンセンターの運営・維持管理に係る負担金でございます。

その下の生ごみ処理機器購入費補助金は、リサイクルの推進とごみ排出量の削減に向け、家庭から出る生ごみの自家処理を促進するため、コンポスト及び生ごみ処理機器などの購入費用に対し補助するものでございます。

次の◎粗大ごみ処理施設管理費は、前年度に比べ58万4,000円の減額でございます。

主なものを申し上げますと、10節消耗品費は、粗大ごみ処理場の破砕機に係る消耗部品などの購入費用、4行下の修繕料は、粗大ごみ処理場の老朽化に伴う破砕機などの修繕に係る費用でございます。

11節の一番下、手数料は、粗大ごみ処理場で処理することのできない破砕不適物、困難物などの処理を専門業者へ依頼するものでございます。

12節の一番上、一般廃棄物処理委託料は、破砕処理後の不燃残渣を埋立処分するための委託料でございます。

次の廃乾電池等処理委託料は、搬入された廃乾電池及び廃蛍光管の処分を委託するものでございます。

次の破砕廃棄物運搬委託料は、破砕処理後の不燃残渣を寄居町にある県の処分場まで運搬するための委託料でございます。

その下の施設運転管理委託料は、粗大ごみ処理場の施設運転管理に係る業務を委託するものでございます。

13節器具・機材借上料は、粗大ごみ処理場内で使用する油圧ショベル1台と深ダンプ2台に係るリース料でございます。

14節設備改修工事請負費は、経年劣化による感電、漏電等を防止するため、場内への引込高圧ケーブル及び高圧交流気中負荷開閉器の更新工事を実施するものでございます。

次の◎長善沼整備事業費は、ほぼ前年度と同様の計上でございます。

主なものを申し上げますと、12節除草委託料は、最終処分場の除草作業を年2回実施するもの、その下の水質検査委託料は、最終処分場埋立地の浸出水や地下水の検査を行うものでございます。

162ページをお願いいたします。

次に、3目し尿処理費でございます。

右ページ、説明欄の◎し尿処理事業費は、前年度と同額計上でございます。主なものを申し上げますと、12節し尿処理委託料は、生活保護世帯に係るし尿処理を委託するものでございます。

次の◎し尿処理施設管理費は、前年度に比べ2,052万5,000円の増額でございます。これは、環境センター処理施設における貯留水槽内の防食工事を実施することによるものでございます。

主なものを申し上げますと、10節の4行目、電気料は、環境センター内の施設に係る電気料でございます。

その下の修繕料は、施設の老朽化に伴う修繕を行うものでございます。

次の上下水道料は、希釈処理後の放流水を下水道に流すための下水道使用料でございます。

11節の2行目、手数料は、貯留水槽の防食工事に伴い処理フローの変更が生じるため、これを制御するシステムの変更手数料でございます。

12節の一番上、資源リサイクル委託料は、搬入されるし尿等に含まれるし渣の再資源化処理について委託するものでございます。

その下の施設運転管理委託料は、環境センターの運転管理業務について委託するものでございます。

12節の一番下になりますが、受入槽・貯留槽清掃委託料は、年2回実施する各水槽内の定期清掃に係る費用でございます。

14節設備改修工事請負費は、先ほど増減理由でも申し上げましたが、環境センター処理施設における貯留水槽内の防食工事を実施するものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、ページ戻りまして、36ページをお願いいたします。

2項2目衛生手数料の2節清掃手数料は、前年度に比べ46万2,000円の減額でございます。

右ページ、説明欄の許可申請手数料は、一般廃棄物収集運搬業者の許可申請に係る47件分の更新手数料、次の諸手数料は、粗大ごみ処理場に搬入される事業系ごみに係る処理手数料を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款2項1目総務費国庫補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ、説明欄の3行目、循環型社会形成推進交付金は、前年度に比べ67万5,000円の減額でございます。併せて、合併処理浄化槽の転換設置に係る国庫補助金でございます。補助率は、設置費の2分の1でございます。

42ページをお願いいたします。

中ほどの15款2項1目総務費県補助金の1節総務管理費補助金のうち、右ページ、説明欄の2行目、浄化槽整備事業補助金は、前年度に比べ250万円の減額でございます。併せて、合併処理浄化槽の転換設置に係る県補助金でございます。補助額は、1基につき20万円を見込み、50基分を計上しております。

その下のクビアカツヤカマキリ防除対策事業補助金は、令和3年度に新設、運用開始されたものでございまして、木の伐採や薬剤の購入など、市の防除対策に係る県補助金でございます。補助率は、対策費用の2分の1でございます。

46ページをお願いいたします。

中ほど、15款3項1目総務費委託金、1節総務管理費委託金のうち、右ページ、説明欄の環境保全交付金は、前年度に比べ17万円の増額でございます。アライグマの個体分析や公害関係事務を市が処理することに対する交付金でございます。

48ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入のうち、右ページ、説明欄の上から7行目、一般土地貸付収入（環境課）は、長善沼のメガソーラー発電事業に係る土地の貸付収入でございます。

その8行下になります建物貸付収入（環境課）は、太陽光発電事業に伴う環境センターの屋根貸し収入でございます。

下から2行目、一般廃棄物最終処分場敷地貸付収入は、彩北広域清掃組合への最終処分場の一部に係る土地の貸付収入でございます。

その下の一般廃棄物処理施設敷地貸付収入は、ごみ処理施設整備の事業着手に当たり、行田羽生資源環境組合が実施する新ごみ処理施設建設予定地における埋蔵文化財の発掘調査に伴う土地の貸付収入でございます。

次に、少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入、中ほどの7節施設貸付収入のうち、右ページ、説明欄の10行目になります環境課電気、ガス、水道料は、忍城おもてなし甲冑隊の事務所として使用している環境課2階部分の貸付収入でございます。

その下の環境課電気料は、環境課に設置している自動販売機に係る使用料でございます。

62ページをお願いいたします。

9節用品等売払収入のうち、右ページ、説明欄の2行目、資源ごみ売払収入（環境課）は、前年度に比べ127万9,000円の増額でございますが、資源リサイクル事業で回収する缶・瓶及び紙・布類の売払収入を見込み計上したものでございます。

66ページをお願いいたします。

21款市債、1項3目衛生債の1節清掃債、右ページ、説明欄のし尿処理施設設備改修事業債は、環境センター貯留水槽内の防食工事に対するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、債務負担行為についてご説明いたしますので、276ページをお願いいたします。

事項欄の一番上、環境基本計画策定業務委託は、環境の保全等に関する施策を総合的、かつ計画的な推進を図るための第3次環境基本計画について、令和4年度及び5年度の2カ年で策定するものであります。事業費の予算総額は950万円で、令和4年度歳出予算と併せて債務負担行為を設定し、一括契約を締結しようとするものでございます。

環境課の説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、商工観光課、森原課長、お願いします。

○商工観光課長 それでは、説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

それでは、商工観光課所管部分につきまして、歳出から説明させていただきます。

予算に関する説明書の164ページをお願いいたします。

5款労働費、1項1目労働諸費、右ページ、説明欄の◎労務対策費のうち、2節から4節

は、職員1人分の人件費となっております。

18節の4行目、行田市中小企業退職金共済会補助金は、行田市中小企業退職金共済会に対する運営補助でございます。

172ページをお願いいたします。

7款商工費、1項1目商工総務費、右ページ、説明欄の◎商工一般管理費は、前年度に比べ1,116万7,000円の減でございます。これは、人事異動を踏まえた減額措置であり、職員9人分の人件費でございます。

次に、2目商工業振興費、右ページ、説明欄、◎商工業育成振興費は、前年度に比べ6,575万7,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、企業立地奨励金の交付件数の減によるものでございます。また、令和3年度でまで実施しておりました「足袋のまち行田」活性化プロジェクトが令和3年度をもって終了いたしますことから、こういったものも減の要因となっております。

主なものを申し上げますと、13節の3行目、施設借上料は、チャレンジショップを展開するに当たっての店舗借上料でございまして、現在営業中の店舗の借上料である月額5万円の12カ月分60万円に加えまして、チャレンジショップにはこれまでも多くの問合せをいただいている中で、来年度、中心市街地において新たにもう1店舗の展開を検討していることから、場所などは未定でございますが、当該店舗の借上料を月額10万円と見込みまして、その12カ月分に当たる120万円を計上したものでございます。

その下、18節負担金補助及び交付金のうち、1行目の商工会議所事業補助金、1つ下の商工会事業補助金は、行田商工会議所及び南河原商工会の運営に対する補助金でございます。

その下の小規模事業対策補助金は、行田商工会議所が実施いたします企業の安定経営に向けた事業の実施に当たり、その費用の一部を補助するものでございます。

3つ下の電灯料補助金は、市内商店会及び街路灯管理組合12団体に対しまして、商店街街路灯電気料の8割を補助するもので、昨年度と比べ91万5,000円の減額となっております。この減額につきましては、商店街街路灯のLED化による電力削減の効果によるものでございます。

2つ下の商店街等施設整備事業費補助金は、埼玉県が実施する商店街等施設整備事業補助金の活用の募集に対しまして、中心市街地に位置する1商店街より街路灯のLED化の要望をいただいておりますことから、提案が採択された場合に必要となる予算を計上したものでございます。

2つ下の商工業振興資金利子補給金は、市の融資制度に基づきまして、金融機関から資金の借入れを行った市内中小企業が借入額を完済した場合、金利の優遇措置を行った金融機関と完済者に対しまして、利子の一部を補給するものでございます。

3つ下の住宅改修資金補助金は、市民が市内事業者を利用して住宅等の改修を行う際に工事費用の一部を補助するものでございます。

その下の起業家支援助成金は、市内空き店舗を活用して事業を営んでいる方に対しまして、上限を5万円とした店舗の家賃補助及び開業に当たって店舗の改修が必要となる場合に、上限を50万円として改修費用の助成を行うものでございます。

その下の企業立地奨励金は、奨励金の交付に当たり、優遇措置の認定を受けた事業所へ各種奨励金を計上したものでございます。

174ページをお願いいたします。

3目観光費、右ページ、説明欄の◎観光事業費は、前年度に比べ4,000円の増額でございます。主な要因といたしましては、国の地方創生推進交付金を活用した行田版DMOを核とした持続可能な地域形成プロジェクトが、令和3年度をもって終了したことに伴う行田おもてなし観光局補助金などの減額と、令和4年度に整備を予定しております（仮称）さきたま広場関係の工事費及び補助金を新たに計上したことによるものでございます。

主なものを申し上げますと、12節委託料の1行目、観光関連施設管理業務委託料は、JR行田駅前観光案内所及び忍城バスターミナル観光案内所の管理運営を一般社団法人行田おもてなし観光局に委託するものでございます。

14節駐車場整備工事請負費は、行田おもてなし観光局との共同整備を予定している（仮称）さきたま広場エリアのうち、市が整備主体となる広場部分の整備に要する経費を計上したものでございます。

18節負担金補助及び交付金の2つ目、行田おもてなし観光局補助金は、本市の観光行政の軸を担う行田おもてなし観光局に対する補助金でございます。

7つ下の観光物産施設整備費補助金は、（仮称）さきたま広場エリアにおいて、行田おもてなし観光局が整備主体となる（仮称）さきたま市場の建設に対し費用の一部を補助するもので、財源につきましては、当該予算の2分の1の費用について国からの地域経済循環創造事業交付金を見込んでおります。

177ページをお願いいたします。

説明欄の◎桜維持管理費の主なものといたしまして、12節桜維持管理委託料は、武蔵水路

等に植樹した約650本の桜の維持管理に要する経費でございます。

左にお戻りいただきまして、4目商工センター費、右側、説明欄の◎商工センター管理費でございますが、主なものを申し上げますと、12節指定管理料は、公益財団法人行田市産業・文化・スポーツいきいき財団へ支払う指定管理料でございます。

14節施設改修工事請負費は、老朽化した商工センター駐車場外柵の改修工事を行うものでございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項4目商工使用料は、前年度と同額計上でございます。右側、説明欄中ほどに記載してあります商工センター内に事務所を置いている行田商工会議所から労働基準協会までの6団体からの使用料を見込んだものでございます。

40ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、2項4目商工費国庫補助金の右ページ、説明欄の一番上、地域経済循環創造事業交付金は、令和4年度に整備を予定している（仮称）さきたま広場内において、同年度、行田おもてなし観光局が整備主体となる（仮称）さきたま市場の建設に対する国の交付金でございます。これは、国の政策であるローカル10000プロジェクトを活用するもので、地域の金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が事業化段階で必要となる初期投資費用等について、地方公共団体が助成する経費に対し交付されるもので、補助率は2分の1でございます。

44ページをお願いします。

15款県支出金、2項5目商工費県補助金のうち、右、45ページの説明欄、商店街等施設整備事業費補助金は、中心市街地に位置する1商店会の商店街街路灯のLED化整備に対する県の負担分でございます。

48ページをお願いいたします。

16款財産収入、1項1目財産貸付収入のうち、右、49ページ、説明欄の下から9行目、建物貸付収入（商工観光課）は、商工センターの屋根貸しによる太陽光発電事業に伴う建物貸付収入でございます。

60ページをお願いします。

20款諸収入、4項1目4節交付金及び助成金収入のうち、右側、説明欄の3つ目、外国人観光客受入体制整備事業補助金は、古代蓮の里に設置の観光案内版の張り替え及び多言語化

に対する埼玉県外国人観光客誘致推進協議会からの交付金で、補助率は2分の1でございます。

左、60ページに戻りまして、7節施設貸付収入のうち、右、説明欄の下から11個目、商工センター電気、ガス、水道料から2つ下の商工センター清掃委託料は、商工センターの施設貸付けに伴う行田商工会議所などの受益団体からの負担分を見込んだものでございます。

その下の観光案内所電気料は、JR行田駅前観光案内所及び忍城バスターミナル観光案内所に設置してあります自動販売機の電気料を見込んだものでございます。

63ページをお願いします。

15節雑入、説明欄の3つ目、損失補償還付金は、市の融資制度に関わる返済におきまして、万一未償還が生じた場合に代位弁済を行うこととなっておりますが、これを行った場合の損失補償還付収入を見込んだものでございます。

66ページをお願いします。

21款市債、1項5目商工債、右側、説明欄の観光施設整備事業債は、(仮称)さきたま広場の整備に対するものでございます。

以上で、商工観光課所管の説明とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

次に、農政課所管部分、江森部長。

○環境経済部長 それでは、引き続き、農政課関係の予算につきましてご説明申し上げます。

失礼して、着座にて説明させていただきます。

初めに、歳出からご説明申し上げます。

予算に関する説明書166ページをお願いいたします。

ページの中ほどになります。6款農業費、1項2目農業総務費1億982万6,000円は、前年度に比べ259万円の増額計上となっております。これは、人事異動及び育児休業職員の給与高低差によるものでございます。

右ページ、説明欄の◎農業一般管理費は、農業委員会事務局職員、農政課職員14人分及び会計年度任用職員報酬1人分の人件費でございます。

左側、166ページをお願いいたします。

3目農業振興費3,800万1,000円は、前年度に比べ408万2,000円の減額計上となっております。この主な要因といたしましては、備品購入費及び負担金補助及び交付金の減額などによるものでございます。

右ページ、説明欄の◎農業振興費のうち主なものを申し上げますので、169ページの説明欄をお願いいたします。

13節器具・機材借上料は、農業用素掘り用排水路のしゅんせつに使用する作業機械及びダンプトラック等の借上料でございます。

次に、18節の上から5行目の農業再生協議会交付金は、米の生産調整、担い手育成の事務を行う行田市農業再生協議会への交付金でございます。

2つ下の農業生産物展示会交付金は、行田産農産物のPR等を行う農業祭及び農産物品評会を主催する実行委員会への交付金でございます。

その下の農業近代化資金利子補給金は、認定農業者が農業の近代化を図るために導入した機械、農業施設等の借入金に対して利子補給を行うものでございます。

3つ下の田んぼアート米づくり体験事業推進協議会補助金は、田んぼアート事業を開催する費用を補助するものでございます。

その下の行田はちまんマルシェ実行委員会補助金は、八幡通り沿いの若葉保育園駐車場で毎週日曜日に開催するイベントに対して補助するものでございます。

3つ下の新規就農総合支援事業費補助金は、新規就農者の経営開始や経営発展のために必要となる資金を支援するものでございます。

3つ下の攻めの農業支援事業補助金は、農業振興を図るため、特産品として期待できる農産物の生産、6次産業化や観光農園開設のほか、既存の生産方法を改善するための新たな取組を行おうとする農業者に対し、その一部を補助するものでございます。なお、1件当たりの補助金上限額は、市の要綱により100万円を限度としております。

3つ下の経営継承・発展等支援事業補助金は、担い手から経営を継承し発展させるための取組を行おうとする農業者に対し、補助するものでございます。

左側、168ページをお願いいたします。

4目園芸振興費29万8,000円は、前年度と同額となっております。

右ページ、説明欄の◎園芸振興費の18節園芸団体振興事業補助金は、行田市花き園芸組合とほくさい農協行田園芸部への補助金を措置したものでございます。

170ページをお願いいたします。

5目畜産業費12万5,000円は、前年度と比べ2万円の減額計上となっております。

右ページ、説明欄の◎畜産業振興費の18節、2行目の畜産団体振興事業補助金は、行田市畜産振興協議会へ家畜防疫に関わる各種予防注射費用や公害薬剤購入費の一部を補助するも

のでございます。

左側、170ページをお願いいたします。

6目農地費1億6,126万3,000円は、前年度に比べ667万円の増額計上となっております。この主な要因は、委託料及び工事請負費の増額などによるものでございます。

右ページ、説明欄の◎土地改良費のうち主なものを申し上げますと、14節土地改良事業工事請負費は、前谷地区の用排水路整備工事について、県費単独土地改良事業を活用して実施しようとするものでございます。

次に、18節負担金補助及び交付金の5行目、元荒川上流土地改良区土地改良事業（建設事業費）負担金は、同改良区が実施する幹線農業用排水路整備事業の市負担金でございます。

2つ下の県営ほ場整備事業負担金は、鴻巣・行田地区及び池上地区のほ場整備事業における市負担金でございます。

その下の県営基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金は、県営基幹水利施設の補修整備事業の負担金でございます。内容につきましては、上須戸堰の測量試験実施設計費及び中条星宮地区の揚排水機場補修1箇所、地下水機場2箇所の実施設計費を負担するものでございます。

1つ下の土地改良事業補助金は、大里用水土地改良区施設及び行田市南河原土地改良区施設の補修整備事業の補助金でございます。内容につきましては、大里用水土地改良区の持田地区の揚水機場のポンプオーバーホール及び用水路工事並びに行田市南河原土地改良区の中江袋補助機場の水中ポンプの交換でございます。

その下の土地改良事業資金元利償還補給金は、日本政策金融公庫の資金借入金に対する償還1件分を計上したものでございます。

その下の多面的機能発揮促進事業補助金は、農地や農業用道路・水路の適切な保全管理を図るための活動を地域ぐるみで行う組織への補助金でございます。

次の説明欄の◎農業用道路及び農業用排水路整備事業費のうち主なものを申し上げますと、11節出役料は、市内各所の用排水路及び農道の緊急的な補修を行うための予算でございます。

次に、12節の1行目、調査測量設計委託料は、農道整備工事、補修工事及び用排水路整備工事に伴う設計委託料でございます。

その下の調査研究委託料は、田んぼダム事業における治水効果解析等の委託料でございます。

次に、14節の1行目、農道整備工事請負費は、未舗装の農道を舗装する農道舗装工事費でございます。

その下の農道補修工事請負費は、農道の補修工事費でございます。

その下の用排水路整備工事請負費は、市内各所の用水路及び排水路の整備工事費でございます。

その下の水田貯留設備整備工事請負費は、新たな方式で行う田んぼダムの整備工事費でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして44ページをお願いいたします。

15款県支出金、2項県補助金、4目農業費県補助金の2節農業振興費補助金の右ページ、説明欄をお願いいたします。

農業経営基盤強化資金利子助成金は、認定農業者が受けた融資に対する利子に係る県助成を見込んだものでございます。助成率は2分の1でございます。

次の新規就農総合支援事業費補助金は、農業振興費の歳出のところでご説明申し上げました新規就農者への補助金を見込んだものでございます。補助率は4分3でございます。

次の環境保全型農業支援事業補助金は、環境保全型農業支援事業に対する補助金を見込んだものでございます。補助率は100分の75でございます。

次の経営所得安定対策推進事業費補助金は、米の生産調整、担い手育成の各種事務を行う行田市農業再生協議会に対する補助金を見込んだものでございます。補助率は10分の10でございます。

次に、3節農地費補助金の右ページ、説明欄をお願いいたします。

土地改良事業費補助金は、前谷地区の用排水路工事への補助を見込んだものでございます。補助率は、補助対象経費の100分の33でございます。

次の多面的機能発揮促進事業補助金は、農地や農業用道路・水路を適切に保全管理することを目的とした地域の団体事業への補助金を見込んだものでございます。補助率は100分の75でございます。

少し飛びまして、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の4節交付金及び助成金収入のうち、右ページ、説明欄の4行目、経営継承・発展等支援事業補助金は、担い手から経営を継承し発展させるための取組を

行おうとする農業者への補助金を見込んだものでございます。補助率は2分の1でございます。

次の5節委託金収入のうち、右ページ、説明欄の一番下の農地中間管理事業委託金は、農地中間管理機構からの事務委託金でございます。

次に、62ページをお願いいたします。

9節用品売払収入のうち、右ページ、説明欄の8行目、農業振興地域計画図売払収入は、農業振興地域計画図の売払いを見込んだものでございます。

次に、66ページをお願いいたします。

21款1項市債、4目農業債の1節農業債の右ページ、説明欄をお願いいたします。

かんがい排水路整備事業債は、前谷地区の県費単独土地改良事業における排水路及び市内各所における用排水路の整備に対するものでございます。

次の水田貯留設備整備事業債は、田んぼダムの整備に対するものでございます。

以上で、農政課関係の予算の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、農業委員会事務局、前島局長、お願いします。

○農業委員会事務局長 それでは、農業委員会事務局が所管する予算について、歳出からご説明申し上げます。

166ページをお願いいたします。

6款1項1目農業委員会費でございますが、本年度2,658万4,000円で、前年度と比較いたしますと254万4,000円の減額となっております。主な要因といたしまして、委員報酬の減額によるものでございます。

右ページ、説明欄、◎農業委員会運営費のうち主なものをご説明申し上げます。

1節委員報酬は、農業委員13名及び農地利用最適化推進委員20名の報酬でございます。

続きまして、11節通信料につきましては、本議会補正予算案にて議決をいただきましたタブレット端末10台分導入に伴う通信料でございます。

次に、12節OAシステム保守点検委託料は、農地基本台帳システムの保守点検に要する委託料でございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

戻りまして、36ページをお願いいたします。

13款2項3目農業手数料でございますが、右ページの説明欄の諸証明手数料は、農家証明、除外証明などの発行手数料でございます。

44ページをお願いいたします。

15款2項4目農業費県補助金のうち1節農業委員会費補助金は、農業委員会設置費等に関わる県の補助金でございます。

60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入のうち5節委託金収入でございますが、右ページの説明欄、上から3行目、農業者年金事務委託金は、農業者年金制度の普及促進に関わるものでございます。

以上で、農業委員会所管の歳入歳出予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

全ての所管の説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 2時 37分 休憩

---

午後 2時 49分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、93ページ、環境対策費をお聞かせください。その中で、環境審議会というものがあるわけですね。16名だか分かりませんが、その環境審議会の内容、どういう方がメンバーなのか。それと、同じところに産業廃棄物処理施設等設置調整審査会という2つありますけれども、審議会、審査委員会含めたこの2つに関しては、どういう仕事なのか、これを教えてください。まずそれを1つお願いいたします。

○委員長 いかがですか。

細谷課長、答弁願います。

○環境課長 まず、環境審議会でございます。

環境審議会につきましては、委員の人数は11人以内という形で規定されております。委員の構成ですけれども、学識経験者、関係行政機関の職員、事業所等の代表者、公募の市民と

いう構成になっております。

審議内容につきましては、来年度ですと第3次環境基本計画をつくるために、その内容について審議をいただくというような内容になっております。

その次の災害廃棄物処理施設等設置調整審査会ですけれども、こちらにつきましては産業廃棄物を処理しなくてはならない状況が出たときに設置されるものでありまして、ここ5年間ぐらいはこの審議会を開いた経緯というのはございません。そのときのために設置してあるものでございます。

以上です。

○委員長 どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 まず、環境審議会は環境基本計画を今後つくっていくためのということですが、これはもうメンバー、また募集、そういうものの内容はもう決定しているんですか。それともこれからメンバーをどういう方法で決めていくのか、そこら辺のところをまずお願いします。

それと、産業廃棄物に関しては、5年とか今お話がありましたけれども、具体的に何をやる場所なのか、内容をお願いいたします。

○委員長 答弁願います。

細谷課長。

○環境課長 まず、環境審議会ですけれども、環境審議会につきましては任期が2年ということで、今年度2年を迎えて、現というんですか、今の審議会の委員というのは任期を迎えました。任期満了になっております。それで、新たに4年度から審議会を開くための委員につきましては、公募の委員につきましては、12月でしたか、公募をさせていただきました、1名の公募の委員から応募がありました。それ以外の委員につきましては、各事業所の環境に携わっている方を中心に選出していただいております。今、各事業所に対して依頼をかけているところでございます。3月中には返事をいただけるというような状況になっております。

それと、産業廃棄物処理施設等設置調整審査会でございますけれども、産業廃棄物施設等の設置の依頼があったときに、関係地域等の設定等について市長の諮問に応じて調査及び審議をする機関でございます。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、産業廃棄物ですけれども、何か市長にそういう具体的な何か

依頼があったのかどうか教えてください。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 先ほど申したように、ここ5年間ぐらいは依頼がなく、毎年これは予算上は計上しているものでございます。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

どうぞ、次、質疑のある方は挙手願います。

ないようであれば、高橋委員がおっしゃっていますから。どうですか。

では、吉野委員、どうぞお願いします。

○3番 吉野委員 同じように、高橋委員と関連しますけれども、環境審議会は来年度は2年の任期ということで、環境基本計画を諮問されてこれを審議するんだと思うんですけども、次の策定するに当たってのポイントといたしますか、何か重点項目はありますか。この間、私も質問はしたんですけども、そっちまではお聞きできなかったもので、6年度からスタートするやつですよ。4年、5年で、6年度からスタートするものを策定するわけですけども、何かポイントというか、そこら辺の柱というか、何か重点的にやろうとしているものはありますか。

○委員長 どうですか。答弁願います。

細谷課長。

○環境課長 議会でもご答弁申し上げたとおり、脱炭素に向けて、気候変動の関係もありますし、脱炭素に向けたゼロカーボンシティ宣言もしているということもありますので、その辺のことを盛り込んでいきたいというのが1つあります。

具体的な環境基本計画の策定計画というんですかね、それにつきましては、令和4年度につきましては基礎調査等を行って計画骨子の作成を行うのと、あと環境の動向と現状把握等を行います。それと、大きいものとしては、1年間かけて自然環境調査ということで、どこに何がすんでいるとか生き物の調査をしないといけないというのがありますので、そちらをやるということになります。5年度につきましては、そちらをまとめていく作業になるかと思えます。

以上です。

○委員長 どうですか。

どうぞ、吉野委員。

○3番 吉野委員 10年前につくった環境基本計画というのは、その間、大分二酸化炭素に対するイメージというか世論というか、削減に対する要望といますか、そういうものが大分出て、これをどうするかという話で、この間私も一般質問しましたけれども、各自治体で実行計画といますかね、そういうものを盛り込んだものをつくっていきましょうという、そういう機運になっていますので、そういう方向で策定をしていただければと思います。これは意見です。

○委員長 よろしいですか。

続いて、木村委員どうぞ。

○2番 木村委員 163ページですけれども、し尿処理施設管理費の12節ですが、施設運転管理委託料と1,000円単位でこれが出ているんですけれども、この委託料というのは何年か継続して委託をしている中の令和4年度の年割の支払いのお金ということでしょうか。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 施設運転管理委託料というのは、施設の運転管理を委託している費用でございます、2年契約でございます。ですので、2年ごとに更新している形になります。それで、今回は2年目になるのか、前年度、去年契約しまして2年目という形になっております。

以上です。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 2年目ということは、またこちらの人は分かるんですけれども、ということとは、2年目が終わるわけですね、令和4年度に。そうすると、令和5年からまた新しい、4月1日から契約というか委託、運転管理を出さないといけないわけなんですけれども、その費用というのは多分債務負担行為で令和4年度に契約行為とか公告行為をしなくてはいけないと思うんですけれども、その辺の債務負担行為の金額というのはいつ予算計上されるんでしょうか。令和4年度に発注をする、公告をするための予算というのはどこに計上されているんでしょうか。

○委員長 いかがですか。

細谷課長、答弁願います。

○環境課長 債務負担行為というか、長期継続契約ということで結んでおりますので、債務負担行為に出てくることはございませんで、ただ年度中に契約行為ができるというような状況になっております。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 年度中に契約行為ができるというのは、予算の裏づけがないとできませんよね。そうすると、どういうことになるのでしょうか。

○委員長 どうですか。

細谷課長、答弁願います。

○環境課長 新年度予算の要求の時点で要求させていただいて、このように新年度予算の審議を経て、その後に契約という形になろうかと思えます。

○委員長 木村委員、どうぞ。

○2番 木村委員 じゃ、すっきりするために聞きますけれども、令和5年度以降に契約するものを、令和4年度のこの時期に予算化しますよね、来年のこの時期に。そうすると、予算が通ったので、令和5年の3月に通ったから、公告をして業者を決めるということでしょうか。

○委員長 いかがですか。

細谷課長。

○環境課長 審議を経てというか、予算の内示後にそういう契約行為というか、入札行為等をする形になります。

○委員長 よろしいですか。

細谷課長。

○環境課長 すみません、言葉が足らなくて。予算の裏づけはないですけれども、予算がない裏づけを前提として契約行為に入るという形になります。可決するかどうか、可決することを条件として契約行為をするという形になります。

○委員長 どうですか、木村委員よろしいですか。

ほかにございますか。

もう一度吉野委員どうぞ。

○3番 吉野委員 環境課へ行っていますので、同じような環境の関係ですけれども、令和9年でしたよね、新しいのが稼働するのは一応今の予定だと令和9年という予定で動いていますけれども、粗大ごみ処理場は直営でやっていて、焼却場は彩北の組合に任せていますけれども、その間、おおよそ大体5年ほどありますけれども、そこを間接、直接、そこまで動いてもらわないと困るんですけれども、この5年間の間で、この延命といいますかね、働いてもらうのに今後どういう配慮をやっていこうというか、予算上もそうですけれども、そういうメンテナンスの関係がどういうところに配慮して令和9年までもたせようという、そこら

辺の考え方が、もしあれば教えてください。

○委員長 答弁願います。

江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

施設の管理につきましては、彩北広域清掃組合で行っているわけですが、我々の計画は令和9年度中の稼働を目指すということで、このことは組合に伝えてございます。組合では、今後の整備について、何年間もたせるのかというのを幾つか区切りまして業者から見積もりを取るなど、準備を進めていると聞いております。ですので、稼働までは確実にメンテナンスを行って保守が行われるものと考えています。

若干今回も予算が増えているんですけども、これまでよりは少し修繕費はかさんでくる可能性というのはあるんですけども、新施設の稼働まではしっかりと動かしてもらえるように依頼しているところでございます。

以上でございます。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 粗大ごみ処理場につきましても、計画的な修繕を行っているのと併せまして、破碎機等の部品についても計画的に購入しまして、すぐ替えられるような体制というのを確保している状況でございます。

以上です。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 施設によって特徴があって、炉のほうは高温で、中の耐火レンガが損傷するというのは結構あると思うんですけども、また粗大ごみも破碎の関係で、機械的にストレスを与えますから、破損したりとか、そういうものが出てくると思うんですけども、5年もたせるということで計画的にメンテナンスを丁寧にかけて、もたせるようにしないといけないと思うんですけども、そこら辺はよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

吉田委員、どうぞ。

○4番 吉田委員 私も1点お聞きしたいんですけども、環境対策費の中で、93ページの中で11節の運搬料、この説明の中にも旭町という地名が出ていましたよね。その旭町の街路灯の処分とかというものに対して50万円の予算を計上している。そして、12節の中で、産業廃

棄物処理委託料、この中でも旭町という言葉が、旭町地内11基とかという説明を聞いたんですけれども、これは旭町の地区に対して関連がどういうふうにあるのか。それで、運搬料というのは街路灯の処分というけれども、旭町単独の自治会、ほかの自治会にも街路灯の処理はあると思うんですけれども、今回は旭町だけの自治会で50万円もそういう費用、運搬料がかかるのか。ほかの自治会にもPCB、そういうのもあるんでないかと思うんですけども、ほかの地区に対してはどういうふうに考えているのか。この運搬料の説明、旭町という地区で2点ほどこうやって絡んでいるんですけども、どういう関係があるのか、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思うんですけれども、よろしいですか。

○委員長 答弁願います。

細谷課長。

○環境課長 この運搬料と処理委託料という形で、旭町地内のPCBの処理ということで申し上げます。具体的には、旭町地内の現在街路灯の中に、抱き合わせで使っている鉄塔があるんですけれども、柱が、そちらにもう使っていない電球がついていまして、その安定器が高濃度PCBを含有している可能性があるというのを県の東部環境がパトロールしておりまして、そちらで発見されました。

それで、そちらの処分につきまして、この運搬料というのはそのものを北海道の室蘭市で処分しています。ですので、そこまでの運搬料と、処分するのに当たっては、JESCOというところにその機器を登録しなくてはならないですね。登録してそれを処理するわけですけども、その費用が産業廃棄物処理委託料というところに入っております。11基分の処理委託料。それで、北海道の室蘭まで運ぶ運搬料が運搬料のところに計上している次第でございます。

もともとその機器につきましては、その柱を建てたのが、現在は自治会のLEDの街路灯がついていますけれども、現在は自治会が管理しているんですけれども、そのもともとの柱、何で建てたか分からないですけども、古く建てたのは市で建てたという、所有ということで、市の産業廃棄物としてそのPCBを処理しようという形になったため、今回予算計上させていただいた次第でございます。

以上です。

○委員長 吉田委員、どうぞ。

○4番 吉田委員 旭町だけで、ほかの地区にはそういうのは見当たらないですか。そこを確認させてください。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 全部回っているわけではないですけども、県の東部環境とパトロールした結果によると、そこだけということになっております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、まず159ページの行田羽生資源環境組合負担金5,089万6,000円の中身、この負担金、どういうふうな仕事がこの5,089万6,000円になるのか、その費用の内容を教えていただきたいと思います。

○委員長 答弁願います。

金子副参事。

○環境経済部副参事 お答え申し上げます。

令和4年4月1日から設立される行田羽生資源環境組合ですが、構成としては行田市、羽生市の負担金と国・県の補助金で成り立つという形になります。歳出については、大きく言いますと議会費、議員の皆様への報酬、それから監査委員、公平委員への報酬、それから一般管理費としまして職員が派遣されますその人件費であったり、主に委託料になりますが、事務所を設立するに当たりまして財務会計システム等を導入するもの、これは県費の補助金を使って実行します。県費を活用するという形で2分の1補助金になります。それから、政策経費といたしまして、来年度実施する施設整備基本計画、あるいはPFI導入可能性調査、埋蔵文化財発掘調査、こういったものを計上しておりまして、こちらについては国庫補助金3分の1を活用していくという形で歳出総計が出るわけですが、負担金については、まず国の補助金、県の補助金の合計を歳出合計から差し引きます。その残りを行田市と羽生市の負担金という形で計上するんですが、令和4年1月1日現在の人口、割合としては行田市が59.47%、羽生市が40.53%になります。その計算を、均等割20%、人口割80%、これを計算しまして、5,089万6,000円が行田市分、参考に申し上げますと羽生市については3,750万2,000円の負担金を現在羽生市議会で審議をいただいているという形になります。

以上でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、大体予算規模は8,800万円ぐらいになるのか。それぐらいでい

いですかね。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 予算規模については、補助金分が加算されますので、約1億1,000万円強という形になります。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 これからこれは組合議会で審議するということになるわけですね。今回は行田市はこの負担金の計算で予算計上したという判断でよろしいですか。

○委員長 金子副参事。

○環境経済部副参事 行田市のこの負担金については、来年度1年間全体の負担金を計上させていただいております。来年4月1日から組合が設立されますが、まず4月1日については組合の管理者のほうで専決処分をさせていただきます。そちらについては、まず固定経費、組合が存在するために必要な議会費であったり職員人件費、一般管理費の部分を専決をさせていただいて、4月早々に第1回の組合議会を開催して、先ほど申し上げました委託料、計画策定経費については補正予算という形で全体額となって、負担金が今回の5,089万6,000円と同一になる、こういうような考え方でございます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、別な項目で、同じ159ページ、これは塵芥処理事業費について何点か聞かせてください。

まず最初に、資源リサイクル審議会が書いてあります。これは新たにまた審議会をつくるというのか、そのところを教えていただきたいと思います。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 資源リサイクル審議会につきましては、諮問に応じて設置されるという形になりまして、今のところは諮問はございませんので、設置する予定はございませんが、諮問があることを想定して予算措置をしているものでございます。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 現在は何も市長から諮問がないということですね。

それでは、続けて7節の買上金ということで665万円計上されています。この価格の単価決

定は誰が判断しているのか教えてください。

○委員長 どうですか。

細谷課長、答弁願います。

○環境課長 買上金につきましては交付要綱で決まっております、新聞、雑誌、段ボール、布類につきましては一律3円、缶・瓶類につきましてはキロ当たり一律5円という形になっております。

以上です。

○委員長 いかがですか。

どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 これは奨励金と絡んでいますけれども、衛生協力会が絡んでやっているということだと、私にはその資料が届いているので確認をしているわけです。その価格決定に対しては。

次に入らせていただきます。よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○1番 高橋委員 同じページで12節で資源物収集委託料8,900万円についてお聞かせください。これは前年度と全く同じ金額が予算化されております。そこでお聞かせいただきたいと思えます。私が12月の議会でこの件についてお聞きしたとき、市長は既に見直しをしていると答弁しているんですね。ということなので、続けて、思いだけではできませんということで、市長は説明を続けているわけです。そうすると、既に見直ししたというんならば、金額も含めて変わるのかと私は新年度予算は見ていたんですね。だけれども、まるっきり変わらないで8,900万円で予算化されたものですから、この既に見直ししたというのはどこを見直したんだか教えてください。

○委員長 いかがですか。

細谷課長、答弁願います。

○環境課長 見直しというのは、もちろん契約する設計の段階で、令和元年度まではその契約の仕様書の設計段階では、人件費とか福利厚生費とか修繕費とか3項目ぐらいに分けて仕様書をつくって、それを基に見積りをいただいていたというような状況でございました。今はそれを細分化させていただきまして、もっと細かく見るように契約上の中身はなっております。それと、あと見直したという中には、恐らく市のほうで売渡先に見積りを取って指定すると、処分先を決定するという部分も含まれた発言というふうには感じております。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 すみません、そういう答弁だと私は合点がいかないですね。私は具体的にこれを一般質問でやった経緯があるので、それに対して見直したと言うんで、まさか書類を見ただけで見直したわけじゃないでしょうから。そうすると、そのとき続けて市長の答弁では、見積りを取りと言っているんですね、答弁はね。では、見積りは何社からどういうふうを取っているんだか教えてください。今、同じように課長から見積りという言葉が出たので、その見積りというのを取っているよと市長は言っているから、何社からどういうふうに取ったのか教えていただきたい。

○委員長 どうですか。

細谷課長。

○環境課長 見積りというのは、要するに市で売渡先を指定する、業者を選定するための見積りを取っているという形ではよろしいでしょうか。契約に際してではなくて。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、質問はあくまでも収集委託料ですよ。集めることで言っているわけですね。売渡しじゃない。ひとつお願いします。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 契約に際しましては、先ほど言ったように今までよりも詳細な設計を立てて、その中でも見積り依頼をさせていただいて、それに伴って業者からそれに基づく見積りをいただいているという形でございます。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 すみません、まず見積りは何社から取ったと言うんですか。それを聞いています。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 特命随意契約でやっていますので、1社という形です。

○委員長 特命随意という今答弁でありました。

高橋委員。

○1番 高橋委員 続けて、市長はそのとき答弁で入札も行っていますと言っていますね。私はそのときの答弁書を今持っているんで、市長が言った答弁書を私は見えていますから、入札も行っていると市長は答弁しているんですね。そうすると、必ずどこかで入札を行って

と思いますね。契約検査課なのか分かりませんが、どこでどういうふうにして見積もって入札したのか、ひとつお願いできますか。

○委員長 いかがですか。

細谷課長。

○環境課長 すみません、今手元に私のほうで会議録がないので詳細なことが分かりませんが、恐らく入札というのは、買上金の業者を選定するに当たって、その行為を入札と表現しているのかと思います。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、この入札というのは結局はオープンでやっていたんですか、それとも内々でどっかでやっているのか、本来だったらこれだけの金額ですから、契約検査課で堂々とやらなければいけない内容だと思いますよね。内々だけで随意契約というのはあり得ないと思うんですけども、入札を行ったって市長は言っているんだから、どういうふうに行っているのかをお願いします。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 契約につきましては、特命随意契約で1社からの見積りによりやっております。買上げにつきましては、処分先ですね、行田市に登録のあるその業種をやっている8社程度から見積りを取って、それで見積り合わせをしているような状況でございます。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 確認させていただきます。市長が言った入札じゃなくて、特命随意契約ということですね、契約は。それでいいんですか。特命随意契約というその1社からの契約で、入札ではないということですか。それ確認させてください。

○委員長 細谷課長。

○環境課長 この資源物収集委託料に関する契約につきましては、特命随意契約の1社で行っております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

まだ高橋委員ですね。どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは、田んぼダムについて聞かせていただけますか、申し訳ありません。

○委員長 何ページでしょう。

○1番 高橋委員 田んぼダム、171ページですね。農業用道路及び農業用排水路整備事業費。その中で、調査研究委託料と水田貯留設備整備工事請負費を合わせてやっていますけれども、予算規模は782万円、そうですね。

○委員長 どうですか。今高橋委員が言われたのは、12節の調査研究の125万6,000円、それから14節の水田貯留設備整備工事請負費656万4,000円、この合計金額を言ったわけですね。

○1番 高橋委員 私、これ、いいですか。

○委員長 その説明をきっちりしていただかないと。聞くことが分かるようにお願いしたいと思います。

○1番 高橋委員 もう一度いいですか。

○委員長 どうぞ、高橋委員、お願いします。

○1番 高橋委員 私は、こちらの黄色のこれから説明書を見て、それでお聞きしているんです。

○委員長 当初予算の概要の部分ですね。お願いします。

○1番 高橋委員 質疑をさせていただきます。

これ、過日の本会議でも質疑をさせていただきましたらば、協定書等はまだ取り交わしていないというような答弁だったと聞きました。それでは、改めて質疑させていただきたいんですけれども、このリモート説明会というのはもう何回やったのかお聞かせください。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

この田んぼダムの設置に関しましては、忍川に流入する田んぼを中心に検討しておりまして、星宮地区を念頭に置いておりますが、説明会はまだ星宮地区においては実施しておりません。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 これは予算審議なんで、しっかりした受皿がないと、予算を可決しました、いや、使いませんでした、そういうことはおかしいかな。というのはどういうことかという、これは地元から反対意見は出ていませんか。そういう話は聞いていませんか。地元から

反対、この意見は反対ということ、そういう話は入っていませんか。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

直接この田んぼダム事業を反対で協力しないというのを伺ってはおりませんが、現在行っている排水の施設ですね、通称エルボと言われている塩ビのパイプを上げ下げして貯留していただくようお願いしているんですけども、この方法に関しては手間がかかるといった意見はちょうだいしています。そういったことも踏まえまして、今回フリードレーン方式という手間のかからない方式での導入を検討したところでございます。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 私のところには、そういう意見がありますので、反対だと。これはなぜ反対かというのは、もうご存じのとおり、稲が育っているときは使えません。田んぼが駄目になる、使えないと。入れられたら稲が全部駄目になってしまいます。だから、そういうことはできないよと。ということ言われてきていますんで、そこら辺の説明がしっかりと地元でできていないということであると、もう1つしっかりとこの田んぼダムについてはやっていただきたい。予算化した以上は、本来であったら予算化する前に地元説明会をしっかりとやって、了解をもらった上においてこの予算措置をするというのがいいのかと思います。それだけ要望としておきますんで、お願いします。

続けてよろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、173ページで商工業育成振興費、これについて1つ、13節の中で施設借上料180万円、先ほどの説明ではチャレンジショップということだったと。そうすると、新たに1件という話があって、まだ確実には決まっていはいないということのお話ですけども、この契約の内容は、1年間家賃が無料で、1年たったならば新しいところに店舗として営業を開始するということがありますけれども、現在1年目で何店舗入っているのか教えてください。

○委員長 いかがですか。

森原課長、答弁願います。

○商工観光課長 お答え申し上げます。

このチャレンジショップについては要綱規定となっております、現在は1年ではなくて

2年間を上限としてチャレンジショップを展開できると改正しております。そして、現在は、本議会でもお答えしたとおり、1つの店舗に1事業者が展開しております。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、その2年間というのはいつ改正したんですか。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 令和3年4月1日より改定しております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 そうすると、現在3年目というところはないですね。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 ございません。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、次のところに入らせてください。

電灯料補助金が406万円ありますけれども、今回8割の電気料の補助ということで、これ、100%の計画は今後ありますか、お聞かせください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 現時点におきましては、結論から申しますと、100%の計画はございません。

これは近隣の調査等も状況等を行っているんですけれども、すみません、ちょっとお時間いただきます。行田市では、商店街街路灯の電気料8割を補助しているのに対しまして、熊谷市は全体の3分の1を補助、深谷市は50%補助、羽生市は1基につき年間で300円、加須市については1基につき1,800円というふうに、比較的商店街街路灯の補助費については、行田市は近隣でも非常に高い補助率を設定しております。設置目的等から考えまして、現時点におきましては8割の補助ということで継続を考えております。

以上です。

○委員長 高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 私は別に他市が高いから行田市はいいんだということはないですね。私はそういう考えですので、他市は他市、行田市は行田市。ならば、他市がやっていて行田はや

っていないとか、逆にありますから。悪いところを参考にすることは私はないと個人的には思っておりますので、お願いします。

次に、商店街等施設整備事業費補助金500万円ですけれども、これは地元商店会の負担、今後こういうものに対しては、地元負担はなくそうという考えがあるのか聞かせてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 これに対しましては、県、市、地元商店会がそれぞれ3分の1ずつ補助というところで進行している事業でございます。たしか本会議でも委員からご質疑いただいたように、商店街の状況も昔の繁栄していたころとは違って、非常に厳しい状況になってきているという声は聞いておりますので、こちらについては県に対して様々な意見を述べる機会もございまして。そういったところで、県と市それぞれの2分の1の補助で、そういう動きも今後検討していただきたいということで要望は出しております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員。

○1番 高橋委員 それでは、その点は分かりました。

そうすると、住宅改修資金補助金がここにのっています、700万円。令和3年度、私が聞いている話では、同じ700万円ですけれども令和3年度は予算化されて、12月に全部予算消化してしまったと。令和3年度は12月に700万円を、というふうに私のところへ話があったんですよ。すると、もう令和3年度は700万円ではとても足らなかったというのが分かっているのに、同じように令和4年度が700万円というのは、どういう根拠でこれを行っているのかお願いします。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 これは予算査定の結果でございますので、環境経済部としてお答えできる立場ではないというのがあるんですけれども、全体的な予算措置での結果ということでご理解いただければと思います。

以上です。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 ただ、ここに商工業育成振興費で載っていますから環境経済部にお聞きしているわけなので、それをお願いしたいと思います。

それから、もう1つ、企業立地奨励金が1億2,000万円の金額で、正確に言うと1億2,041万3,000円載っています。これ最終的には、もうこの企業立地奨励金はなくなっているわけで

すから、新しいところはもう終わっていますよね。すると、この奨励金はあと何回ぐらい続けて、今年度で終わりなのか、それとも令和4年度もまだ継続して残っているのか、それを教えてください。

○委員長 森原課長。

○商工観光課長 令和2年度に優良企業の認定を受けた事業者については、翌年から3年間助成することになっておりますので、現在奨励金が適用になっている企業に対しましては、最終年度が令和6年度ということになっております。

以上です。

○委員長 よろしいですか。

高橋委員。

○1番 高橋委員 それは分かりました。

次に、175ページで、観光事業費を聞かせていただきたいと思います。その中で、この前説明がありましたけれども、さきたま広場で駐車場を含めた形で5,500万円予算化しております。今回私が本会議でも聞いたのは、そのうち事業費の中も含めて、おもてなし観光局が市内の金融機関から2,000万円借りて建物を造るということで、それに対しても市が新たにプラス2,000万円出すということになっていますね。すると、一般的には市内の民間金融機関から借りるには、必ず返済計画というのが必要になります。一般的には、どういう形で返していくんですかという返済計画が出ないと、民間の金融機関はお金は融資しません。そういう中でやると、まずこれについて保証人というのは誰が行っているんですか。2,000万円の民間金融機関の借りる保証人、教えてください。

○委員長 近藤副参事。

○環境経済部副参事 本事業の実施に当たりましては、ご説明いたしました、国の交付金を使って2分の1の交付を受けて行ってまいります。その交付金の条件といたしまして、金融機関から無担保、無保証での借入れをするという形になっております。金融機関とその辺は協議をさせていただいた中で、地域貢献という立場もある中で、無担保、無保証での融資について前向きなご返答をいただいているところです。

以上でございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、2,000万円、まあどこで借りるか分かりませんよ、分かりませんけれども、埼玉りそなのか信用金庫なのか分かりませんけれども、そういうところで借

りるのは、別に担保物件を含めた保証人はないということで進んでいるということですね。

○委員長 これは答弁を求めらるんでしょうか、高橋委員、今答弁を求めらるんでしょうか。

○1番 高橋委員 それを確認で、いいんですね。

○委員長 近藤副参事。

○環境経済部副参事 そのとおりでございます。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 そうすると、これは1年間でどれぐらい返すんですか、この2,000万円は。

○委員長 近藤副参事。

○環境経済部副参事 そういった資金計画、返済計画等につきましては、現在、行田おもてなし観光局で見込んでいるところでございます。返済計画等も作成中と伺っておりますので、この場ではお答えは差し控えさせていただきたいと思っております。

○委員長 高橋委員。

○1番 高橋委員 すみません、私ね、市から税金で2,000万円、それから駐車場も整備費でこれだけ出しているんで、この間の本会議の質疑でも、別の議員が赤字を出さないでくださいねと最後言ったと思うんですよ。その赤字を出したら、絶対返済はできないですよ。返済というのは必ず利益から返さなければ、要するにできないですよ。利益が出ないで赤字ということは、今度は資本金を食っていってしまうんですよ。だから私が、せっかく市でそれだけの5,500万円もここへ投資するわけですから、そこら辺のところはしっかりと管理していかなないと、いや、あとはおもてなし観光局がやるんだからということでは責任がない。しっかりとそここのところもやっていっていただきたい。そうじゃないと、また補助金で出すんじゃないかという心配があるんで、その点お話しさせていただきたいと思っております。

最後、もう1点だけ、よろしいですか。

○委員長 はい、どうぞ、高橋委員。

○1番 高橋委員 最後、1つだけ、すみません。

別なところで、今度は177ページの商工センター管理費、これ内容的には結構ですけれども、これ、この間、3月市報、また先日私のほうで商工センターへお借りに行ったら、3月18日から申込み方法が変わったと直接言われました。言われたのは2月25日、直接私は商工センターの事務局から。今回の令和3年の3月号に、市報「ぎょうだ」に載っています。けれども、内容が分かりません。私が聞いている範囲内だと、全部今後はウェブで前もって登録しておくんだと。事前にウェブで登録しなければ借りられないと。それには身分証明書まで

つけてくれということで、それでネットまたはスマホで申し込むんなら6カ月前からできるけれども、電話等で申込みは2カ月前だと。ということで、そうすると、要するにこういうふうなものがネットやウェブが分かっている人は6カ月、7カ月ぐらい前から今までどおり、商工センターは6カ月前に申し込めました。今後は、3月18日からは、電話で申し込むのは2カ月前ということになってしまう。じゃ、要するに電話できないで窓口へ行ったらいかがですかと聞いたら、窓口ではタブレットを用意するというので、タブレットでやってもらいます。じゃ、タブレットは職員の方が、事務局の方がお手伝いしてくれるんですかとお聞きしたら、いや、私たちは直接は手を出しませんと。来た人がタブレットを操作してくださいと言われました。

そうすると、あの建物は行田市民が持っているものですね。委託管理しているのは市長だけども。すると、全然もう高齢者は置いてきぼりで、商工センターはもう使えない、今までどおりは。とても高齢者がついていけない。デジタルは確かにいいですよ。DXもいい。だけれども、そういうことの改善をしないと。3月の市報「ぎょうだ」で見ると、公民館等も全部そうなっていくと書いてあるんですね。

○**委員長** 高橋委員、よろしいですか。今、高橋委員がお聞きしている項目は、この商工センター管理費4,141万円のどの項目に当たるかを指摘して質疑をしてください。

○**1番 高橋委員** それについて、管理費の中で含めて、そういう制度がどういうふうになっているのか教えてください。

○**委員長** どうですか。

森原課長、答弁願います。

○**商工観光課長** 今、委員がおっしゃった予約システムについては、この商工センターに限らず、市内の複数の施設で導入しているものでございまして、委員のおっしゃるとおり、市報を見た限りでは、確かに予約システムを通さないともう予約ができないと勘違いされている市民の方も大勢いらっしゃいます。この辺は周知の方法ですとか今のご意見を真摯に受け止めてしっかり対応したいと思いますが、管理システムについては、利便性の向上を目的に予約方法の1つとして追加したものでありまして、基本的に電話、窓口の受付も従来どおり行っております。これは間違いありません。予約については2カ月前から取るようになっております。今お話のありました、タブレットについて施設職員が操作できないということでございますけれども、すみません、今そういった事情を初めてお聞きしましたが、この辺については私のほうでも十分確認して、施設の管理運営を委託しておりますいきいき財

団に対しまして、こうしたお客様が見えた場合には、タブレットの操作方法等については一緒に親身になって指導して教えてあげてほしいということで、その辺、今後徹底してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 1個だけ。話が戻るんですけども、田んぼダムの話ですけども、田んぼダムは私のイメージだと暗渠の水閘の上げ下げを単純にするんだという、そういうイメージでいたんですけども、この概要のほうの37ページですね、この水田貯留設備とは、これはどういうものですかね。これが分からないと、どういうふうにするんだか全然分かんないんで、簡単に説明してもらえれば。

○委員長 江森部長、答弁願います。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

今回設置を予定していますのはフリードレーン方式という田んぼダムの設備でございます。畦塗りはするんですけども、基本的には通常の田んぼのままです。それで、排水用のパイプがあるんですけども、これを上下することによって水位調節を行います。それで、その水位調節を行うパイプの中が漏斗状になっていまして、これがオリフィス機能を有していまして、一定以上の量の水が流れないシステムになっています。ですので、流れる量を抑えることによって田んぼに降った雨が一時的に大量に水路に流れ込むのを抑制して、田んぼの中に水がたまりやすくなるような機能になります。これは商品で売っているものでございまして、それを排水溝のところに設置することによりまして、水の水位調節を行うことができます。それをつけることで自動的に田んぼダムになってしまうと。それで、畦畔やあぜの高さまでをマックスに水がたまる。ですので、畦畔やあぜよりも多くたまることはない。ですので、稲が短いうちはもしかすると水没するかもしれませんが、ある程度の大きさになれば稲は水没することはない。それで、ある一定量以上大量の雨が降りますと、水が田んぼに一時的に貯留されて、ゆっくり水がはけていくことによって河川に流入する量が後ろにずれていく、タイミングとして。それで、河川の水の量のピークカットをすると、そういうシステムになります。

ですので、田んぼダムというイメージからすると、すごく田んぼに水がたまってしまいうよ

うなイメージを想像するんですが、実際にはあぜや畦畔の高さを超えてはたまりませんので、あくまでピークを後ろにずらしていくと。忍川の場合は、内水でたまってしまうので、少しでも田んぼに一時的にためることによって河川の氾濫を防ぐ機能があると。これはもう既に新潟県で複数の自治体で導入しておりまして、実際に効果を上げておりますので、新潟大学とも調整した結果、現地を見ていただいた結果、効果があるであろうということがある程度見込まれますので、これを設置していくと。

こちらに関しては、新潟県の先進自治体においては、特段トラブルや苦情もなく安定的に運用されている方法でございますので、本市においても同様の効果が発揮できるものと考えております。

以上でございます。

○委員長 吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 そうすると、ずっとたまりつきりとか、イメージだと水閘を普通は閉めて運用していますよね、稲を作っているときは。だから、ずっとたまりつきりで、もう開けると出ていくんですけども、通常は開けていますよね、稲作をやっているときは。そうすると、さっき反対の人がいるという意見がありましたけれども、反対の人はそのオリフィス管を自分の田んぼにつけなければいいんですね。そういうことですかね。

○委員長 江森部長。

○環境経済部長 お答え申し上げます。

なるべく多くの方につけていただこうと思っているんですが、最終的に協力いただけない場合は、その田んぼについては排水機能のついた弁といいますか、管といいますか、その設備を設置しなければ、その田んぼは通常どおりの水管理ができる。今までと何ら変わることはございませんので、その排水溝の形状といいますか、ただ塩ビ管で排水路につながっていた部分が、途中で漏斗みたいなものがつくだけですので、外見的にはほとんど変わりませんので大きい問題は生じないと思うんですが、なるべく協力いただけるように、予算が成立しましたら丁寧な説明を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長 よろしいですか。

吉野委員、どうぞ。

○3番 吉野委員 分かりました。要は、人手は一切介さないということですかね。

○委員長 よろしいですか。

ほかにはいかがでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑はないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

以上をもって議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について全ての部署の質疑が終了いたしました。

---

#### △議案第6号の討論

○委員長 続いて、議案第6号についての討論及び採決を行います。

討論のある方は挙手を願います。

高橋委員、どうぞ。

○1番 高橋委員 それでは……

○委員長 どちらでしょうか、賛成でしょうか、反対でしょうか。

○1番 高橋委員 討論に入らせていただきます。反対討論ということで。

○委員長 反対討論ですね、どうぞお願いします。

○1番 高橋委員 反対討論をさせていただきたいと思います。

幾つか反対の中身についてお話しさせていただきたいと思います。

昨日、今日やらせていただいた中で、幾つか分からない点、まだまだ制度設計ができていないという中でこの事業を予算化されているという中で、反対の理由を説明させていただきます。

まず、都市計画課の中で立地適正化計画策定委託料978万7,000円については、質疑をさせていただきましたが、とても内容が、現在においてはこういうことが必要かというぐらいなもので、とてもこのことにお金を使う、税金を使うことには反対。

それから、次に同じように都市計画課でまち並み景観整備事業、八幡町ということですが、私からすると他の商店街にも公平性の中でやらなければいけないということから反対。

それから、建築開発課関係経費の中で空き家利活用補助金200万円、これもお聞きいただきましたが、中身は全然まだ決まっていない中で予算化したという中で、制度設計が足りないというふうに思って、私としてはまず昨日の段階での建築開発課については、この時点で反対をさせていただきたいと思います。

それから、今日の中で、まず地域活動推進課について、自治会振興費、これの自治会補助

金が見込みでもう予算化されていると。169万9,000円がもう見込みで、自治会への補助金がカットされていて、まだまだ自治会のメンバーが皆さん納得していない中でこれを事業化したということで、私はまずこの自治会振興費に対しては反対させていただきます。

それから、先ほどやった環境課での資源物収集委託料8,900万円、これは市長が答弁したものとまるっきり現在の予算化したものは違うということで、何のために市長が答弁しているのか私としては意味が不明なので、これも反対ということにさせていただきます。

それから、商工観光課で先ほどお聞きいたしました。私は税金の公平ということで、公平さがなければ駄目ということで、電灯料補助金と商店街等施設整備事業費補助金、これについては全てのものが防犯灯も100%補助となったんですから、明かりには何も変わりありませんので、ひとつそこら辺のところこの2つに対しても反対ということでは言わせていただきたいと思います。

以上が反対討論の理由になります。

以上です。

○委員長 他に討論の申出はございませんね。

[発言する者なし]

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議案第6号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましてはご一願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、3月18日最終日の読み合わせにつきましては、午前8時30分から議長室で行いますので、委員各位は時間までにご参集をお願いいたします。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって建設環境常任委員会を閉会といたします。

皆さん、大変お疲れさまでございました。

午後 4時 00分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

建設環境常任委員会委員長 小林友明

健康福祉常任委員会

3月2日（水曜日）

## 令和4年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年3月2日（水曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件
- 議案第7号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算
  - 議案第9号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計予算
  - 議案第10号 令和4年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算
  - 議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
  - 議案第19号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 議案第20号 行田市国民健康保険出産資金貸付条例を廃止する条例
  - 議案第21号 行田市高額療養費貸付条例を廃止する条例
  - 議案第22号 行田市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例
  - 議案第23号 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第24号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
  - 議案第31号 行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第32号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例  
（審査依頼分）
  - 議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算
- 審査日程
- 【消防本部】**
- 議案第31号 行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
  - 議案第32号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
  - 議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算  
(歳出第9款消防費の消防本部所管部分及び関連歳入部分)
- 【健康福祉部】**
- 議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例
  - 議案第19号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
  - 議案第20号 行田市国民健康保険出産資金貸付条例を廃止する条例

- 議案第 2 1 号 行田市高額療養費貸付条例を廃止する条例
- 議案第 2 2 号 行田市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例
- 議案第 2 3 号 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を  
改正する条例
- 議案第 2 4 号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第 7 号 令和 4 年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算
- 議案第 1 0 号 令和 4 年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算
- 議案第 9 号 令和 4 年度行田市介護保険事業費特別会計予算

○出席委員（7名）

委員長	野本翔平	委員	3番	橋本祐一	委員
副委員長	町田光	委員	4番	田中和美	委員
1番	柴崎登美夫	委員	5番	梁瀬里司	委員
2番	村田秀夫	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

松浦由加子	健康福祉部長
上野浩二	子ども未来課長
柴崎英明	高齢者福祉課長
内山正一	保険年金課長
横山敦亮	健康福祉部副参事
木村昌明	消防長
木元正幸	消防本部次長 兼消防署長
堀一夫	消防本部次長
吉澤宏	総務課長
服部昌彦	予防課長
野口祥和	消防本部副参事 (警防担当)

---

○事務局職員出席者

書記 横田嘉織

午前 9時 29分 開会

△開会の宣告

○委員長 ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

当委員会に付託されております案件は、議案12件及び総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案1件であります。

審査につきましては、お手元に配付いたしました審査日程により行います。

初めに、消防本部所管の議案について審査を行います。

まず、消防長にご挨拶をお願いいたします。

○消防長 皆さん、おはようございます。

委員長を初め、委員の皆様には、日頃から消防業務推進に当たりご理解とご指導賜り、誠にありがとうございます。

令和4年となり2カ月が経過いたしました。本年は既に10件の火災が発生しており、例年を上回る発生件数となっており、市議会議員の皆様方にもご心配をいただいているところでございます。

発生した火災を検証しますと、決まりを守り、注意をすれば十分に防ぐことができたものがあることから、消防本部、消防署、消防団といたしまして、昨日から始まった春の火災予防運動の期間を特別延長し、各種火災予防広報と消防車による巡回広報の強化をまいります。

本日ご審議いただく案件は、議案第31号 行田市消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部を改正する条例、議案第32号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算の消防本部所管部分及び関連歳入部分でございます。細部説明は担当課長がいたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。また、発言時はワイヤレスマイクを使用させていただきようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、時間の短縮を図りますようご協力をお願いいたします。特に、今回は議案が多く、多岐にわた

ることから、円滑な議事進行にご協力ください。

なお、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算の討論及び採決については、あした審査を行います健康福祉部所管部分の審査終了後に一括して行いますので、ご了承願います。

---

△開議の宣告

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

---

△議案第31号について

○委員長 初めに、議案第31号 行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

吉澤課長、お願いいたします。

○総務課長 皆さん、おはようございます。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第31号 行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

議案書の147ページをお願いいたします。

今回の改正は、全国的に消防団員数の減少が危機的状況にある一方で、災害は多発化、激甚化し、消防団員一人一人の負担が大きくなっていることから、団員の労苦に報いるための適切な措置の在り方等を検討するための消防団員の処遇等に関する検討会が消防庁において開催され、非常勤消防団員の報酬等の基準が策定され、令和3年4月13日付けで消防庁長官から各市町村へ通知がなされたことから、出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設するため、同条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容について順次ご説明申し上げますので、お手元の新旧対照表の48ページをお願いいたします。

初めに、第1条は、通則規定を例規の規定事項を要約した趣旨規定に改めるものでございます。

次に、消防団長、消防団員の任命について第3条で規定しておりますが、「団長が、次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て」を「次の各号の資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長が」に改める用語の整備を行うもので、その次の第3条第1号から49ページの第12条につきましても、いずれも用語の整備を行うものでございます。

50ページをお願いいたします。

第13条は団員の報酬について規定しておりますが、第3項に新たに「団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事したときは、別表第2により出動報酬を支給する。」を規定し加えることから、第1項中「報酬」を「年額報酬」に改めるものでございます。

次に、第14条は団員の費用弁償について規定しておりますが、各種出動手当を費用弁償から出動報酬とし第13条第3項に規定することから、第1項を削り、第2項を繰上げ、整備するものでございます。

51ページをお願いいたします。

51ページの中段、別表第1中「報酬」を「年額報酬」に改めることから、区分を削り、52ページの備考、第1項「正機関係員」を「正機関員」に、「副機関係員」を「副機関員」に改める用語の整備を行うものでございます。

次に、別表第2中、（第14条関係）を（第13条関係）に、その次の「費用弁償」を「1日当たりの出動報酬」に改めることから、金額を、水火災の場合、1回3,000円から1日当たり4時間未満は4,000円、4時間以上は8,000円に、その他の消防水利整備等の場合は、1回2,000円を、1日当たり4時間未満は2,000円、4時間以上は4,000円に改め、同表の備考に第1項活動時間は、1日につき7時間45分以内とする。

続いて、53ページになりますが、53ページに第2項として、活動が午前零時を経過した場合であっても、1日とみなすと規定するものでございます。

次に、議案書に戻りまして150ページをお願いいたします。

附則の第1項の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

以上で議案第31号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第31号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手を願います。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは質疑をさせていただきたいと思うんですが、予算にも関わる条例改正のようですので、細かな金額的な面はそちらに譲りたいと思うんですけども、何点か伺いたいんですけど一遍よろしいですか。

先ほど、消防団員のなり手不足ということで危機的な状況だと、全国的にですね。そうい

うご説明があったわけですがけれども、行田市の実情はどういう状況なのか。団員の人数ですか、あるいは募集方法、団員確保、これらの状況について、市独自の何か工夫ですとかあるようでしたら、それも加えてお教えいただきたい。

それから、ちょっと関係するんですけれども、新旧の条文を見比べている中で見たんですけれども、第3条で資格というのがあるようで規定されているようです。1項は出ておりますけれども、2項、3項、どういう資格が必要なのか。ひょっとするとその団員不足の一因になっていないかという点も気になるものですから、併せてその点分かりましたらお教えください。

まずはお願いします。

○委員長 お願いします。

○総務課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、行田市の団員の人数、現状ですけれども、団員の定数は条例で305人おりますが、実数は283人になっています。

305人の内訳として、基本団員といわれる通常の水火災に出動していただく団員が270名で、機能別消防団員という水防に特化した団員が35人で、プラスして305人になっていますけれども、基本団員は今の段階で250人、そのうち女性団員が11名おります。機能別の水防活動に特化した団員が33人ですので、計で283となりますが、基本的に22名足りない状態で、充足率としては92.78%と今なっております。

続きまして、募集方法ですけれども、あと団員確保の状況ですが、募集方法としましては、市の職員に入団促進をお願いしているところでございます。今まで2回、総務部長、消防長の連名で市職員の消防団への入団促進について依頼通知をさせていただきました。現在、市の職員が11名、行田市消防団に入団していただいております。

そのほか、啓発活動として消防団員募集ののぼり旗を消防の互助会で作成いたしまして、それを市内の公共施設とか分団事務所等に置いていただいで、関心を持っていただくというか注目を集めるようにはしております。

それと、一番は各分団員の方から各地域の住民の方へ加入促進についてお願いしているというのが、チラシ等もお渡ししたりしてお願いしているというのが現状でございます。

団員確保の状況ですけれども、今283名とお話ししましたが、春は4月現在は281名でした。女性分団の甲斐姫分団というのがあるんですが、そちらに10名から1名女性の方が入っていただいで、あと北部警備隊に2名、計3名増えているんですが、1名機能別消防団員の方が

病気のためお亡くなりになりましたので、トータルとして2名が増えて、今283というのが現状でございます。

独自の工夫ですけれども、入団するに際して、子育てとか介護または転勤等を理由として入団ができない、いろいろ考えるとできないという方もおりますので、行田市だけではないんですけれども、入団制度をつくりました。平成31年4月1日から行っていますが、県内で今7団体あるんですけれども、入団した後も消防団活動を継続して行えるようにということで、転勤または育児、または家族の介護等必要な場合は、一定期間ですが、3年間を超えない範囲で消防団活動を休止できる。また、一回休んでも戻ってこられるという環境整備をしたところでございます。

工夫としては、国全体の動きでやっていることなんですけれども、学生消防団を確保するために、学生消防団の活動認証制度というのがありまして、学生消防団になっていただいて、その功績を証明することによって就職活動とかで高く評価していただくというのが狙いなんですけれども、うちも実施要項をつくりまして、ものつくり大学にも足を運んでお話ししているんですけれども、なかなかいろいろ大学の理解とか報酬等の関係もありますから、いろいろこれからしっかりやらなくてはならないと思っています。

あとは行田市の消防団協力事業所というのがあります。協力事業所の表示制度ですけれども、これは勤務時間中の消防団活動の便宜や従業員の入団促進など、消防団員を従業員として雇用して、積極的に消防団への協力をお願いしている事業所に対して、消防団協力事業所表示証というのを交付しています。

その表示証がどうなるということでもないんですけれども、それをすることによって、その事業所が社会貢献をしているという広報、それとともに地域防災体制の充実を図られるという狙いからの制度で、この制度によりまして、行田市は現在4事業所が協力事業所となっております。

続いて、第3条の任用です。(2)・(3)ですけれども、その任用の資格、1つ目として、市内に在住または勤務、2つ目として、年齢が18歳以上である者。3つ目が、志操堅固かつ身体強健で分団としてふさわしい者というのが(2)・(3)として、消防団員の資格というか、任用するためのこととなっております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 大変丁寧なご説明、ご答弁ありがとうございました。

一生懸命努力されているという中で厳しいということで、今回、処遇の改善の一環での改正ということですが、確認をさせていただきたいんですけども、新旧対照表の52ページに、支給する額を4時間単位に切り分けるということが仕組みとして大きく変わるわけですが、その前の年額報酬にしる1日当たりの出勤報酬にしる、新旧で見比べますと水災害の場合に4時間以上になると8,000円、現行制度ですと1回出勤すると3,000円、4時間を超えると重ねて費用弁償を支給するというわけですから6,000円、この差額の2,000円が今回の制度改正の中でよくなる、変更になる。こういう理解でよろしいのでしょうか。ほかのところは私が見ると変わらないと思うんですが、その点確認です。

○委員長 答弁をお願いします。

○消防長 お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、金額につきまして、事実上に関してはその出勤報酬、今まで費用弁償であったものが2,000円上がるといったイメージでございます。年額報酬につきましては、こちらは行田市といたしましては総務省から示された基準を上回っている額でありまして、検討しましたが、現在のところ改正はしないということにいたしております。

こちらの出勤報酬につきましても、これで国が示す基準を満たす。また、当初の場合、前回1回等々というものがありましたけども、これ要は1回重ねて6,000円を払うと何十時間でも活動するといった、今まではそういうことでありました。

全国的に他市等を見ますと、この標準額にすることによって、国が示す金額はもちろん満たされますし、今回、多くの消防団、全国的にここで改正するんですが、しないところもございます。年単位で支払いをしているようなところもあります。要するに、あってもなくても年単位で報酬を支払ってしまうといったようなやり方をしているところもございます。

こちらが以前からいろいろご質問のときに申し上げておりますとおり、これは全国的にはまちまちでございます、我々から見ると相当に低いところもございます。年報酬、例えば1万円ですとか、1年間に何回出ても1万円とか、そういったところもちろんございまして、行田市といたしましては、いち早く基準を満たす形で今回改正案を上程させていただいております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほかご質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

△議案第31号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第31号 行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第31号は原案のとおり可決するに決しました。

---

△議案第32号について

○委員長 次に、議案第32号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

吉澤課長、お願いします。

○総務課長 続きまして、議案第32号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、細部説明を申し上げます。

議案書の151ページをお願いいたします。

本案は、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律が公布され、同法附則第65条で消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されたことから、所要の改正を行うため条例の一部を改正しようとするものでございます。

次に、改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の54ページをお願いいたします。

初めに、第1条中の趣旨について、「の規定による」を「に規定する」に、「を的確に行う」を「に関し、必要な事項を定める」に改める用語の整備を行うもので、55ページの第5条から60ページの別表について、いずれも用語の整備を行うものでございます。

申し訳ありませんが、54ページにお戻りください。

54ページの下段になりますが、第3条第2項、改正前は消防団員等公務災害補償を受ける

権利の担保に係る特例について規定しておりますが、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部改正に伴い、株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫が行う年金たる補償を受ける権利を担保とした貸付事業が廃止されたことから、ただし書きを削るものでございます。

次に、議案書に戻りまして153ページをお願いいたします。

附則第1項の施行期日につきましては、令和4年4月1日とするものでございます。

以上で議案第32号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第32号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、質疑をさせていただきたいんですけども、新旧対照表の54ページ、第3条、ここが今回の改正のあんこのところだと思うんですけども、先ほどの説明の中で、国民年金法の一部改正が、大もとの改正があって、公庫等の融資に関する法律がまたそれで変わってということで、ぱっと見ますと、要はこの損害補償を受ける権利を担保に公庫から借入れを今まではできていた。今回この条例改正しますと、それが条例の中でもできなくなってしまうということですけども、これはそもそもどういう理由でこういう法改正がなされたのか。団員の方々にはデメリットということになってしまうのかなという懸念があるんですけども、その辺の背景といいますか、お願いします。

○委員長 お願いいたします。

○総務課長 村田委員の質疑にお答えいたします。

今回の改正のメインであるのは、村田委員のおっしゃっているとおり、年金制度の機能強化のための国民年金法の一部を改正する法律がありまして、何を改正したかというところ、この法律は、より多くの方がこれまで以上に長い期間にわたり多様な形で働く社会へと変化することが見込まれて、今後の社会経済の変化を年金制度に反映して、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることを目的に改正されているわけですけども、この改正の中には短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大、また、受給開始期間の選択肢の拡大とある、この中に年金担保貸付事業等の廃止というのが入ってきています。

これは、年金生活者の一時的な資金需要に対して、年金受給権を担保として小口の資金の貸付けを行う事業ですが、この廃止の理由としまして、老後の生活を支える年金の受給権保護の観点、それから、生活費に充てられるべき年金が返済に充てられて、利用者の困窮化を招く等の指摘を踏まえて、年金担保貸付事業の廃止が決定しました。

この年金担保貸付事業を行っていたのが独立行政法人福祉医療機構というのが廃止、それに伴いまして、そこに合わせた政府系の金融機関であります株式会社日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫も同貸付事業をやっていたので、それだけは、そこは本当は担保にできないんだけど、その2箇所だけは担保として小口の資金の貸付けを行うことができたので、それが切れると。

この国民年金法の一部を改正する法律の第65条に附則として消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正がありました。そこには第55条というところに権利の保護がありまして、その中に、同じように消防団員は災害補償を受ける権利は譲り渡して担保に供し、または差し押さえることはできない。ただし、傷病補償年金または年金である障害補償、もしくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保とすることはこの限りではないというのがありましたので、国の準則に従いまして、うちの消防本部も、行田市としても行田市消防団員等公務災害補償条例をつくりました。その中に、こちらの第3条の2項に担保の特例としてただし書きの部分が、同じ日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合はこの限りではないという言葉が入っていますので、そこを削るということになりました。

それに対するデメリットの関係ですけれども、そもそも生活費に充てられるべき年金が返済に充てられ、利用者の困窮化を招くことが指摘されていたということが根本にあります。

なので、消防団員は公務により負傷等した場合は損害補償を受ける権利を有しますが、その損害補償を受ける権利は、基本的に譲り渡したり担保に供することはできません。しかし、先ほど言われたところには小口の資金の貸付けが受けられるとありましたけれども、それはなくなりました。その代わりにの制度として、一定の審査要件はありますが、社会福祉協議会が実施する生活福祉資金貸付制度ができているというのがありますので、消防団員等にデメリットはないと考えております。

以上です。

○委員長 お願いします。

○消防長 今、総務課長が言っていた、代わりというものではないですけども、生活福祉資金

貸付制度というのと、あと、地域ごとにこれはあるようですけども、独立相談支援機関にご相談をくださいという周知はされております。

ですから、この改正に基づいてそういったところも全国的に周知されていくということと認識しております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

△議案第32号の討論、採決

○委員長 ないようなので、続いて討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はございません。

次に、採決いたします。

議案第32号 行田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第32号は原案のとおり可決するに決しました。

---

△議案第6号について

○委員長 次に、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、消防本部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

吉澤課長、お願いします。

○総務課長 それでは、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算、消防本部所管の歳出予算につきまして細部説明を申し上げますので、予算に関する説明書の198ページをお願いします。

9款消防費、1項消防費のうち4目水防費の水防管理費、水防演習費、5目災害対策費を除く所管部分について説明を申し上げます。

初めに、常備消防費ですが、右ページ説明欄の消防本部及び消防署運営費8億6,239万

2,000円は、前年度に比べ1,126万4,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、2節、3節、4節は職員102人分と再任用職員6人の人件費でございます。

次に、8節旅費の2行目、研修旅費は、埼玉県消防学校、消防大学校、救急救命士養成、救急救命士専門教育訓練等、研修に伴います交通旅費、日当であります。

続いて、10節需用費の3行目、燃料費は、消防団を含む車両49台分の燃料費と各署所でのLPガス、灯油等の購入費であります。その4つ下、被服費は、前回の更新から13年が経過し、防火性能が低下した防火服一式を令和3年度から4年間で順次計画的に更新するため、令和4年度更新の25人分を含め計上しております。

その下、11節役務費の3行目、通信料は、消防通信指令回線の利用料、救急活動用タブレットの通信料等でございます。その3つ下、手数料は、消防職員の定期健康診断、B型肝炎抗体検査、ワクチン接種等の手数料となっております。

12節委託料の1行目から4つ下の救急救命士再教育委託料は、救急現場で救急救命士が行う特定行為といわれる救命処置を円滑に実施するため、医療機関において行う実習等の委託料でございます。

次に、201ページをお願いいたします。

上から2行目、消火薬剤処理委託料27万円は新規ですが、これは消防本部が保有するPFOSという有機フッ素化合物を含む泡消火薬剤の廃棄処理委託でございます。このPFOSは界面活性剤として泡消火薬剤の成分に使用されており、残留性有機汚染物質に指定され国際的な規制がなされていることから、国ではこのPFOSを含む泡消火薬剤の廃棄を令和4年度末までに完了するよう通知されていることから、令和4年度中に、消防本部が保有する泡消火薬剤のうちPFOSが含まれる500リットルを廃棄処分するものでございます。

18節負担金補助及び交付金の5行目、救急救命士教育訓練事業負担金は、救急救命士の養成と救急救命士として活動するための教育訓練負担金でございます。その下、消防通信指令事務協議会負担金は、熊谷市と共同運用しております高機能消防指令センターの消防通信指令設備運用経費の負担金でございます。

その他の科目につきましては前年とほぼ同様の計上となっております。

次に、2目非常備消防費ですが、右ページ説明欄の消防団活動費5,562万7,000円は、前年度と比べ49万5,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、1節の報酬3,316万1,000円は、前年度に比べ1,762万円の増額

となっておりますが、これは先ほど議案第31号でご説明させていただきましたが、行田市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴い、消防団員の出動手当を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設するため、出動手当を出動費用弁償から出動報酬に改めることによる増額分でございます。

7節の報償費の4行目、退職団員報償金は、消防団員の退職報償金について、過去5年間の最大支出額を計上したもので、行田市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例に定める退職報償金支払額表により支出するものでございます。

8節の旅費は前年度に比べまして1,600万円の減額ですが、これは1節報酬で説明したとおり、出動手当を出動費用弁償から出動報酬としたことからの減額分でございます。

その下、10節需用費の3行目、被服費は、消防団員の制服、活動服等の被服を給貸与するための購入費であります。

203ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金の3行目、退職報償掛金は、退職報償金支払いのための消防団員等公務災害補償等共済基金への掛金でありまして、1人当たり1万9,200円を基本団員270人分計上したものでございます。

その他につきましては前年とほぼ同様の計上となっております。

次に、3目消防施設費ですが、右ページ説明欄の消防施設整備費8,796万2,000円は、前年度に比べ2,573万9,000円の増額となっております。

主なものを申し上げますと、10節、1行目の消耗品費は前年度に比べ150万4,000円の増額ですが、救急活動用消耗品の購入及び火災・救急等現場活動で使用する酸素・空気ボンベの詰め替え経費等以外に、先ほど常備消防費の12節消火薬剤処理委託料で説明させていただきましたが、P F O Sを含む泡消火薬剤の廃棄処分を行いますので、その廃棄に伴いまして、今度はP F O Sを含まない消火薬剤を調達し購入するものでございます。

なお、この廃棄、調達に要する経費につきましては、令和4年度を期限に特別交付税措置が講じられております。

その下、修繕料は、管理車両、庁舎、消防・救急活動用資機材等の故障等に伴う修繕費でありまして、そのほか、消防管理車両の車検整備代、12カ月点検整備代も含まれております。

11節役務費の上から5行目、手数料は、火災・救急等現場活動用資機材、そして施設の設備等に係る安全基準指針等により求められる点検、検査であり、空気・酸素ボンベの耐圧試験検査、消防庁舎浄化槽定期点検、消防団車両の消防ポンプの機能点検、救急救助資機材点

検等になります。

次に、12節委託料の2行目、施設機械設備保守点検委託料は、高機能消防指令センター運用に伴う通信指令設備の行田市単独分の設備についての保守管理業務委託料となります。

その下、13節使用料及び賃借料の2行目、AED借上料は前年度に比べ33万6,000円の減額ですが、AEDのリース、借り上げが今年8月で完了し、9月からは再リースとなるため減額となります。

次に、14節工事請負費の2行目、建物改修工事請負費は、本署庁舎内女性職員用シャワー室等改修及び藤原町二丁目地内の行田市消防団機動第2分団庁舎北側歩道に下水道本管が埋設されたことによる分団庁舎の便所改修及び下水道管接続工事でございます。

17節備品購入費の1行目、事業用器具費は前年度に比べ1,500万円の増額となりますが、これは2行目の車両購入費で購入計画されております車両2台について、車両と資機材を分けて購入する計画から資機材を事業用器具費に組み入れたための増額分でございます。2行目の車両購入費は前年度に比べ1,600万円の増額となりますが、今年度は消防署西分署に配備の高規格救急自動車1台の車両更新を行ったものですが、令和4年度は本署に配備のボート積載車と消防団車両1台の計2台の更新を計画するものでございます。その下、救急用具購入費は、前年度に比べ1,619万7,000円の減額ですが、来年度は高規格救急用自動車の更新がないことにより、その積載資機材も購入しないため減額となります。

その他の科目につきましては、ほぼ前年と同様の計上となっております。

205ページをお願いいたします。

次に、4目水防費ですが、説明欄、◎水防活動費174万円は前年度と比べ27万8,000円の増額となっております。

まず、1節の機能別団員報酬139万3,000円は、前年度に比べ106万円の増額となりますが、これは非常備消防費の1節報酬でもご説明させていただきましたとおり、本定例会の議案として上程しております団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正に伴いまして、消防団員の出勤報酬を見直し、出勤に応じた報酬制度を創設するため、出勤手当を出勤費用弁償から出勤報酬に改めることによる増額分となります。

その下、8節旅費は費用弁償5万円が計上されておりますが、前年度までは機能別消防団員の出勤手当として、出勤費用弁償88万円が合わせて計上されておりました。しかしながら、出勤手当を出勤費用弁償から出勤報酬とすることになりますから、費用弁償のみとなりまして前年度に比べ83万円の減額となります。

以上で消防本部所管の歳出予算の細部説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

申し訳ありませんが、前に戻っていただきまして36ページをお願いいたします。

13款5目1節消防手数料は、右ページ説明欄、許可手数料として令和4年度の危険物施設等の設置または変更許可申請及び完成検査申請等に伴う許可手数料を見込み積算し計上しております。

続いて、48ページをお願いします。

16款財産収入、1節の土地建物貸付収入のうち、右ページ説明欄の下から7行目、建物貸付収入（消防本部）は、消防本部庁舎の屋上に太陽光発電設備のパネルを設置したことによる屋根貸しの収入と自動販売機の設置に係る公有財産の貸付けによる消防本部に設置の自動販売機4台中3台分の設置に対する賃貸借料でございます。

次に、60ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、4節の交付金及び助成金収入のうち、右ページ説明欄の下から2行目、消防団員安全装備品整備等助成金は、消防団員の装備品購入に際し、前年度同様、消防団員等公務災害補償等共済基金からの消防団員安全装備品整備等助成事業の充当を予定するものでございます。

左に戻りまして、7節の施設貸付収入のうち、右ページ説明欄の下から7行目、消防庁舎電気料ですが、講習会等の来庁者や消防職員用の福利厚生として、消防本署、分署に設置されております自動販売機7台分の電気料と消防本部敷地内に設置されている都市整備部水道課管理の第2水源用の取水ポンプに係る行田市水道事業会計からの電気使用料を歳入として計上させていただいたものでございます。

次に、62ページをお願いします。

11節消防団員退職報償金は、右ページ説明欄の消防団員退職報償金でございまして、非常備消防費の18節負担金補助及び交付金の中で計上しております退職報償掛金に対し、消防団員等公務災害補償等共済基金から充当されるもので、過去5年間の最大支払額を計上しております。

続いて、66ページをお願いいたします。

21款1項市債、7目消防債のうち1節消防施設整備債は、右ページ説明欄の消防施設整備事業債として、消防署本署のボート積載車と機動第1分団の消防ポンプ自動車に合併特例債と緊急防災・減災事業債を活用するため計上しております。

以上で議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算、消防本部所管部分につきまして説明を終わらせていただきます。

○委員長 ご説明ありがとうございました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

午前 10時 22分 休憩

---

午前 10時 32分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第6号の質疑

○委員長 それでは、説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柴崎委員。

○1番 柴崎委員 それぞれ説明ありがとうございました。

199ページ、10節の上から3行目の燃料費についてお聞きしたいのですが、これは、前年度の実績を基に算出した数字であるのか。とするならば、数年前からコロナの影響、中東との関係で燃料も高騰しているのですが、今現在、ウクライナ情勢がどうなるかによって、相当燃料費というものが高騰して不足をするということが懸念されているのですが、そのところの高騰については現時点でどのようにお考えでしょうか。

○委員長 それでは、答弁をお願いします。

○総務課長 燃料費の関係ですが、燃料費は、毎月契約検査課で単価契約をいただいています。消防は、一応、令和2年度の実績ですと、今年は、今まででガソリンが1万4,000リットル、それから、軽油が1万2,000リットル購入しています。消防本部のほうに自家給油取扱所がありまして、軽油が1万5,000リットル、ガソリンも1万5,000リットルの地下タンクがあるのですが、一応、10キロは切らずにいてくれと。その理由としましては、東日本大震災とか、災害発生時には備蓄として、また自家発電にもつながっていますから、電気が来なくても自家発電を動かして燃料は使えるということで、最低10キロは残すようにということで、10キロを切らない前に発注をかけて、いつもそういうところなんですけれども、令和2年度はガソリンは2万リットル、それから軽油は1万リットル。

どうしても、救急車が一番なんです。これは令和2年度の実績ですけれども、2万リットル

ルガソリンを購入して、1万8,507リットル、86.5%が救急車に使用されている。件数は多いし、距離も乗るということもあり、また、燃費も3キロ、4キロ、下手すると2キロとか、悪いこともあります。

一応、契約検査課で契約をしてもらうときに、消防本部は別枠で、いつも2,000リットル以上購入する場合で単価契約をしていただいています。今月を見ますと、ガソリンが139.5円、軽油が118.6円。ただし、この単価契約は2,000リットル以上注文した場合なので、同じ市役所の中でほかに車両を持っていますけれども、消防は2,000リットル頼めばこの値段ですけれども、ほかのところは150円、160円という価格で単価契約になっておりますので、一応、消防とすれば、いつも2キロ以上は頼んでくれというのがこの契約単価になっていまして、確かに、これからいろいろ情勢が厳しくなってきたり、これだけ上がっていますから、コロナ、ウクライナとかいろいろありますけれども、備蓄はしっかりしていますので、取りあえずそれも含めて、燃料はしっかり確保するようにしていきたいと思います。

なので、燃料費の550万円というのも、基本的に、2万リットル、軽油が1万から1万2,000リットル、そのくらいの感じで、毎年同じだけなんですけれども、この間で推移していますから、同じ額で。今回は550万円ですから、昨年より30万円減っていますけれども、その値段で。

あとは、ガソリン、燃料のほかにLPガスといったものも値上がりしていますから。あとは、資機材も買っているんです。エンジンカッターとか、チェーンソーとか、発電機のエンジンオイルとかも含めてこの燃料費で購入させていただいております。

以上です。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 ありがとうございます。

聞き逃してしまったのですけれども、備蓄の量をもう一度教えていただきたいのと、ということは、ガソリン価格も、軽油もそうですけれども、170円、180円という世界に入ってきているのかなと思うのですけれども、当座は、要するに備蓄部分もあるしということで、しのげるということでもよろしかったですか。

○総務課長 備蓄は、基本的には、今回の高騰というよりも、災害発生時に活用するという。東日本大震災のときなど、全てスタンドが閉まってしまったりして、なかなか燃料が供給できないという点もありますから、そのための、基本的に、災害発生時の備蓄ということでしています。1万5,000リットル、1万5,000リットル、軽油と重なりますから3万リットルあ

るんですけれども、1万リットル分はいつも備蓄をするようにしてやっていますので、そちらがメインになっています。

○委員長 そのほか質疑はありますか。

梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 203ページの14節建物改修工事請負費ですが、もう一度詳しく教えていただけますか。

○委員長 執行部の答弁をお願いいたします。

○総務課長 内訳としましては、本署に女性用のシャワー室と洗面所を、今、暗室が3階にあるんですけれども、そこを改修工事をしたい。今、女性職員は5名いますが、そのうちの2名が救命職で隔日勤務、泊まりで救急隊として活動していますが、3階のトイレの奥に、仮設のユニットバス式のシャワールームを造っている現状で、あるのはあるんですけれども、男性に比べて女性のほうが、今、感染防止対策が必要な時代に、そこが古くなってきているとか、専用の洗面所もない状態なので、その暗室を改装して、そちらにユニットバス型のシャワールームと洗面所、プラス、更衣室とか、洗濯機も置いて、女性が全てそこでできるようにということで改修。それが、466万5,600円という額を予算要求になっています。

もう一つあるのが、機動第2分団の庁舎のトイレ改修と下水道管の接続工事になります。これは、令和3年8月に、県道128号線の藤原町地内に下水道管の本管が通る工事をやるので、機動第2分団は藤原町にあるんですけれども、128号線に面していますから、下水管工事をやる時に、下水管本管からつなぎ込むための工事を申請すればやりますというお話がありまして、機動第2分団は、古いくみ取り式のトイレですので、浄化槽はあるし、下水管に、環境の面からも、しっかりそちらに整備してということで、取り付け管を敷地内に50センチ入れてもらう工事をしてもらっていますので、その工事をすると、工事が終わってから3年以内には接続をするのと、プラス、水洗トイレに替えてくださいという決まりがあるということで、そのための工事として198万円を計上しております。

以上です。

○委員長 梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 ご説明ありがとうございます。

そうしますと、第2分団のほうはくみ取り式を直すということですが、ほかの団にもくみ取り式のところというのはまだあるんですか。

○委員長 お願いします。

○総務課長 梁瀬委員のおっしゃるとおり、まだかなりの数が残っておりまして、使用頻度も少ないということもあるのですけれども、年1回、業者にくみ取りをしてもらったり、そういう状態のところ、浄化槽が整備されているところが、今はまだ少ない状態です。

○委員長 梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 ありがとうございます。

そうしますと、今後順次やっていくような形になるということによろしいですか。

○委員長 答弁をお願いします。

○総務課長 環境の整備も含めて、できるように努力はしていきたいと考えています。

○5番 梁瀬委員 ありがとうございます。

もう1点のところですが、女性のシャワー室を直すということですが、現在もユニットバスはあるということによろしいですか。シャワー室のほうは1つで、洗面も1つということによろしいでしょうか。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○総務課長 暗室のほうにユニットバス、シャワーと洗面所、脱衣所を含めた、あと洗濯機も置いて、そういう一連のものを造りたいと思います。今、トイレの中にシャワールームが、昔、トイレの奥によく掃除道具とかを入れてありますが、それを改修してシャワールームを造っていたというのが最初のことで、それを使っていたようなことがありまして、やっと来年やれるかと思えます。

○委員長 梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 ありがとうございます。

後で現場のほうを見させていただければと思います。よろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長 そのほか質疑のある方はいらっしゃいますか。

村田委員。

○2番 村田委員 まず、201ページの消防団活動費、それから、205ページの水防活動費の団員報酬の関係ですけれども、それぞれ約50万円、それから、水防のほうは28万円ほど増額の予算計上をしておるようだけれども、これは、団員1人当たり、平均でどのぐらいの増額を見込んでいるのか。難しいと思うのですけれども、出勤があつての結果の話なので、予算で積んでいるから事実がこうなるというものではないのは承知の上ですが、見込としては幾らぐらいの増額、そういう算式が成り立つのであれば教えていただきたい。

併せて、203ページ、車両購入費と事業用器具費については、先ほど説明いただいたところですけれども、申し訳ないですけれども、もう一度、本署に配置するボート車というのと、もう一つは何かというのを。ボート車というものの説明と併せて、その2台それぞれの機能の簡単な説明を改めてしていただいた上で、契約方法について。例年ですと、契約検査課と協議をしてということだと思えるのですけれども、これはどういうやり方でやる見込であるのか、その辺をお聞かせいただきたい。

○委員長 それでは、執行部の答弁をお願いいたします。

○総務課長 まず、1点目の、費用弁償から報酬に変更されて、50万円だったのですけれども、非常備は、もともと1,600万円の費用弁償を取っていましたから、今度1,762万円を出動報酬としますので、非常備のほうは162万円のアップになります。それから、水防費のほうは、今年度までは88万円の費用弁償を取っていますが、それが出動報酬として106万円になりますから18万円プラスで、費用弁償から出動報酬にした場合、両方で180万円の増額になるわけです。

委員が言われたとおり、1人平均幾らとは本当に出しづらくて、今この積算をしたのも、過去5年間の出動とか、警戒、火災等の実績から見えています。過去5年間の出動は、火災出動は平均1,060人出動している。最多が1,612人だったので、その間をとって1,300人で積算しています。火災の4,000円掛ける1,300人。訓練とか、あとは非常備の水防関係、4時間以上も含めて、全て、火災出動、訓練、警戒の出動平均人数と最大人数の中間をとって積算させてもらっています。委員の質問のとおり、その額を平均すると1,620万円が4時間未満の出動ですけれども、それを270人で割ったとなると1人6万円になるんです。だから、1人6万円で積算はしていません。今の段階で、もし全員が均等に出た場合は1人6万円分の出動報酬になる予算。水防のほうも、やはり4時間未満で72万円で、こちらは35人、なので1人当たり2万500ちょっとぐらいの計算となりますので、平均はこうですけれども、はっきり言って、10回出る人もいれば、いろいろ仕事の関係で2回とかいう人もおりますから、平均はしないで、こちらとすれば、出動件数、人員によって積算をしています。

以上です。

○消防本部副参事 続きまして、車両更新のご質問にお答えさせていただきます。

令和4年度に車両更新を予定しております2台の車両につきましては、1台は消防署本署に配備しておりますボート積載車になります。また、もう1台は消防団車両で、機動第1分団の消防ポンプ車になります。

ボート積載車につきましては、通常ボートを積載しておりますので、水難事故等が発生し

た場合に出動する車両になります。その他として、火災や大規模災害等が発生した際には、資機材搬送車としての活用もできる車両となっております。また、緊急消防援助隊の後方支援車としての登録しておる車両でありますことから、他県等で大災害等が発生した際に、県の要請があれば出動する車両ともなっております。現在使用しております車両は、前回の更新から19年が経過しておりますことから、積載しております救助用ボートを含めた更新を今回するものでございます。

機動第1分団の消防ポンプ車につきましては、CD-I型になりますが、前回の更新から17年が経過した車両になりますことから、今年度の更新となります。

あと契約方法についてですけれども、令和4年度の予算額や購入予定額が決定した段階で、入札方法については契約検査課との協議になることから、現時点での回答はいたしかねます。申し訳ございません。

以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

田中委員、お願いします。

○4番 田中委員 201ページの常備消防費の上から3行目の医療廃棄物処理委託料で、PFOSというものが泡の中の成分である。それを、国の基準で令和4年度末までに500リットル廃棄していくということで、昨年度と比べましたら11万6,000円から46万3,000円ということで、今年度でこちらの廃棄については終わるということでしょうか。まず、そこをお願いいたします。

○委員長 田中委員、上から2行目の消火剤処理のところは、多分PFOSの。そこでよろしいですか。

○4番 田中委員 混ざってしまってすみません。医療廃棄物処理委託料のところと勘違いしました。そこが、前年度と比べますと11万6,000円から今回46万3,000円になっているのですが、増えている金額のことと、これは今年度で終わるようなことなのでしょうか、それとも継続して、続くことになりますか。

○委員長 答弁をよろしく申し上げます。

○総務課長 医療廃棄物処理委託料が11万6,000円から46万3,000円、34万7,000円アップしています。これは、継続して毎年使うものですけれども、救急活動時に救急隊員が行った血液、汚染物質などがついたガーゼとか、または感染性の一般廃棄物を処理していただくもので、50リットルのプラスチックの容器に、1缶50リットルの容量で幾らというものですけれども、

実を言うと、令和2年から、コロナ対策の関係で、感染防止衣、それからゴーグル、マスク等、必要以上に救急隊で活用していますから、どうしても増えてきているという段階で、基本的に、これは医療廃棄物なので、救急活動現場で出るものだから、今年度だけではなくて、ずっと続くのです。ただ、今回これを上げているというのは、普通、20から30箱ぐらいで年間収まっていた。50リットルの容器で、月2個ずつぐらいで何とかいけたのですけれども、実を言うと、令和2年で48箱、それが、今年度は今現在でもう74箱使っています。普通2箱とか3箱が、今年は1月から8箱とか、9月は21箱使っているのです。コロナ対策で感染防止衣などを着ると、1回で脱いでしっかり処分していくということになりますと、相当量が増えていまして、普通、計上分として、基本は29で見ていて、プラス、コロナ対策分として120箱を余計に計上させてもらっています。

結局、去年も今年も、市からお金も流用してやっているのですけれども、やはり足りない状態が続いていますから、コロナが収まればだんだん減らしていくことはできると思いますけれども、感染防止対策は救急隊もしっかりやっていますんで、どうしても増えているということで、来年度もコロナ対策費用として上げさせていただいています。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 ありがとうございます。詳細は分かりました。

お話が混ざってしまってすみません。その前のPFOSのことが消火薬剤処理委託料ということで、これは、令和4年度末までに廃棄するというので、今回のみの計上と考えますか。

○委員長 答弁をお願いします。

○総務課長 これは今年度で終了となります。しかし、新たにPFASというのが出てきてまして、それがちょっと引かかるようなことも言っていますので、取りあえずこれで終了になるのですけれども、また、国のほうの動きがありますと、若干廃棄物が増えてくる可能性がありますけれども、PFOSに関しては、令和4年度で委託料は終了になります。

○4番 田中委員 ありがとうございます。分かりました。

○委員長 そのほか質疑はありますか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 201ページの18節救急救命士教育訓練事業負担金は何名分なのか。その下の消防通信司令事務協議会負担金は、熊谷市とどのような割合で負担しているのかお聞きします。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○総務課長 お答え申し上げます。

救急救命士教育訓練事業負担金204万8,000円ですけれども、まず、来年度救急救命士を1人養成するために、埼玉県の救急養成所に入校します。これが175万円かかります。あと、指導救命士と言われていまして、今、救急隊とか救急救命士を指導する立場の救命士をつくるという、救急救命士の特別教育としての指導救命士養成教育に1人、それから、救急救命士養成のために事前の訓練があるのですけれども、養成所に入るまでの事前の訓練に2人、それから、日本救急医療財団で行っています救命士の業務実施修練、これは、救急救命士として質の向上、スキルアップ、また、MC体制の向上を図ることを目的にしている、知識・技能を習得する場所なんですけれども、そこに負担をしております。

それからもう一つ、専任教員といいまして、救急救命士の養成所には、各消防本部から毎年何名かの教員が学校の教官として派遣されます。行田市から以前も派遣されておりますが、それに伴いまして、そのための教員の講習ということを1名予算要求しました。

次の消防通信司令事務協議会負担金753万5,000円、これは行田市分ですけれども、国勢調査によって割合が決まっています。令和2年に国勢調査がありまして、それが令和4年4月から適用されますから、前回、平成27年の国勢調査のときは、熊谷市が70.76%で行田市が29.24%だったのですけれども、今度は、令和2年の国勢調査をこれから適用しますから、次から熊谷市が71.21%、行田市が28.79%の負担割合で、負担金を協議会の予算として支出していくことになります。

以上です。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

消防通信司令事務協議会負担金は、ということは、出動回数とか、そういうことには関係なく、人口比で負担するということによろしいでしょうか。

○委員長 人口比ということで大丈夫そうですね。ありがとうございます。

そのほか質疑はありますでしょうか。

村田委員。

○2番 村田委員 いろいろ説明いただいた中で、どうしても見えない部分として伺いたいのですけれども、たしか、来年度10月から、南分署が試行として統合するという計画があるかと思うのですけれども、市民に向けてのパブリックコメントの結果を見ましたけれども、賛

成の立場、反対の立場、それぞれの方から意見が出されて、コメントされておりましたけれども、この予算書に即してお答えいただければありがたいのですけれども、今後の手続といえますか、事務の流れと、それに関わって、予算編成の中でマイナスになったところ、あるいは、費用としてここにのせたもの、そういうものがあれば、主なもので結構ですので、お答えいただければと思います。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○総務課長 お答えいたします。

パブリックコメントが終わりまして、市長の決裁も頂きましたので、計画としてこれから進んでいくわけですが、これからやることは、予算的には、10月から南分署を一時的に廃止して、業務はやらないけれども、一応、今年分の予算は、南分署の光熱費、浄化槽の点検とか、そういうものも含めて全て予算要求していますので、半年間使わない時期はありますけれども、そこでしっかり検討する必要がありますので、予算的には同じ予算をつけている。もし、それが決定して、完全にゴーという場合は、令和5年度の予算には、光熱費、庁舎の管理費等は削減というか、マイナスで計上していくことになると思います。

今、この予算の中に現れているということになりますと、本署に人員が増える関係で、基本的には24時間勤務ですから、寝るための寝具、ベッドをどうするんだとか、そういうのがありますけれども、3月の補正で出させていただいた臨時交付金のほうで、感染防止対策として2階の会議室を個室化するときに、今より増やして17、2つに分かれているのですけれども、そこを2室で17部屋を造っていただくのと、あと、女性のシャワーの件をお話ししましたけれども、男性も、本当に昔の風呂、風呂桶があって、シャワーが1個あるというところだったので、人数も増える関係で、その交付金を使ってユニット型シャワーを2つ造る。そこに入れて改修するのですけれども、今そういうものをしています。

今の段階では、南分署の備品、ロッカーとか、そういうものを全て本署に持ってきて、その隊員分は活用しますから、今の時点で、余計にお金がかかるということは、この予算には現れていません。

以上でございます。

○委員長 そのほか質疑のある方はお願いいたします。

副委員長。

○副委員長 1つ目は、先ほど、医療廃棄物がコロナの影響で極端に増えたと。その消耗品を捨てるに当たって、もちろん、今まで以上に使うということになると思うのですけれども、

それは、十分な確保がされているのでしょうか。もちろん、消防署の方々がコロナに感染することによって消防の救急活動、消火活動が止まるということが、市民の生命・財産を守るという部分を考えると、感染対策をしっかりしていただいているおかげで現在活動していただいているという解釈をすると、消耗品自体がしっかりと行き渡っているのかという確認だけです。

それから、もう一つ、先ほど、AEDのリースが終わりましたという説明を受けました。確認ですけれども、AEDは多分電池になっていると思うのですけれども、行田市の各公民館とか、主要な部分に置いてあったり、今は、行田市内のコンビニにも消防署の依頼で置いていただいているような状態になっております。この電池というのは、交換とかそういう部分で思ったものですから、その説明だけお願いしたいのですけれども。

○総務課長 それでは、質問にお答えいたします。

医療廃棄物が増える。出れば、その分だけ活用もしているのですけれども、昨年の秋、臨時交付金で、補正予算でコロナ感染対策の費用を頂きましたので、そこで、消耗品として活用する感染防止衣、それからマスク等、全て購入させていただいています。それから、市の財産管理課の予算も、やはり感染防止対策費用がありましたので、そちらからも頂いています。あと、今、国のほうで調査がありまして、もし足りないものがあれば、全ての消防本部には来ないのですけれども、順番に、感染防止衣、N95マスク、ゴーグルとか、いろいろなものが送られてくるような形もできていますので、今は、おかげさまで十分に補正をつけていただいていますので、そのものはございますので、ご安心いただきたいと思います。

それから、AEDの関係ですが、今度再リースに入っていくって、コンビニのAEDは、令和4年8月31日で終わりになるのです。ただ、それは5年間の保証ということで、5年間分は、こちらは買い取りなんですけれども、コンビニAEDは、買い取りをした場合に、5年間分のパットとか電池は、全て電池で動いていますから、充電のバッテリー、それも含めたメンテナンスは、購入したときから5年間はやってもらえるという話になっていたのですけれども、これで8月いっぱい終わってしまうので、次からは、一応7年間AEDの耐用年数がありますから、あと2年間は使えるのです。でも、その保証は切れてしまいますから、その後は、うちでバッテリーとかAEDのパットを定期的に交換していくための予算は、消耗品費のほうで上げさせてもらっています。

また、庁舎用は13台あるのですけれども、それも、やはり来年度にリースが終わる。そちらは再リースということでやっていきますけれども、再リースは安いのですけれども、今ま

でのリースは、全てのメンテナンスもしていただいた。バッテリーにしろ、使えば取り替えてくれるという状態ですけれども、これからは、切れると、再リースは安いのですけれども、メンテナンスはやってくれないので、管理は消耗品費でやるとなっています。

コンビニのAEDにしろ、庁舎AEDにしろ、次をどうするかとなりますから、それはしっかりと検討していきたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑もありませんようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩といたしまして、執行部の入替えをさせていただきたいと思います。

消防の皆様はありがとうございました。お疲れさまでした。

午前 11時 12分 休憩

---

午前 11時 19分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、健康福祉部所管の議案について審査を行います。

まず、健康福祉部長にご挨拶をお願いいたします。

○健康福祉部長 改めまして、おはようございます。

健康福祉常任委員会の皆様方におかれましては、日頃より健康福祉部所管事業の推進に格別のご理解、ご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

本市を含め、埼玉県内はまん延防止等重点措置が適用されておりまして、一部報道では期限が延長される見込ともされております。コロナの感染防止対策の徹底が求められておりますが、本市におきましても、コロナワクチン接種を迅速に進めるとともに、自宅療養となった方への生活支援事業により、引き続き市民の皆様を支援してまいりたいと存じます。また、先月の中旬からは、住民非課税世帯への臨時特別給付金の受付も開始しておりまして、コロナウイルスの影響が長期化する中で、お困りの方へ速やかに支給してまいりたいと存じます。

さて、このたびの委員会では、令和4年度一般会計予算をはじめ、3本の特別会計予算と7本の条例改正及び廃止案についてご審議をいただくこととなっております。一般会計の予算規模は、3款民生費が約115億5,400万円で、前年度比では4.6%の増、全体予算の43.7%を占める大きな予算となっております。

この後、順次担当課長より説明させていただきますが、健康福祉部の事業は対象者の幅が

広く多種多様でございますので、委員の皆様におかれましては、疑問点やご意見等がありましたら、遠慮なくお聞かせいただきたく存じます。

本年度も残すところ1カ月弱となりましたが、委員の皆様におかれましては、改めて、これまでのご指導に感謝申し上げますとともに、今後ますますのご健勝を祈念して挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、これより議事に入ります。

---

#### △議案第18号について

○委員長 初めに、議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

上野課長、よろしくお願いいたします。

○子ども未来課長 それでは、議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げますので、議案書の113ページをお願いいたします。

本案は、南河原学童保育室の位置及び太田西学童保育室の名称を変更したいので、条例の一部を改正しようとするものでございます。

南河原学童保育室は、現在、南河原小学校の敷地外の行田市南河原支所において運営しておりますが、児童の移動に際しての安全性の観点から、南河原小学校の校舎内へ移転しようとするものであります。

太田西学童保育室は、議案第27号により、太田西小学校及び太田東小学校を再編成し、太田小学校を設置する条例改正案が上程されたことに伴い、太田西学童保育室の名称を太田学童保育室に変更しようとするものであります。

改正内容についてご説明申し上げますので、新旧対照表の14ページをお願いいたします。

第1条は、用語の整理をするものでございます。

第2条は、学童保育室の名称について、行田市太田西学童保育室を行田市太田学童保育室に、行田市立南河原学童保育室の位置について、南河原支所の行田市大字南河原790番地を南河原小学校の行田市大字南河原782番地とするものでございます。

戻りまして、議案書114ページをお願いいたします。

附則でございますが、本条例の施行期日を令和4年7月21日とするものでございます。

ただし、第2条の表の改正規定中、行田市太田西学童保育室を行田市太田学童保育室に改

める部分については、令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第18号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第18号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 幾つかありますので、まとめてお話ししたいと思います。

まず、南河原学童保育室の移転の関係ですけれども、現在でも、小学校に隣接して、支所の建物の一部を使って開設しているわけですけれども、今、なぜ改めて小学校内に移転なのか。不便はあまりないような気もするのですけれども、こういう利便性が発揮されるとかあるようでしたら教えていただきたいのがまず1つ。

それから、定員の関係ですけれども、現在、2部屋を活用させていただいて、70名の定員でやっていると思うのですけれども、新年度は何人になる見込なのか。北河原のお子さんたちも統合になりますけれども、定員は何人になるのか、同じなのか。

それから、部屋の関係もここで改めて聞いておきたいのですけれども、南河原は、今、事実上2部屋を70人定員で使っているわけですけれども、余裕教室に移転した場合にはどういう使い方になるのか。

次は、太田西小学校の学童の関係ですけれども、定員は何人から何人になる見込なのか。現在、太田東のお子さんたちは、バスか何かで送迎してもらって西に来ているのか、その辺の経緯も併せて教えていただきながら、こういう状態からこういう状態になるんですというところをお教えいただきたいのですが。

○委員長 それでは、答弁をお願いいたします。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

最初に、南河原学童保育室についてですけれども、小学校敷地に隣接しているということで、不便はあまり感じられない。でも、今校舎内に移転するのはなぜなのかということですが、南河原学童保育室は、確かに、学校隣接地であります南河原支所内に現在あるところですが、校舎内にあるということで、もともと、将来的には学校との統合を予定していた施設でございます。このたび学校との調整がついたことから、校舎内へ移転を

しようとするものでございます。これによって移動がなくなりますので、安全性、利便性ともに向上するものと考えております。

続きまして、現在、南河原学童保育室の定員は70人でやっておりますが、この移転に伴っても、定員については70人のままでございます。現在、実質的に2部屋ということでお話があったけれども、基本的に、学童の部屋というのは1部屋で、南河原支所と調整しまして、ほかの部屋も使ってもいいですということで、使わせていただいているという現状は確かにございます。今回移転になりまして学校の中に入りますと、余裕教室を2つ使わせていただいで運用する形になっておりまして、広さ的にも十分ということで、70人の定員のままで移転という形になるものでございます。

続きまして、太田西学童が太田学童になる件でございますが、こちらも、定員は現状の70人のままでございます。太田東小学校のお子様につきましては、現在、送迎支援の仕組みを使いまして、放課後になりましたら移動していただいでいるのですが、今度再編成ということになりますので、その移動の必要はなくなりまして、もともと受け入れているお子さんの数が再編成によって増えるというわけではございませんで、太田西小学校、太田東小学校に通っていたお子さんが1つの学校に再編成されるということでございますので、ここで対象のお子さんが増えるということとはございません。ですので、今ある定員のままで十分対応できると考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。ありがとうございます。

その上で聞きたいのですけれども、各学童の定員数ですけれども、資料で見ますと30名ぐらいから70名まで、現在かなり幅があるんです。国の絶対的な基準ではなくて、自治体の合理的な理由がある場合には独自につくれる、そういう国の基準の下に市の規定を持っているかとは思いますが、これだけ、実際に倍ぐらいの幅があるわけで、市の基本の考えとして、定員というのは何人で、お子さん1人当たりの必要平米はどのぐらいが適当だと考えているのか、そこの考え方を教えていただきたいのですが。

○委員長 上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

市では何名ぐらいの定員で考えていて、また、1人当たり何平米ぐらいの面積をというご

質疑でございますが、平成26年4月30日に発出されました放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準というものが国のほうでございまして、こちらによると、1支援単位当たり、1つの学童当たりということですが、おおむね40人程度ということで想定されておまして、また、1人当たりの面積では1.65平方メートル以上必要であるということを示されてございます。

行田市においても、おおむねこの基準に沿って行っているところございまして、今般の南河原学童保育室や太田学童保育室のように定員が40人より多くなっている学童保育室も確かにございますが、学童保育室では、支援員の保護の下、お子さんが放課後を過ごしていることが、何よりも保護者さんが安心して就労できる環境であると承知しておりますので、引き続き、児童1人当たりの面積1.65平米を守りながら、一方では待機児童を出さないことも考慮しまして、学童保育室の運営をしてみたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。

1.65平米を守りながらということで、指導員の方の確保ですとか、その辺も全国的にも非常に厳しいということを伺ってございまして、幾ら頑張ってもなかなか難しいという実情も聞いてはおりますけれども、国が発出した基準、ここに限りなく近づけて環境を整えていただくことは、待機児童を出さないのが大前提ですけれども、さらに進めていくことはそういうことなのか。これは今聞いたところなんですけれども、もうちょっとだけ。

それで、小学校のほうに移転していく南河原学童です。太田西は実質的には大きな変化はないようなんですけれども、今後もあるかと思うのですけれども、空き教室を活用しての移動なんですけれども、教育委員会、あるいは学校現場としっかりと調整していただくのがいいかと思うんです。本当に空いているというのではなくて、現在使っているのをきれいに片づけて受け渡すという形なので、学校現場のほうでも、例えば、荷物をどうしようとか、超現実的なお話ですけれども、頭を痛めたりとか、そういう声を聞いておりますので、教育委員会任せにするのではなく、ある意味で原因者ですから、当事者として、よく協議をして、調整を図っていただければと思います。これは要望になります。

○委員長 こちらは要望ということでお願いいたします。

そのほか質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

---

△議案第18号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第18号 行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 37分 休憩

---

午前 11時 41分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第19号について

○委員長 次に、議案第19号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

保険年金課、内山課長、よろしく願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第19号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の115ページをお願いいたします。

本案は、地方税法等の改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額の減額について規定したいので、条例の一部を改正しようとするものです。

それでは、改正内容についてご説明しますので、新旧対照表の15ページをお願いいたしま

す。

初めに、第2条から17ページ、第20条第1項までは、用語及び引用条項の整理を行うものです。

次に、19ページ、第20条第2項は、未就学児の被保険者均等割額の減額の規定を加えるもので、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以降の最初の3月31日以前である国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額について、その5割を減額することを定めるものです。第1号では、医療給付費の被保険者均等割額の減額について、同条第1項に規定する世帯の軽減区分に応じて、未就学児1人当たりアの7割軽減世帯で3,600円、イの5割軽減世帯で6,000円、ウの2割軽減世帯で9,600円、エの軽減なし世帯で1万2,000円と定めるものです。

第2号では、後期高齢者支援金分の被保険者均等割額の減額について、未就学児1人当たり、同条第1項に規定する世帯の軽減区分に応じて、アの7割軽減世帯で1,350円、イの5割軽減世帯で2,250円、ウの2割軽減世帯で3,600円、エの軽減なし世帯で4,500円と定めるものです。

次に、20ページ、第20条の2から27ページ、附則第13項までは、用語及び引用条項の整理を行うものです。

次に、附則についてご説明しますので、議案書の117ページをお願いいたします。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。なお、経過措置としまして、令和4年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については従前の例によるものとするものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第19号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 この条例案につきましては、本会議の質疑でも伺いましたので、おおむね理解しているつもりですけれども、その質疑の中で、市では国に対して均等割減額の要望を行ってきたという旨の答弁があったのですけれども、市長会でという形なのか、どういう形で出したのかと、その内容を正確に知りたいと思うのですけれども、もし手元にあれば、そ

この分だけでも読み上げていただいて、改めて、委員会として、資料として後日写しを頂ければありがたいと思うのですが。

○委員長 それでは、まずはご答弁をお願いいたします。

○保険年金課長 お答えいたします。

県と埼玉県内全市町村共同で運営を行っております埼玉県国保協議会が国に陳情を行っているものでございまして、市としましては、埼玉県国保協議会のほうに陳情を出しております。

また、陳情の内容としましては、今手元に持ってきたのですけれども、子どもに係る均等割保険税、保険料の軽減措置について、対象年齢や軽減割合を拡大するなど制度を拡充することということで、陳情に上げてございます。また、委員がおっしゃるように、必要に応じて、陳情書の写しをお渡しさせていただきたいと存じます。

以上です。

○委員長 それでは、陳情書の写しは、後で事務局のほうへお願いできればと思います。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

それは、直近ではいつの時点で文書を出したのかも併せてお願いします。

○委員長 答弁をお願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

埼玉県国保協議会でこの陳情をまとめまして、埼玉県国保協議会国保強化推進大会並びに国保運営協議会会長等研修会という中で、令和3年11月5日に、国に対する陳情ということで取りまとめを行っております。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑があればお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 他に質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

---

△議案第19号の討論、採決

○委員長 続いて、討論を行います。

討論のある方は挙手を願います。

〔発言する者なし〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第19号 行田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午前 11時 51分 休憩

---

午後 0時 58分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第20号について

○委員長 次に、議案第20号 行田市国民健康保険出産資金貸付条例を廃止する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

内山課長、よろしく願います。

○保険年金課長 よろしく願います。

着座にて説明させていただきます。

議案第20号 行田市国民健康保険出産資金貸付条例を廃止する条例についてご説明申し上げますので、議案書の119ページをお願いいたします。

本案は、経済的な負担を緩和することを目的に、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯に対し、出産育児一時金の資金を受けるまでの間、当該出産育児一時金の支給に係る出産に要する費用を医療機関等に支払うための資金を貸し付ける国民健康保険出産資金貸付金について、医療機関等が世帯主に代わって出産育児一時金の申請及び受領を行う直接支払制度が導入され、被保険者が多額の出産費用を医療機関に支払う必要がなくなったため、条例を廃止しようとするものでございます。

次に、附則についてご説明しますので、議案書120ページをお願いいたします。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

△議案第20号の質疑

○委員長 次に質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、質疑をさせていただきます。

今回、直接払い制度が導入されることで、その貸付けの必要性がなくなるということだと思うんですけども、実際に出産一時金の貸付けの利用の状況、実績といったものがどのくらいあったのか、過去何年か、3年ないし5年ですとか、実績の状況を教えていただきたいんですが。

○委員長 それでは、執行部の答弁をお願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

この制度は、平成14年度に制定されまして、平成19年を最後に貸付実績はございません。貸付けの件数としましては45件で、金額としまして1,883万6,000円でございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。平成20年度以降では貸付けの実績もないということのようですので、その点からも課題としては解消されているのかと思うんですけども、もう一点伺いたいのは、国民健康保険の事業の場合、この直接払いの仕組みというのは実務的な流れ、私たちには、市民の人にはちょっと見えない部分の流れということになると思うんですが、簡単に結構なんですが、分かりやすく、あまり詳細で説明いただいちゃうとかえってまた分かりにくくなるかもしれないので、上手にその仕組み、事務の流れについて教えていただきたいんですが。

○委員長 よろしくをお願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

仕組みとしましては、医療機関等が直接支払制度について被保険者に説明をした上で、書面にて合意を得ます。そうしましたら、医療機関等が出産育児一時金支給額を限度としまして、出産に係る実績を国保連合会に請求いたします。国保連合会から行田市への請求と医療

機関への支払いを行うものでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

---

△議案第20号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第20号 行田市国民健康保険出産資金貸付条例を廃止する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第20号は原案のとおり可決するに決しました。

---

△議案第21号について

○委員長 次に、議案第21号 行田市高額療養費貸付条例を廃止する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

内山課長、よろしく願いいたします。

○保険年金課長 議案第21号 行田市高額療養費貸付条例を廃止する条例についてご説明を申し上げますので、議案書の121ページをお願いいたします。

本案は、生活の安定と福祉の増進を図ることを目的に、高額な医療費の支払いが困難な者に対し、高額療養費の額に相当する額を貸し付ける高額療養費貸付けについて、高額療養費の現物給付化が導入され、被保険者の属する世帯の世帯主等が入院時及び外来診察時に所得に応じた自己負担額を超える医療費を医療機関等に支払う必要がなくなったため、条例を廃止しようとするものでございます。

次に、附則についてご説明しますので、議案書の122ページをお願いいたします。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第21号の質疑

○委員長 次に質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 先ほどの20号と仕組みとしては同じ、理由もそうですし、同じことなのかと思うんですけども、改めてこちらでもお聞きしたいのが、過去の実績です。どのぐらい件数、金額あったのかとか、それともう一つ、こちらも高額療養費のほうの支払いの事務の流れ、仕組みを教えてくださいなんですけれども、所得に応じて上限額というか足切り額という言い方はよろしくないんで何と言ったらいいんでしょう、基準額と言ったらいいのか、そこが変わるのかどうか、ちょっと私も正確な仕組みが不明な点があるんですけども、そういう個人個人によって天井とかが違うんでしたら、その辺のこの人は幾らが高額療養費になるとかというのがどんな仕組みで分かるのか、その点も含めて教えてくださいなんです。

○委員長 それでは、執行部の答弁をお願いいたします。

○保険年金課長 お答え申し上げます。

この高額療養費貸付けですけれども、昭和53年に制定されていまして、それ以後、貸付けの実績は1件もございません。

続いて、簡単に事務の流れ等をご説明させていただきます。

被保険者の必要に応じまして、行田市に限度額認定証の交付申請を行いまして、その結果、医療機関等が限度額認定証の提示を受けた場合は、自己負担限度額を確認し、限度額を超えた高額療養費部分を医療費の保険者の負担分を合わせて国保連に請求します。国保連合会から同じように行田市への請求と医療機関への支払いを行うものでございます。

それと、高額療養費は、委員のおっしゃるとおりに所得によって限度額と申しますか基準額が違っていまして、例えば住民税の非課税世帯の場合は、3回目まで3万5,400円が上限になります。また、所得区分で210万円以下の場合は、3回目まで5万7,600円が限度額になりますというように、所得に応じて何区分かございまして、そこに当てはめるものでございます。

よろしいでしょうか。以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

確認したいのは、限度額認定証で交付申請しているような言葉を聞けたんですけども、利用者の人、患者さんがこれを申請するのかなのか、誰が交付申請、どこに対してやるのか、そこを確認したいのと、自己負担限度額の確認をし、とあるんですが、それは今のお話ですと、国民健康保険を所掌している申請書が上がってきたのと、行田市が確認するということになるのか、そこを確認したいんですが。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

まず、限度額認定証の交付申請というのは、行田市にさせていただくことになります。被保険者が行田市のほうに限度額認定証が欲しいので申請をしますと、そして行田市が発行するものでございます。

医療機関等が限度額認定証の提示を受けて、医療機関のほうで自己負担限度額を確認していただいて、その結果、限度額を超えた部分を高額療養費分として扱います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 私、制度をよく理解していないところがあるというのが改めて分かってしまったんです。ちょっと伺いたいんですが、私の理解では、現物給付化というとお医者さんにかかって3回とか回数も出てきましたけれども、例えば非課税世帯であれば3万5,400円を超えるときの支払い、その診察のときに行っても、お金を月で3万5,400円を超えた部分については、窓口で支払わなくてもいいですよという仕組みだと理解しているんですが、そうすると、患者さんが市に申請する限度額認定証というのは、お医者さんにかかっていないときでも何でもあらかじめ登録みたいな意味合いで申請を出しておくということになるんでしょうか。いつの時点で3万5,400円、あるいは5万7,600円、どちらなのか、ふだん市民の方は了解していない、知らないで通っていることが多いと思うんです。市民の方に利便性を高めるための制度だと思うんで、そこをもう少し理解できるようにご説明いただけるとありがたいんですが。

○委員長 内山課長、お願いします。

○保険年金課長 お答えします。

この限度額認定証を使うことによって、もちろん今まではご本人に一時負担をしてもらって、出た部分とか、それを市のほうに請求してもらおうと、市のほうでお支払いしていたんですけれども、限度額認定証を使うことによって、市と医療機関の直接の相対でやるので、本人は全く払わなくていいんですけれども、高額療養費に該当しそうな場合、例えば入院するなど限度額認定証を病院が勧め、被保険者が市に申請するものでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかに質疑ありますでしょうか。

○副委員長 先ほど村田委員の質問で、確認で、例えば私が入院するのに高額医療になるかどうかというのは、患者さん自体はその区分だとかというのはよく分からないと思うので、病院のほうでその申請をしてくださいという指示が、もしくはそういう指導があったとして、それを行田市に出して、これが受けられるという解釈でいいですか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で質疑を終結いたします。

---

#### △議案第21号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第21号 行田市高額療養費貸付条例を廃止する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第21号は原案のとおり可決するに決しました。

---

#### △議案第22号について

○委員長 次に、議案第22号 行田市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

内山課長、よろしくお願いたします。

○**保険年金課長** では、議案第22号 行田市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げますので、議案書の123ページをお願いいたします。

本案は、子ども医療費について、令和4年10月診療分から県内現物給付化を実施することに伴い、所要の改定を行うものでございます。

埼玉県では、子育て支援の観点から、子ども医療費、ひとり親家庭等医療費及び重度心身障害者医療費の福祉3医療制度の受給資格がある未就学児の医療費について、来年度から県内全域で現物給付、県内窓口無料化を実施します。本市では、この現物給付化に併せて現在の医療費助成対象者についても、県内現物給付化の対象とすることとし、子ども医療費については重度心身障害者医療費の受給者証の更新時期に合わせ、令和4年10月受診分から開始するため、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明しますので、新旧対照表の29ページをお願いします。

初めに、第2条から30ページ、第6条までは、用語の整理を行うものです。

次に、第7条第2項の改正は、県内現物化に伴う改正であります。医療費の支給は、受給資格者からの申請により行うものでありますが、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合、当該医療機関等に対しまして、受給資格者に代わって医療費を支払うことができるように改正するものです。

次に、附則についてご説明しますので、戻りまして議案書の124ページをお願いします。

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第7条第2項の改正規定は、令和4年10月診療分から施行するものでございます。

以上です。

○**委員長** ありがとうございます。

以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第22号の質疑

○**委員長** 次に質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○**2番 村田委員** それでは、幾つか伺いたいと思うんですけれども、まず、子ども医療費、国民健康保険の被保険者の子ども医療費という理解でいいのかと思うんですけれども、事務の流れ、仕組み、先ほど来説明いただいていますけれども、同じような流れなのか、改めて確認的に伺いたいと思います。

それから、2つ目は、例えば先ほどの高額療養費、4月1日から施行するようなんですけれども、こちらの場合は10月診療分から半年遅れなわけですけれども、何か実務的な準備段階が必要なかなとも思ったりするんですが、どういうことで半年遅れるのか、まずこの点、2つお願いします。

○委員長 それでは、執行部の答弁をお願いいたします。

○保険年金課長 お答えいたします。

まず、子ども医療費の現物給付の事務の流れ、仕組みなんですけど、現在、子ども医療費においては、市内及び熊谷市内の医療機関で受診された場合は、窓口において受給資格証を提示すると、窓口での支払いが不要となる現物給付を実施しております。今後、この現物給付の範囲を埼玉県内全域に拡大していこうとするものでございまして、事務の流れとしましては、受給者は医療機関で受診した際、医療機関で一部負担金の支払い、3割負担とかご自身で支払う分なんですけれども、一部負担の支払いが発生しますが、医療機関に現物給付することにより窓口負担がなくなります。次に、医療機関は、審査支払機関にレセプトを提出して請求をします。次に、市は内容を審査して、審査支払機関を通して医療機関にこの一部負担金相当の金額の助成金を支給します。

以上が流れになります。

続きまして、なぜ子ども医療費の現物給付化が10月からなのかという質問でございまして、まずは埼玉県のほうで示された時期なんですけれども、以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 これは全県一斉にということで、県が主導してというのか声をかけて各自治体一緒にやるということで、国保財政も県が大きく関与するような仕組みになったからそういうことなのかと理解しつつ、県はなぜ4月ではなくて10月からなのかということを私は聞きたい。何ででしょうか。

○委員長 内山課長、お願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

県が、医師会とか歯科医師会、あと薬剤師会、その3医師会と一括して契約を結んでいただくことになっていまして、そういった時期もありまして、前倒しとこの10月1日から実施するということに決まったものでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 すみません。何うと、何うだけまた不明な点が出てきてしまうので、細かい点についてはまた後ほど改めて教えていただければと思うんですけども、もう一つは、質疑を長くしないように私のほうで推測のお話をして話を進めますので、私の認識に間違いがあったら、答弁の中で訂正をお願いしたいと思うんですけども、最初の例えば説明の中で、子ども医療費、未就学児を対象にして云々という説明と、県では全ての子どもというような表現もあったのかと思うんですが、これは本会議の質疑の中だったか、いわゆる国のペナルティーという話が出て、ペナルティーが科せられています、実績としてはこれこれの額ですという説明があったのに関わりがあるのかと私の推測で理解を一旦しました。これはどういう仕組みなのか、国は未就学児までは子ども医療費は無償ですよという国の考え方を持っていて、それを超えて埼玉県は上乘せで来て、さらに救済対象を広げている、そのことに対して国がペナルティーという形で、どういう理屈というんですか、どういう論理でペナルティーを科しているのかということと、その費用というのは何費というところを減額するなりしているのか、そこを教えてほしいんですが。

○委員長 内山課長、お願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

まず、県内現物の対象としましては、未就学児が3医療のほうで無条件で窓口無料化といえますか現物給付化になります。

また、県の現物給付の対象は、あくまで未就学児の医療費のみとなるのですが、いろいろ3医師会の協定等もございまして、市町村ごとに独自に県内現物給付の対象年齢がまちまちでございまして。そういった場合は、県と3医師会等との協定の対象に含める、各自治体ごとの事情を踏んで受けられるようにするという方向で調整をしていただけたということになっております。なので、行田市の例えば子どもの方は、行田市は18歳までなんですけれども、18歳の方が行田市以外の医療機関でかかった場合は、現物給付化ができるようになります。

次に、ペナルティーなんですけれども、ペナルティーの理由としましては、窓口無料化、現物給付化によりまして、医療費が増加した分を国が負担することは、いろいろ窓口無料化をしていない市町村との公平性を欠くことや、国保負担の投入面で公平を確保するという見地から、国保条例規約により、法定給付を上回り一部負担金を軽減している保険者及び地方単独事業によりまして行っている市に対する国保負担金については、いわゆる現物給付に係る補助対象医療費について、給付率の引上げに伴って増加する医療費の波及増分をカットし

て算定する措置が講じられておりまして、そういったことでペナルティーというものがござ  
います。それで、この波及効果の有無をペナルティーということである意味カットするん  
ですけれども、カットするのではなくて、市が県に納付金を払っているんですが、その納付金  
の中にそのペナルティー分を上乗せしてお支払いすることになります。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

10月に遅れる理由は分かりました。

それで、いわゆるペナルティーというものについては分かりました。受診しやすくなっ  
てしまっ、それが利用をさらに呼び込んでしまう、それが年齢もまちまち、やっていないと  
ころもあったり、各自治体ごと、保険者ごとの費用計算とか納付額の計算とかにおいて不公  
平が生じてしまうということが理由だということだとすると、今度全県同じやり方にしよう  
という流れで今動いている、まだ途中ですから、今年度、来年度というのは、いわゆるこの  
論理で言えばペナルティーはなくなるのかと思うんですがどうなのかということと、仮  
に県内が共通の保険料ですとか制度が一緒になったときには、このペナルティーもなくな  
ると考えてよろしいのか。将来の話ですけれども、その辺の見込みはどうなのか、もしお答え  
ができるのであれば。

○委員長 内山課長、お願いします。

○保険年金課長 今後、委員がおっしゃるとおりに皆さんが条件が同じになっているとか、ペ  
ナルティーとして必要なのかという疑問が確かにございますが、なので今後なくなるかどう  
か分からないんですけれども、そういったことも確認はしておきます。

また、できるだけ負担がないようにしていただきたいというのがありますので、それも踏  
まえて今後、要望する機会等がございましたらさせていただきたいと思っています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑がある方はお願いします。

[発言する者なし]

○委員長 他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

---

△議案第22号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第22号 行田市子ども医療費支給条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第22号は原案のとおり可決するに決しました。

---

#### △議案第23号について

○委員長 次に、議案第23号 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

内山課長、お願いいたします。

○保険年金課長 では、議案第23号 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げますので、議案書の125ページをお願いいたします。

本案は、ひとり親家庭等医療費について、令和5年1月診療分から県内現物給付化を実施することに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第22号と同様、埼玉県が福祉3医療制度の受給資格がある未就学児の医療費について、来年度から県内全域で現物給付化を実施するに併せ、本市では、現在の医療費助成対象者についても県内現物給付化の対象とすることとし、受給者証の更新時期に合わせて令和5年1月受診分から開始するため、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明しますので、新旧対照表の31ページをお願いいたします。

初めに、第2条から32ページ、第6条第2項第1号までは、用語の整理を行うものです。

次に、33ページ、第6条第2項第4号を加える改正は、子ども医療費とひとり親家庭等医療費の優先順位の変更に伴うものでございます。今回の制度見直しに併せ、ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例施行規則において、子ども医療費とひとり親家庭等医療費の複数の受給資格があるひとり親家庭等に属する子どもについては、ひとり親家庭等医療費を優先させる改正を行う予定でございます。この改正を行った場合においても、子ども医療費と

同様に自己負担額が発生しないように規定するものです。

次に、第7条第2項の改正は、県内現物給付化に伴う改正であります。医療費の支給費は、受給資格者からの申請により行うものでありますが、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合、当該医療機関等に対しまして、受給資格者に代わって医療費を支払うことができるよう改正を行うものです。

第10条は用語の整理です。

次に、附則についてご説明しますので、議案書の126ページをお願いします。

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第6条第2項第4号及び第7条第2項の改正規定は、令和5年1月診療分から施行するものでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

---

#### △議案第23号の質疑

○委員長 それでは、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 まず、たしか重度心身障害者の医療給付とも重複した場合には、このひとり親、この条例を優先するという事だったと思うんですけども、確認なんですけれども、そうしたときに、子ども医療費とも重複の場合も、こちらひとり親家庭の医療費の条例を優先適用させるということの説明がありましたけれども、何でこのひとり親家庭の医療制度のところが大代表に抜擢されたのかを伺いたいです。素人考えでは、子ども医療費というのが一番ベースといいますか対象は広くて、その中でかつ絞れるのが重度心身障害者であったり、児だけじゃなくて者もこれは入りますけれども、あるいは特にひとり親というのは、包含関係でいえば中に入っちゃうんじゃないかなとか思うところなんですけど、この辺の合理的な理由がきっとあるかと思われまして、ご説明をまずはお願いしたい。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

村田委員のおっしゃることなんですけれども、今回、子ども医療費とひとり親家庭医療費の順位を変えただけで、もともとが行田市は重度、子ども、ひとりという順番だったんですけども、今回は重度はそのまま一番優先で、重度、ひとり、子どもという、子どもとひとり親の順番を変えさせていただきました。変えたことによって、かかった医療費の中から、

県からは補助金が頂けることとなります。優先順位が上がることによって県から補助金をもらえることになっています。

県からもらえる補助金の額が増えます。もともともらってはいたんですけれども、さらに増えるということで順位を変えることとなります。追加で申し訳ありませんでした。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか、村田委員。

○2番 村田委員 メモをしながら聞きながら理解をしようという大変困難な作業で、今現在は重度、子ども、ひとりの優先順位だったのを、重度、ひとりのほうを子どもよりも先に上位に上げたと、こういう変更だということですね。分かりました。

それで、次の質疑なんですけど、附則のこれは施行が令和5年1月ということなんですけど、実務的な調整というんでしょうか、いろんな手続がさらにもっと手間がかかるという、そういうことでよろしいでしょうか。実施時期が10月でもなくて1月ということのようなんですけど。

○委員長 内山課長、お願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

ひとり親家庭の受給者証は、毎年1月に更新させていただくことから、1月に合わせたものでございます。これは県内一律のことでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑はございますでしょうか。

橋本委員。

○3番 橋本委員 すみません、大変基本的なことで申し訳ございませんが、この場合の行田市ひとり親家庭の定義を教えてくださいなんですけれども。

○委員長 内山課長、もしあれでしたら一旦休憩にします。

そうしたら答弁のほうをお願いします。

○保険年金課長 申し訳ありません、ひとり親家庭の定義といいますかあれなんですけれども、養育者と18歳までのお子さんがある家庭のことをひとり親家庭で医療費の対象になります。ひとり親ということなので、お父さん、お母さんどちらか、それに代わる養育者の方の家庭ということになります。

以上です。

○委員長 橋本委員。

○3番 橋本委員 ということは、父親、母親、もしくは養育者がいずれか1人しかいないご家庭、18歳未満のお子さんがある家庭という条件でよろしいでしょうか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 すみません、答弁を聞きながら疑問点がまた出てしまったので1つお尋ねします。

ご説明の中で、これもやはり利用する場合には、申請を行うがというくだりがあったと思うんですが、この新しく現物給付化するとき、一番最初にやはり登録みたいな意味で申請書を一番最初に出す必要がある、こういうことでよろしいでしょうか。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

このひとり親に関しましては、子ども未来課のほうで児童扶養手当を頂いている方ということでこちらは情報をいただいて、その中の方からひとり親という基準をさせていただいております。子ども未来課のほうの申請になります。保険年金課のほうにも申請はいただいております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

以上で質疑を終結いたします。

---

#### △議案第23号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

[発言する者なし]

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第23号 行田市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第23号は原案のとおり可決するに決しました。

次のところまでやってしまいたいと思います。

---

△議案第24号について

○委員長 次に、議案第24号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とし、執行部から説明を求めます。

内山課長、よろしく願いいたします。

○保険年金課長 では、議案第24号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げますので、議案書の127ページをお願いいたします。

本案は、重度心身障害者医療費について、令和4年10月診療分から県内現物給付化を実施することに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第22号及び議案第23号と同様、埼玉県が福祉3医療制度の受給資格がある未就学児の医療費について、来年度から県内全域で現物給付化を実施するのに併せ、本市では、現在の医療費助成対象者についても県内現物給付化の対象とすることとし、受給者証の更新時期に合わせ令和4年10月受診分から開始するため、所要の改正を行うものです。

それでは、改正内容についてご説明しますので、新旧対照表の34ページをお願いいたします。

初めに、第2条から36ページ、第5条までは、用語の整理を行うものです。

次に、37ページ、第6条第2項の改正は、県内現物給付化に伴う改正であります。医療費の支給は、受給資格者からの申請により行うものでありますが、埼玉県内の医療機関等が現物給付を実施する場合、当該医療機関等に対しまして、受給資格者に代わって医療費を支払うことができるよう所要の改正を行うものです。

第9条は用語の整理です。

次に、附則についてご説明しますので、議案書の128ページをお願いいたします。

この条例は、公布の日から施行します。ただし、第6条第2項の改正規定は、令和4年10月診療分から施行するものでございます。

以上です。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

△議案第24号の質疑

○委員長 次に質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 すみません、同じ趣旨の質疑を確認のためにさせていただきます。

事務の流れはおおよそ推測できますので結構かとは思いますが、確認したいのは、この制度は10月の診療分から始まるというときに、最初に制度の切替えのときに、現在重心の医療制度を利用している人も何か新しい手続が1回は必要なかどうか、それと、この10月以降に新たに障害を持つことになったりして、この医療制度の対象者になったときに、この実際に医療費の現物給付を適用させてもらおうとするときに、やはり何か最初に申請ですかそういう手続が必要なかどうか、その点をお聞かせください。

○委員長 内山課長、よろしく申し上げます。

○保険年金課長 答えいたします。

今現在、この重度の医療費に該当する方は、県内現物の給付になったとしても、改めて申請する必要はないんですけれども、10月以降になられた方は市のほうに申請をしていただきます。また、この10月というのはやっぱり受給者証の交付の時期、10月に重度心身障害者の受給者証を毎年交付しているということもございまして、県内で統一した時期になります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

他に質疑はありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ないようですので、以上をもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第24号の討論、採決

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 討論の申出はありません。これをもって討論を終結いたします。

次に、採決いたします。

議案第24号 行田市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手全員と認めます。よって、議案第24号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1時 57分 休憩

---

午後 2時 04分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第7号について

○委員長 次に、議案第7号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

内山課長、よろしくお願いいたします。

○保険年金課長 それでは、議案第7号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算についてご説明いたしますので、予算書の薄いほうの10ページをお開きください。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ83億3,444万5,000円と定めるもので、前年度と比較して2,508万2,000円、率として0.3%の減額でございます。

第2条は、一時借入金の限度額を前年度と同額の8億円とするものでございます。

第3条は、歳出予算の第2款保険給付費及び第3款国民健康保険事業納付金における各項目間の予算の流用について定めるものでございます。

続いて、厚いほうの予算に関する説明をしますので、厚いほうの予算書の286ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書の総括表となりますが、歳入歳出予算83億3,444万5,000円は、前年度と比較して2,508万2,000円、率として0.3%の減額でございます。減額の主な理由は、歳出、2款保険給付費の減額になります。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、305ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較して396万円の増額でございます。増額の主な理由は、国保担当職員の人件費の増額でございます。

支出の主なものを申し上げます。右ページ説明欄の◎一般管理費、1節会計年度任用職員報酬は、職員3人分の人件費、2節一般職給から4節地方公務員災害補償基金負担金までは、国保担当職員10人分の人件費、11節の3行目、審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会に支払う審査支払手数料で、国保情報を集約するシステムの運用管理に係る手数料を県内市町村で負担しているものでございます。

次に、2項1目賦課徴収費は、前年度と比較し91万2,000円の増額となっております。支出の主なものでは、右ページ、説明欄の1節会計年度任用職員報酬は1人分の人件費で、308ページの11節郵便料及び12節電算委託料は、国税納税通知書等の作成と発送に係る経費でございます。

次に、3款1目運営協議会費は、国民健康保険運営協議会の運営に係る経費を計上したものでございます。

309ページをお願いいたします。

2款保険給付費は、前年度と比較して1,027万7,000円、率にして0.17%の減でございます。減額の理由は被保険者数の減少によるもので、保険給付費は過去の給付実績と伸び率を基に計上しております。

1項療養諸費は、前年度と比較して1,126万8,000円の減額でございます。科目の目が一般と退職に分かれておりまして、退職とは退職被保険者分のことですが、本制度は平成27年度に廃止されておりまして、新規の適用はなく、年々対象者が減少していることから、予算も減少しております。

ページの中ほどの2項高額療養費は、前年度と比較して302万5,000円の増額でございます。高額療養費は、同じ月に同じ医療機関に支払った医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、超えた分をお支払いするものでございます。

311ページをお願いします。

3項1目葬祭費は前年度と同額で、被保険者が死亡した際、葬祭を行う方に対し1件当たり5万円を支給するもので、実績を基に計上しております。

4項移送費は、前年度と同額でございます。

5項1目出産育児一時金は、前年度と比較して210万3,000円の減額でございます。

右ページ説明欄、出産育児一時金は、被保険者の出産に対して42万円を支給するもので、実績を基に計上しております。

6項1目傷病手当金は、前年度と比較して69万円の増額でございます。

右ページ説明欄、◎傷病手当金は、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルスに感染し勤務することができなかった場合に、給与収入の3分の2に相当する額を支給するものです。

313ページをお願いします。

3款の国民健康保険事業費納付金は、埼玉県に納める納付金で、県は保険給付費等の必要

な費用を見込み、市町村ごとの納付金の額を決定しております。この納付金は、埼玉県から示された医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分に係る金額を計上したものでございます。1項医療給付費分は、前年度と比較して2,712万6,000円、率として1.84%の減です。2項後期高齢者支援金等分は683万1,000円、率として1.34%の増です。3項介護納付金は1,149万6,000円、率として6%の増となっております。

表の一番下になりますが、納付金の総額を前年度と比較して879万9,000円、率としまして0.4%の減額となっております。

315ページをお願いします。

4款1項共同事業拠出金は、退職者医療該当受給者リストを作成するための拠出金で、実績を基に計上しております。

317ページをお願いいたします。

5款保健事業費は、被保険者の健康増進等のために実施する事業でございます。

1項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査及び特定保健指導に係る経費で、前年度と比較して843万8,000円、13.3%の減額で、主な理由は右ページの説明欄の11節郵便料の減額になります。これは県が実施する特定健診受診勧奨事業に参加するため、勧奨はがきの郵便料が不要となったためでございます。

次に、12節特定保健指導委託料は、生活習慣病の発症リスクの高い方を対象として保健指導を行うもの、次の健康診査委託料は、特定健診を実施するための経費で4,550人分を計上したものの、次の健康診査受診勧奨業務委託料は、受診勧奨通知の作成や電話勧奨業務に要する経費でございます。

次に、2項保健事業費は、前年度と比較して59万3,000円、1.4%の減額でございます。

2項1目保健衛生普及費は、前年度と比較して254万6,000円、47.3%の増額でございます。

右ページ説明欄の11節郵便料は、医療費通知やジェネリック医薬品の差額通知の郵便になり、実績を基に計上しております。

18節保養施設宿泊利用助成金は、保養施設を利用する被保険者に対し、利用券を助成するものでございます。

次に、2目疾病予防費は、前年度と比較して246万7,000円、6.78%の減額でございます。主なものでは、18節健康診断助成金は、人間ドック、脳ドック等の受診見込者1,000人分の計上、次の生活習慣病重症化予防事業負担金は、糖尿病の重症化を予防し、人工透析への移行を防ぐ事業を、埼玉県国民健康保険団体連合会と県内52市町と共同で実施するための負担で

ございます。

321ページをお願いします。

6款1項1目国民健康保険基金費は、基金の利子を積み立てるものでございます。

323ページをお願いします。

7款1項1目の利子は、一時借入金に係る利子の支払いに要する経費で、前年度と同額で  
ございます。

325ページをお願いします。

8款1項の償還金及び還付加算金は、国保税の還付金や国・県支出金の償還金が発生した  
場合に充てるもので、前年度と比較して200万円、12.99%の減額で実績に基づき計上して  
おります。

327ページをお願いします。

9款1項1目予備費は、前年度と同額計上でございます。

歳出は以上となりますが、続いて、歳入について説明申し上げますので、戻りまして289  
ページをお願いいたします。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税は、前年度と比較して6,040万4,000円の減額、  
次の2目退職被保険者等国民健康保険税は、前年度と比較して170万4,000円の減額でござい  
ますが、減額の理由は、主な理由としましては、被保険者数の減少によるものでございます。

291ページをお願いします。

2款1項1目一部負担金は科目存置でございます。

293ページをお願いします。

3款1項1目災害臨時特例補助金は、大規模災害による被災者等の医療費窓口負担分及び  
保険税の減免額の一部が交付される補助金で、科目存置でございます。

295ページをお願いします。

4款県支出金は、表の一番下にありますが、前年度と比較して618万3,000円、率としまし  
ては0.1%の減額でございます。

1項1目保険給付費等交付金のうち、1節の普通交付金は、歳出の保険給付費である療養  
給付費や療養費、高額療養費などを補うもので、給付実績等に基づき見込んだ金額を計上し  
たもの、その下の2節特別交付金は、保険者努力支援特定健診等負担金などの合計額で、実  
績を勘案し計上したものでございます。

次の2目財政安定化基金交付金は、災害等の特別な事情により保険税の収納不足分が生じ

た場合などに交付されるもので、科目存置でございます。

297ページをお願いします。

5款1項1目利子及び配当金は、基金の利子でございます。

299ページをお願いします。

6款1項1目一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金で、表の一番下になりますが、前年度と比べ2億3,000万円の増額でございます。

増額の主な理由は、被保険者数の減少による国保税の減収、繰越金の減少によるものでございます。

301ページをお願いします。

7款1項1目繰越金は、前年度と比較し1億8,612万円の減額でございます。

303ページをお願いします。

8款の諸収入は、保険税の延滞金や第三者行為納付金などになり、これまでの実績を基に計上したものでございます。また、出産資金貸付金元金収入は、出産資金貸付を廃止にしたことによるものでございます。

以上で議案第7号の細部説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第7号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

田中委員。

○4番 田中委員 ご説明ありがとうございます。

318ページの疾病予防費の18節の健康診断助成金、人間ドックのというところかと思うんですけども、昨年度比、比較してみましたら、細かいんですが、140万円ぐらいの減ということで3,100万円計上されていたんですが、これは実績に基づいてこのような減の計上にしてあるのか教えてください。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

これは実績に基づいた金額になります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

田中委員、いかがでしょうか。

○4番 田中委員 どのぐらいの実績でこのぐらいの計上ということに、概要でいいんですけども、教えていただければと思います。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 人間ドックの受診者の推移といたしますか、ちょっと申し上げさせていただきたいんですけども、まず令和4年1月末現在で、人間ドックを受けられた方が358人、脳ドックを受けられた方が48人、併診ドック、人間ドックと脳ドックを一緒に受けられた方が73人で、合計が479人になります。

また、令和2年度の実績になるんですけども、人間ドックが514人、脳ドックが48人、併診ドックが80人で642人になります。

このように年々減ってございまして、実績に基づいた金額を計上させていただいております。

○委員長 ありがとうございます。

○4番 田中委員 ありがとうございます。健康志向みたいなものは高まっているかに思われるんですが、減っているというのはどのようなご見解でしょうか。また、コロナの影響とか、そういうもので控えるというか、その辺もあるんでしょうか。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 委員のおっしゃるとおりに、この令和になりまして、令和2年、3年はコロナによる影響がかなりウェートを占めております。なので、今後、長い目で見ると増えると思われるんですが、コロナが落ち着くまでといたしますか、この状況では急激に伸びるという判断ができずに、コロナが原因で下がる、もしくは同推移を保つであろうということを考えています。

○4番 田中委員 そのような見解で、暫定的にというか、こういった予防のほうに力を入れていくというのは非常に有効なことだと思うので、今後、予算化、また前の状況に戻していくということも可能性としてはあるということでしょうか。それだけお答え願います。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 委員がおっしゃられるように、状況を鑑みまして、必要ならば費用を増やしていきます。

○4番 田中委員 ありがとうございます。やはり必要なところかなと思いますので、こういった制度もあり、助成しているという周知も引き続きしていただければと思います。ありが

とうございます。

○委員長 他に質疑ある方はお願いします。

梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 同じところ、318ページの上のほう、特定健康診査のほうですが、今年度から負担金を一部無料にされているのかと思うんですが、受診率が低いんですが、その辺の効果というのは何かあったかどうか教えてもらえますか。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

おっしゃられるように令和3年度から費用を無料にさせていただきまして、効果でございますが、まず令和3年度として、令和4年1月26日現在の特定健診の受診率でございますが、対象者が1万4,284名の方ですけれども、そのうち受診をしていただいた方が2,633人、受診率が18.4%、参考に令和2年度でございますが、対象者が1万4,287人のうち受診をされた方が3,887人、受診率が27.2%でございますが、申し訳ありません。ちょっと時期を間違っしてまいまして、訂正させていただきます。

同じ1月末現在で比較したもので説明させていただきます。令和3年1月末現在の対象者は同じで、対象者が1万4,284人のうち2,633人で受診率が18.4%、令和2年度を訂正させていただきたいのですが、令和2年度の1月末現在ですが、対象者が1万4,679人、受診者が2,329人、受診率が15.9%です。

という結果で、同時期になりますと効果があった、2.5%の受診率が向上しているということ、効果があったと思われま。

以上です。

○委員長 梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 ご説明ありがとうございます。

コロナの状況にもよるのかと思うんですが、数字上は実績があったということですが、令和4年度、今回のほうも同じ無料化ということによろしいですか。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 同じ、無料にします。

以上です。

○委員長 そのほか質疑ありますか。

村田委員。

○2番 村田委員 まず、ちょうど関わりますので、私も318ページの特定健診の健診委託の点で質疑させていただきたいんですが、無料化の効果があったということは分かりました。今年度の予算計上のときに、つまり昨年3月議会での説明の中で200人の対象人数、予算計上で増やしたとたしか説明されていたと思うんですが、効果はあったけれども、いかんせんベースの率が低いということもあって、今年度に比べて来年度の人数としては650人、この見込みの数は減らしているようではございますけれども、これは何かほかに原因というのはあるのでしょうか。やっぱりコロナを加味するとこういう対象者数、見込数を減らすということはやむを得ないのか、ほかの受診率を上げる努力、そういうものがもしあるようでしたら併せてご説明いただければと思います。

○委員長 執行部の答弁をお願いいたします。

○保険年金課長 お答え申し上げます。

やはりコロナの関係で受診率を低く見込んでいるのが実際のこちらの考えでございます。以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 分かりました。受診率を上げる努力をいろいろされているかと思っておりますので、それはまた後ほど教えていただければと思うんですが、続けてよろしいでしょうか。

それでは、299ページ、一般会計からの繰入金の6番、その他一般会計繰入金、ここですけれども、いわゆる法定外の繰入れということでよろしいのかと思うんですけれども、昨年と比べて2億1,500万円ほどの増だと思っておりますけれども、このように急激に次年度予算を増やしている、その原因といたしますか、背景といたしますか、やはりコロナ後で通院にしろ、受診機会が増えるということ、給付費増を見込んだのかどうか、この辺の背景ですとか、教えてください。

○委員長 答弁をお願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

この国保特別会計は、被保険者数の、ご説明をさせていただいたんですけれども、減少に伴いまして医療費の総額も年々減少しています。一方で、高齢化の進展や医療の高度化などで1人当たりの医療費は増加傾向にあると見込んでおります。また、繰越金が例年あるんですけれども、繰越金が年々減少しまして、平成30年度から令和2年度までに繰越金が約2億2,400万円減少している現状がございます。その後も減り続けている現状でありまして、厳しい状況が続いております。その他一般会計3億870万2,000円での予算編成とさせていただきます。

ております。

以上です。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 313ページにもありますけれども、医療給付費というのは減らして予算計上しているんですけども、全体の給付費は減っているんですけども、全体会計の中で繰越金ですとかを使っての補填ですとか、そういうやりくりがきかなくなっているの、法定外、一般からの繰入金を今回厚く充てているんだ、こういう説明でいいのか、確認と、あわせて、たしか私の記憶では、県から各自治体に、あなたの自治体の保険料ですとか、これだけの額が必要になりますよという標準的な、県が定めている計算方法でそれぞれ自治体に示しているかと思うんですが、行田市はそれが低い値上げ率で済んでいたと私の記憶にあるんですが、そうしたやり方でやると、本来は行田市は保険料を値上げしなくてはいけない、県はそういうふうにご自治体に促しているように私には見えたんですが、それをしないで、法定外を厚く充てることでしのいでいる、この数字はそういう理解は成り立つのでしょうか。

○委員長 答弁をお願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

まず、基準の標準額、確かに委員がおっしゃるとおり県が示している標準額がございまして、市としましても、それに近づけなければならないという努力をしなくてはならないということ、将来検討していかなくてはならないと思っております。

また、それによって、一般会計からの繰入金が増えてしまっていることを踏まえまして、今後の国保運営をさらにまた考えていかなくてはならない時期だと認識しております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑がある方は挙手をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 2点伺います。

306ページの一般管理費、12番のOAシステム改修委託料ですけれども、この497万円、どのような改修なのか教えてください。

それからもう1つが311ページ、傷病手当金の予算取りですけれども、コロナで就労できなくなったりした場合、給与収入の3分の2を支給というようなご説明だったんですけども、この7万円という額の評価ですけれども、評価はこちらでするわけですけれども、どうい

積算でこの7万円というのを出しているのか。何人で何円という形で積み上げているのか、あるいは今年度実績云々とか、その辺を教えてください。今年度実績は存置だからあれですけども、その辺教えてください。

○委員長 執行部の答弁をお願いいたします。

○保険年金課長 お答えいたします。

まず、電算委託料の関係ですけれども、国保税条例の一部改正で国保改正による未就学児に係る子どもの均等割額の軽減に対応するシステムの改修費用になります。

続きまして、傷病手当金でございますが、実際、給与収入の新型コロナウイルス等の影響で給与収入、働けない状況が続いているといたしますか、そういったことで給与収入の3分の2を支給とすることと説明させていただいたんですけれども、令和2年度及び令和3年度の申請の実績、実際こちら側が交付した平均実績を踏まえますと、おおむね7万円になります。支給額が約3万3,000円から約8万7,000円の範囲内で支給しておりまして、平均としますと7万円になります。実際これは3分の2を掛けて出した数字になりますので、実績に基づくものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長 以上で質疑を終結いたします。

---

#### △議案第7号の討論

○委員長 続いて討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 反対の立場での討論になります。

いろいろ細かく伺いましてありがとうございました。

全体を見まして、未就学児の均等割の部分、減額される措置、これは均等割の問題の一部緩和、一部ですけれども緩和策として一定評価できると思います。しかし、そもそもこの制度上の問題、担税能力のない未就学の子どもに対しても税を課すという、やはり税の在り方として大きな問題だと思うんです。さらには、均等割廃止が望まれると私は考えます。

また、一般財源の繰入れ、増額予算となっております。背景ですとか、なかなか微妙な表

現のところもあるのかもしれませんが、私としては値上げをしないで持ちこたえる1つの財源として確保されたという部分もあると評価はさせていただきたいと思うんですけども、これもそもそも論に入り込んでしまう問題ではあるんですけども、いずれにしろ、全体の評価の中では、やはり国民生活厳しい中で、保険税引下げまでは図られておりません。高過ぎる国保税、これを改善するための市の独自の取組としては、残念ながらまだ不十分と言わざるを得ないと思うんですね。多くの市民の方の生活、健康に対する不安を解消させる予算の編成とはなり得ていない。

したがって、私は反対とさせていただきます。

○委員長 他に討論の申出はありません。

これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議案第7号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第7号 令和4年度行田市国民健康保険事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩させていただきます。

午後 2時 46分 休憩

---

午後 2時 54分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第10号について

○委員長 次に、議案第10号 令和4年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

内山課長、よろしくをお願いします。

○保険年金課長 それでは、議案第10号 令和4年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算についてご説明申し上げますので、薄いほうの予算書の20ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億1,687万6,000円と定めるもので、前年と比

較して1億946万7,000円の増額計上でございます。

次に、細部について、歳出から説明いたしますので、厚いほうの予算に関する説明書の429ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較しまして20万3,000円の減額となっております。減額の主な理由としまして、右ページ説明欄、12節電算委託料が減額計上となったことによるものでございます。

次に、2項1目徴収費は前年度と同額でございます。

431ページをお願いします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金は、前年度と比較して1億947万円の増額となっておりますが、この要因としましては、被保険者数の増加や税率の改正により保険料等負担金の増額を見込んだもので、埼玉県後期高齢者医療広域連合の試算金額に基づき計上したものでございます。

次に、433ページをお願いします。

3款1項償還金及び還付加算金は、保険料の還付金及び還付加算金で、前年度と比較して20万円の増額で、これは還付実績に基づき計上したものでございます。

次に、435ページをお願いします。

4款1項1目予備費は、前年度と同額計上でございます。

歳出は以上となりますが、続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして419ページをお願いします。

1款1項1目後期高齢者医療保険料は、広域連合による保険料賦課算定見込額に基づき計上したもので、前年度と比較して8,157万1,000円の増額となっております。

次に、421ページをお願いします。

2款1項1目証明手数料は科目存置でございます。

次に、423ページをお願いします。

3款1項1目事務費繰入金は、広域連合の通知に基づいて計上したもので、前年度と比較して76万5,000円の増額、次の2目保険基盤安定繰入金は、保険料軽減分に係る一般会計からの繰入金で、前年度と比較して2,713万4,000円の増額でございます。本繰入金は4分の3の金額が県負担金として一般会計に収入され、これに残る4分の1の金額を加えて一般会計から本特別会計に繰り入れられるもので、広域連合の通知に基づき計上したものでございます。

次に、425ページをお願いします。

4款1項1目繰越金は、前年度と比較して20万3,000円の減額でございます。

次に427ページをお願いします。

5款諸収入は、保険料の延滞金や還付金などでございます。

歳入の説明は以上となります。これをもちまして、健康福祉部所管の特別会計予算に関する説明を終わらせていただきます。

○委員長 以上で説明は終わりました。

---

#### △議案第10号の質疑

○委員長 次に、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 2点ほど質疑をしたいんですけども、併せていってしまいますね。

まず、歳入のほうで420ページになりますけれども、保険料、前年度比で大幅な増額になっていますけれども、保険料の改定があったという説明がありましたけれども、その内容を教えてください。

それから、2つ目ですけれども、歳出のほうでページで言いますと432ページ、連合会への納付金です。これも前年度比、大幅な増額で広域連合の計算に基づいての積算ということですが、たしか今年度秋から利用された方、患者さんの窓口負担が一部2割になるかと思うんですけども、この2割負担になる人は加入者の大体2割というふうに言われていると私は聞いておるんですけども、この影響というのは金額ではどのくらいの影響になっているのか。これは窓口負担で広域連合の負担が減る部分もありますけれども、対象者増ですとか、そういうほかの要素もあつて見えなくなっていると思うんですね。分かりましたら、この窓口負担、2割負担になることによる影響金額、その数字を教えてくださいと思うんですが。

○委員長 執行部の答弁をお願いします。

○保険年金課長 お答えいたします。

まず、420ページの保険料の増額の理由ということですが、後期高齢者医療保険は2年に一度料金の改正をしまして、今回は令和4年と5年の2年間で保険料の改正時期に当たります。これは高齢化の進展による被保険者数や医療給付費の増加が見込まれる中、財政運営上発生した剰余金136億円を活用して、保険料の増加抑制を図った結果、均等割額は4万4,170円、所得割額は8.38%になりました。それで令和2年度と令和4年度と比較させてい

ただきますと、令和2年度の所得割が7.96%、令和4年度の所得割が8.38%、また令和2年度の均等割が4万1,700円、令和4年度の均等割が4万4,170円になりまして、これだけの差がございます。

続いて、432ページの後期高齢者医療広域連合納付金についてでございますが、納付金につきましては保険料及び事務費等の負担金で構成されておりまして、この増加の主な要因としては、保険税率の改正によるものでございます。

次に、窓口負担2割の影響についてご説明させていただきます。

こちらは医療給付費に係るため、一般会計の3款民生費、1項9目18節の後期高齢者医療療養給付費負担金が該当してきまして、窓口負担2割の影響については公費負担部分の影響額について、県広域の試算によりますと窓口負担2割と審査報酬の引上げ改正の影響額も含めた医療給付費県全体で見ますと130億2,972万8,819円の減額となる見込みでございます。一方で、市民負担部分の影響につきましては個々の受診状況もあるため、人によって回数が違ったり、金額が違うこともありまして、2割負担の影響額をお示しすることが難しいところでございます。

なお、委員がおっしゃるとおり2割負担の対象者につきましては、被保険者数全体の、20%であるため、行田市においては約2,300人が2割負担となる見込みでございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑ありますでしょうか。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

1点確認ですけれども、私の理解が違っていたようで、納付金のところでの影響というのは税率の改正が影響が出てくると。負担金のところで見えてくるんだということですが、そこは何ページか、言っていたいたんですが、もう一回お願いしたいんですが。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 一般会計の予算に関する説明書133ページ、そちらの後期高齢者医療事業費の18節後期高齢者医療療養給付費負担金が該当してきます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 なるほど分かりました。ありがとうございます。

金額は示し難いということだけれども、およそ2,300人を見込んでいらっしゃるということ

ですね。分かりました。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑がある方はお願いします。

梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 432ページの18節で先ほどご説明あったのですが、増えた理由のところ、人数の増加のことも言っていたと思うんですが、どのくらい増えるんでしょうか。

○委員長 お願いします。

○保険年金課長 ちょっと間違っていたら申し訳ないんですけども、432ページに関しましては税率改正ということで説明させていただきまして、人数ではないと思われるんですが、432ページの後期高齢者医療広域連合納付金のことでよろしいのでしょうか。

○委員長 多分、説明の中で被保険者数の増加によるというのがあったところのことだと。

お願いします。

○保険年金課長 こちらの見込みですと1,500人くらい増える見込みでございます。すみませんでした。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑ありますでしょうか。

[発言する者なし]

○委員長 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

---

#### △議案第10号の討論

○委員長 続いて、討論を行います。討論のある方は挙手をお願いします。

村田委員の討論をお願いします。

○2番 村田委員 私は反対の立場で討論したいと思います。

今回の予算編成の基には保険料の値上げ、先ほど説明いただきまして、均等割で2,470円、所得割で0.42%でしょうか、さらに賦課限度額もたしか2万円それぞれ引き上げる、こういう内容が含まれていたかと思うんですけども、我々党の調査によりますと、この制度が発足したとき、2008年、このときと比べて被保険者の方の平均所得が16万円も減少しているんですよ。こういう中で、この保険料の値上げというのは、やはり後期高齢者の方、お年寄りの方、ますます医療機関を利用しにくくなってしまう。命と健康を脅かすことにつながるということで、私は反対の立場を表明いたします。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

△議案第10号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第10号 令和4年度行田市後期高齢者医療事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決するに決しました。

暫時休憩いたします。

午後 3時 14分 休憩

---

午後 3時 17分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△議案第9号について

○委員長 次に、議案第9号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計予算を議題とし、執行部から説明を求めます。

柴崎課長、よろしくお願いいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、議案第9号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計予算についてご説明いたしますので、薄いほうの予算書の17ページをお願いいたします。

第1条は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億4,088万9,000円と定めるもので、前年度と比較して3億8,325万4,000円の増額計上となっております。

第2条は、一時借入金の限度額を定めるもので、前年度と同額の2億円とするものであります。

第3条は、歳出予算の流用について定めるもので、第2款保険給付費については、各項間の流用を可能とするものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、厚いほうの予算に関する説明書の383ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費は、前年度と比較し665万8,000円の減額となっておりますが、これは主に職員1名分の人件費の減によるものでございます。

右側、説明欄で主なものを申し上げますと、1節会計年度任用職員報酬は、職員1名分の報酬、2節一般職給から4節の1行目、一般職共済組合負担金まで及び1つ飛んで、地方公務員災害補償基金負担金は、職員7名分の人件費、12節の1行目、介護人材確保促進事業委託料は、前年度一般会計において9月補正予算により措置したものを介護保険事業費特別会計に移管したもの、12節4行目、アンケート調査集計委託料は、次期介護保険事業計画作成のために実施するアンケート調査に係る費用、13節OAシステム利用料及びOA機器借上料は、主に基幹系システムの介護保険資格管理業務に係る所要額を計上したものです。

次に、2項1目賦課徴収費は、前年度と比較し113万7,000円の減額で、右側、説明欄、11節郵便料及び12節電算委託料は、介護保険料の賦課徴収業務に係る所要額を計上したものでございます。

385ページをお願いいたします。

3項1目介護認定審査会費は、前年度と比較し7万1,000円の増額でございます。

右側、説明欄、主なものでは、1節委員報酬は、介護認定審査会の委員29人分の報酬で、要介護度判定のために年間147回の開催等を見込んだもの、次の8節費用弁償は、その費用弁償でございます。

次に、2目介護認定調査費は、前年度と比較し187万円の増額となっております。

右側、説明欄、1節会計年度任用職員報酬は、介護認定調査員14人分の報酬で、前年度と比較し2名分の増、11節、一番下の手数料は、要介護度判定に必要となる主治医意見書の作成手数料、12節要介護認定調査委託料は、要介護認定更新時の認定調査の一部を居宅介護支援事業所等に委託しているため、その委託料を措置したものでございます。

次に、4項1目趣旨普及費は、前年度と比較し3万2,000円の減額で、介護保険制度の普及を目的としたパンフレットなどの作成費用でございます。

387ページをお願いいたします。

2款1項1目介護サービス等諸費は、要介護と認定された方への保険給付費でありまして、前年度と比較し4億617万円の増額となっております。

右側、説明欄の主なものでは、18節、1行目、居宅介護サービス給付費は、実績を勘案し、前年度と比較し3億7,838万3,000円の増額、1つ飛んで、地域密着型介護サービス給付費は、前年度と比較し4,600万円の増額、1つ飛んで、施設介護サービス給付費は、実績を勘案し、前年度と比較し5,681万2,000円の減額、2つ飛んで、居宅介護住宅改修費は、前年度と比較し314万5,000円の増額、次の居宅介護サービス計画給付費は、居宅介護支援事業者が作成す

るケアプラン作成に対する給付費でございまして、実績を勘案し、前年度と比較し3,455万2,000円の増額となっております。

次に、2項1目介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された方への保険給付費でありまして、前年度と比較し1,997万5,000円の増額となっております。

右側、説明欄の主なものでは、18節、1行目、介護予防サービス給付費は、前年度と比較し681万9,000円の増額、1つ飛んで、地域密着型介護予防サービス給付費は、実績を勘案し、1,065万円の増額、2つ飛んで、介護予防住宅改修費は、前年度と比較し140万円の減額、次の介護予防サービス計画給付費は、前年度と比較し277万7,000円の増額となっております。

次に、3項1目審査支払手数料は、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払う審査手数料で、前年度と比較し70万円の増額となっております。

その下の4項高額介護サービス等費は、前年度と比較し298万1,000円の増額となっております。

389ページをお願いいたします。

5項高額医療合算介護サービス等費は、前年度と同額計上。

次の6項特定入所者介護サービス等費は、低所得者が介護サービスを利用した場合の居住費と食費について負担の軽減を図るものでございまして、実績を勘案し、前年度と比較し3,374万9,000円の減額でございます。

391ページをお願いいたします。

3款1項1目介護給付費準備基金積立金は、基金の利子を計上するものでございます。

393ページをお願いいたします。

4款地域支援事業費につきましては、横山副参事からご説明いたします。

**○健康福祉部副参事** 4款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービス及び通所型サービスの費用が主なもので、実績を勘案し、前年度と比較し1,023万9,000円の減額となっております。

右側、説明欄の主なものでは、12節介護予防・生活支援サービス事業委託料は、委託により実施する訪問型サービス及び通所型サービスの費用で、18節介護予防サービス費負担金は、要支援認定者及び事業対象者が利用する訪問型サービス及び通所型サービスの所要額で、埼玉県国民健康保険団体連合会へ支払うものでございます。

次に、2目介護予防ケアマネジメント事業費は、介護予防・日常生活支援総合事業のサービスのみを利用する要支援認定者及び事業対象者のケアプラン作成費であり、前年度と比較

しまして13万2,000円の増額となっております。

次に、3目一般介護予防事業費は、前年度と比較し28万8,000円の減額となっております。

右側、説明欄の主なものでは、7節謝金は、地域のいきいきサロン等で実施する各種介護予防講座の講師謝金、11節手数料は、介護予防講座の講師派遣手数料、12節介護予防事業委託料は、介護予防のための各種出前講座及び介護予防教室を実施するための委託料でございます。

次に、2項1目包括的支援事業費は、前年度と比較しほぼ同額でございます。

右側、説明欄、7節委員謝金は、地域包括支援センター運営協議会委員及び地域包括支援センター相談協力員に対する謝金、次の謝金は、自立支援型の地域ケア推進会議における専門職アドバイザーの謝金等として措置したものの。

396ページをお願いいたします。

396ページの12節地域包括支援センター運営委託料は、高齢者の総合相談や権利擁護事務、ケアマネジャーへの支援業務などを行う地域包括支援センター5箇所の運営委託料、13節OAシステム利用料及びOAシステム借上料は、地域包括支援センターシステムに係る費用でございます。

次に、2目任意事業費は、前年度と比較し368万6,000円の増額となっております。

右側、説明欄、12節の4つ目、高齢者等配食サービス事業委託料と、19節紙おむつ給付費は、それぞれ所要額を見込み、計上したものでございます。

次に、3目在宅医療・介護連携推進事業費は、地域包括ケアシステムを構築するための核となる在宅医療と介護の連携推進のための費用であり、前年度と比較し52万9,000円の減額となっております。

右側、説明欄、7節委員謝金は、主に在宅医療・介護連携推進協議会において、在宅医療と介護の連携推進に向けた個別具体的な課題を協議、解決していくために設置されている作業部会の委員謝金、12節在宅医療・介護連携支援センター運営委託料は、在宅医療を希望する方やそのご家族からの相談を受け、関係職種につなぐほか、ケアマネジャーからの相談対応業務などを行うために、行田市医師会に委託して設置している当該センターの運営費でございます。

次に、4目生活支援体制整備事業費は、前年度と比較して11万4,000円の増額となっております。

右側、説明欄、12節生活支援体制整備事業委託料は、高齢者の生活支援サービスの提供体

制整備のために設置している生活支援コーディネーターに係る業務等を行田市社会福祉協議会へ委託するため、措置したものでございます。

397ページをお願いいたします。

5目認知症総合支援事業費は、前年度と比較し28万円の減額となっております。

右側、説明欄、12節認知症カフェ事業委託料は、認知症の方やそのご家族を支援するため、社会福祉法人等に委託して実施する認知症カフェの運営費用で、市内10箇所を予定しているものでございます。

○高齢者福祉課長 399ページをお願いいたします。

5款1項1目利子は、科目存置であります。

401ページをお願いいたします。

6款1項償還金及び還付加算金は、賦課更正等に伴う過年度分の過誤納金の還付金及び国・県等の負担金の返還金などで、前年度と比較し30万円の増額でございます。

403ページをお願いいたします。

7款1項1目予備費は、前年度と同額計上でございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入についてご説明申し上げますので、戻りまして、365ページをお願いいたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、第1号被保険者の自然増などを見込み、前年度と比較し9,885万2,000円の増額でございます。

367ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料は、科目存置でございます。

369ページをお願いいたします。

3款1項1目介護給付費負担金は、前年度と比較し7,150万7,000円の増額で、国の負担割合は、居宅サービス等給付費の20%及び施設サービス等給付費の15%相当額とされております。

次に、2項1目調整交付金は、所得段階別加入割合、後期高齢者加入割合などを加味し、交付されるもので、前年度と比較し891万1,000円の増額となっております。

その下の2目地域支援事業交付金は、前年度と比較し145万2,000円の減額となっており、国の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の25%及び包括的支援事業・任意事業費の38.5%相当額とされております。

その下の3目保険者機能強化推進交付金及び4目保険者努力支援交付金は、前年度と同額

で、いずれも自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組を支援するための交付金でございます。

371ページをお願いいたします。

4款1項支払基金交付金は、第2号被保険者の負担分について、社会保険診療報酬支払基金から交付を受けるものでございまして、前年度と比較し1億413万6,000円の増額となっております。

373ページをお願いいたします。

5款1項1目介護給付費負担金は、前年度と比較し5,722万円の増額で、県の負担割合は、居宅サービス等給付費の12.5%、施設サービス等給付費の17.5%相当額とされております。

その下の2項1目地域支援事業交付金は、前年度と比較し72万6,000円の減額で、県の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当額とされております。

その下の2目介護保険事業費補助金は、歳出の1款1項1目一般管理費における介護人材確保促進事業委託料の計上額の全額を見込むものでございます。

375ページをお願いいたします。

6款1項1目利子及び配当金は、介護給付費準備基金の利子でございます。

377ページをお願いいたします。

7款1項1目介護給付費繰入金は、前年度と比較し4,951万円の増額で、市の負担割合は、保険給付費の12.5%相当額とされております。

その下の2目地域支援事業繰入金は、前年度と比較し72万6,000円の減額で、市の負担割合は、介護予防・日常生活支援総合事業費の12.5%及び包括的支援事業・任意事業費の19.25%相当額とされております。

その下の3目その他一般会計繰入金は、前年度と比較し738万2,000円の減額、その下の4目低所得者保険料軽減繰入金は、消費税率の引上げに伴い、低所得者層を対象に実施している保険料軽減に対する公費負担でございまして、前年度と比較し173万2,000円の増額計上でございます。

次の2項1目介護給付費準備基金繰入金は、科目存置であります。

379ページをお願いいたします。

8款1項1目繰越金は、歳出予算の充当財源として措置したものであります。

381ページをお願いいたします。

9 款諸収入は、前年度とほぼ同額の計上でございます。

以上で議案第 9 号の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

---

△議案第 9 号の質疑

○委員長 それでは、質疑を行いますので、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

田中委員。

○4 番 田中委員 ご説明ありがとうございます。

歳出の384ページの12節のところ、アンケート調査集計委託料とあるんですが、私が聞き取れていない部分が多々あると思うんですが、こちらの実施についての目的、内容、時期など詳細がお分かりになりましたら教えてください。

○委員長 それでは、執行部の答弁をお願いいたします。

○高齢者福祉課長 384ページの12節アンケート調査の関係でございますが、目的、内容、時期などということでお答えいたします。

まず、このアンケート調査でございますが、次期介護保険事業計画、第 9 期の計画になりますけれども、こちらの策定に当たりまして、毎回作成に当たって国から実施が求められております在宅介護実態調査と介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、この 2 つのアンケート調査を実施しようとするものでございます。

内容ですけれども、まず在宅介護実態調査につきましては、高齢者の方の適切な在宅サービスの継続、これの実現に向けた介護サービスの在り方を検討することを目的に実施するものでございまして、対象は主に在宅で要支援、要介護認定を受けている方に対して実施を予定しております。

次に、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でございますが、こちらにつきましては、例えば体を動かすことですか、食べること、あと毎日の生活、地域での活動、健康に関する項目、こういったものを調査することで、地域が抱える課題の特定などに資することを目的に実施するものでございまして、対象につきましては、要介護認定を受けている方を除いた 65 歳以上の高齢者の方を予定しております。

調査方法につきましては、郵送による送付、回収を予定しておりまして、アンケート調査の実施時期につきましては、年度の後半でするので、大体 10 月、11 月、12 月ぐらいですとか、いずれにしてもそのあたりの予定になろうかと思っております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

その他に質疑がある方は挙手をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、まず4点ほどまとめて質疑させていただきたいんですけども、まず、これは去年も伺ったんですけども、調整交付金の見込みですけども、この予算では何%を見込んで組んでいるのか。たしか今年度は2.25%を見込んでいますという説明を昨年受けたんですけども、近年の実績としてのパーセンテージはどのぐらいなのかも、もし分かれば併せてお願いしたいのが1つ。

2つ目が384ページ、一般管理費のところ、職員が1人減員になっているようですけども、どの部門の職員が減員になることでこの組立てをされているのか、業務に支障はないのか、そこを確認したいんですね。改定作業は令和5年度ですよ。この令和4年度で減らしちゃって大丈夫なのかなと。令和3年度に改定作業を終わったから1人減らしますよというんでしたらば、それなりに理解もするんですが、気になるのは、この後質疑しますけれども、介護認定調査費の中の予算で調査員を2名増やしてますよね。会計年度任用職員かなと思われるんですが、そこでの見合いでというふうに勘繰ってしまうんですが、お答えにくいところは答えられなければ仕方ないですけども、かとして、業務のほうは支障ないのか、そこをお聞かせいただきたいのが2つ目。

3つ目が、同じ一般管理費の中の12番の介護人材確保促進事業委託料ですけども、これは令和3年度からの事業だったと思うんですけども、コロナの影響の中で、なかなか難しいのかなと思うんですが、今年度実施の状況、開催日数とか、参加者数とか、参加者のその後の進路といいますか、就労状況ですとか、その辺の実績、現時点で教えていただいて、その上に立って今年度、この委託の中でどんなふうな新しい工夫なり、どういう事業をやっていたのか、その辺を教えてほしいということ。

4つ目は、先ほども出ました386ページの介護認定調査費、この中での調査員2名の増ということですけども、これで認定調査に係る日数がどのくらい短縮できる、改善される見込みなのか、その辺のことを教えていただきたいんですが、現在の実績といいますか、そこも併せて教えていただければ、より理解がしやすいんですが、お願いします。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○高齢者福祉課長 それでは、村田委員のご質疑に順次お答え申し上げます。

まず、調整交付金を何%で見込んでいるのかということですが、こちらにつきましては、令和4年度も令和3年度と同様に2.25%で見込んでおります。

続きまして、2点目、職員の1名減員ということで、一般管理費の中の2節一般職給以降というところになるかと思いますが、こちらにつきましては、実際人件費の措置は人事課で行っておりまして、確認いたしましたところ、令和3年度は一般職給などにおいて8人分の人件費を措置しておりました。ただし、人事異動等の関係もございまして、実際に人件費を支給しているのは7人分ということとなっております。

したがって、予算上では人件費が対前年度比1名減という形になっておりますが、実際の課の職員の人数といたしましては、現在の介護保険特別会計で支給している人数と同じ人数を措置しているということですが、特段人事異動等もありますので、何ともし上げられませんが、今の時点では予算上、人員を減員するということではなく、あくまでも令和3年度の人員と同じ人数分措置しているということになります。

続きまして、3点目の12節の介護人材確保促進事業委託料についてでございますが、まずこの介護人材確保促進事業でございますけれども、県の補助金を活用して実施する事業で、介護人材の裾野を広げ、介護サービスを身近な人材で賄えるような仕組みを構築するために、介護に関する基本的な技術を身につけるための介護に関する入門的研修の実施、そこからマッチングまでを一体に行う事業でございます。

今年度の実績といたしましては、まず開催日程でございますけれども、介護に関する入門的研修を今年度の1月17日、18日、19日及び25日、この4日間の日程で開催したところでございます。参加者でございますけれども、13人参加ということでございました。

参加者のその後の進路でございますけれども、13人のうち3名が介護事業所への就労を希望しておりまして、委託事業者のほうで個別の支援を現在も継続しているというところでございまして、この3名の方については個別の支援を行っているということでございます。

今年度の実績としては以上でございます。

続きまして、来年度に向けて何か新しい工夫ですとか、そういったことですが、今回定員30名ということで開催を予定しておったんですが、ちょうど1月の下旬で、オミクロンの急速な感染の拡大の時期ともかぶってしまった部分もあるんですが、13人の参加をただで、もう少し参加してもらえればというところもございましたので、まずは事業の周知ですね、この辺をもう少しまた新たに工夫してやっていきたいなというところと、あとは介護の入門的研修の目的とすると、就労につなげることだけが目的ではなくて、介護に関する

いろいろな知識を習得して、自分の生活ですとか、家族の介護といった部分でも役立つ部分もありますし、介護に対していろいろ勉強して興味を持ってもらうことで、介護の裾野を広げるといふ部分もございます。

ただ、こちらとすると、人材確保という部分で行っているというのが第一の目的ではありませんので、就労につなげられるような希望者をどれだけ確保していくかというところを、委託事業者等とも相談しながら、来年度は事業を進めていかなければならないのかなという認識は持っておるところでございます。

人材確保については以上でございます。

続きまして、386ページの認定調査員ですね。会計年度任用職員報酬の部分で、今年度、前年度と比較して2名増ということとさせていただいたところでございますが、こちらにつきましては、まず今の実績のほうから先にお答えいたします。

申請を受けてから認定調査までの日数ですけれども、平均いたしますと、令和3年度では新規申請と変更申請につきましては平均で21日、更新申請では平均で36日となっております。

次に、認定結果が出るまでの日数でございますけれども、こちらは新規申請で平均で42日、変更申請では38日、更新申請では53日となっております。

続いて、認定調査に係る日数の改善見込みですけれども、こちらにつきましては、調査に入れるまでの日程につきましては、申請者の方の状態が安定するまで調査に入れないですとか、あとは受入れ側の病院とかのご都合とかもございますので、そういったケースもある中で、認定調査員を増員したことで単純な改善の見込みの日数の試算は困難ということでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

行田の高齢化は、調整交付金の数値で何を知らうかと思ったのは、全国の高齢化と並行して、行田も同じように高齢化が進んでいるんだなというところを確認したくて伺ったわけですが、分かりました。

人材確保の事業ですけれども、私このコロナ禍で、この事業本当にするのが厳しいんじゃないかなと思っていました。複数人が就労まで希望を出しているというのは、すごく私はいい数値じゃないかと。数が少ないですけれども、何しろ分母が少ないですからね。そういう

点で、引き続き周知についてはお願いして、介護の裾野を広げるという観点からも、人材確保という観点からも、ぜひこれは積極的に進めていただきたい。そこまで私の意見としてですけれども。

認定調査員の件ですけれども、どのくらい改善される見込みかというのが、病院側の、あるいは状態が安定するまでの期間とかもあるしというのは分かるんですけれども、それは条件的にはいつでも変わらないわけじゃないですか。そういう中で、次年度2人増やすということは、このままではもっと日数がかかってしまうから、それを少なくとも現状維持はしたいというぐらいの数字が2名増なのか。

それとももっと積極的に、正直申し上げまして、更新の結果が出るのに50数日というのはかなりかかっているなというのが私の印象です。これを短くするとか、それなりに目標、計画、考えがなければ、この調査員2名増というのは人事課との折衝等で通るはずがないと思うんですが、その点で、私たちに公約としてこれだけ短くしますという意味で私は求めておりません。課のほうでどれだけ短くしたいかという、そういう思いという数値で結構ですので、あれば教えてください。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○高齢者福祉課長 まず、介護認定調査員の2名増によって、その期間の関係ですけれども、単純な比較はできないなというところで、先ほどお答え申し上げましたが、例えばですけれども、令和3年度の4月から1月末まで10カ月間の申請の件数の合計が2,574件、調査の実際に行った件数の合計が2,393件でございました。これは当然申請からの時点の差もありますので、一概には単純に申し上げられないんですが、申請件数に対して処理件数のほうが181件少ないということで、調査のほうを追いついていないような状態ということで、認定結果が出るまでの期間が延びてしまっているような状況です。

こちらについて、調査員1人当たりの調査件数から考えますと、2名を増員することによって、この期間を委員がおっしゃるような現状維持という形でなくて、できるだけ短縮していかなければならないというところで考えておりますので、2名増員することによって短縮は可能というところで見込んでおります。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑があればお願いいたします。

柴崎委員。

○1番 柴崎委員 1点質疑をいたします。

388ページの18節、上から6行目、介護予防住宅改修費が前年度と比べてマイナス計上されていますけれども、その要因というのを教えていただけますでしょうか。

以上です。

○委員長 答弁をお願いいたします。

○高齢者福祉課長 介護予防住宅改修費の減の要因ということですが、まずこちらの給付費の予算を計上するに当たりましては、特に昨年、令和2年から3年にかけての保険給付費全体の伸びがかなり大きかったということも踏まえて、直近の実績を勘案して令和4年度の計上を行ったところでございます。

介護予防の住宅改修費につきましては、令和2年度の決算額から、今回810万円の計上ということで、マイナス140万円とさせていただいたところなのですが、現在の令和3年度の決算見込みでいきますと、大体760万円ぐらいを見込んでおりまして、こういったところから減額措置しても対応できるのではないかと見込んで、今回措置させていただいたものです。

一方で、居宅介護の住宅改修費のほうは増加となっておりますところなのですが、そちらにしましても、決算見込みを勘案してというところではございまして、介護のほうの住宅と予防のほうの住宅改修費との間で増えたり減ったりというところもございしますが、直近の給付の件数とかも見てみたんですけれども、関連するですとか、傾向的なものは見いだすことができませんでした。いずれにしても、今年度の決算見込みを勘案して措置させていただいたものでございます。

以上でございます。

○1番 柴崎委員 承知しました。ありがとうございました。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑があればお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、大きく2点ほど伺いたいんですけれども、まず1点目は388ページの介護予防とサービス等諸費についてまず伺いたいんですけれども、これを見ますと、予防もそうですけれども、地域密着型の介護サービスの伸びが大きく見込まれているようなんですけれども、どういうサービスがこの中でも伸びると見込んでいるのか。この辺の特徴的なところといいますか、そこがありましたらお願いします。

それから、施設介護サービス給付費が5,681万円、かなりの額が減額になっているんですけ

れども、これはどのタイプのサービスが下がるとか、そこまで内訳があるのかと思うんですけれども、そこの辺はどのように見込んでいるのか。施設数は増えてないかと思うので、横ばいなのかなと思ったんですけれども、減っている。これはどういう見込みによるのか、その辺をお願いしたいと思います。

もう1点は、390ページの真ん中辺にあります特定入所者介護サービス費、いわゆるホテルコスト、食費や居住費の部分の支給ですけれども、昨年8月制度改正があって、利用者の負担が多くなった。その翻しての減額ということかなというふうに私は理解しているんですけれども、これで旧制度の場合では給付を受けていたであろう所得階層の人で、何人給付を受けられなくなったか。新しく来る人は計算のしようがないでしょうから、現に利用している人で、この制度を改正することによってこぼれてしまった、そういう実績というのは、まだ月数は少ないですけれども、お手元に資料があれば教えていただきたいんですが。

○委員長 答弁をお願いします。

○高齢者福祉課長 まず、1点目の介護サービス等諸費と介護予防サービス等諸費のうち、地域密着型の給付費の増についてでございますが、どういったものが伸びているのかですとか、特徴的なものということでございますけれども、まず、地域密着型介護サービス給付費のうち、前年度と同期の比較ですね、今年度の直近までの実績も踏まえまして、対前年度同期比で伸びが大きいサービスにつきましては、介護のほうは定期巡回・随時対応型訪問介護看護と小規模多機能型居宅介護の伸びの割合が大きくなっております。

次に、地域密着型介護予防サービス給付のほうでございますが、こちらが大きく伸びているところでございますが、今年度の決算見込みにおきまして、令和3年度の予算を大幅に上回る見込みであることを踏まえまして増額をさせていただいたものでございます。

特に、特徴的なところで言いますと、額は大きくないのですが、地域密着の予防のほうですけれども、もともと密着の予防につきましては、利用者数自体が少ないということがございまして、地域密着型のサービス受給者ですが、今年度が1月末時点で予防給付については6名受給者がおりまして、昨年同月比、令和3年1月ですと3名だったものですから、単純に人数からすると少ないですけれども、率で換算すると大幅な伸びということになるところでございます。

この予防のほうの伸びの要因につきましては、認知症グループホームの利用者の方が1名増えまして、それによりまして給付費が1人当たり大体年間で300万円ぐらい見込んでおるものですから、その2人分ぐらいの増を見込んだ上で、その他のサービス費の増も見込み、

大幅に増額計上させていただいたものでございます。

続きまして、施設介護サービス給付費の減額でございますが、まず、先ほども柴崎委員に対するお答えでも申し上げたとおり、今回の給付費の予算を計上するに当たりまして、前年度から今年度にかけての給付の伸びを重視して、今回見込んだところでございます。

施設介護サービス給付費につきましては、まず利用が減っているものですが、施設介護サービス給付費の額の大きいものは特別養護老人ホームと介護老人保健施設の2つになりますので、特養については若干の伸びを今年度示しておりますが、介護老人保健施設が給付費的には減額となっております、実際の施設介護サービス給付費が今時点での比較ですけれども、前年並みというところを踏まえた上で、今回、結果的に減額という形で見込んだところでございます。

施設につきましては、住所地特例などで市外でサービスを受ける方もいらっしゃいますが、基本的には市内のサービス施設につきましては、来年度特に増設という予定もございませんので、そういったことを勘案した上で今回計上させていただいたところでございます。

続きまして、390ページの特定入所者介護サービス費の減額でございますけれども、委員おっしゃるとおり、昨年8月の制度改正によりまして、それ以降の給付費のほうは、それまでの比較で減額となっておりますところでございます。毎月の給付費、7月までと8月以降ということで見てみますと、多少なりとも増減はございますが、大体平均的に金額を試算しますと500万円ぐらいの減額にはなっております。

そういったものを踏まえて今回計上させていただきましたが、負担限度額の認定者数でございますけれども、制度改正前の令和3年7月末時点では、対象者の方、認定を受けている方が713人、それ以降、厳密に言うと新規で増えたり減ったりとともありますので、旧の対象者の方が必ずということではないんですが、あと所得の増減とかで対象から外れたりとかもございますので、ただ、単純に人数だけ比較しますと、令和3年8月末時点から令和4年1月末時点までのその時点での認定者数の平均を取りますと605人ですので、大体100人前後マイナスになっておるところでございます。人数で言うと、平均で見ますと108人の減ということになっております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。いろいろ細かい説明ありがとうございました。

1点確認したいのは、施設サービスの減で、老健の利用が横ばいのようなことを言っていたような気がするんですけども、結果としてはマイナスの給付ということなんですか。令和3年度はプラスで組んだという説明がどこかのところであったと思うんですけども、その反動で大きく取っていたんですけども、実際はそんなに行っていないから減額までになってしまう、そういうことなんですか。もう一度その点を。

○委員長 お願いします。

○高齢者福祉課長 あくまでも今回の令和4年度の給付費の見込みにつきましては、直近の給付実績を勘案してというところでございます。

まず、老健につきましては、今年の11月サービス利用分までで見ますと、前年度との比較では、老健についてはサービス給付費マイナスになっております。ただ、特養が若干プラスでございまして、結果的に令和3年の11月利用分までと比較すると、給付費自体はほぼ横ばいということですので、今年度の決算見込みと同程度になるのではないかとこのところ来年度も見込みまして、それを勘案すると、結果的に令和3年度予算と比較するとマイナスという形になりますので、このところ今までの給付の状況と傾向が変わってきている、少なくとも給付の伸びという面で見ると変わってきている部分もあるのかなという認識を持っておりますので、過去の数年間で例えば平均を取るですとか、そういう考え方もあるんですが、保険給付費にできるだけ不足が生じないように、直近の実績を勘案した上で、今回令和4年度の給付費のほうは計上させていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 端的に伺いたいと思うんですけども、それでは、396ページですけども、在宅医療・介護連携推進事業費について伺いたいんですけども、運営委託料は今年度と同額、全体では52万円の減ですけども、この委託料では同額だったかと思うんですけども、これはたしか去年の説明では、共生社会づくりの事業を進めていく、その起点になる準備段階的な事業なんだ、こんな説明を受けたように記憶しております。そういうメモが残っているんですけども、今度は地域共生社会づくりのほうでは、独立させたセクションをつくって本格的にやっていくわけですね。

そうしたときに、この事業が同じ委託料のままで残っていて、事業同士の重複はないのか。役割分担はどんな形になって、この事業としてはどういう事業が、少し例示的にこういう事

業をやってもらうんですというような、残る事業といたしますか、ここでやってもらう事業、重複しない事業、受け渡すのは何を受け渡すのか、その辺教えていただきたいんですが。

○委員長 答弁をお願いします。

○健康福祉部副参事 お答え申し上げます。

まず、共生社会づくりの事業との重複はないのかということでございますが、介護保険事業費特別会計の支出は、介護保険法に基づく事業のみでございまして、地域共生社会づくりに関する事業というのは一般会計のほうの支出ということになりますので、予算における重複というものはございません。

次に、委託料の経費の主な内容、またどのようなことを行うのかというところでございますけれども、まず、在宅医療・介護連携支援センター運営の事業内容といたしましては、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者に対しまして、医療・介護の関係機関が連携をして包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供する体制を支援するもので、コーディネーターによる相談事業、医療と介護の連携を周知するための広報紙の発行、また研修会を実施するものでございます。

一方で、地域共生社会づくりの事業は、1つの世帯で複数の課題がある状態や、世帯全体が孤立しているというような状態など、課題が複雑化、複合化した困難事例の支援ニーズに対して、既存の相談支援等の取組を生かしつつ包括的な支援体制を構築するためのものでございまして、来年度は重層的支援体制整備事業の移行準備事業を実施するものでございます。具体的には、多機関協働が実現できるよう、顔の見える関係づくりのためのワークショップ、また研修会を実施するのに加え、庁内連携を推進するための会議を行うもので、事業内容に重複はございません。

次に、この在宅医療・介護連携支援センター運営委託料の主な経費につきましては、在宅医療支援コーディネーター、相談員1.5人分、それから事務職員が0.5人分のこういった人件費、また、広報紙を年間3回発行するための印刷製本費、また、研修会を開催するための講師謝金、その他事務経費となっております、センターの具体的な活動内容でございまして、けれども、まず、地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談、また、ICTによる医療・介護関係者の情報共有の支援、また、医療・介護関係者の研修、それと地域住民への普及啓発、最後に、人生の最終段階における意思決定支援、こちらがこのセンターが行っていく事業でございまして。

以上、答弁とさせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

村田委員、どうぞ。

○2番 村田委員 丁寧な具体的なご説明ありがとうございました。

まだ不明なところはあるんですが、それは共生社会づくりの事業の審議の中で、私自身の理解を深めていければと思いました。ありがとうございます。

○委員長 他に質疑はありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

---

#### △議案第9号の討論

○委員長 次に、討論を行います。

討論のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 反対の討論をさせていただきます。

審議の中でも改めて明らかになりましたけれども、特定入所者の介護サービス費、いわゆるホテルコストの負担のところで、昨年8月からまた新たな負担が生じているわけです。施設を利用したくても負担し切れないで居宅サービスでしのぐ、そのような流れが数字、実績的にはつまびらかにはなりませんでしたが、そうした懸念を私は持ちます。

またその一方で、年金、また引下げになる。こういう中で、保険料の負担は大きいです。市の独自の一般財源繰入れ、こうした活用によって保険料の引下げが必要であるにもかかわらず、そうした予算編成に残念ながらなっておりません。高齢者を暮らしにくくする予算編成にとどまっているということから、反対といたします。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

#### △議案第9号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第9号 令和4年度行田市介護保険事業費特別会計予算は、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第9号は原案のとおり可決するに決しました。

---

#### △散会の宣告

○委員長 以上をもって、本日の議事日程を終了いたしました。

明3日は、午前9時30分から委員会を開き、引き続き健康福祉部所管の議案について審査を行いますので、定刻までにご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

午後 4時 31分 散会

---

健康福祉常任委員会

3月3日（木曜日）

令和4年行田市議会健康福祉常任委員会会議録

- 開会年月日 令和4年3月3日（木曜日）
- 開催場所 305会議室
- 付議事件 議案第 6号 令和4年度行田市一般会計予算
- 審査日程 **【健康福祉部】**  
議案第 6号 令和4年度行田市一般会計予算  
(歳出第4款衛生費及び第5款労働費の健康福祉部所管部分、  
第3款民生費並びにこれらの関連歳入部分)

○出席委員（7名）

委員長	野本翔平	委員	3番	橋本祐一	委員
副委員長	町田光	委員	4番	田中和美	委員
1番	柴崎登美夫	委員	5番	梁瀬里司	委員
2番	村田秀夫	委員			

---

○欠席委員（0名）

---

○説明のため出席した者

松浦由加子	健康福祉部長
五十嵐章五	健康福祉部次長兼 保健センター所長
上野浩二	子ども未来課長
柴崎英明	高齢者福祉課長
内山正一	保険年金課長
横山敦亮	健康福祉部副参事
藤倉敬士	健康福祉部副参事

---

○事務局職員出席者

書記 横田嘉織

午前 9時 30分 開議

△開議の宣告

○委員長 おはようございます。

ただいまから健康福祉常任委員会を開会いたします。

---

△発言の申出

○委員長 この際、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

保険年金課内山課長、よろしく願いいたします。

○保険年金課長 皆さん、おはようございます。

昨日ですが、村田委員のほうから、子どもの均等割の関係で陳情書ということで今お渡しさせていただいたんですけれども、現物給付化のペナルティーの関係で質問がございまして、今後、機会を捉えて陳情していくという回答をさせていただいたんですが、今お配りしました陳情書の中にもう既に上げてございまして、めくっていただくと5枚目になるんですけれども、2番目の国民健康保険の財政基盤の拡充強化のためという標題が上にございまして、その4番が子どもの均等割の要望で、5番が現物給付化に伴うペナルティーをなくしていただきたいという要望の内容になってございます。すみませんでした。訂正させていただきます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明のとおりご了承承願います。

議事を続行させていただきます。

審査につきましては、昨日配付いたしました審査日程により行います。

昨日に引き続き、健康福祉部所管の議案について審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

これより審査に入りますが、委員並びに執行部の皆様に申し上げます。

議事の整理上、発言は委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、発言時はワイヤレスマイクを使用していただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症対策のため、説明、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行い、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

---

△議案第6号について

○委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、総務文教常任委員会から審査依頼を受けました議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、健康福祉部所管部分についてを議題とし、執行部から説明を求めます。

初めに、健康福祉部藤倉副参事、よろしくお願いたします。

○健康福祉部副参事 おはようございます。

本日はよろしくお願いたします。

議案第6号についてご説明いたします。着座にて失礼いたします。

それでは、令和4年度一般会計当初予算のうち、福祉課所管部分についてご説明申し上げますので、予算に関する説明書の120ページをお願いたします。

3款民生費は、前年度と比較して5億613万8,000円、率にして4.58%の増額でございます。

1項社会福祉費は、前年度と比較して4億2,433万3,000円の増額、その下の1目社会福祉総務費3億3,445万3,000円は、前年度と比較して244万8,000円の減額でございます。

右側の説明欄をお願いたします。

一番上の◎社会福祉一般管理費は、前年度と比較して592万5,000円の減額で、その要因は職員手当等の減によるものでございます。

主な内訳は、1節会計年度任用職員報酬、3節会計年度任用職期末手当、4節会計年度任用職共済組合負担金とその下の会計年度任用職社会保険料、2つ下の労働保険料、8節費用弁償は、福祉課3人及び保険年金課3人の会計年度任用職員の人件費で、2節一般職級と2つ下の一般職期末勤勉手当とその下の一般職その他手当、4節の3点目の一般職共済組合負担金は、主に福祉課、高齢者福祉課、保険年金課に所属する職員に係る合計31人分の人件費でございます。

次の◎福祉課関係経費は、前年度と比較して25万9,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、3節時間外勤務手当は、障害福祉担当職員8人分の手当、18節更生保護団体事業費補助金は、更生保護2団体に対する補助金でございます。

次に、一番下の◎民生委員活動費は、前年度と比較して40万1,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、1節委員報酬は、民生委員推薦会の委員の報酬で、7節記念品費は、民生委員・児童委員が12月に一斉改選となり、退職される民生委員・児童委員の方への記念品費でございます。

では、次の123ページをお願いたします。

説明欄の上から3つ目、18節民生委員・児童委員連合会交付金、以下3つの交付金は、団体の活動費及び民生委員・児童委員の活動費として計上したものでございます。

次の◎行旅死亡人措置費は、前年度と同額でございます。

11節検案料とその下の手数料は、1体分の措置費を見込み計上したものでございます。

次の◎遺家族等慰藉費は、前年度と比較して6万2,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、7節記念品費と12節追悼式委託料は、例年11月に実施している戦没者追悼式に係る経費を計上したものでございます。

次の◎社会福祉協議会振興費、行田市社会福祉協議会に対する補助金で、前年度と比較して186万6,000円の増額でございます。この補助金は、法人運営部門に配属されたプロパー職員の人件費が主なものでありますが、増額の主な要因は、人事異動に伴う人件費の増でございます。

次の◎地域共生社会推進事業費は、従前のトータルサポート推進事業費から名称を変更したもので、前年度と比較して98万4,000円の増額でございます。増額の主な要因は、地域共生社会の実現に向けて新たに実施する重層的支援体制準備体制整備事業への移行準備事業のための研修やワークショップの講師謝金でございます。

次の◎安心生活創造事業費は、前年度ほぼ同額でございます。

主な内訳ですが、12節安心生活創造事業委託料は、身近な地域での支え合いの仕組みであるいきいき元気サポート制度を市社会福祉協議会に委託して実施するもので、13節OAシステム借上料は、災害時要援護者管理システムのリース料でございます。

124ページをお願いいたします。

2目障害者福祉費は、前年度と比較して9,619万3,000円の増額でございます。

右ページ説明欄の◎障害者福祉費は、前年度と比較して9,687万7,000円の増額となりますが、その要因は、各種扶助費の増加によるものでございます。

主な内訳では、12節の1行目、障害者生活支援事業委託料と次の障害者就労支援事業委託料は、行田、加須、羽生の3市で共同設置する障害者生活相談支援センター及び障害者就労支援センターの運営費で、次の生活サポート事業委託料は、在宅の障害者を支援するため、民間事業者へ委託して実施している一時預かり、移送サービス、外出援助サービスなどの費用、次の地域活動支援センター事業委託料は、主に在宅の身体障害者を対象として、入浴、機能訓練、レクリエーション活動等のサービスを市社会福祉協議会に委託して実施しているもの、1つ飛んで手話通訳者派遣事業委託料は、市社会福祉協議会に委託して実施している

もので、主に通訳者に対する報酬や講習会の経費を見込んだもの、2つ飛んで入浴サービス事業委託料は、在宅重度障害者6人分の費用を見込んだものです。

18節の5行目、身体障害者福祉会補助金から5つ下の視力障害者協会補助金までの6つの補助金は、各障害者団体への運営費補助金、次の難聴児補聴器購入費補助金から次のページの上から3つ目、児童発達支援サービス利用料補助金までの7つの補助金は、障害者の日常生活を支えるための各種補助金を措置したものです。

19節の3行目、心身障害者福祉手当支給費は、重度の心身障害者・児を対象に、その障害の程度に応じて月額5,000円から9,000円の手当を支給するもので、実績を勘案し、前年度より606万円の減額計上、次の特別障害者手当支給費は、重度の障害により日常生活において常時特別の介護を必要とする二十歳以上の方に月額2万8,000円を支給するもので、98人分を見込み計上したもので、次の障害児福祉手当支給費は、重度の障害がある二十歳未満の方に月額1万5,000円を支給するもので、42人分を計上、次の地域生活支援費は、移動支援や日中一時支援、日常生活用具給付事業など、障害者の自立した生活を支援するために行う事業に要する経費で、実績を勘案し、前年度より471万6,000円の減額、次の自動車借上扶助費は、在宅の重度障害者にタクシー料金の初乗り運賃相当額を助成するもので、前年度から37万円の減額、次の自動車燃料助成扶助費は、在宅の重度障害者に自動車燃料費の一部を助成するもので、前年度から83万円の増額、次の紙おむつ給付費は、在宅重度障害者で常時失禁状態にある方に紙おむつを支給するもので、前年とほぼ同額、次の障害児通所給付費は、主に障害児の放課後等デイサービス事業に要する経費を措置したもので、実績を勘案し、前年度と比較して5,000万円の増額、次の自立支援サービス等給付費は、障害者総合支援法に基づき、障害者の日常生活を支援するため各種サービスを給付する費用で、実績を勘案し、前年度と比較して7,000万円の増額、次の自立支援療養介護医療費は、医療行為を併せて実施する障害者施設に対する医療費で、前年度と同額、次の自立支援補装具援護費は、身体障害者・児の車椅子や義足など補装具の作成や修理に要する費用で、前年度と同額、次の自立支援医療費は、身体障害者手帳の交付を受けた方の手術や人工透析などの治療に係る医療費を公費負担するもので、前年度と比較して200万円の増額でございます。

1つ飛んで、次の◎障害者福祉センター管理費は、指定管理者である市社会福祉協議会に支払う指定管理料で、前年度とほぼ同額でございます。

次の130ページをお願いいたします。

ページの一番上、5目総合福祉会館費は、前年度と比較して387万5,000円の増額ござい

ます。

主な内訳ですが、説明欄の10節修繕料は、機器の経年劣化により機能が低下している主要監視系統無停電電源装置や燃料タンク液面計・指示計の部品交換などの修繕費を計上したものの、12節指定管理料は、市社会福祉協議会に対する指定管理料で、前年度と比較し540万4,000円の増額となっております。その主な要因は、燃料費の高騰と人件費によるものでございます。

14節設備改修工事請負費は、経年劣化により機能が低下している介助浴槽ろ過装置の更新や給水加圧ポンプの交換費用でございます。

少し飛びますが、144ページをお願いいたします。

3項生活保護費は、前年度と比較して8,674万4,000円の増額でございます。1目生活保護等総務費は、前年度と比較して2,324万4,000円の増額でございます。

右側説明欄の◎生活保護一般管理費は、前年度と比較して69万3,000円の減額でございますが、その主な要因は、人事異動に伴う人件費の減少などによるものでございます。

主な内訳ですが、1節の2行目、会計年度任用職員報酬から8節費用弁償までは、福祉課職員10名、就労支援員1名及び面接相談員2名分の人件費。

147ページをお願いします。

11節手数料は、審査機関へ支払う医療費及び介護給付費の審査手数料、12節健康管理支援業務委託料は、生活保護法改正による必須事業で、被保護者の生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進する事業、3つ下のOAシステム改修委託料は、生活保護システムのクラウドシステム構築委託料で、13節OAシステム利用料は、改修後の生活保護システムとレセプト管理システムの利用料、OAシステム借上料は、生活保護システム及びレセプト管理システムに係る経費でございます。

次の◎中国残留邦人支援費は、支援対象の1世帯分の給付費でございます。

次の◎生活困窮者支援費は、前年度と比較して225万1,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、12節相談支援業務委託料と次の学習支援業務委託料は、生活困窮世帯の自立に向けた相談業務や対象世帯の中学生、高校生に学習教室を実施するための費用で、平成27年度より市社会福祉協議会に委託している事業、次の19節住居確保給付金は、休業等に伴う収入減少等により住居を失うおそれのある方に対して家賃相当額を支給するものでございます。

次の◎新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業は、新型コロナウイルス

感染症による影響が長期化する中で、総合支援金の貸付けが終了するなど、生活資金の貸付制度が利用できない生活困窮者に対し、1世帯当たり月額6万円から10万円の支援金を3か月支給するものでございます。

次に、148ページ、2目扶助費は、前年度と比較して6,350万円の増額でございます。

右側説明欄の◎扶助費の内訳ですが、19節の一番上、生活扶助費、次の住宅扶助費、1つ飛んで医療扶助費が大きな割合を占めており、いずれも実績に基づき見込み計上したものでございます。

次に、149ページ、4項1目災害救助費は、主に災害罹災者に対する扶助費及び貸付金を措置したもので、前年度と同額の計上でございます。

歳出予算は以上でございます。

続きまして、歳入予算の説明を申し上げますので、説明書の34ページをお願いいたします。

13款1項2目民生使用料の1節社会福祉使用料のうち、右側説明欄の4つ目、総合福祉会館使用料は、研修室やプールなどの使用料収入を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金の右側説明欄の1つ目、障害児通所給付費負担金、2つ飛んで障害者自立支援給付費負担金、1つ飛んで自立支援医療費負担金は、それぞれ対象経費の2分の1を国が負担するもので、また、上から5つ目の特別障害者手当等負担金は、対象費用の4分の3を国が負担するものでございます。

次に、同目3節生活保護費負担金の右側説明欄、生活保護費負担金、次の中国残留邦人支援給付費負担金、次の生活困窮者支援費負担金は、国が対象経費の4分の3を負担するものでございます。

次に、2項2目民生費国庫補助金のうち、1節社会福祉費補助金の右側説明欄、重層的支援体制移行準備事業補助金は、地域共生社会の実現に向けて新たに実施する重層的支援体制整備事業への移行準備事業に対するもので、国が対象額の4分の3を補助するもの、地域生活支援事業補助金は、障害者の移動支援事業や日常生活用具の給付に対するもので、国が基準額の2分の1を補助するもの、同目3節生活保護費補助金の説明欄、生活困窮者支援事業費補助金は、学習支援事業や面接相談員の人件費に対する国の補助、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業交付金は、同事業の事業費及び事務費に対する補助でございます。

42ページをお願いいたします。

15款1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金の右側説明欄、障害児通所給付費負担金、その下の障害者自立支援給付費負担金、その下の自立支援医療費負担金は、対象経費の4分の1を県が負担するもの、その下の行旅死亡人取扱費負担金は、対象経費の全額を県が負担するもので、同目の3節生活保護費負担金は、住居のない方を現在地で保護した場合の生活保護費に対して県がその4分の1を負担するもの、同目4節災害救助費負担金の右側説明欄、災害障害見舞金、次の災害弔慰金負担金は、対象経費の4分の3を県が負担するものでございます。

次に、2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金の右側説明欄、民生委員活動費補助金は、県基準に基づく補助金で、次の地域生活支援事業補助金は、障害者の移動支援や日常生活用具の給付に対するもので、県が基準額の4分の1を補助するもの、次の心身障害者福祉手当補助金は、在宅の重度心身障害者に支給する市の福祉手当に対して県が基準額の2分の1を補助するもの、次の障害児・者生活サポート事業費補助金は、県の定額補助、43ページの社会福祉費補助金の上から5つ目、重度障害者居宅改善事業費補助金は、県が事業費の2分の1を補助するもの、4つ下の難聴児補聴器購入支援事業費補助金は、県が事業費の2分の1を補助するもの。

45ページをお願いいたします。

一番上の超重症心身障害児等レスパイトケア事業補助金は、対象経費の2分の1を県が補助するもの、次の小児慢性特定疾患児日常生活用具給付費補助金は、給付費の2分の1を県が補助するもの、次の重度訪問介護等利用促進市町村支援事業費補助金は、県が対象経費の4分の3を補助するものでございます。

次に、3目衛生費県補助金の1節保健衛生費補助金の右側説明欄の4つ目、献血協力推進費補助金は、県の定額補助でございます。

46ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金の1節社会福祉費委託金の右側説明欄、療育手帳再交付事務委託金は、知的障害者の療育手帳の再交付事務に係る県の委託金でございます。

48ページをお願いいたします。

16款1項1目財産貸付収入の1節土地建物貸付収入の右側説明欄、下から8つ目、建物貸付収入（福祉課）は、太陽光発電事業に係る総合福祉会館の屋根貸しによる収入でございます。

52ページをお願いいたします。

17款1項2目民生費寄附金の1節社会福祉費寄附金は、社会福祉に対する一般寄附でございます。

58ページをお願いいたします。

ページ中ほど、20款3項4目災害生活資金貸付金元利収入は、貸付者の1名分の返済金を見込んだものでございます。

60ページをお願いいたします。

4項1目7節施設貸付収入の右側説明欄、一番下の総合福社会館電気料は、自動販売機の設置者である市障害者団体連合会より受け入れる電気料の実額分を見込んだものでございます。

62ページをお願いいたします。

13節返還金の右側説明欄、上から4つ目、特別障害者手当等返還金は、返還額を見込んだもの、次の生活保護返還金は、科目存置でございます。

66ページをお願いいたします。

21款1項2目民生債の1節災害援護事業債は、歳出の災害援護貸付金に対応するものでございます。

以上で福祉課所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

次に、子ども未来課上野課長、お願いいたします。

○子ども未来課長 よろしくをお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

初めに、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の132ページをお願いいたします。

2項児童福祉費でございますが、前年度と比較して493万9,000円の減額でございます。1目児童福祉総務費は、職員の人件費、保育事業に関する各種補助金及び放課後児童対策等に要する経費で、前年度と比較して815万円の減額でございます。

右ページ説明欄をお願いいたします。

◎児童福祉一般管理費は、前年度と比較して2,576万1,000円の減額でございます。減額の主な要因は、12節委託料や18節負担金補助及び交付金において、実績に応じて予算額を精査したことによるものでございます。

主な内訳ですが、1節委員報酬は、行田市子ども未来審議会に係る委員報酬として3回の

会議開催を見込んだもの、1節3行目の会計年度任用職員報酬から4節労働保険料までは職員の人件費で、8節の1行目、費用弁償は、行田市子ども未来審議会委員及び保育コンシェルジュの費用弁償でございます。

少し飛びまして、12節の1行目、ひとり親家庭等生活向上事業委託料は、ひとり親家庭等の世帯の生活向上を図るため、当該世帯の中学生を対象に学習支援を実施するための委託料でございます。

135ページをお願いいたします。

1行目、ファミリーサポートセンター事業実施委託料は、会員相互の子育て援助活動を支援するファミリーサポートセンターの事業委託料でございます。

次の病児・病後児保育事業委託料は、看護師と保育士が配置された施設において、病中・病後児の保育を行うための委託料でございます。

次の子どものための施設短期利用事業委託料は、保護者が疾病や残業等で家庭における養育が困難となった場合に、当該児童を一時的にお預かりして保育を実施するショートステイ事業及びトワイライトステイ事業に係る委託料でございます。

説明欄7行目のOAシステム保守点検委託料は、子ども・子育て支援制度対応システムの保守点検業務を行うための経費、1行飛びまして、OAシステム改修委託料は、子ども・子育て支援制度対応システムにおいて、現行のブラウザであるインターネットエクスプローラー11のマイクロソフト社における保守対応が終了することに伴い、新たなブラウザであるエッジに対応するための改修委託料でございます。

13節1行目のOAシステム借上料は、令和2年度に更新しました子ども・子育て支援制度対応システム搭載のパソコン機器のリース料でございます。

18節の4行目、保育所運営費補助金は、市内私立保育所等の環境整備や障害児の受入れに対する補助金でございます。

次の保育対策等促進事業費補助金は、保育認定時間を超えて延長保育を実施する私立保育所への補助金、次の保育サービス支援事業費補助金は、私立保育所等における低年齢児や障害児の受入れを促進するための補助金でございます。

1行飛びまして、一時預かり事業費補助金は、冠婚葬祭や保護者の傷病・入院等により、緊急一時的に保育を必要とする児童を保育所において預かる事業や、幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象として、教育時間の前後、または長期休業日などに預かり、必要な保護を行う事業などに対する補助金でございます。

1行飛びまして、子どもの居場所づくり事業補助金は、子ども食堂を実施するNPO法人、ボランティア団体などに対し、事業に要する経費の一部を補助するものでございます。

次の幼稚園副食費補助金は、幼児教育・保育無償化に伴っての幼稚園副食費免除者に対応した補足給付費でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士の就業継続及び離職防止を図るとともに、保育士が働きやすい職場環境を整備することにより、保育人材の確保を目的として実施する保育士宿舍借上支援事業、保育補助者雇上強化事業に対する補助金でございます。保育所等の実施意向を踏まえ措置しているものでございます。

19節の1行目、ひとり親家庭等児童養育手当は、義務教育就学中の児童を養育しているひとり親家庭等の保護者に養育手当を支給するものでございまして、実績を踏まえ措置しているものでございます。

次の母子家庭自立支援教育訓練給付金は、母子家庭の母、または父子家庭の父が、資格や技能取得のため講座を受講した場合の給付金、次の母子家庭高等職業訓練促進給付金は、母子家庭の母、または父子家庭の父が、資格取得のために養成機関で修業した場合の給付金でございます。

次の第3子以降子育て家庭支援給付金は、第3子以降の子どもの誕生を祝し、子育てハッピー券を贈呈するもの、次のひとり親家庭高等学校卒業程度合格支援給付金は、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すひとり親家庭等の保護者に対し、受講費用の一部を給付するものでございます。

次の◎家庭児童相談室費は、2名の家庭児童相談員による相談業務を実施するための経費でございます。前年度とほぼ同額の計上でございます。

137ページをお願いいたします。

◎児童手当事務費は、児童手当及び児童扶養手当の支給事務に係る経費でございます。12節の電算委託料は、児童手当及び児童扶養手当の電算処理に係る経費でございます。

次に、◎放課後児童対策事業費は、前年度と比較して1,581万3,000円の増額でございます。増額の主な要因は、南河原学童保育室を南河原支所内から南河原小学校内へ移転することに伴う建物改修工事請負費を初めとする学童保育室の整備関係経費の計上によるものでございます。

主な内訳ですが、7節謝金は、学童保育室送迎支援事業の運転者への謝金でございます。

12節放課後児童対策事業委託料は、市内19箇所の学童保育室の業務委託料などを計上した

ものでございます。

13節の1行目、OA機器借上料は、学童保育室で使用しているパソコン機器のリース料で  
ございます。

139ページをお願いいたします。

14節建物改修工事請負費の次の機器等設置工事請負費は、南河原学童保育室の移転に伴う  
もの、17節事業用器具費は、学童保育室で使用する備品類の老朽化や破損による入替えなど  
に伴う経費でございます。

次に、◎地域子育て支援拠点事業費は、きつずプラザあおい及びつどいの広場を初めとす  
る地域子育て支援拠点事業に係る経費でございます。

主なものでは、7節謝金は、きつずプラザあおいにおける市主催行事の講師謝金、12節地  
域子育て支援拠点事業委託料は、きつずプラザあおい及びつどいの広場5箇所の運営に係る  
委託料、次の施設管理委託料は、屋外のみ利用日に係る施設管理委託料、18節地域子育て  
支援拠点事業費補助金は、民間保育所が開設している地域子育て支援拠点の運営に対する補  
助金でございます。

140ページをお願いいたします。

2目児童措置費でございますが、民間保育所の運営費や児童手当などの経費で、昨年とほ  
ぼ同額の計上でございます。

主な内訳ですが、右ページ説明欄の18節の1行目、保育所運営費負担金は、市内の私立保  
育所や認定こども園、市外の対象保育所などに対する運営費で、月ごとの入所児童数を見込  
み、計上したものでございます。

次の地域型保育給付費負担金は、小規模保育事業所などの地域型保育事業者に対する負担  
金、次の多子世帯保育料軽減事業費負担金は、3歳未満の第3子以降の保育料を免除するこ  
とに対する負担金、次の施設等利用給付費負担金は、幼児教育・保育の無償化に伴う私立幼  
稚園利用者や預かり保育、認可外施設利用などに対する給付費負担金でございます。

19節の1行目、児童手当扶助費は、児童数の減少により前年度と比較して1,980万円の減額、  
次の児童扶養手当扶助費は、ひとり親家庭に支給するもので、前年度と比較して703万5,000  
円の減額でございます。

左ページ、140ページをお願いいたします。

3目保育所施設費は、前年度と比較して301万円の減額でございます。右ページ説明欄◎施  
設事務費は、公立の持田、長野及び南河原保育園に係る運営経費でございまして、前年度と

ほぼ同額の計上でございます。

主な内訳ですが、1節嘱託医報酬は、公立3保育園の嘱託医に係る報酬で、各園が内科医1人、歯科医1人をそれぞれ委嘱しているものでございます。

1節2行目の会計年度任用職員報酬から4節労働保険料までは、公立3保育園の職員に係る人件費でございます。

143ページをお願いいたします。

18節の各種負担金は、埼玉県保育士会を初めとする各種加盟団体等に対する負担金や、職員の研修会参加に伴う負担金でございます。

次の◎施設事業費は、公立3保育園における保育業務を円滑に実施するための経費でございまして、前年度とほぼ同額の計上でございます。

次に、左ページの4目児童センター費は、前年度と比較して326万1,000円の増額でございます。増額の主な要因は、コミュニティセンターみずしろの外壁を補修するための工事請負費のうち、子ども未来課所管の児童センターみずしろ学童保育室及びつどいの広場はすのこがあります3階部分について、145ページの14節建物修繕工事請負費に計上したことによるものでございます。

ほかに主なものでは、12節1行目、児童センター事業委託料は、行田市社会福祉協議会に対する委託料でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、戻りまして32ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金の2節児童福祉費負担金は、前年度と比較して118万9,000円の減額計上でございます。減額の主な要因は、私立保育所の保護者が負担する保育料について、利用児童数の減少に伴う減収を見込むものでございます。

右側、33ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の保育所入所費負担金は、主に私立保育所に通うゼロ歳児から2歳児クラスまでの児童の保護者からの保育料収入でございます。

1行飛びまして、子どものための施設短期利用事業費負担金は、ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業の利用者からの負担金収入を見込んだものでございます。

34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項2目民生使用料の2節児童福祉使用料は、前年度と比較して1,701万1,000円の減額計上でございます。減額の主な要因は、利用児童数の減少に伴う減収を見込むものでございます。

右側、35ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の保育所保育料は、公立保育所に通う児童の保護者からの保育料収入でございます。

1行飛びまして、保育所延長保育料は、公立3保育所利用者の延長保育料でございます。

次の学童保育室保育料は、学童保育室を利用する児童の保護者からの保育料収入でございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の2節児童福祉費負担金は、前年度と比較して316万6,000円の減額計上でございます。減額の主な要因は、児童手当扶助費の減額に伴う児童手当交付金の減額によるものでございます。

右側、39ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に基づく保育所や認定こども園などの施設型給付及び家庭的保育等の地域型保育給付に対するもので、幼児教育・保育の無償化に伴う補助対象でございまして、前年度対比496万1,000円の減額となっております。減額の主な要因は、利用児童数の減少によるものでございます。

2行目の子育てのための施設等利用給付費負担金は、私立幼稚園の利用や預かり保育など、子育てのための施設の利用給付に対するもので、幼児教育・保育の無償化に伴い措置されており、前年度対比882万円の減額となっておりますが、これは、児童数の減少による施設等利用給付費負担金の減額によるものでございます。

次の児童扶養手当給付費負担金は、児童扶養手当扶助費に対する国庫負担分でございます。

次の児童手当交付金は、児童扶養手当扶助費に対する国庫負担分で、実績を勘案し、前年度対比1,404万円の減額となっております。

左側、38ページをお願いいたします。

2項2目民生費国庫補助金の2節児童福祉費補助金は、前年度と比較して211万9,000円の増額計上でございます。増額の主な要因は、子ども・子育て支援交付金の増額によるものでございます。

右側、39ページの説明欄をお願いいたします。

1行目の子ども・子育て支援交付金は、子ども・子育て支援法に基づく事業に係る交付金でございまして、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、病児保育事業などに対するものでございます。

次の子ども・子育て支援体制整備事業補助金は、保育の質の向上のための研修事業に対す

る国の補助金でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士宿舍借上支援事業に対する国の補助金でございます。

次の母子家庭等対策費補助金は、母子家庭自立支援教育訓練給付金、母子家庭高等職業訓練促進給付金及びひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金の3事業に対する国の補助金で、前年度対比90万円の減額となっておりますが、これは、母子家庭高等職業訓練促進給付金などの支給見込額の減額によるものでございます。

40ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金の2節児童福祉費委託金は、前年度とほぼ同額の計上でございます。右側、41ページの説明欄をお願いいたします。

特別児童扶養手当事務費委託金は、特別児童扶養手当の申請事務などに係る国の委託金でございます。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の2節児童福祉費負担金は、前年度と比較して1,503万9,000円の減額計上でございます。減額の主な要因は、各給付費負担金の減額によるものでございます。

右側、43ページの説明欄をお願いいたします。

子どものための教育・保育給付費負担金は、子ども・子育て支援新制度に基づく保育所や認定こども園などの施設型給付及び家庭的保育等の地域型保育給付に対する県負担金で、児童数の減少により、前年度比774万9,000円の減額となっております。

次の子育てのための施設等利用給付費負担金は、私立幼稚園の利用や預かり保育など、子育てのための施設の利用給付に対するもので、幼児教育・保育の無償化に伴い措置されており、児童数の減少により、前年度対比441万円の減額となっております。

次の被用者児童手当負担金、次の被用者児童手当特例給付費負担金、次の非被用者児童手当負担金は、児童手当扶助費に対する県負担分で、実績を勘案し、3つの負担金合計で前年度対比288万円の減額でございます。

左側、2項2目民生費県補助金、ページをめくっていただきまして44ページ、一番上の2節児童福祉費補助金でございますが、右ページ、上から2行目の乳幼児医療費補助金、3行目、ひとり親家庭等医療費補助金及び一番下、福祉医療システム改修費補助金の3つを除いたものが子ども未来課の所管でございます。

まず、1行目、保育サービス支援事業費補助金は、一歳児担当保育士雇用費や低年齢児途中入所促進事業などに対する県の補助金でございます。

2行飛びまして、多子世帯保育料軽減事業費補助金は、私立保育所、公立保育所及び地域型保育事業における3歳未満児を対象とした第3子以降の保育料を免除することに対する県の補助金でございます。

次の多子世帯応援クーポン事業費補助金は、第3子以降の子どもの誕生を祝した子育てハッピー券の贈呈事業に対する県の補助金でございます。

次の子ども・子育て支援交付金は、国庫補助金同様に、子ども・子育て支援法に基づく事業に係る交付金で、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、病児保育事業等に対する県の交付金でございます。

次の教育認定子どもに係る施設型給付費等補助金は、教育認定である1号認定を受けた児童の認定こども園利用給付に係る県の補助金でございます。

次の保育対策総合支援事業費補助金は、保育士宿舍借上支援事業、保育補助者雇上強化事業といった保育対策総合支援事業に対する県の補助金でございます。

次の母子家庭等対策費補助金は、ひとり親家庭等生活向上事業に対する県の補助金でございます。

58ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入の3節負担金収入のうち、右側ページの説明欄をお願いいたします。3行目の保育所主食費等負担金は、公立保育所の3歳児以上の主食費として1人月額700円、副食費として1人月額4,500円を保護者から、職員などからは、給食費として1人月額5,500円を負担いただくものでございます。

60ページをお願いいたします。

6節施設保護受託収入のうち、右側、61ページの説明欄、保育所受託事業収入は、市外在住の児童を公立保育所でお預かりする場合の受託収入でございまして、3人分を見込んだものでございます。

62ページをお願いいたします。

13節返還金のうち、右側、63ページの説明欄1行目の子ども手当返還金から3行目のひとり親家庭等児童養育手当返還金までは、科目存置でございます。

左側、62ページ、14節精算金のうち、右側ページの説明欄1行目、児童センター管理委託料精算金、次の学童保育室運営事業委託料精算金は、科目存置でございます。

左側、62ページ、15節雑入のうち、右側ページの説明欄、2行目の太田保育園敷地使用料15万7,000円は、廃川敷1,578平方メートルを太田保育園が使用するため、市が見沼土地改良区から借り受け、その使用料を同園から徴収するものでございます。

以上で子ども未来課所管部分の予算説明を終わります。

○委員長 ありがとうございました。

暫時休憩とさせていただきます。

午前 10時 31分 休憩

---

午前 10時 39分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第6号について続行

○委員長 引き続き説明のほうを、続きまして高齢者福祉課、柴崎課長よりお願いいたします。

○高齢者福祉課長 よろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、議案第6号のうち、高齢者福祉課所管部分について、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の120ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費のうち、右側説明欄、◎高齢者福祉課関係経費は、職員6人分の時間外勤務手当で、前年度と同額でございます。

126ページをお願いいたします。

1項3目老人福祉費ですが、前年度と比較して249万3,000円の減額でございます。

主な内訳ですが、127ページの右側説明欄、一番下の7節記念品費は、金婚夫婦、敬老模範家庭、100歳高齢者への記念品代でございます。

129ページをお願いいたします。

一番上の7節敬老祝金は、77歳、88歳、99歳の方へ市内共通商品券を贈呈するもの、12節の2行目、緊急通報システム業務委託料は、独り暮らし高齢者の安心を確保するため、24時間対応でコールセンターとの通話が可能な緊急通報装置の通報対応や安否確認を含む管理委託料、3行下の老人措置委託料は、養護老人ホーム入所者の措置費を計上したもの、2行下のひとり暮らし乳酸飲料サービス事業委託料は、主に独り暮らし高齢者の安否確認を目的として乳酸飲料の配達を行うものですが、真にサービスを必要とする者にサービスを提供するた

め、他の見守りサービス等との重複利用を整理するなど、対象要件の見直しを行い計上したもの、18節1行目、老人クラブ補助金は、単位老人クラブの活動費に対し補助金を交付するもの、2行下の敬老会事業補助金は、自治会連合会単位で実施している敬老事業に対する補助金で、75歳以上の高齢者数を見込み計上したもの、19節の2行目、紙おむつ給付費は、介護保険事業費特別会計で措置している紙おむつ給付費の支給対象外となる方に係る給付費を計上したもの、その下の高齢者緊急通報装置給付費及び高齢者等介護者手当支給費は、実績等を勘案し、所要額を計上したものでございます。

次に、4目老人福祉センター費は、前年度と比較し4万7,000円の減額でございます。主な内訳ですが、右側説明欄、12節1行目、産業廃棄物処理委託料及び14節設備改修工事請負費は、老人福祉センター大堰永寿荘の電気設備の変圧器及び蓄電器の更新工事に係るもの、12節2行目、指定管理料は、老人福祉センター大堰永寿荘と南河原荘の指定管理料でございます。

130ページをお願いいたします。

次に、8目介護保険事業費は、前年度と比較して4,313万2,000円の増額でございます。

主な内訳ですが、右側説明欄、27節介護保険事業費特別会計へ繰出金は、介護保険給付費及び地域支援事業費に対する市の法定負担分などを措置したものでございます。

次に、少し飛びまして、164ページをお願いいたします。

5款労働費、1項1目労働諸費のうち、右側説明欄の上から2つ目の◎シルバー人材センター費の18節2行目、行田市シルバー人材センター補助金は、運営費の一部を補助するもので、前年度とほぼ同額の計上でございます。

以上で歳出予算についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、32ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項1目民生費負担金、1節社会福祉費負担金の右側説明欄、老人福祉費負担金は、老人ホーム措置入所に係る入所者からの負担金でございます。

34ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、1項2目民生使用料の1節社会福祉使用料のうち、右ページ説明欄、老人福祉センター使用料関係3つの項目は、老人福祉センターの利用者が納入する使用料及び大堰永寿荘の売店の使用料を計上したものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金の1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説

明欄の3行目、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料軽減分の2分の1相当の国の負担金でございます。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄の一番下の行、介護保険料低所得者軽減負担金は、低所得者層の介護保険料の軽減分の4分の1相当の県の負担金でございます。

2項2目民生費県補助金の1節社会福祉費補助金のうち、右ページ説明欄、下から3行目の老人在宅福祉事業費補助金は、老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動に対する県からの補助金で、その下の介護保険事業費補助金は、介護施設に入所している低所得者に対し、事業者が利用者負担金を軽減した場合に、市と県が当該減額分を事業者に補助いたしますが、その県から受け入れる補助金分を措置したものでございます。

58ページをお願いいたします。

20款諸収入、3項1目1節老人福祉施設等整備資金貸付金元金収入は、市が市内2法人に対し貸付けを行った施設整備資金の元金償還金でございます。

60ページをお願いいたします。

20款4項1目雑入の7節施設貸付収入のうち、右ページ8行目の老人福祉センター永寿荘電気、ガス、水道料は、大堰永寿荘の売店設置者から受け入れる電気料などの実額使用料を見込み計上したものでございます。

高齢者福祉課所管分の説明は以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

続きまして、保険年金課、内山課長より説明をお願いいたします。

○保険年金課長 よろしく申し上げます。

着座にて失礼いたします。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、保険年金課所管部分についてご説明いたしますので、121ページをお願いいたします。

説明欄、上から4つ目の◎保険年金課関係経費81万円は、職員5人分の時間外勤務手当と申請書書類等を収納する鍵付きロッカーを購入するための庁用器具費で、前年度と比較して9万円の減額でございます。

続きまして、127ページをお願いいたします。

上から1つ目の◎重度心身障害者医療支給費1億6,087万6,000円は、前年度と比較して77

万3,000円の減額でございます。

主な内訳ですが、12節OAシステム改修委託料501万6,000円は、令和4年10月に行う受給資格の一斉更新に伴うシステム改修費と、令和4年10月診療分から実施予定の県内全域での窓口無料化（現物給付化）に対応するためのシステム改修費になります。また、19節重度心身障害者医療扶助費は、対象者となる障害者1,700人の医療費の支給に係る経費でございます。

130ページをお願いいたします。

6目国民年金事務費2,369万1,000円は、前年度と比較して267万1,000円の減額で、職員4人分の人件費が主な費用でございます。

次に、7目国民健康保険事業費7億7,000万円は、前年度と比較して2億2,976万円の増額でございます。増額の主な要因は、国民健康保険特別会計予算で説明させていただきました被保険者の減少に伴う保険税の減額及び繰越金の減額によるものでございます。

132ページをお願いします。

9目後期高齢者医療事業費11億575万5,000円は、前年度と比較して5,903万2,000円の増額でございます。

主なものでは、説明欄の12節健康診査委託料、18節後期高齢者医療療養給付費負担金、その下、健康診断助成金、27節後期高齢者医療事業費特別会計へ繰出金となりますが、それぞれ前年度の決算見込みが後期高齢者医療広域連合からの通知に基づき計上したものでございます。

137ページをお願いいたします。

上から2つ目の◎子ども医療支給費2億5,605万2,000円は、前年度と比較して358万3,000円の減額でございます。

主な内訳ですが、12節OAシステム改修委託料376万2,000円は、令和4年10月診療分から実施予定の県内全域での窓口無料化（現物給付化）に対応するためのシステム改修費、19節子ども医療扶助費は約1万900人分を見込み計上したものでございます。

139ページをお願いします。

1つ目の◎ひとり親家庭等医療支給費2,638万3,000円は、前年度と比較して671万3,000円の増額でございます。主な内訳ですが、12節OAシステム改修委託料376万2,000円は、令和5年1月診療分から実施予定の県内全域での窓口無料化（現物給付化）に対応するためのシステム改修費になり、19節ひとり親家庭等医療扶助費は、ひとり親家庭等に該当する保護者約570人分及び子ども医療費とひとり親家庭等医療費の優先順位の変更に伴い、新たに該当と

なる子ども900人分を見込み計上したものでございます。

以上で歳出の説明を終わらせていただきます。

続きまして、歳入についてご説明させていただきますので、38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項2目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金のうち、右ページの説明欄、上から2行目になります国民健康保険税未就学児均等割負担金197万円は、未就学児に係る国民健康保険税均等割の軽減措置の財源として交付されるものでございます。

次に、一番下、国民健康保険基盤安定負担金6,009万円は、国民健康保険事業に係るものでございます。国保税軽減対象者数の一定割合が補てんされるもので、補助率は2分の1でございます。

次に、40ページをお願いいたします。

3項2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金1,670万2,000円は、基礎年金等事務委託金で、国民年金業務の法定受託事務に係る委託金でございます。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金のうち、右ページ説明欄、上から5行目になります国民健康保険基盤安定負担金1億5,806万6,000円は、国民健康保険事業に係るもので、国保税軽減額の4分の3と軽減対象者数の一定割合を補てんする県負担分4分の1でございます。

その1行下の国民健康保険税未就学児均等割負担金98万5,000円は、国民健康保険税における未就学児均等割半額負担の県負担分でございます。

その1行下の後期高齢者医療保険基盤安定負担金1億6,776万8,000円は、後期高齢者医療事業に係るもので、保険料軽減分の4分の3を県が負担するものでございます。

左ページ、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、右ページにあります説明欄、上から6行目になりまして、重度心身障害者医療費補助金7,666万2,000円は、重度心身障害者医療扶助費の2分の1が補助されるものでございます。

45ページをお願いします。

上から4行目、福祉医療システム改修費補助金は、県内窓口無料化（現物給付化）におけます重度心身障害者医療費のシステム改修に必要な経費として33万3,000円が補助されるものでございます。

2節児童福祉費補助金の2行目、乳幼児医療費補助金2,142万5,000円は、子ども医療の扶助費ですが、県の補助対象となっている小学校就学前の入院・通院費の2分の1が補助され

るものでございます。

次のひとり親家庭等医療費補助金1,088万2,000円は、ひとり親家庭等医療扶助費の2分の1が補助されるものでございます。

7行下になりますが、福祉医療システム改修費補助金は、県内窓口無料化（現物給付化）におけますひとり親医療費及び子ども医療費のシステム改修に必要な経費を合わせて66万7,000円が補助されるものでございます。

58ページをお願いします。

20款諸収入、4項雑入、60ページになりますが、4節交付金及び助成金収入のうち、説明欄一番下、後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金2,390万円は、人間ドックに係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの補助金で、広域連合が定めた1人当たりの助成金が補助されるものでございます。

次に、5節委託金収入のうち、上から2行目、後期高齢者健康診査委託金2,652万7,000円は、健康診査に係る埼玉県後期高齢者医療広域連合からの委託金でございます。

以上で保険年金課所管分の説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

続いて、保健センター、五十嵐所長、よろしくをお願いします。

○保健センター所長 どうぞよろしくお願いいたします。

着座にて失礼いたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので、予算に関する説明書の150ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項1目保健衛生総務費1億6,189万2,000円は、前年度と比較して1,186万6,000円の増額でございます。増額の主な要因は、育児休業中の職員の復職及び新型コロナウイルス感染症自宅療養者等生活支援事業の実施によるものでございます。

右側説明欄の◎保健衛生一般管理費の主な内訳ですが、1節会計年度任用職員報酬から4節労働保険料までは、保健センター職員16人分及び会計年度任用職員3人分の人件費、7節委員謝金は、歯科保健業務連絡協議会及び健康づくり推進協議会開催に係る委員謝金でございます。

12節、一番上の歯科在宅当番医実施委託料は、年末年始の12月31日、1月2日及び1月3日の3日間において、歯の救急患者を診療する医療機関を確保するもので、歯科医療機関に対する委託料でございます。

その下の休日急患診療実施委託料は、日曜祝日、年末年始などの休日に発生する急患に対し初期治療を施す医療機関の確保を目的とするもので、市内で二次救急を担う2つの医療機関の休日診療に対する委託料、次の自宅療養者生活支援事業委託料は、新型コロナウイルス感染症による自宅療養者等の生活支援に係る買物代行及びごみ出し代行の委託料でございます。

そのほかの委託料は、施設管理に伴う経常的な経費であり、前年度とほぼ同額の計上となっております。

153ページをお願いいたします。

18節3行目、熊谷・深谷・児玉地区小児救急医療支援事業負担金は、本市が所属しております熊谷・深谷・児玉地区第二次救急医療圏の深谷赤十字病院、熊谷総合病院、行田総合病院において休日及び夜間の小児救急医療体制を確保することにより、小児に対する医療の充実を図るための負担金、3行下の産科医等手当支給支援事業費補助金は、分娩や帝王切開術を行う医師に分娩手当などを支払っている産科医療機関に対する産科医療体制を維持するための補助金、その下の第二次救急輪番制病院運営事業補助金は、休日及び夜間において入院治療を必要とする重症患者を受け入れる救急医療体制確保のための市内2医療機関に対する補助金でございます。

次に、2目保健費の右側説明欄◎健康づくり推進費204万9,000円は、前年度とほぼ同額の計上でございます。

主な内訳ですが、7節謝金は、成人健康教育や健康講座の実施に係る講師謝金で、その下の褒賞品費は、健康づくりチャレンジポイント事業のポイントを獲得した方に贈呈する市内共通商品券の購入経費、18節糖尿病予防検体測定負担金は、市内薬局において糖尿病の検査を行った際の薬局に対する負担金、3行下の禁煙チャレンジ応援プラン助成金は、禁煙外来で治療過程が終了した方に対する助成金でございます。

次の◎母子保健費6,442万8,000円は、前年度と比較して126万2,000円の増額でございます。増額の主な要因は、来年度から埼玉県との連携により開始する産後健康診査に係る助成費用を計上したことによるものでございます。

主な内訳ですが、1節会計年度任用職員報酬から4節労働保険料まで及び8節の費用弁償は、子育て包括支援センターの対象職員4人分の人件費、7節の謝金は、乳幼児健診等における医師、歯科医師、保健師、看護師、助産師、言語聴覚士、臨床心理士、歯科衛生士に対する謝金でございます。

155ページをお願いいたします。

12節健診委託料は、妊婦の健康管理の向上と費用負担の軽減を目的とした妊婦健康診査の委託料、4か月児の乳児健康診査委託料、新生児聴覚検査の委託料及び来年度から埼玉県との連携により開始する産後健康診査に係る委託料でございます。

次の妊産婦乳幼児相談業務委託料は、生後4か月までの乳児及び産婦がいる全家庭を助産師または保健師が訪問し、相談支援を行う業務委託料。

18節2行目、不妊検査・治療費助成金は、不妊治療を行っている夫婦に対し、その治療に要する費用の一部を助成するもの。

その下の検診費助成金は、里帰り出産などにより、契約医療機関以外の医療機関で受診した妊婦健康診査、新生児聴覚検査及び産後健康診査について、立替え払いをされた費用を償還払いにより助成するもの。

19節未熟児養育医療扶助費は、入院を必要とする未熟児に対して、その治療に必要な医療費を給付するものでございます。

次の成人保健費5,636万4,000円は、前年度とほぼ同額の計上でございます。7節謝金は、がん検診を実施する際に、補助業務を行う看護師に対する謝金、11節手数料は、骨粗鬆症検診を実施するための経費、12節検診委託料は、がんや生活習慣病など疾病を早期に発見するための各種検診に係る経費を実績に基づき計上したものでございます。

18節骨髓移植ドナー助成金は、ドナーの登録及び骨髓等の移植の推進を図るため、骨髓等の提供者であるドナー及びドナーの勤務する事業所に助成金を交付するもの、その下のがん患者医療用ウィッグ購入費助成金は、がん患者の抗がん剤治療等の副作用である脱毛による精神的苦痛や経済的負担を軽減し、就業、または療養生活の向上を図るための医療用ウィッグの購入費用に対する助成金でございます。

次に、3目予防費の右側説明欄の◎感染症予防費2億384万3,000円は、前年度と比較して1,051万6,000円の増額でございます。増額の主な要因は、来年度からの子宮頸がんワクチン接種の個別接種勧奨の再開に伴う所用の経費を計上したことによるものでございます。

主な内訳ですが、12節検診委託料は、風疹抗体検査の受診委託料、次の予防接種委託料は、予防接種法に基づくこれまでの乳幼児から高齢者を対象とした定期接種に係る費用に加え、子宮頸がんワクチン接種の個別接種勧奨の再開に伴う費用を計上したものでございます。

157ページをお願いいたします。

◎狂犬病予防費68万8,000円は、狂犬病予防法に基づく狂犬病予防接種に係る経費で、前年

度とほぼ同額の計上でございます。

続きまして、歳入について申し上げますので、32ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金、1項2目衛生費負担金の1節保健衛生費負担金は、右側説明欄にございますように、未熟児養育医療に係る保護者の所得に応じた自己負担金でございます。

36ページをお願いいたします。

13款使用料及び手数料、2項2目衛生手数料、1節保健衛生手数料は、右側説明欄にございますように、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料を見込んだものでございます。

38ページをお願いいたします。

14款国庫支出金、1項3目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金は、右側説明欄にございますように、未熟児養育医療負担金として歳出計上額から自己負担分を除いた額の2分の1を国から受け入れるものでございます。

一番下の2項3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金は、右側説明欄にございますように、疾病予防対策事業費等補助金でございまして、がん検診の受診勧奨と風疹の追加的対策事業に係る事務費等に対する国の補助金で、事業費の2分の1を見込んだものでございます。

42ページをお願いいたします。

15款県支出金、1項2目衛生費県負担金、1節保健衛生費負担金は、右側説明欄にございますように、未熟児養育医療負担金で、歳出計上額から自己負担分を除いた4分の1を県から受け入れるものでございます。

44ページをお願いいたします。

2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金339万2,000円は、前年度と比較して90万2,000円の増額でございます。右側説明欄の一番上、骨髄移植ドナー支援費補助金は、骨髄等を提供するドナーに対する休業補償に係る県からの補助金で、補助率は2分の1でございます。

その下の保健事業費補助金は、健康増進事業費に係る県からの補助金で、補助率は3分の2、その下の熱中症予防対策事業補助金は、市が行う熱中症予防対策事業に対する県からの補助金で、補助率は2分の1でございます。

2行下の不妊検査・治療費助成事業補助金は、不妊検査助成事業及び早期不妊治療助成事業に伴う県からの補助金で、不妊検査及び不育症検査に係る費用の10分の10及び早期不妊治

療に係る費用の2分の1を県から受け入れるものでございます。

その下の産科医等手当支給支援事業費補助金は、産科医等の手当支給支援に係る県からの補助金で、補助率は3分の1、その下の産後健診推進事業補助金は、来年度から埼玉県との連携により開始する産後健康診査助成に係る県からの補助金で、補助率は2分の1でございます。

少し飛びまして、59ページをお願いいたします。

20款諸収入、4項1目雑入、3節負担金収入のうち、右側説明欄の下から4行目、検診自己負担金は、各種がん検診等における自己負担金でございます。

その下の食生活改善推進員養成講座自己負担金は、講座に参加された方の自己負担金でございます。

61ページをお願いいたします。

7節施設貸付収入のうち、右側説明欄の中ほど、保健センター電気料は、保健センター正面玄関に設置している飲料水用自動販売機1台分の電気料でございます。

以上で保健センター所管部分の予算説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

以上で説明のほうは終わりました。

暫時休憩とさせていただきます。

午前 11時 24分 休憩

---

午前 11時 30分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

△発言の申出

○委員長 この際、執行部から発言の申出がありますので、これを許します。

保険年金課、内山課長、よろしくをお願いいたします。

○保険年金課長 申し訳ありません。保険年金課の所管の説明の中で訂正をさせていただいた部分がございます、よろしく申し上げます。

61ページをお願いいたします。

61ページでございますが、20款の諸収入で4節の交付金及び助成金収入の中の右側一番下に後期高齢者医療制度長寿・健康増進事業補助金の金額を、私が2,390万円と説明してしまっ

たのですが、239万円に訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

○委員長 了解いたしました。

以上、説明のとおりご了承いたします。

---

△議案第6号の質疑

○委員長 それでは、続いて質疑に移りたいと思います。

いろいろありますけれども、質疑のある方は挙手をお願いします。質疑の際に一応ページも分かれば言っていただくようにお願いします。

田中委員。

○4番 田中委員 各ご説明ありがとうございます。

たくさんあるんですけれども、少しずつ行きたいと思います。

歳出の123ページで、まず、こちらの地域共生社会推進事業費ということで、トータルサポートからこういった名称に変え、また、充実した地域共生を目指すということでお話がありました。移行準備ということで昨年のところの説明がありました今回専門家を招いての研修会の開催ということで、実際にフォーラムとか行われたわけなんですけど、本年度の移行準備の部分、具体的なスケジュール感とか、こういったことを考えているということがあれば、まず教えていただければと思います。

○委員長 それでは、答弁をよろしく願いいたします。

○健康福祉部副参事 来年度の移行準備に関しましてですが、ワークショップなどを想定しておりまして、重層的支援体制整備事業への移行準備として健康福祉部を初めとした庁内の連携体制の構築のほか、関係機関を集めた多機関協働による支援体制の構築のために各機関の顔の見える関係づくりのためのワークショップや研修会等を考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

田中委員、どうぞ。

○4番 田中委員 ありがとうございます。

具体的には、こちらの7節のところでは謝金が50万円アップしているということで、講師の方とか専門家に対する具体的なところ、考えているのかまず教えていただければと思います。

○委員長 藤倉副参事、お願いします。

○健康福祉部副参事 まず、ワークショップというものを想定しておりまして、こちらの講師

の方への謝金としまして1回5万円掛ける8回と、あと重層会議というものがございまして、そちらの会議の関係のアドバイザーの方に関しましての5人の方、お一方1万円で3人の方に5回ということで合わせて55となっております。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 具体的にありがとうございます。

そういった体制を敷いていただきながら、地域共生社会推進事業ということで目指す、あえてこういった名目でこれから進んでいくと思うんですが、窓口というか、どういったまだ見えていない手探り状態なところもあると思うんですが、こういった形で構築されていくところ、今のところで教えていただけたら、イメージしやすいところを教えていただけたらと思います。

○委員長 藤倉副参事、お願いします。

○健康福祉部副参事 来年度におきましては、地域共生社会推進室というものを設置する予定でございまして、そこにおいては複合的な課題を持った方々への相談等に関する支援等を行う予定でございます。

また、その推進室が中心となりまして、庁内への影響はもとより、庁外の関係機関との連携を図っていくということで考えております。

○委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○4番 田中委員 ありがとうございます。全てはこれからだと思うんですが、縦割りを廃して庁内の調整と地域との調整がその推進室から行われるというようなイメージをしてよろしいでしょうか。

○委員長 藤倉副参事。

○健康福祉部副参事 さようでございます。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 ありがとうございます。

もう一つぐらいいいですか。すみません。

そうしましたら次に移らせていただきたいと思います。

135ページの児童福祉一般管理費のところの18節の下から3行目の子どもの居場所づくり事業補助金についてなんですけれども、こちら、まず子ども食堂だと思うんですが、こちら幾

つの食堂があるのか、また、昨年も聞いていたかもしれないんですが、現在のところというのをつかみたいので教えてください。

○委員長 上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

現在の市のほうで把握している子ども食堂の数ですけれども、一応6団体把握してございます。実績ということですと、今のところ全体で交付の見込額は22万円という形になってございます。今年度、新型コロナの影響もございまして、子ども食堂としての活動がなかなか難しいという状況がございまして、実際の交付の見込みが今年度分は22万円という形になってございます。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 ありがとうございます。

それに付随して、くしくも上野課長のほうからおっしゃっていただいたコロナ禍の中で実際の子どもの食堂の開催運営というのは少なく抑えられてきたと思うんですが、それに伴って事業体は子どもの食堂の団体さんがフードパントリーを行っていたかというふうに思っているんですが、そちらの広がりをもすごく感じておりまして、私も関わったりとかもしたんですけども、こちらに対する助成というのはここから捻出されているということではないわけですよ。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

委員さんおっしゃるとおりでございまして、ここから出ているというわけではございません。

以上です。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 ありがとうございます。

そうしますと確認ができましたので、今までそういったフードパントリーを行う事業者さん、子どもの食堂の中心というところだったと思うんですが、こういった広がりの中、交付金というのが助成されていたと思うんですが、団体に月2万円ということも聞いているんですが、こちらは上野課長のところではないと思うんですが、広い意味で聞いていきたいと思うんですが、こちらは継続されると考えてよろしいでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

今年度やっていたものは、大変恐縮なんですけど、一回ここで一区切りということで、来年度の継続ということはございません。フードパントリーそのものにつきましては、委員さんもお承知のとおりで、もともと社会福祉協議会とかそちらのほうで既にやっていたところを、今年度に限っては子ども食堂がなかなか開催が難しいという現状を踏まえまして、子ども未来課のほうで予算措置等をさせていただいて、そういった子ども食堂をやっているような団体がフードパントリーをやることについてお金を出せるような仕組みをつくったんですけども、来年度についてはそれは想定しておりませんで、一般的なフードパントリーの仕組みの中で行われるものと考えて、今までもあったものの中で対応していくというような認識で、新たに継続して今年度と同じようにやるということはないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 ありがとうございます。

非常に残念だなというか、今のコロナ禍の状況を鑑みても、急にまた子ども食堂に戻っていくというか、そこの開催もどうなのかなというところで、本当にむしろコロナ禍のことがあったからこそ、このフードパントリーで救われた困窮者の方が子どもも含めていらっしゃると思うので、今年はないということですが、こちらで上野課長のところで聞いていくのも違うかもしれないんですが、どういった形を全体のほかの方でお答えいただいてもいいんですが、せっかく広がりを感じていて、また困窮者が実際にいて、楽しみにしていらっしゃる方がいて、これが単純に終わってしまうというのは心もとないというか、非常に残念に思うんですが、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 確かに新型コロナの状況もまだ先が見通せないところがございますが、当初予算の段階では計上はさせていただいておりませんが、ほかの今までやっていたフードパントリー等の動きですとか、いろいろ見させていただいて、今後の状況に応じてまた対応していきたいと考えております。ご要望としては承らせていただきますが、現状、当初予算では計上はしていないという現状でございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 大変前向きな心温まるお話が聞けて、答弁が聞けてよかったですと思います。

1つの現実に即した課題というところで、今は当初予算のやり取りですのでここまでにしておきますけれども、ぜひぜひ課を挙げて考えていただけたら、ほかのところも含めてちょっといい形を取っていただけたらと要望して、まだあるんですけれども、ほかの方にどうぞお願いいたします。

○委員長 それでは、ほかの質疑に移りたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

柴崎委員。

○1番 柴崎委員 それぞれご説明をありがとうございました。

私からは、子ども未来課所管部分についてですけれども、139ページの上から2番目の建物改修工事請負費699万6,000円とありますが、これは南河原学童保育室の移転に伴うことだと思うんですけれども、具体的な工事内容、レイアウト等々を分かる範囲で教えてください。

○委員長 上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 お答えいたします。

今回、南河原小学校内の1階西側の2つの教室を整備させていただくことになってございまして、学童保育室で使うとなりますと、子どもさんたちが一回学校から出て学童に入ってくるというのを取りますので、出入りのところ、掃き出しのドアのところをちゃんと整備しまして、出入りがちゃんとできるようにしまして、そこにげた箱とかを備え付けたり、学童は基本的に上履きを履かない、お家に帰ってくるような状態になりますので、フロアをきれいにカーペット敷きといいますか、修繕して普通に靴下の状態で過ごせるような形にしたり、あとは学童保育室の支援員が使える水回りを用意したり、そういったことをもろもろ改修を今考えております。

また、もともと教室でしたので、黒板ですとかあるんですけれども、あれがさりげに出っ張っていたりしますので、そういったものを撤去したりしてきれいな体裁にするですとか、そういったことを想定してございます。

以上です。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 そうしますと、水回りでお話ししますと、トイレ等々は既存の校舎のものを使うということよろしいでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

おっしゃるとおりでございます、トイレにつきましては、既存の学校のトイレを活用させていただくということで、新たに整備するということはありません。

以上です。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 そうしますと、新しく学童保育室が南河原小学校の中に移るということになりますと、以前使っていた学童保育室は、多少手が加えられていると思うんです。そのまま使っているわけではないと思いますので、その原状復旧とよくいきますけれども、そういうこともこの中に含まれているのでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

今ある南河原学童保育室、南河原支所内ですけれども、そちらのほうを新たに例えば会議室にするですとか、そういったような修繕の費用はここには含まれてございません。基本的には新たに作る南河原小学校内の改修工事の部分をここで予算計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 この中にはないという、要するに新しく新設する部分についての工事費だということになりますと、じゃあ以前使われたところの復旧というのはどういうことになってしまうのでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

子ども未来課のほうでの当初予算に向けての予算措置はございませんで、私が承知している範囲では、そこを学童保育室が移転することによって空くわけですけれども、そこを今新たに特別手を加えるというような話は、私自身は承知しておりません。これからの南河原支所のいろいろな整備の中でまた対応していくものと、私自身は認識しております。

以上です。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 承知しました。

もう一点よろしいでしょうか。

そうしましたら、同じく子ども未来課ですけれども、歳入の39ページの下から5行目、保育対策総合支援事業費補助金とありますが、これは保育士さんの住居の補助ということですよ。ろしかったですよ。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

保育士宿舍借上費用、新たに保育士さんを雇う保育園さんが、保育士さんのために部屋を借り上げたときに、そこに対する補助ということで、市のほうが補助をするわけですけれども、それに対する国からの補助金ということで、ここに計上させていただいております。

以上です。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 そうしましたら、1件当たりの補助金の上限という金額はどのくらいでしょうか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

対象額に対する国からの補助金は2分の1なんですけれども、県が8分の1を負担してくれるという立てつけになってございます。

以上です。

○委員長 柴崎委員。

○1番 柴崎委員 それでは、今、現状で何名ぐらいの方がこの制度を利用しているのか教えていただけますか。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

2名でございます。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

柴崎委員。

○1番 柴崎委員 ありがとうございます。承知しました。

○委員長 10分ありますけれども、切りがいいところなので、一旦切っていいですか。大丈夫ですか。

じゃあ村田委員、お願いします。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

区切りという意味で、先ほど柴崎委員から質問があったところと同じところですが、139ページの南河原学童の移転に伴う対策事業費でご説明いただいたところですが、さらに伺いたいのは、移転のための工事、機器類の整備、どういうものを整備される予定で組んでいるのか。例えば椅子ですとか机、あるいはほかに先ほどげた箱という話がありましたが、図書関係ですとか、もう少し具体的な例示をいただければと思います。

○委員長 上野課長。

○子ども未来課長 お答えいたします。

新たな南河原学童保育室整備に伴うものですが、基本的に今あるもので使えるものはそれを使う形でやるんですけれども、新たな備品としては、例えばテレビですとか、書類用の棚、物置などは新たに購入する予算をこちらで計上させていただいております。

また、工事関係ですと、先ほど柴崎委員さんのご質問にお答えしたフロアとか洗い場の関係のほかですと、インターネット関係を整備する、どこの学童もインターネットを全部入れているんですけれども、そういった整備ですとか、機械警備機器、今学校内で一括になってしまっているんですけれども、学童保育室というのは夏休み期間中ですとか放課後の先生たちがいなくなっている期間も運営しますので、切替えのための工事も新たにこちらで計上させていただいております。

大きなところではそういったもので、備品でいいますと、新たに机等は購入するように計上してございます。

以上でございます。

○委員長 それでは、ここで暫時休憩とさせていただきます。

午前 11時 54分 休憩

---

午後 0時 58分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第6号の質疑続行

○委員長 順次質疑を進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様、質疑、2つ、3つぐらい一緒にやっていければと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、質疑のある方は挙手をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、質疑させていただきます。

123ページの地域共生社会推進事業費に関して質疑をさせていただきます。

午前中、委員から質疑がありましたけれども、その部分については分かりましたので、それ以外のところでの私の質疑ということで理解して答弁をお願いしたいと思います。

まず、今年度実施しております地域共生社会づくりの調査研究というのがあって、それを踏まえてステップアップといたしますか、踏まえて発展的に次年度地域共生社会推進事業を進めていくという説明だったかと思うんですけども、今やっぺらっぺらこの調査研究の事業はどのようなことをやっぺらっぺら、これが次年度のこの推進事業にどのように活かされていくのか、この点についてまず1点。

それから、この事業、市の医師会が大変積極的なように、私、見てとっているんですけども、そうすると、市のいく方向性といいますか、特徴という点で、私、プラスに捉えてもいいと思っているんですけども、例えば高齢者対策ですとか、医療・介護の連携ですとか、こうした部分が中心、あるいは先導的に進められるような、そんなイメージなのか。これが2点目。

そして、3点目が、議員説明会でも地域共生社会とはということで説明ありましたけれども、なかなか私、正直理解が、具体的な像が結んでこない、まだ状況にあるんです。この行田市に即して、もう少し具体的に、こういう社会づくりなんだ、あるいはこういう手順でこういう社会づくりを目指していくんだ、少し具体的にお示しいただけるところがあればお願いしたい。

最後ですけれども、この中で、訪問支援事業委託料というのがあるんですが、これはどのような事業なのか。令和2年度から始まっているのかが不明でありまして、簡単にご説明いただければと思います。

○委員長 それでは、藤倉副参事、お願いいたします。

○健康福祉部副参事 では、随時お答えさせていただきます。

まず、今年度の調査研究につきましては、この調査研究委託料というものに関しましては、地域共生社会の実現に向けて、有識者の方などからの情報収集や、先進地での調査研究というために措置していたものでございます。こちらを活用して、本年の1月23日に、地域共生社会フォーラムをオンラインで開催させていただきました。こちらのフォーラムでは、地域共生社会の実現に向けた機運の醸成と、本市の取組の参考とするための情報収集を目的とし

まして、厚生労働省の職員の方を招いて、地域共生に係る国の方針等について講演を行っていただきました。また、国の有識者会議の委員であって、先進的な取組を行っている北海道の当別町の社会福祉法人の理事の方から、地域での実践報告を行っていただきました。

このような調査研究を踏まえて、また来年度からは国の補助事業である重層的支援体制整備への移行準備事業を活用して、庁内連携体制の構築や、関係機関を集めた多機関協働による支援体制の構築を開始しようとしているものでございます。

次に、高齢者の対策とか医療介護とかのところ、医療介護の連携中心になるのかというところでございますけれども、本事業におきましては、幅広い分野の方が相互に連携をして、既存の相談支援等の取組を生かしながら、包括的な支援体制を構築するというものを目指しておるものでございまして、高齢者対策や医療介護の連携というところが中心点にくるといいうものではなくて、相互に幅広い分野の方々に連携していただくというものでございます。

次は、本市での具体的な説明というところでございますけれども、本市でも全国的な傾向と同様といたしまして、地域や家族などでの共同体としてのつながりが弱体していく中で、制度の中で孤立をしてしまった、谷間で孤立してしまったという、いわゆる8050問題ですとか、ダブル空き家問題ですとか、生活の過程、生活下でも複雑化、複合化しておりますので、単一の制度による支援だけでは対応に苦慮するということがございます。

こうした中、市民の複合・複雑化した支援ニーズに対応できるように、地域の関係機関の方々と連携して、相談者の方の属性、例えば高齢者の方々とか、障害をお持ちの方だとか、困窮なさっている方とか、そういう属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め支援する相談支援、課題を抱えた方が地域とつながっていくように支援していく参加支援、住民同士の顔が見える関係性をつくることを支援する地域づくりに向けた支援ということの体制整備に取り組んでまいります。

その第一歩として、来年度から、重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始いたしまして、健康福祉部を初めとした庁内連携体制の構築のほか、関係機関を集めた多機関協働による支援体制の構築のため、各機関の顔が見える関係づくりのためのワークショップですとか研修会等を開催いたします。そういったことを通じまして、将来的には支え手、受け手という関係を超えまして、多様な立場の方々が参画し、世代や分野を超えてつながることで、住民一人一人の暮らしや生きがいの充実につながっていく世界・社会の実現というものを目指してまいります。

あと、次に、訪問支援事業委託料につきましてですけれども、こちらに関しましては、医

師、保健師、看護師、精神保健福祉士など、国家資格を有する専門家の方が実施するアウトリーチ相談支援に係る委託料でございます、1回につき2万円を支出するものでございます。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 丁寧なご説明、答弁をありがとうございました。

見えてきた部分と、まだまだ分からないといいますか、理念的な説明の部分とありますので、これからの事業の実施の中で、またつぶさに私も学んでいきたいと思えます。

アウトリーチの事業ということで、これは、位置づけとしては、ここが適切と考えてここに置いてあるんですか。変な聞き方になってしまったけれども、地域共生社会推進事業の1つの在り方、現時点でやっている事業という位置づけで、このアウトリーチの事業がここに入っているのでしょうか。その点を確認します。

○委員長 藤倉副参事、お願いします。

○健康福祉部副参事 こちらの訪問支援事業委託料ですが、こちらに関してですけれども、地域共生社会推進事業と申しますのは、重層的支援体制でございますので、委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか質疑のある、町田副委員長、お願いします。

○副委員長 すみません、今の関連というか、地域共生社会、123ページの、今、村田委員から質問もあったんですけども、去年までは多分トータルサポート推進事業という形のところがなくなって、内容的にもほとんど同じような形で、地域共生、この事業名は変わったという捉え方をしているのか分からないですけども、今の説明を聞いていると、パンフレットに書いてあるような内容なのは分かるんですけども、これは何をやるんですか。

例えば先ほどの話だと、庁内をまたいでという話ですけども、先ほど午前中説明いただいて、昨日からも説明をいただいた中で、例えば国保の仕組みの中で、18歳、子どもの医療が無料になりますよと、県内。それが、この中だと、今日の中だと重度心身障害者医療支援だとか、ひとり親家庭云々かんぬんというのがあって、全部そこで同じような、そのためのOAシステムの改修料がそれぞれ上がっています。これというのは、1箇所のパソコンを幾らかかってその担当課で分けているのか。担当課でおのおのに同じように改修をかけているのか。

そういう部分をまとめて、うまいこと結びつけて1つにしましょうよというのが地域共生なのか。それとも、行田市の市役所に、こうこうこういう状態ですと来た人を、あなたはこことこことここですよとコーディネートしてくれることが地域共生なのか。どっちですか。

庁内の取りまとめをまとめてやってやるのかそうなのか。それとも、必要としている人が来たときに、その人のためにコーディネートをするのが地域共生ですか。どっちですか。

仕事を効率よくやるために、例えば先ほど言いましたけれども、同じ仕組みの中で、各課でOAシステムの改修をしますよと、何百万円ずつかけて。必要だと私ももちろん思っています。だけれども、それを、無駄を省いて1つに取りまとめてやろうとするのが地域共生なのか。それとも、いわゆる庁内側の考えでいくのが地域共生なのか。それとも、支援が必要だとかいろんな相談に来られた方に対して、どことどこと、例えば場合によっては都市計画課も必要ですねとか、そうコーディネートするのがそれなのか。

例えば、後期高齢者の部分だとか、介護が必要な人の場合だと、包括支援センターがあるわけですよね。そういう部分に関して、どういう形を取るのが地域共生社会ですか。推進事業ですか。

○委員長 はい、お願いします。

○健康福祉部副参事 例えば、今おっしゃった内容ですと、それは高齢者の中で終わってしまうような話、解決できるような課題だと思うんですけども、例えばそれではない場合、今の、先ほど申し上げましたけれども、8050といいまして、高齢者の方のお金で50の息子さんが生活をしている。お父さん、お母さんの年金で50代の方が引き籠もっていて、親御さんの資産で生活をしているというパターンとかがございます。

そういう場合ですと、例えばそれで親御さんの問題だけでは解決はしない。その引き籠もっている方、その方に対するアプローチも必要になってくるといった場合に、それは高齢者だけの枠組みでいけるかということ、そうではないので、どうしても取り残されてしまう点があるということに関しまして、それらの方々に関しても包括的に、言葉がいいか分かりませんが、取りこぼしのないような社会にしていきたいと思いますという考えでいらしていただけたらと思います。

○副委員長 ということは、私が支援を求めた場合に、町田 光という組合せの支援になりますよということを教えてくれるということですか、今の説明だと。

1人の人ではなくて、その関係するだとか、ご家庭の中に、こういう方もいらっしゃいますね、こういう立場の方もいらっしゃいますね。だからこうこうこうしますよと、いわゆる

コーディネートするという形ですか。1つの、それだけじゃないだろうけれども、それが1つのそういうことですよと。私が来たときに、あなたのお母さんはもうこういう方ですね、高齢者ですね、障害者ですねと。私はこうですねとか、ひとり親で子どもがいますねという部分をトータルして、前の事業の名前と同じだけれども、トータルしてサポートしていくと、コーディネートしていくという考えでいいんですか。

○委員長 部長。

○健康福祉部長 私からお答えさせていただきます。

お考えとしては、そのお考えでおっしゃるとおりかと思えます。

地域共生社会は、前のトータルサポートから理念は引き継いでいるものになりますので、ほぼ同義と捉えていただいて構わないですけれども、その人に対してどういう支援ができるのかという、制度に人を当てはめるのではなくて、人に対してどういう支援をしていけるかというのを考えていくことを目指す取組になるんですけれども、来年度要求させていただいております重層的支援体制事業への移行準備事業というのは、ちょっと長いんですけれども、基本的にはその支援体制をつくるために模索する事業になっておりまして、何か決まったことをやるのではなくて、行田市の中でそういう複合的・複雑化した課題を抱えている方に、どういった支援をしていけばよいのかを、関係者間でご議論しながら、複数の網の目で、それこそ重層的にいろんな支援をつくっていきましょうという事業なのです。

なので、市役所内で完結するものでもないですし、庁外の関係機関との連携が重要になってきますし、庁内の中でも健康福祉部でももちろん完結する話ではなくて、例えばそういうお困りの方が市役所に来たときに、何かをコーディネートして差し上げるだけにとどまらず、その前の段階で、例えば午前中に話のあった子ども食堂とかもそうですけれども、そういったところに行って人と人と会話していく中で、何か問題が深くなる前に、人とつながっていることで、例えば精神的に安定して問題が深くないとか、そういった人とのつながりとか社会とのつながり自体も重要な支援の1つという捉え方をしますので、そういった既存の支援も生かしながら、必要に応じて新たな支援体制を模索していくというような事業になっていますので、来年度この準備事業ができれば、本格的に取り組んでいくことになるので、先ほどの村田委員へのご回答も、抽象的などころが多いのはそのためなので、その点ご了承いただければと思います。

○副委員長 ありがとうございます。

ということは、その人に合った支援のみならずですけれども、もちろん地域としての相談

も。そうすると、例えば名前のおりに、庁内だけではなくて、例えば自治会だとか民生委員さんだとか、取り巻く環境を構築していくという、1年をかけて構築していくという考えでいいということですね。

○健康福祉部長 おっしゃるとおりです。それも1年で簡単にできるものでもきつくないので、そこはずっと複数年かけてやっていかなければならないと認識しております。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか、質疑のある方は挙手をお願いします。

田中委員。

○4番 田中委員 では、話題を替えてというか、違うところでお願いします。

歳出の129ページの説明のところの、これは12節の下から2行目のひとり暮らし乳酸飲料サービス事業委託料というのが、先ほどのご説明の中で、見直しをしていくというところを伺いました。

まず、こちらのひとり暮らし用の乳酸飲料、そちらを受けられる基準というのを改めて教えていただき、どこを見直していこうとされたのか教えてください。

○委員長 柴崎課長、お願いします。

○高齢者福祉課長 それでは、129ページのひとり暮らし乳酸飲料の見直しについてお答え申し上げます。

まず、今の基準ということですが、75歳以上のひとり暮らしの方、または65歳以上75歳未満のひとり暮らしで、身体的または生活環境的な理由によって見守りが必要な方、そういった方、どちらかに該当して、かつ他者からの見守りがない方ということで、現行行っているところです。

もう少し具体的に申し上げますと、例えば現在、在宅の介護サービスを週2回以上利用していないですとか、あと、配食サービスを週3回以上利用していないですとか、同一の敷地内に親族が住んでいない方、あと、家族の訪問が週3回以上ない方、こういったところなどを基準にして、対象者になるかならないかというところを判断させていただいております。

見直しですけれども、なぜ見直しを行うかというところでございますが、ひとり暮らしの高齢者の方もどんどん増えてきている中で、今後もさらなる増加が見込まれているところです。

市が、例えば実施しているほかの安否確認サービスですと、配食サービスもそうですが、緊急通報システム、こういったものもございます。こういった利用をされている方もそうで

すけれども、先ほど、例えば介護サービスを週2回以上ということで申し上げましたが、1週間のうちに、例えば先ほど申し上げたようなデイサービスに通っているですとか、介護保険のサービスを利用している方、あるいは市内に、同一敷地でなくても、お子さんなどが住んでいる方、こういった方というのは、一般的にサービスを使っていれば必ず、例えばデイサービスに行けば、必ず職員が確認できるわけですし、通常一般的に市内居住の親族がいらっしゃれば、定期的な訪問もあろうかという中で、先ほど申し上げたとおりの独居の高齢者の方もどんどん増えていくのが見込まれますので、真に必要な方にサービスを効率的に提供するためということで、今回、対象者要件の見直しを行おうとするものでございます。

見直し後ですが、今回の見直しで、まず、対象者の方は、75歳以上の独り暮らしの高齢者の方で、次の要件を満たすものということで、緊急通報装置を利用していない。あとは配食サービスを利用していない。先ほど申し上げた在宅系の介護保険サービスを利用していない。ただ、住宅改修ですとか、福祉用具ですと、当然見守りとか入りませんので、こういったものは除きます。あとは、就労、具体的にはほかの方と接触する機会があるような就労、こういったものをしていない。これは今までも要件としては、基準としてはあったんですが、同一敷地内に親族が住んでいない。あとは、市内に一親等以内の親族が住んでいない。こういった方を今後対象にしていくということで、基準を変えて見直しをしていこうとするものでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○4番 田中委員 詳細にわたりありがとうございます。

要約させていただきますと、より家族の見守りが望めない人という、家族だけではなくて、指定サービスとかそういった人との関わりの中で孤立するような方に限定していくというような内容だったかと思います。

あと1点は、65歳以上という、その65歳というのは外すというようなニュアンスでしょうか。より厳しくという部分では、今の要件と、その前の年齢的なもの、75歳以上というところにしていく。もう一回確認ですけれども、身体的見守り要件があれば、逆に65歳以上でも、それはそのままということの理解でしょうか。

○委員長 柴崎課長、お願いします。

○高齢者福祉課長 今回の見直しに当たりまして、年齢の要件は75歳以上ということで見直し

たいということで予定をしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○4番 田中委員 分かりました。

では、もう1つだけいいですか。

そうしましたら、151ページをお願いいたします。

こちらの12節の上から3番目、自宅療養者生活支援事業委託料というところで計上しているわけですが、これは本当に近く、地域の自治体の中でも、より独自の支援に当たっていくかというところで、評価に非常に値するところかと思えます。

それに関連して、事業の概要の16ページですが、そのところで、「自宅療養者ヘルプセットについては、民間企業の協力を受け、官民協働で実施」とあるんですが、これは具体的には、県で支援物資を代行して委託されて、県からの委託でお送りするというところのほかということでしょうか。ここら辺の自宅療養者ヘルプセットについては、官民協働で実施というのが分からなかったので、説明をお願いいたします。

○委員長 五十嵐センター長、お願いします。

○保健センター所長 それでは、田中委員の質疑にお答え申し上げます。

151ページの自宅療養者生活支援事業、そして、概要書で申し上げますと、16ページの自宅療養者等生活支援事業、この中でのヘルプセットの関係でございますが、ヘルプセットにつきましては、市から一定の日数分の食料品、これを1つのセットとしてご用意させていただいております。

それは、ご用意させていただいておりますが、行田市におきましては、市内に日用品を扱う企業様であったり、または健康増進に関する連携協定を締結している企業様、または包括連携に関する協定を締結している企業様がございます。こういったところからの協賛をいただきまして、我々が予算を準備して用意する食料品のヘルプセットだけではなく、そういった企業様からのご協力によりまして、例えば市内の旧大王製紙、今、エリエールペーパーですけれども、あちらの企業様であれば、現在、トイレットペーパーとティッシュペーパーと除菌シート、こういった商品のご提供をいただいております。

それと、健康増進に関する連携協定を締結している大塚製薬様でございますが、こちらであれば、ポカリスエットの協賛をいただいております。

さらに、包括連携協定を締結しているコカ・コーラボトラーズジャパン様、こちらからは、いろはす、お水であったり、麦茶であったりというものをご協賛いただいております。

そういった、我々が準備いたします食料品のヘルプセットに加えて、そういう企業様からのご協賛によりまして、自宅療養者の方々を官民協働で支援させていただいているというものを、現状やらせていただいております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

田中委員。

○4番 田中委員 詳細にわたりありがとうございます。

そうしますと、県から支援物資というのは、これはもう行田市独自としてやっていて、また別ということでしょうか。逆に言うと、県のものも送られて、市でもこういうことで、両方送られるのでしょうか。細かいことですが、すみません、お願いします。

○委員長 五十嵐センター長、お願いします。

○保健センター所長 県が支給する配食サービスというものがございます。我々がヘルプセットと、行田市では扱っておりますけれども、県の配食サービスももちろん自宅療養者支援の方は、必要となれば要望されております。これは県に要望されております。

ただ、これにつきまして、実のところを言いますと、今、非常に第6波ということで、たくさんの方々が県内でも出ております。正直、県の配食サービスを依頼いたしましても、3日から、長いこと1週間、こういった日数を経ないと到着しないというような状況でございます。

その点を補完する意味で、私どもがヘルプセットという形で支援させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 よく分かりました。

実は、送ってこられた方のお話が聞けたんですけれども、すごい段ボールいっぱい、6人家族の方ですが、届けられて、本当に助かったと。1週間外に出られないと思っていたので、この支援物資が大変ありがたかったと言われていたので、これはどこから、県のを混ぜて、そのほかのものを行田市が措置しながらなのかといろいろ考えていて、聞けたのでよかったなと思います。

ましてや官民協働でということ、そういう協定を結んだところで、企業と連携を取りながら、本当に応援されているという、そういう大変なときだからこそ、そういうものを非常に感じると思うので、象徴的で、官民協働でやっている事業としてはとてもいいと思いました。ありがとうございます。

○委員長 梁瀬委員、ありますか。

○5番 梁瀬委員 今のところに関連してですが、この16ページを見ますと、自宅療養を指示された方と、あと、濃厚接触者ということですが、これは、この支援を受けるには、市からこちらの方に連絡するのでしょうか。それとも、例えば濃厚接触者とか自宅療養者から市に連絡があるのかというところが1点と、あと、④のところ、療養所のお困り事の確認を毎日実施というんですけれども、これはどなたが行うのかということと、あと、お困り事があった場合には、そこでまた支援がいただけるのかどうかということをお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 五十嵐センター長、お願いします。

○保健センター所長 まず、支援の連絡につきましては、埼玉県との情報連携を結ばせていただいております。県から陽性者の方の情報がまいります。これは、陽性者の方に限った情報でございます。陽性者のうち、自宅療養の方です。

自宅療養の情報に基づいて、架電は市からプッシュ型でさせていただきます。プッシュ型をさせていただいた上で、家族構成とかも差し支えない範囲で聞き取りをさせていただきます。その聞き取りをした結果として、自宅療養されている陽性者の方プラスご家族がいらっしゃるとなれば、ご家族の方も保健所からは濃厚接触ということを言われているかと思しますので、その点に関しまして、ご家族の方を含めて陽性者の方と濃厚接触者の方、支援の対象とさせていただきます。

それと、お困り事の相談につきましては、市の職員が全庁的な応援体制の中で、職員を、全庁的に動員をかけて、お困り事相談の架電をさせていただいているということでございます。

それと、お困り事相談につきましては、会計年度任用職員もつけております。

それと、濃厚接触者の方の情報というのは、県からいただけませんので、この濃厚接触者の方、例えば単身世帯で、ほかの方の濃厚接触になったという方につきましては、市の自宅療養者支援チーム、そちらへの直通の電話がございますので、そちらにお電話いただく形を取らせていただいております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 ありがとうございます。

もう一点いいですか。すみません。

155ページになるかと思うんですが、新規の事業ということで、産後健康診査事業というのがありますが、健康診査を実施しますということですのでけれども、助成額が1回5,000円ということですが、これは誰に対しての助成額になるのかお聞かせ願えればと思います。

保健センターで健康診査を実施することではないですよね。そうすると、この助成額の5,000円というのを、どんな感じなのか説明願えますか。

○委員長 五十嵐所長、お願いします。

○保健センター所長 155ページでございます検診委託料の中のことだと思うんですが、産後健康診査につきましては、来年度から新規で、埼玉県との連携の下に開始する事業でございます。

費用につきましては、県と費用負担2分の1ずつでございます。本人に対する助成でございます。母子手帳の中に、妊娠されてからの各種健診のチケットを一緒につづらせていただいておりますが、その1つとして、チケットを一緒につづらせていただいているものとなります。その助成額は1回5,000円ということで、産後の産後鬱予防だとか、そういった目的を持って実施する事業でございます。

以上でございます。

○委員長 梁瀬委員。

○5番 梁瀬委員 そうしますと、健診は1回幾らぐらいかかるものでしょうか。あと、何人ぐらいを想定されておりますか。

○委員長 五十嵐所長。

○保健センター所長 5,000円という部分につきましては、それが実費相当という理解をしております。

加えて人数につきましては、360人分を積算しております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

関連で、田中委員、お願いします。

○4番 田中委員 聞こうと思っていたので、梁瀬さん、ありがとうございます。

それで、産後ケアの充実というか、すごく素晴らしいなど、私も議会で取り上げていたもので、うれしく思っておりました。

それで、ここで、例えば鬱の症状というか、そういったものが産婦さんに見つかったら、その後どうつなげるというか、連携体制というか、それがどう産婦さんに戻ってくるのかとか、そこら辺の体制、具体的にお分かりになれば、その結果によってはというところを教えてください。

○委員長 五十嵐所長。

○保健センター所長 まず、今回の健診チケットによりまして、医療機関でその健診を受けていただきます。そこで、医療機関で、産後鬱の危険性たるものが認知されますと、それにつきましては、病院から市へ連絡がまいります。

市では、母子保健事業としての産前産後の方々をフォローさせていただいておりますので、その医療機関からの連絡に基づきまして、産後のフォローという形に、保健センターからのフォローという形になってまいります。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 ありがとうございます。

そうしますと、例えばそのケース・バイ・ケースだと思うんですが、市に連絡が来て、保健師さんがまた手厚く回数とか、平等に訪問のご様子を聞いて、産婦さんを支援するというのはもともとあると思うんですが、それにさらにとということで、軽度というか、その状況にもよると思うんですが、寄り添う支援をしていくと理解してよろしいでしょうか。

○委員長 五十嵐所長。

○保健センター所長 市では、もう既に子育て包括支援センターがございまして、妊娠中から産後までのフォローはさせていただいております。そこに、新たにこの産後健診の結果に基づく医療機関からの情報によりまして、さらに厚く支援をしていくということになるものでございます。

以上でございます。

○委員長 それでは、次の質疑に移りたいと思います。

質疑のある方は挙手をお願いします。

橋本委員。

○3番 橋本委員 123ページにある安心生活創造事業費の、12節の安心生活創造事業委託料のところは、いきいき・元気サポートに関するものとお聞きしたんですけれども、以前にもこれはご質問したんですけれども、利用者が払う金額が30分350円で、サポートしていただけるボランティアの方が1時間について500円の商品券というところで、差額が生じているその差額については、運営費に回しているということだったんですけれども、その辺の収支的なものが分かったら教えていただきたいと思います。

また、歳入の34ページですけれども、2節の児童福祉使用料の中の保育所延長保育料が、これは1万円という収入になっているんですけれども、これの内容的なものをお聞かせ願えればと思います。

それと、129ページ、先ほど田中委員からありましたけれども、乳酸飲料の件ですけれども、私は、これは非常にいい事業だと思っております、縮小するというか見直すというところは、何かこの事業に対してやめたいのかなんていう意図を感じてしまうんですけれども、先ほどのご説明の中で、親族がいないとか、緊急通報装置があるとか、配食サービスを利用していないとかと、様々な理由がある方は除外していきたいということだったんですけれども、私は、こういう重複をするほうが、非常に安心・安全を守れて、どれか1つでも達していればもういいだろうという考えはおかしいのかと、疑問は感じるんですけれども、実際にそういう経緯に至ったに当たっては、いろいろな調査研究をしていると思うんですけれども、この乳酸飲料サービスをしている中で、実際に今、何人ぐらい利用なさっているのか。また、その情報提供によっての実績が何かあったのか。または、現在利用している方の利用者の声は、どんなことが出ているのかということが分かれば、お聞かせ願いたいと思います。

それと、155ページ、18節の骨髄移植ドナー助成金についてですけれども、これは、恐らく申請しなければ頂けないのかどうか分からないですけれども、何人ぐらいで、どんな助成がなされているのかということをお聞きしたいと思います。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、順番に、藤倉副参事、お願いします。

○健康福祉部副参事 いきいき・元気サポート制度の運営の収支に関してでございますが、今、すみません。ただいま手元に資料がございませんので、後ほどご報告させていただきます。

○委員長 続いて、上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 保育所延長保育料についてお答え申し上げます。

こちらの積算につきましては、公立の3つの保育所におきまして、9人が1時間ずつ12カ月ということで計算させていただいております。15分につき50円の延長保育料がかかるんですけれども、30分延長して100円になるものを、9人で100円で12カ月、おおよそということで、1万円ということで今回は計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長 続いて、柴崎課長、お願いします。

○高齢者福祉課長 129ページの乳酸飲料の関係についてお答えを申し上げます。

橋本委員からは、確かにいろいろなサービスがある中で、重複したサービスによって見守りを行っていたほうが安心ではないかというお話がございましたが、実際に、当然安心という部分では、おっしゃるとおりいろいろなサービスで見守っていくというのが、安心感には当然つながるかと思っております。

しかしながら、先ほど田中委員に対するお答えでも申し上げたとおり、今後、独り暮らしの高齢者の方もどんどん増えていく、今も増えているわけですけれども、ますます増加していくことが予想される中で、今、例えば緊急通報装置等を使っている方ですとか、あとはデイサービス、ヘルパーなどの介護サービスを使っている、実質的に見守りが確保されている方に対して、そういった方もいる中で、真にサービスを必要とする方にサービスを提供するために、今回こういった重複利用ですとか、ほかの見守りが確保されている方につきましては見直しをして、対象から外させていただくということで考えておるところでございます。

乳酸飲料の利用者でございますけれども、現在のところ、本年2月1日現在で、実利用者数が389人となっております。

実績でございますけれども、通常、週2回の配達の中で、結果的にはいらっしゃらなくて、安否確認をした結果、外出している方ですとか、たまたまそのとき外出等で不在だった方ということで、連絡をいただいた中でそういった確認ができた方が令和3年度2月末時点で9回そういったものがございました。

利用者の声ですけれども、利用者の方からは、当然そのサービスを受けているわけですので、こういったサービスというところで、ありがたいというようなお答えをいただいていることも多いわけですけれども、実質的な見守りが確保されている方につきましては、今回の見直しにおいて、どうしてもサービスの重複利用ですとか、そういった方につきましては、先ほど申し上げたとおり今回対象から除かせていただいて、そのような見直しをしていきたいというところがございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 最後に、五十嵐所長、お願いします。

○保健センター所長 それでは、155ページの◎成人保健費の中の18節骨髄移植ドナー助成金、このご質疑にお答え申し上げます。

骨髄、末梢血管細胞の提供者の経済的負担の軽減を図ることにより、ドナー登録者の参加促進、また移植の円滑な実施ということを目的としている事業でございます。予算の積算につきましては、ドナーとなられる方につきましては、1日当たり2万円掛ける7日間、この7日間を限度といたしまして、今回の積算につきましては14万円、ドナーの方に対しまして積算しております。

加えて、ドナーの方がお勤めしているお勤め先を休まなければならないということもございますので、事業所様への支援といたしまして、1日当たりの1万円掛ける最大7日間ということで、1人の方がドナーとしてご協力いただいたときには、事業所に対して7万円、合わせて21万円を今回措置させていただいております。

ちなみに、令和3年度の実績はございませんでした。今の現状におきましてはございません。

令和2年度に1件、そのドナーの方のみに対しまして6日間、12万円を助成した実績がございます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

橋本委員。

○3番 橋本委員 ありがとうございます。

いきいき・元気サポートに関しましては、後ほどよろしく申し上げます。

私、その利用者が、ボランティアの方にお支払いする、お支払いした中から手数料を頂くと、常日頃疑問を感じていまして、利用者が直接的に事務手数料を払うのがいいのかと思っていますので、その辺の分析をしたいので、ぜひ資料をお願いいたします。

延長保育に関しましては、すごく安い負担で延長保育ができていたんだなど。また、この範囲で例年済んでいるということでしょうから、理解できましたので、ありがとうございます。

また、乳酸飲料につきましては、実質的な見守りの物差しというルールが、非常に難しいと思います。見守る方が、例えば1キロ以内であればいいとか、2キロ以内であればいい

とか、何百メートル以内とか、同じ敷地内とかというように、いろいろな条件も、またその人たちの状況にもいろいろよると思うので、その辺の判断が難しいと思いますし、その辺がトラブルの元にならなければいいなと思いますので、いろいろ調査研究をしてやっていただければなと思うんですけれども、また、緊急通報サービスに関しましては、意識とかがなくなったら押せなくなってしまいますので、そういうところもどうなのかとっております。

また、回数に関しては、2回ということでしたけれども、たしか以前は3回だったのを2回に削っているというところもありますので、非常に高齢者にとって、また、見守れない家族にとっても、非常にありがたい制度かと思っておりますので、その辺を考慮しながら事業を推進していただければと思います。

ドナーにつきましては理解できました。思ってたのほか助成していただけるんだなということで理解しましたけれども、これがもっともっと告知されて、ドナーが増えるといいなと思われましたので、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

○委員長 分かりました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

午後 1時 58分 休憩

---

午後 2時 08分 再開

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### △議案第6号の質疑続行

○委員長 それでは、次の質疑のある方は挙手をお願いいたします。

田中委員。

○4番 田中委員 2点ほどお願いいたします。1つずつがいいかな。いいですか。

歳出の155ページをお願いいたします。

説明の上のほうです。母子保健費のところ、18節です。こちらの不妊検査・治療費助成金ということで計上していただいております。これは、周知のとおり、不妊治療の保険適用が来年度の4月から始まるところでございますが、それにおいても、行田市として県から助成も頂きながら、不妊検査の治療費助成金というこの制度を残しておいてくださっていることを、大変ありがたいことだと思うんですが、私も勉強不足で分かりませんので、保険適

用外のところの市の制度として残して差し上げていることだと思いますので、切り分けというか、こういうところでこちらの事業があるというところを教えていただければなと思います。

では、もう1つ。

同じ155ページの感染症予防費のところの12節で、上から2行目になると思うんですが、予防接種委託料ということで、今回、国の方針もシフトされ、子宮頸がんワクチンの事業が広く積極的勧奨再開ということになったかと思ひまして、議会でも取り上げさせていただきましたが、正しくというか、きちんと措置していただくというところで、新規事業としても対応のところで計上していただくようなことになっておりますので、大変うれしく思っております。

それで、私の聞きたいところですが、キャッチアップということで、積極的勧奨がなされていなかったときに情報が受けられず、接種できなかったという方に、全世代というか、その方たちにキャッチアップということで、本市でも個別のご案内をして差し上げるということをお伺いしておりますので、ほかの小学校6年生から高校1年生までは、順次必要に応じてご案内ということになるかと思うんですが、こちらの方々へのキャッチアップの時期、どこら辺で発送などされるかというところと、あと、関心事でも、広く国民の関心事だと思いますので、こういったところのそういった方たちも措置されるんですよということで、市報など、そういったものの周知のお考えがあるかどうか、こちらの場所を使わせていただいて質問させていただきます。

○委員長 五十嵐所長、お願いします。

○保健センター所長 それでは、お答え申し上げます。

まず、不妊治療の医療費助成ということで、保険適用とのすみ分けですけれども、この点につきましては、申し訳ございません、今、検討中というところでございます。

それと、もう一点、子宮頸がんワクチンのキャッチアップの部分でございますが、こちらについての詳細は、現状まだ国からの通知がございません。ただ、4月以降3年間という時間限的なものでございますので、具体的な通知が参り次第、適切に対応してまいりたいと考えております。

周知につきましては、もちろん市報、ホームページ、行田市が持つ広報媒体で周知をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長 田中委員。

○4番 田中委員 ありがとうございます。

そうだったんですね。不妊のこの事業は、残しておいていただくということ自体、大変ありがたいことだと思うんですが、今、検討中というところで、そうしましたら、ぜひ要望ということで聞いておいていただけたらと思うんですが、やっぱり回数ですとか、私も、ここですぐに資料を持たなくて申し訳ないんですが、適用の保険という手もあるかと思うので、その回数ですとか、例えば年齢の制限もあるかと思うんです。そこで、行田市は本当に少子化に対してこのような応援をしているというところで、威勢でもいいので、例えば応援助成をして差し上げるとか、そのような市民の思いに、今のニーズに応える形で、不妊に悩む人は5人に1人とされているところでございますので、ぜひぜひお願いできたらの要望とさせていただきます。

子宮頸がんは分かりましたので、ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、次の質疑のある方は挙手をお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 私からは、何点か、老人福祉関係、福祉課関係、それから保健センター関係、まとめてお願いしたいと思うんですけれども、順次申し上げます。

まず、これは129ページです。

老人クラブ補助金ですけれども、昨年と比べて24万円ほど削減となっています。理由をお聞きしたいんですけれども、老人クラブ自体の活動が細っているのか、対象団体、人数等が小さくなっているのかという懸念があるんですが、理由をお聞かせいただきたい。

2点目ですけれども、同じく129ページの老人福祉センター施設費、こちらに関わってですけれども、昨年も永寿荘では、たしか消防設備の関係だったかと思うんですが、不具合があって、一時期休館になっていた。あるいは南河原荘ではお風呂のボイラーが壊れてしまったとか、利用施設も老朽化が、古いものですから大変なようですけれども、このメンテナンス、現状ではどうやっているのか。

指定管理をしておりますので、この指定管理料の中に、きちっと設備の定期点検ですとか入っているのかどうか。その点、現状とこの予算での反映状況というのをお聞かせいただきたい。

次が、131ページの総合福祉会館運営費ですけれども、こちらの指定管理料が、昨年比で540万4,000円増ということで、主に燃料費、人件費とありますけれども、人件費は、これは人員増を図るということでの予算取りなのか、もう少し詳細をお聞かせいただければと。

次が、147ページの新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業、これは福祉課でよろしかったでしょうか。

これは、何人の利用を見込んで積算されているのか。これはたしか国庫の100%補助の事業かと思うんですが、仮に今、第6波、大きな波がまだまだ高いようですが、不足の場合、補正で増額とか可能なのか。国のその辺の動向といったものが、現在分かっていたら教えていただきたい。

そして、最後になりますけれども、155ページの母子保健費、今年度新規事業で、新生児聴覚検査助成金が、これはなくなっているのかな。妊婦健診助成金と統合されて検診費助成金になった。こう私は理解してみたんですが、それでいいのかの確認です。

すみません、それからもう1つ追加で、先ほど来の、午前中ですか、自宅療養者生活支援事業委託料の関係で、想定している委託先はどちらなのか。これを教えてください。

以上です。

よろしく願いいたします。

○委員長 それでは、答弁を。

柴崎課長、お願いします。

○高齢者福祉課長 まずは、129ページの老人福祉費、18節の老人クラブ補助金、こちらの前年度比でマイナスとなっているところの理由、クラブ数、会員数の減ですとか、そういったところと関係しているのかというご質問だったと思います。

老人クラブの補助金の減額理由でございますけれども、単位老人クラブの解散によって、クラブ数が令和3年度の予算編成時の57クラブから、現在49クラブに減少しております。

その他、理由としては、単位クラブの解散に伴うことで同じですけれども、それに伴ってクラブ数も減っておりますので、会員数も減っている。そういったところが理由でございます。

続きまして、永寿荘の消防設備ですとか、あとは南河原荘のお風呂のボイラーの関係、そういったところが壊れて、永寿荘については臨時休館を余儀なくされたというところもございまして、メンテナンスはどのように行っているのかというところでございますが、老人福祉センターの保守点検等につきましては、指定管理者であります社会福祉協議会が、業者委

託によりまして、保守点検を適正に実施しておるところでございます。

点検によりまして不具合が発見された場合には、指定管理者が委託業者からその結果の報告を受けたりですとか、状況の説明を受けたり、そういったことをする中で、軽微な修繕については指定管理者で対応。そのほかの大規模修繕については市が対応しているということでございます。通常の保守点検につきましては、指定管理者で、指定管理料の中で対応しておるところでございます。

以上でございます。

○委員長 続いて、藤倉副参事、お願いします。

○健康福祉部副参事 総合福祉会館の指定管理料の中の人員に関してでございますが、こちらに関して、人員の増はございません。

続きまして、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の関係でございますが、こちらで見込んであるものとしたしましては、99件分を見込んでおります。

こちらの第6波の関係で増額等ができるのかということに関してですけれども、こちらでこの予算を計上したときには、3月31日までの申請期限でございますが、それに関して、それに合った方が3カ月間もらえるものですから、4、5、6月の間に支給するものの額を見込んでおまして、その方々が99件ということに見積もっております。

実は、先週の25日付で国の通知が出まして、こちらの自立支援金に関しまして、受付が6月30日までできるというように通知が出ました。しかしながら、こちらに関しての、支給する金銭に関しての交付金関係の通知等がまだ出ていないので、そこははっきりしないのですが、またそれがあつたら、これも計算し直して、措置、計上していくようになると思います。

ただ、こちら、まだ通知が来ていないので、何とも言えないのですが、以上でございます。

○委員長 五十嵐所長、お願いします。

○保健センター所長 それでは、155ページ、これは母子保健費の検診費助成金の質疑にお答え申し上げます。

この検診費助成金につきましては、これまでの妊婦健康診査、新生児聴覚検査、この2つの助成金を、来年度からの産後健診検査費助成金の創設に伴いまして、整理・統合させていただき、検診費助成金とさせていただいたものでございます。

続きまして、151ページの関連、自宅療養者支援に関するご質疑でございますが、委託先ということでございますが、委託する事業につきましては、買物代行とごみ出し代行ということで、想定している委託先につきましては、新年度に改めて委託業者を選定することになる

ものと考えております。

ただ、現状、3年度につきまして、参考までに申し上げますと、今年度におきましては、株式会社サンワックスに委託しております。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

総合福祉会館の運営費についてですけれども、そうすると、540万円という額からすると、その大半が燃料費の高騰によるものという理解でよろしいのか、改めて確認したい。

それと、自宅療養者の生活支援の事業委託ですけれども、もちろん新年度で契約でしょうけれども、契約方法はどんな形でやることになるのか。買物とごみ出しを分けるのか、一緒なのか。もうちょっとご説明をお願いします。

○委員長 藤倉副参事。

○健康福祉部副参事 申し上げます。

燃料費が主なのかということですが、半分以上は燃料費、灯油が大体250万円強で、あとはガスとかもございますので、燃料費が多いということになっております。

以上でございます。

○委員長 五十嵐所長、お願いします。

○保健センター所長 ごみ出し代行、買物代行につきまして、分けるかどうかというところですが、今年度につきましては、1つの業者様に、この2つの業務を委託させていただいております。新年度につきましても、各業者様に相談して業者選定ということになるかと思いますが、2つ一緒に委託できればと考えております。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか、質疑ございますでしょうか。

村田委員。

○2番 村田委員 すみません、続けてになります。

そうしましたら、保険年金課関係でまとめて伺いたいと思うんですけれども、まず、127ページ、重度心身障害者医療支給費の関係ですが、審査支払手数料、これ、増額になっていきますけれども、これは、現物給付化によるのが原因なのかな。その点をお願いします。

次に、131ページ、国民年金事務費、この中で、職員給与と2番の一般職の給与、それから

4番の一般職共済組合負担金、これは両方で200万円ほど減額になっているようではございますけれども、職員数は変わらないということではございますけれども、これは何か、制度上の変更か何かがあったのか、その点を、理由ですね。お聞かせください。

3つ目ではございますけれども、同じページの国民健康保険事業費、ここの中では、消えてしまった事業ではございますけれども、県の土建建設国保組合、こちらに対して、2団体に対して補助金がずっと出ていて、今年度補助金が半額となり、次年度ゼロという予算としてあるようではございますけれども、当該2組合にはどのような説明をされているのか。そして、相手方の組合は、想像するにあまりいい反応ではないと思うんですが、どういうやり取りになっているのか。そのところを説明していただきたい。

それから、137ページの子ども医療支給費の子ども医療扶助費、これも保険年金課でよろしいのかと思うんですが、違うようでしたら担当課でお答えをお願いしたいんですけれども、ここが1,000万円ほどの減額ですよ、今年度と比較の中で。これは、いわゆる現物給付化による貸与期間重複者の分がひとり親に移るので、減額。こういう理解でよろしいのか、そこをお聞かせください。

以上です。

○委員長 内山課長、答弁よろしく申し上げます。

○保険年金課長 では、お答えいたします。

まず、127ページの中ほどにあります重度心身障害者医療支給費の中の、審査支払手数料などの増額は、現物給付化によるものなのかというご質問ではございますけれども、4月から11月までの8カ月間は、過去の実績を基に積算しまして、12月から翌3月分は、新型コロナウイルスの影響を受けていない令和元年度の実績に基づいて、県内現物化及びその波及増です。並びに後期高齢者の現物化を見込んだものでございます。

続きまして、131ページの国民年金事務費の関係で、200万円ほど減額となっているが、制度上の変更なのかというご質問ではございますけれども、人数は4人で変わらずに、制度上の変更はございません。この4人の中の2名の人事異動に伴う人件費の差額になります。

続きまして、同じページで、国民健康保険事業費の中で、令和3年度までございました県土建建設国保組合補助金がございますが、当該組合にはどのように説明しているのかというご質問ではございますけれども、埼玉土建国保組合及び埼玉県建設国保組合に対する補助金を出しております。両組合が実施しております健康診断等の事業に対しまして、本市の住民である加入被保険者1人当たり、令和2年度までは250円、令和3年度には半額の125円を補助して

おりました。ですが、令和4年度をもちまして廃止とさせていただきます。

本補助金の廃止に当たりましては、令和3年度に半額、令和4年度に廃止という段階を措置することになったのでございますが、その間に、幾度となく協議を重ねてきまして、検討してきたものでございます。検討の結果につきましては、既にお伝えしているとおりでございますが、また改めてお伝え申し上げます。

まず、1としまして、国民健康保険税率改正です。令和2年度に4方式から2方式に方式を変えて、また、税率の改正をしたことによりまして、市民に増税という負担を強いている中、補助金の継続は市民の理解が得られないこと。

2としまして、特定の国民健康保険組合に限りまして補助していることは、公平性に欠けるということ。

3番目の理由としまして、団体の独自財源による自主運営が可能と考えられること等から、廃止に至ったものでございます。

続きまして、137ページの子ども医療支給費でございますが、子ども医療扶助費が1,000万円ほど減額になっている理由はということですが、また、何人分が減って、何人分を計上しているのかというご質問ですが、減額の主な理由としましては、子ども医療費とひとり親家庭等医療費の複数の受給資格があるひとり親家庭等に属する子どもにつきましては、ひとり親家庭等医療費を優先させるために、900人がひとり親医療費に移りまして、子ども医療費の人数がその分減りました。移る前が1万900人、移った後が1万人と見込んだ結果でございます。

今までは、このひとり親のお子さんは、子ども医療費で扱わせていただいております。

以上になります。

○委員長 ありがとうございます。

村田委員。

○2番 村田委員 ありがとうございます。

人件費の関係も分かりました。

国民健康保険事業費の補助金の関係ですけれども、大きく3つの廃止する理由を、言われましたけれども、その中で、1つだけ私が聞いている事実といたしますか、認識と違うなと思ったのは、団体の自主運営が可能というところですが、決算書ですとかを精査されたとも聞いておるんですけれども、その決算書類に表れているのは、お金の流れ、事業が流れている中での一断面を切り取っての、そういう数字ということで、非常に実際の運営は厳し

い。

そういう中で、健康事業ですとか、仕事柄、アスベストによるがんの危険ということ、それらの検診率を高めていこうという、市が一生懸命受診率を上げる、その努力を、事業者としても国保組合としても自主的に一生懸命頑張っているわけで、そうした点は、やっぱりしっかり評価してあげる必要があるのではないかと思うんですが、これは、今後に向けてということで、私が今、申し上げましたような観点から、改めて見直しですとかそういうものというのは、今後に向かっては考えられるのでしょうか。その辺のお考えをお聞かせいただければと思うんですが。

○委員長 内山課長、お願いします。

○保険年金課長 お答え申し上げます。

先ほど申し上げました3つの理由によりまして、今、委員がおっしゃったように、別事業もございしますが、別事業に対する新たな補助金も困難と考えております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか、質疑があればお願いします。

村田委員。

○2番 村田委員 それでは、子ども未来関係になるかと思うんですが、幾つかまとめて質疑させていただきます。

135ページの、これは児童福祉一般管理費になりますけれども、12節の病児・病後児保育事業委託料ですけれども、小学校6年生まで対象を拡大、こういう説明だったかと思うんですが、これ、予算額が逆に500万円ほど減額になっているわけですが、見込みの人数ですとか積算はどのようにされているのか、減額の理由についてお教えてください。

2点目は、18節の6番目保育サービス支援事業費補助金について、こちらがやっぱり5,000万円減額になっているんですけれども、これは、人数減だけでしょうか。実績、あるいは人数減、どういう理由なのか。制度改正等あるのかお聞かせください。

次に、同じ18節の一時預かり事業費補助金ですけれども、これは、逆に500万円ほど大幅の増額になっているんですけれども、これは、要因はどのようなものを見込んでのこういう金額となっているのかです。

重ねて質問してしまいますけれども、本会議の質疑の中で、コロナの影響によって保育園が休園になったりした場合、そうした一時預かりは、この事業の対象とはしていないという

答弁で、新年度もそういうことのようにですけども、実際にそうしたニーズというのは、市民の方から市は聞いていないのか。こうしたところも対象に入れて、事業自体に支障はないと思われまして、何か対象を広げない、広げられない理由みたいなものがあるとか、その辺の事業があるのでしたら、併せてお聞かせください。

最後です。

同じ18節の幼稚園副食費、それから保育対策総合支援事業費の各補助金、これ、両方とも次年度大幅な減額ですけども、減額というのは非常に気になるところでございまして、対象者が減るということでしたら自然減ということで、それはそれとして理解するんですけども、そういうわけで、この積算の根拠といいますか、見込んでいる人数ですとか、その辺のことをお教えください。

○委員長 上野課長、お願いします。

○子ども未来課長 順次お答えいたします。

まず、1点目の病児・病後児保育事業委託料の件でございますが、この委託料の積算につきましては、国の補助金であります子ども・子育て支援交付金の補助基準額をベースとして、基本分である運営費に、加算額であります延べ利用人数に応じた基準額を加えて積算しております。

これまで加算分の利用人数の補助基準額について、平成28年度利用人数であります811人を目安としまして、800人以上というくくりの枠で算出しておりました。しかしながら、利用人数の減少が進んでおりますことから、病児保育所の委託先法人と調整をさせていただきまして、新型コロナウイルスが流行する前の令和元年度利用人数でございます381人を目安とした補助基準額を適用させていただいたため、委託料が減額となったものでございます。

ちなみにですけども、減額幅は473万8,000円という形になってございます。こちらにつきましては、もともとの運営費、ベースになる部分ですけども、こちらが国の基準額ですと、利用者が300人からという枠でございますと1,104万1,000円、これが今までですと800人の枠でしたので、ここだけでもう1,517万8,000円という枠で、実態と乖離、大分離れてしまいましたので、委託先法人とちゃんと調整させていただいて、ご納得いただいた上で、今回、実情に合わせた額に減額させていただいたという事情がございまして。

続きまして、2点目の保育サービス事業費補助金が大分減額なのではないかということですが、こちらにつきましては、減額幅は264万円、今回は3,552万円ですが、令和3年度は3,816万円を予算を立てさせていただいたところでございまして、減額幅は264万円ござい

ます。

こちらにつきましては、埼玉県の安心・元気！保育サービス支援事業を実施する保育所に対しまして、補助金を交付するものでございまして、事業内容としましては、1歳児担当保育士雇用費、乳児途中入所促進事業費、障害児保育事業費、アレルギー等対応特別給食提供事業と4つあったんですけれども、このうちアレルギー等対応特別給食提供事業につきましては、令和2年4月から公定価格内の栄養管理加算が拡充されたことに伴いまして、令和3年度から廃止となってございました。これに伴いまして、アレルギー等対応特別給食提供事業の予算措置が不要となったものでございまして、予算が減額になってございます。

ちなみにですが、こちらの分が5万円掛ける12カ月掛ける6施設で360万円という、今まで予算措置をしてございましたが、この部分はもうなくなったというところでございます。

続きまして、3点目の一時預かり事業費補助金、こちらは増額させていただいておりますけれども、この内容でございますが、この一時預かり事業につきましては、日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった乳幼児を、保育所などで一時的に預かる事業となっております。予算の増額の理由につきましては、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所その他の場所で一時的に預かり必要な保護を行う一般型を実施する施設が1園増加したことと、保育所などにおいて、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時的に預かり事業として受け入れる余裕活用型の予算要求を追加させていただいたこと、さらに、幼稚園、認定こども園に在籍している園児を主な対象としまして、教育時間の前後、または長期休業日などに預かり、必要な保護を行う幼稚園I型という制度の預かり保育の事業費を精査したことにより、利用人数が増加見込みとなったもので、予算額が増額となっております。

続きまして、新型コロナの感染の影響で、保育園が休園等になった場合の子どもの預かり保育についてですが、これは実際に行っていないのですけれども、そうしたニーズは聞いていないのかどうかということと、本事業対象者を広げて、その受皿にしたらいかがかというご質問だったと承知しているんですが、新型コロナウイルスが感染拡大している中におきましても、保育園などにつきましては、保護者が働いておりまして、家に1人であることができない年齢の子どもが利用するものであることから、原則として引き続き開所をお願いしております。

やむを得ず保育園を一部または全部休園する場合につきましては、もう既に園児の多くが濃厚接触者になってしまっているから、休園なり一部休園となっている状態でございます、

濃厚接触者の方につきましては、健康観察期間中は自宅での待機ということになってございますので、一時預かり保育の利用はそもそもできないという形になってしまいます。

休園措置した園の保護者様から、一時預かり保育の利用はできないのかということ、1件担当で承知しているんですけども、この場合は、お子様が濃厚接触者であるということでしたので、大変恐縮ですけれどもということで、自宅での健康観察が必要ですので、一時預かりというものは、こちらは使えませんよということでご案内したところでございます。

ですので、今のところ、新型コロナの保育園が休園になってしまった場合に、この一時預かりをとすることは想定していないというところでございます。

最後に、幼稚園の副食費補助金、あと、保育対策総合支援事業費補助金が、こちらは減額させていただいておるんですけども、この利用についてでございますけれども、幼稚園副食費補助金と、この保育対策総合支援事業費補助金は、お見込みのとおり実績に基づいて積算させていただいたものでございます。ちなみに、幼稚園副食費補助金につきましては、昨年度の幼稚園副食費補助の対象は、4月から8月までで71人、9月から3月は77人ございまして、今年度、4月から8月までは66人となってございました。令和3年度は補助額3,500円で、月当たり120人の利用があつて、これが12カ月で504万円ということで、令和3年度予算計上させていただいたんですけども、今回の予算におきましては、補助額が実績に基づきまして3,000円で、1月当たり100人、実績は今まで66人ですとか71人ですとか、100人を下回っておりますので、3年のときに120人に比べて20人減らして100人で、12カ月。それで、360万円ということで、実態に合わせて減額させていただいたというところがございます。

保育対策総合支援につきましては、こちらは保育士宿舍借り上げ支援事業と保育補助者雇上強化事業を実施する保育所などに補助金を交付するものでございまして、この保育士宿舍借り上げ支援事業の令和2年度の交付件数は2件で、令和3年度も2件となっております、これらの補助実績に基づきまして、今回の新年度当初予算につきましても2件と見込みまして、予算の積算をさせていただきました。

保育補助者雇上強化事業につきましては、令和2年度、令和3年度は実績がございませんでしたが、予算要求をするに当たりまして、各園に確認をしたところ、1つの保育園がこの事業を利用したいという確認が取れましたので、1保育園分の予算の積算をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長 村田委員。

○2番 村田委員 明快な答弁をありがとうございました。

よく分かりましたけれども、制度が非常に細かくて、私も整理をしていきたいと思うんですけれども、ありがとうございました。

1点だけ、一時預かりの関係、確かにもっともな話ではあるんですが、これは市レベルの問題ではないかとも思うんですが、どうもこのところといいますか、県の保健所の対応も相当厳しいようで、非常に指導が緩やかというか、大ざっぱなようですよね。濃厚接触者の定義というのも、随分、ある意味では安全のために広く見ているところもあるようにも聞こえておりますし、私、そうした厳密な衛生的な面での当否、的確かどうかという判断はできないけれども、現象として、その家族の方、保護者の方が仕事を休まなくてはいけなかったりとか、そういう実態が聞こえてくるものですから、この一時預かり事業の中で幅広くケアできないのかという思いでおったんですけれども、ぜひ問題意識として持っていただくことを要望とさせていただければと思います。

○委員長 それでは、そのほかまだ質疑がある方はいらっしゃいますか。

[発言する者なし]

○委員長 では、以上で質疑は終結とさせていただきたいと思います。

以上をもって、議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分について、全ての部署の質疑を終了いたしました。

---

#### △議案第6号の討論

○委員長 続いて、議案第6号についての討論及び採決を行います。

まず、討論のある方は挙手をお願いいたします。

村田委員。

○2番 村田委員 私からは、反対の立場での討論をさせていただきます。

福祉あるいは健康の各種事業、大変着実に実施をしていただいております。ありがとうございます。

しかしながら、個々に見ていきますと、例えば国保、あるいは介護の特別会計への一般財源の繰入れ、保険税・保険料引下げを図る努力、この点では、残念ながら十分な努力をされているとは見られない。そういうことから、市民の命と健康を守る予算としては、やはり十分とは言えない。したがって、反対とさせていただきます。

○委員長 これをもって討論を終結いたします。

---

△議案第6号の採決

○委員長 次に、採決いたします。

議案第6号 令和4年度行田市一般会計予算中、当委員会所管部分については、原案のとおり可決するに賛成の委員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数と認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決するに決しました。

以上で、当委員会に付託されました案件の審査を終了いたします。

なお、お諮りいたします。当委員会審査報告書及び委員長報告の作成等につきましては、ご一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 ご異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、委員長報告の読み合わせについては、最終日、18日の午前8時30分から第2委員会室で行いますので、委員各位は時間までにご参集願います。

---

△閉会の宣告

○委員長 以上をもって、健康福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 2時 59分 閉会

---

行田市議会委員会条例第30条第1項の規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員会委員長      野   本   翔   平